青森県国土強靱化地域計画

～　命と暮らしを守る青森県　～

令和４年４月

青森県

青森県国土強靱化地域計画（令和４年４月）　目次

第１章 計画策定の趣旨・位置付け ..... － 1 －

１． 計画策定の趣旨 ..... - 1 -
２． 計画の位置付け ..... - 1 -
３． 計画期間 ..... - 2 -

第２章 基本的な考え方 ..... － 2 －

１． 基本目標 ..... - 2 -
２． 事前に備えるべき目標 ..... - 2 -
３． 基本的な方針 ..... - 2 -
（１） 青森県の国土強靱化に向けた取組姿勢 ..... - 3 -
（２） 適切な施策の組み合わせ ..... - 3 -
（３） 効率的な施策の推進 ..... - 3 -
（４） 青森県の地域特性を踏まえた施策の推進 ..... - 3 -

第３章 想定するリスク ..... － 3 －

１． 青森県の地域特性 ..... - 3 -
（１） 自然環境 ..... - 3 -
（２） 社会経済基盤等 ..... - 4 -
（３） 人口 ..... - 5 -
２． 対象とする自然災害 ..... - 6 -
（１） 地震・津波 ..... - 6 -
（２） 風水害 ..... - 7 -
（３） 豪雪災害 ..... - 9 -
（４） 火山噴火 ..... - 9 -
３． リスクシナリオ ..... - 10 -

第４章 脆弱性評価 ..... － 11 －

１． 脆弱性評価の考え方 ..... - 11 -
２． 脆弱性評価の実施手順 ..... - 12 -

第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策 ..... － 12 －

１． 対応方策とりまとめの考え方 ..... - 12 -
２． リスクシナリオごとの対応方策 ..... - 12 -
３． 施策の重点化 ..... - 12 -

第６章 計画の推進 ..... － 13 －

１． 計画の推進 ..... - 13 -
２． 計画の進捗管理 ..... - 13 -
３． 他の計画等の見直し ..... - 13 -

【第５章　２．リスクシナリオごとの対応方策（別掲)】

（目次）（概要 1~26）（全文 27～222）

【(資料１）対応方策に係る役割分担一覧表】

【(資料２）青森県国土強靱化地域計画に関連する主な事業】

第１章 計画策定の趣旨・位置付け

１． 計画策定の趣旨

○　東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的、計画的に実施することを目的として、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定された。

政府においては、基本法に基づき、平成 26 年 6 月に国土強靱化に係る他の計画の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、今後の大規模自然災害に備え、強靱な国土づくりに向けた施策を推進してきた。

また、平成 30 年 12 月には、大規模地震の発生確率の増加や異常気象の頻発・激甚化等の我が国の現状を踏まえ、国土強靱化の取組を加速化・深化する必要があるとし、近年の災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を受けた基本計画の変更が行われたところである。

○　県では、基本法の趣旨を踏まえ、平成 29 年 3 月に「青森県国土強靱化地域計画」の策定をし、令和元年 8 月に追補版の策定を行ってきたところであるが、令和 4 年 3 月に計画期間が満了となるため、新たな５か年計画として見直しを行ったものである。

なお、見直しに当たっては、令和２年 12 月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策（123 対策）」の趣旨を踏まえ、従前の地域計画に記載されていない県の取組を追加した。

今後も、本計画に基づき、「命と暮らしを守る青森県」づくりの一層の推進を図るものである。

２． 計画の位置付け

○　本計画は、基本法に基づく計画であり、「青森県基本計画　『選ばれる青森』への挑戦」等の計画について、国土強靱化に係る事項を補完し、その着実な推進を図るための指針となるものである。

○　基本法では、国土強靱化地域計画は国の基本計画との調和を保たれたものでな

ければならないとされており、本計画の目標等については、基本計画を踏まえて設定した。

３． 計画期間

○　社会経済情勢等の変化に対応し、計画の実効性を確保する観点から、令和４年度から令和８年度までの概ね５年間とする。

第２章 基本的な考え方

１． 基本目標

○　青森県における国土強靭化の取組を推進する上での「基本目標」を次のとおり設定した。

①　人命の保護が最大限図られること ②　県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること ③　県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④　迅速な復旧・復興

２． 事前に備えるべき目標

○　「基本目標」を達成するために必要となる、「事前に備えるべき目標」を次のとおり設定した。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも ①　直接死を最大限防ぐこと ②　救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること ③　必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保すること ④　経済活動を機能不全に陥らせないこと ⑤　必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること ⑥　重大な二次災害を発生させないこと ⑦　地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で再建・回復できる条件を整備すること

３． 基本的な方針

○　青森県における国土強靭化の取組を推進する上での「基本的な方針」を次のとおり設定した。

（１）青森県の国土強靱化に向けた取組姿勢

① 国・県・市町村等との一層の連携強化を図るとともに、県民等への情報提供・避難体制の強化等を推進すること
② 東日本大震災の経験や人口減少問題など幅広い観点から検討すること
③ 災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力の向上につなげること
④ 青森県の社会経済システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること

（２）適切な施策の組み合わせ

① ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせること
② 自助・共助・公助を適切に組み合わせること
③ 非常時のみならず平時にも有効活用できる対策とすること

（３）効率的な施策の推進

① 人口減少等に起因する需要の変化等を踏まえた、効果的で効率的な施策の推進を図ること
② 国の施策、既存の社会資本、民間資金の活用を図ること

（４）青森県の地域特性を踏まえた施策の推進

① 「青森県基本計画　『選ばれる青森』への挑戦」との調和を図ること
② 青森県の地域特性を踏まえるとともに強みを生かした施策の推進を図ること
③ 寒冷多雪地域であることを踏まえ、冬期間における災害発生への対応を念頭に置いた対策とすること

第３章 想定するリスク

１． 青森県の地域特性

（１）自然環境

【位置】

○ 本州の最北端
○ 太平洋、日本海、津軽海峡に面する

【地勢】

○ 奥羽山脈の北端部が八甲田山系となって県内を二分し、西側に津軽地方、東側に三八、上北地方を形成

○　上北地方から北側に下北半島がまさかり状となって突き出す
○　県土の半分が山地・火山地、3 分の 1 が平地

【気候】
○　海域や地形が複雑なことから、地域的に気候特性に大きな違い
○　冬は、津軽地方で多雪、三八地方で乾燥晴天
○　夏は、偏東風（ヤマセ）のため太平洋側で低温・多湿
○　県内全域にわたり積雪寒冷地に属している

【河川】
○　一級水系 133 河川（岩木川、馬淵川、高瀬川）
○　二級水系 157 河川（堤川、奥入瀬川、新井田川　等）

【活火山】
○　岩木山、八甲田山、恐山、十和田

【主な活断層】
○　津軽山地西縁断層帯
・　津軽山地西縁断層帯北部（五所川原市飯詰～青森市浪岡銀　約 16 ㎞）
・　津軽山地西縁断層帯南部（青森市西部～平川市　約 23 ㎞）
○　野辺地断層帯（東北町添ノ沢～七戸町　約 12 ㎞）
○　折爪断層（五戸町倉石中市～名久井岳東麓～岩手県葛巻町　最大 47 ㎞）
○　入内断層（青森市入内～沖館　約 15 ㎞）
○　青森湾西断層（青森市新城天田内　～　蓬田村南西部　約 16 ㎞）

（2）社会経済基盤等

【道路】
○　高速道路（東北縦貫自動車道（弘前線・八戸線））
○　国管理道路（国道 4 号、7 号、45 号、101 号（一部）、104 号（一部））
○　県管理道路（国道 101 号（一部）、102 号、103 号、104 号（一部）、279 号、280 号、282 号、338 号、339 号、340 号、394 号、454 号、主要地方道八戸階上線外 231 路線）
○　有料道路（みちのく有料道路、第二みちのく有料道路、青森空港有料道路）
※　整備中の主要幹線道路（上北自動車道、津軽自動車道、下北半島縦貫道路）

【鉄道】
○　JR 東北新幹線、JR 北海道新幹線
○　青い森鉄道線、JR 奥羽本線、JR 大湊線、JR 五能線、JR 津軽線、JR 八戸線

○　弘南鉄道（弘南線、大鰐線）、津軽鉄道、八戸臨海鉄道

【港湾・海運】

○　重要港湾（青森、八戸、むつ小川原）

○　地方港湾（大湊、小湊、野辺地、川内、大間、尻屋岬、津軽、深浦、子の口、休屋、仏ケ浦）

○　定期航路（青森～函館間、大間～函館間、八戸～苫小牧間、蟹田～脇野沢間、青森～佐井間）

【空港】

○　青森空港、三沢空港

【エネルギー関連施設】

○　石油コンビナート（青森地区、八戸地区、むつ小川原地区（国家石油備蓄基地））

○　風力発電施設、大規模太陽光発電施設の立地

○　原子力発電所、原子燃料サイクル施設等の立地

（３）人口

【総人口・男女別人口】

区　分	H27 国勢調査	R02 国勢調査	増　減
総人口	1,308,265 人	1,237,984 人	△70,281 人
うち男性	614,694 人	583,402 人	△31,292 人
うち女性	693,571 人	654,582 人	△38,989 人

【年齢３区分別人口】

区　分	H27 国勢調査	R02 国勢調査	増　減
年少人口（14 歳以下）	148,208 人	129,112 人	△19,096 人
生産年齢人口（15～64 歳）	757,867 人	676,167 人	△81,700 人
老年人口（65 歳以上）	390,940 人	412,943 人	22,003 人

【世帯数】

H27 国勢調査	R02 国勢調査	増　減
510,945 世帯	511,526 世帯	581 世帯

【将来推計人口】(まち・ひと・しごと創生青森県長期人口ビジョン 2020 改定版)

区　分	2040 年	2080 年
国推計値	90.9 万人	(※1)　40.4 万人
青森県長期人口ビジョン推計値(※2)	96.2 万人	71.6 万人

※1　青森県による推計値

※2　社会減対策、自然減対策を進め一定の仮定を実現した場合の値

2．　対象とする自然災害

○　国民生活及び国民経済に大きな影響を及ぼすリスクについては、ひとたび大規模な自然災害が発生すれば、広域な範囲に甚大な被害をもたらす可能性があることから、国の基本計画においては、大規模自然災害を対象としている。

○　青森県においても、国土強靭化基本計画と同様に「大規模自然災害」を「想定するリスク」として設定する。

○　「起きてはならない最悪の事態（以下「リスクシナリオ」という。)」の設定に当たっては、これまで本県において発生した災害による被害や、最新の被害想定調査の結果のほか、他都道府県における大規模自然災害の被害等を参考とするとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害の発生可能性についても配慮する。

　また、大規模自然災害に起因する二次災害についても対象とする。

○　参考として、これまで本県において発生した自然災害による被害等について、以下に掲載する。

（1）地震・津波

　甚大な被害が発生した過去の地震・津波としては、昭和 43 年十勝沖地震、昭和 58 年日本海中部地震、平成 6 年三陸はるか沖地震、平成 23 年東日本大震災があげられる。

　また、青森県周辺の太平洋沖合、日本海沖合、及び内陸直下の各々の領域に最大クラスの地震を想定し、人的被害及び建物被害等の調査を行っている。

【主な地震・津波災害】

災害名 （発生年月日）	震度等	死傷者	被害額
十勝沖地震 （S43.5.16）	マグニチュード　7.9 県内最大震度　5	死者　46 名 行方不明者　2 名 負傷者　671 名	470 億円
日本海中部地震 （S58.5.26）	マグニチュード　7.7 県内最大震度　5	死者　17 名 負傷者　25 名	518 億円
三陸はるか沖地震 （H6.12.28）	マグニチュード　7.5 県内最大震度　6	死者　3 名 負傷者　783 名	755 億円
東日本大震災 【東北地方太平洋沖地震】 （H23.3.11）	マグニチュード　9.0 県内最大震度　5 強	死者　3 名 行方不明者　1 名 負傷者　95 名	1,344 億円

【地震・津波被害想定調査】

名称	太平洋側海溝型地震 （H24・25）	日本海側海溝型地震 （H27）	内陸直下型地震 （H24・25）
Mw	9.0	7.9	6.7
考え方	昭和 43 年十勝沖地震及び平成 23 年東北地方太平洋沖地震の震源域を考慮し、青森県に最も大きな地震・津波の被害をもたらす震源モデルを設定	「日本海における大規模地震に関する調査検討会（国土交通省）」で設定された震源モデルのうち、「平成 26 年度津波浸水想定調査（青森県）」において採用した 4 つの断層を震源モデルとして設定	「青森湾西岸断層帯の活動性及び活動履歴調査(産業総合研究[2009])」により入内断層北に海底活断層が推定されたことから、震源モデルを設定
想定被害の概要	最大震度　7 死者数　約　25,000 人	最大震度　6 強 死者数　約　6,900 人	最大震度　7 死者数　約　2,900 人

（2）**風水害**

過去に発生した甚大な風水害としては、昭和 50 年、52 年の豪雨、平成 3 年の台風による災害があげられ、複数の死傷者を伴う甚大な被害を被った。

【主な風水害】

発生年月日	死傷者	被害額	特徴
S44.8.23～24 （台風 9 号）	死者　2 名 負傷者　5 名	82 億円	大雨による河川の氾濫等、県内全域の被害
S50.8.5～7 （大雨）	死者　22 名 負傷者　46 名	121 億円	大雨による旧岩木町百沢地区の土砂災害（死者 22 名）等の被害
S50.8.20 （大雨）	死者　1 名 負傷者　25 名	531 億円	大雨による洪水、土砂災害等の被害
S52.8.5 （大雨）	死者　11 名 負傷者　30 名	518 億円	津軽地方を中心に大雨による洪水、土砂災害等の被害
S56.8.21～23 （大雨・暴風）	死者　2 名 負傷者　8 名	492 億円	大雨・暴風により全県的に強風、洪水、土砂災害等の被害
S57.5.20～21 （大雨）		165 億円	大雨による三八地方における小河川の氾濫、土砂災害、冠水等の被害
S57.9.10～13 （台風第 18 号）	死者　1 名	277 億円	台風通過に伴う暴風、大雨による三八地方中心とした被害
S60.9.1 （台風第 13 号）		202 億円	降水量はほとんどなく、強風による被害
H2.9.17～20 （台風第 19 号）		154 億円	大雨、暴風による洪水、土砂災害等の被害
H2.10.26～27 （大雨・暴風）		200 億円	大雨、暴風による土砂災害等の被害
H3.9.28 （台風第 19 号）	死者　9 名 負傷者　255 名	1,129 億円	津軽を中心に急激に風が強まり、人的被害をはじめ、りんごの落果等の甚大な被害
H11.10.27 （大雨・暴風）	死者　1 名 行方不明者　1 名 負傷者　2 名	342 億円	三八地方を中心とした大雨・暴風による土砂災害等の被害
H16.9.8 （台風第 18 号）	負傷者　7 名	170 億円	暴風による人的被害や住家被害
H18.10.6～8 （大雨・暴風）	負傷者　1 名	178 億円	大雨・暴風による河川の氾濫等の被害
H25.9.16 （台風第 18 号）	負傷者　1 名	115 億円	大雨による岩木川や馬淵川等の河川の氾濫等の被害

（３）豪雪災害

青森県は、寒冷多雪地域であり、大雪、雪崩及び吹雪による人的、物的被害や交通障害が頻繁に発生している。

【近年における豪雪災害】

発生年月日	被害額	最深積雪 （青森市）
S59.1～3	119 億円	165cm
S60.1～3	89 億円	142cm
S61.1～3	101 億円	194cm
H13.1～3	137 億円	154cm
H17.1～3	129 億円	178cm
H24.1～4	109 億円	152cm
H25.1～4	106 億円	142cm

※　上記のほか、H24.2 には、国道 279 号（野辺地町～むつ市）において、豪雪により車両が立ち往生し、約 20 時間にわたり全面通行止めとなる事態が発生している。

（４）火山噴火

青森県には、恐山、八甲田山、岩木山及び十和田の４つの活火山があり、これらのうち噴火の文献記録があるのは、岩木山と十和田の２つの活火山である。

火山活動を 24 時間体制で監視している火山（常時観測火山）は、八甲田山、岩木山、十和田となっている。

【観測体制及び火山活動】

火山名	観測体制	火山活動
八甲田山	平成 28 年 12 月～ 常時観測	平成 25 年２月以降、大岳山頂直下付近が震源と推定される火山性地震が発生し、同年４月下旬から７月中旬にかけて増加したが、７月下旬以降は減少傾向となり、現在も火山性地震は少ない状態で推移

岩木山	平成 21 年 6 月～ 常時観測	火山活動に特段の変化はなく、静穏に経過しており、噴火の兆候は認められない。 平成 28 年 7 月 26 日の噴火警戒レベルの運用開始に併せて噴火予報発表。 （噴火警戒レベル１、活火山であることに留意）
十和田	平成 28 年 12 月～ 常時観測	十和田湖の中湖付近、深さ 5km を震源とする火山性地震が平成 28 年 7 月 22 日に 5 回、23 日に 16 回と一時的に増加したが、現在は火山性微動は観測されておらず、噴火の兆候は認められない。

3． リスクシナリオ

○　国の基本計画をもとに、青森県の地域特性を踏まえ、「事前に備えるべき目標」に沿って 35 のリスクシナリオを設定した。

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ		
1 直接死を最大限防ぐこと	1-1	◎	地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2	◎	大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-3	◎	異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫
	1-4	◎	火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生
	1-5	◎	暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生
	1-6	◎	情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること	2-1	◎	被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
	2-2	◎	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-3	◎	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態
	2-4	◎	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-5		想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（県外からの来訪客等）の発生・混乱
	2-6	◎	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-7		被災地における疾病・感染症等の大規模発生
	2-8	◎	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能と情	3-1	◎	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
	3-2		信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

報通信機能・情報サービスを確保すること	3-3		防災・災害対応に必要な通信インフラ及び情報サービスの麻痺・機能停止
4 経済活動を機能不全に陥らせないこと	4-1		サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞
	4-2		社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	4-3		石油コンビナート等の損壊、火災、爆発等
	4-4	◎	基幹的交通ネットワーク（陸上・海上・航空）の機能停止
	4-5	◎	食料等の安定供給の停滞
5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること	5-1	◎	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
	5-2	◎	上水道等の長期間にわたる機能停止
	5-3		汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	5-4		鉄道・幹線道路等の基幹インフラや地域交通ネットワークが分断する事態
	5-5	◎	防災インフラの長期間にわたる機能不全
6 重大な二次災害を発生させないこと	6-1		ため池、ダム、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	6-2		有害物質の大規模流出・拡散
	6-3	◎	原子力施設からの放射性物質の放出
	6-4	◎	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で再建・回復できる条件を整備すること	7-1		大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-2		道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-3		地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-4		風評被害等による地域経済等への甚大な影響

※◎：人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

第４章 脆弱性評価

１． 脆弱性評価の考え方

○ 大規模自然災害による被害を回避するための対策（施策）や、社会経済システムの現状のどこに問題があるかについて把握するため､「脆弱性評価」を行った。

２．　脆弱性評価の実施手順

○　リスクシナリオを回避するための施策を抽出し、その達成度や進捗を把握し、現状の脆弱性を総合的に分析・評価した。

○　現状で把握できるデータや施策の進捗状況等を踏まえて分析・評価を行った。

○　施策の達成度を示す「重要業績評価指標（ＫＰＩ）」を参考値として活用した。

第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策

１．　対応方策とりまとめの考え方

○　「脆弱性評価」の結果を踏まえ、今後必要となる取組・施策を検討し「対応方策」として整理した。

○　とりまとめに当たっては、「リスクシナリオ」ごとに「脆弱性評価」の結果と「対応方策」を対比して掲載した。

２．　リスクシナリオごとの対応方策

【別掲－概要（１～２６）、全文（２７～２２２）】

３．　施策の重点化

○　限られた資源・財源で、国土強靱化の取組を効果的・効率的に推進するため、優先度の高い施策に重点化を図る必要がある。

○　本計画では、「リスクシナリオ」を回避するための施策について、「県民の命と暮らしを守る」観点から、重点化すべき施策を選定することとした。

○　特に、人命に直接的・重大な影響を及ぼす「リスクシナリオ」20 項目については、これを回避するための施策について、優先的に実施することとした。

○　施策の重点化に当たっては、この 20 項目の「リスクシナリオ」を回避するための施策を中心に、「人命の保護」を第一義に、次に掲げる「重点化の視点」を考慮し、総合的に判断した。

重点化の視点	説　　明
①　影響・効果の大きさ	「県民の命と暮らしを守る」観点から、影響・効果があるかなど
②　緊急性・切迫性	対策実施の緊急性や、災害リスクの切迫の度合い・頻度など
③　一層の進捗を図る必要性	全国水準や目標値に照らし、一層の進捗を図る必要があるかなど

④　県の基本計画等における優先度	「青森県基本計画　『選ばれる青森』への挑戦」等における位置付けなど
⑤　県の役割の大きさ	県以外に適切な実施主体がない場合や、県の役割の大きさなど
⑥　自助・共助の推進	地域の防災力・減災力の向上に資する取組かどうかなど

第６章 計画の推進

１．　計画の推進

○　本計画に掲げる施策の実効性を確保するため、県庁内の各部局のみならず、国、市町村、民間事業者等との連携を図りながら、効果的な施策の推進につなげていく。

２．　計画の進捗管理

○　本計画の推進に当たっては、「青森県基本計画　『選ばれる青森』への挑戦」に係る政策・施策の点検結果（アウトルックレポート）など、既存の政策点検の結果を活用・集約し進捗状況を概括的に評価することにより、進捗管理を行う。

３．　他の計画等の見直し

○　本計画は、青森県の様々な分野の計画等について、国土強靱化に係る事項を補完し、その着実な推進を図るための指針となるものであることから、他の計画等においては、計画の見直しや次期計画を策定する際には、本計画を踏まえた検討を行い、整合を図ることとする。

青森県国土強靱化地域計画　第５章

２．リスクシナリオごとの対応方策（別掲）

（別掲）リスクシナリオごとの対応方策（目次）

項　　目		概要	全文
1-1	地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	1	27
1-2	大規模津波等による多数の死傷者の発生	2	41
1-3	異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫	3	51
1-4	火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態	4	63
1-5	暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生	5	73
1-6	情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生	5	77
2-1	被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	6	81
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	7	91
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態	8	97
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	9	105
2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（県外からの来訪客等）の発生・混乱	9	109
2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	10	113
2-7	被災地における疾病・感染症等の大規模発生	11	123
2-8	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	12	127
3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	13	137
3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	13	143
3-3	防災・災害対応に必要な通信インフラ及び情報サービスの麻痺・機能停止	14	145
4-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞	15	149
4-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	16	155
4-3	石油コンビナート等の損壊、火災、爆発等	16	159
4-4	基幹的交通ネットワーク（陸上・海上・航空）の機能停止	17	161
4-5	食料等の安定供給の停滞	17	165
5-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止	18	169
5-2	上水道等の長期間にわたる機能停止	18	173
5-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	19	175
5-4	鉄道・幹線道路等の基幹インフラや地域交通ネットワークが分断する事態	20	179
5-5	防災インフラの長期間にわたる機能保全	21	185
6-1	ため池、ダム、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	22	193
6-2	有害物質の大規模流出・拡散	22	199
6-3	原子力施設からの放射性物質の放出	23	203
6-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	23	205
7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	24	209
7-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	24	211
7-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	25	217
7-4	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	26	221

事前に備えるべき目標

1　直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ

1-1　地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生を防ぐため、建築物等の耐震化や老朽化対策を推進するとともに、住民の避難場所の確保や防災意識の醸成、救助活動を実施する消防力の向上等を図る。

対応方策一覧

【住宅・病院・学校等の耐震化】
- 住宅・建築物の耐震化による地震対策
- 大規模建築物の耐震化
- 老朽化した公営住宅の建替による防災・減災対策
- 病院施設の耐震化・老朽化対策
- 社会福祉施設等の耐震化
- 公立学校施設等の耐震化・老朽化対策
- 私立学校の耐震化
- 建築物等からの二次災害防止対策
- 文化財の防災対策の推進
- ブロック塀等の安全対策
- 学校施設等の非構造部材の耐震化

【公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策】
- 公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策
- 県・市町村庁舎、消防本部庁舎等の耐震化・老朽化対策
- 警察施設の耐震化・老朽化対策
- 港湾・漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の対策
- 防災重点農業用ため池の防災・減災対策

【市街地の防災対策】
- 都市公園における防災・老朽化対策
- 災害に強い市街地形成に関する対策
- 幹線街路の整備
- 大規模盛土造成地等の耐震化に向けた対策
- 市街地等の緊急輸送道路における無電柱化対策

【道路施設の防災対策】
- 緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策
- 緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策
- 市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策

【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】
- 鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備
- 青い森鉄道の耐災害性の確保・体制の整備

【空き家対策】
- 空き家対策

【防火対策・消防力強化】
- 防火対策
- 消防力の強化
- 消防団の充実
- 防災ヘリコプター等の活動の確保

【石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実】
- 石油コンビナート等防災計画に基づく特別防災区域の防災対策

【避難場所の指定・確保】
- 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
- 福祉避難所の開設・運営マニュアルの作成
- 防災公共の推進
- 福祉施設・学校施設等の安全対策

【避難行動支援】
- 避難行動要支援者名簿の更新
- 避難行動要支援者名簿の活用

【防災意識の啓発・地域防災力の向上】
- 自主防災組織の設立・活性化支援
- 防災意識の啓発
- 防災訓練の推進
- 地区防災計画策定の推進

事前に備えるべき目標

1　直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ

1-2　大規模津波等による多数の死傷者の発生

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

大規模津波等による多数の死傷者の発生を防ぐため、津波防災施設等の整備や老朽化対策を推進するとともに、警戒・避難体制の整備や住民の避難場所の確保、救助活動を実施する消防力の向上等を図る。

対応方策一覧

【津波防災施設の整備】
・海岸保全施設の老朽化対策
・海岸陸閘の管理体制の強化
・流域治水対策（海岸）

【河川・海岸施設の耐震化・老朽化対策】
・河川関連施設の耐震化・老朽化対策

【警戒避難体制の整備】
・津波浸水想定の設定・津波災害警戒区域の指定
・地震・津波被害想定調査の実施
・津波ハザードマップの作成
・漁船避難ルールづくりの促進

【避難場所の指定・確保】
・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
・福祉避難所の開設・運営マニュアルの作成
・防災公共の推進
・福祉施設・学校施設等の安全対策
・都市公園における防災・老朽化対策

【避難行動支援】
・避難行動要支援者名簿の更新
・避難行動要支援者名簿の活用

【消防力の強化】
・消防力の強化
・消防団の充実
・消防団員の安全確保

【防災意識の啓発・地域防災力の向上】
・自主防災組織の設立・活性化支援
・防災意識の啓発
・防災訓練の推進
・地区防災計画策定の推進

【津波防災地域づくりの推進】
・津波防災地域づくりの推進

事前に備えるべき目標

1　直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ

1-3　異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

広域的かつ長期的な市街地等の浸水や河川の大規模氾濫による被害の発生を防ぐため、河川・ダム施設等の防災対策を推進するとともに、警戒・避難体制の整備や住民の避難場所の確保、救助活動を実施する消防力の向上等を図る。

対応方策一覧

【河川改修等の治水対策】
・河川改修等の治水対策

【河川・ダム施設等の防災対策】
・河川関連施設の耐震化・老朽化対策
・内水危険個所の被害防止対策
・農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策
・流域治水対策（海岸）
・流域治水対策（農業水利施設の整備）
・流域治水対策（水田の貯留機能向上）
・土地利用状況を考慮した治水対策

【警戒避難体制の整備】
・洪水ハザードマップの作成
・内水ハザードマップの作成
・高潮浸水想定区域の指定
・避難情報発令の支援
・避難情報発令基準の見直し
・住民等への情報伝達手段の多様化
・県・市町村・防災関係機関における情報伝達

【避難場所の指定・確保】
・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
・福祉避難所の開設・運営マニュアルの作成
・防災公共の推進
・福祉施設・学校施設等の安全対策
・都市公園における防災・老朽化対策

【避難行動支援】
・避難行動要支援者名簿の更新
・避難行動要支援者名簿の活用

【消防力の強化】
・消防力の強化
・消防団の充実

【防災意識の啓発・地域防災力の向上】
・水防災意識社会再構築ビジョンの取組
・防災意識の啓発
・地区防災計画策定の推進
・水防団の充実強化

事前に備えるべき目標

1　直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ

1-4　火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生及び県土の脆弱性が高まる事態を防ぐため、警戒避難体制の整備や住民の防災意識の醸成、登山者等の安全対策等を推進するとともに、土砂災害対策施設の整備や老朽化対策の推進等を図る。

対応方策一覧

【警戒避難体制の整備（土砂災害）】
・土砂災害ハザードマップの作成・公表
・避難情報発令及び自主避難のための情報提供
【土砂災害対策施設の整備・老朽化対策】
・砂防関係施設の整備
・砂防関係施設の老朽化対策
【農山村地域における防災対策】
・農山村地域における防災対策
・山地災害危険地区等における治山対策
・山地災害危険地区等における森林整備対策
【警戒避難体制の整備（火山噴火）】
・岩木山の警戒避難体制の整備
・八甲田山の警戒避難体制の整備
・十和田の警戒避難体制の整備
・火山の警戒体制の強化
【登山者等の安全対策】
・登山者等の安全対策
・自然公園施設の整備・老朽化対策
・情報通信利用環境の強化
【避難場所の指定・確保】
・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
・福祉避難所の開設・運営マニュアルの作成
・防災公共の推進
・福祉施設・学校施設等の安全対策
・都市公園における防災・老朽化対策
【避難行動支援】
・避難行動要支援者名簿の更新
・避難行動要支援者名簿の活用
【消防力の強化】
・消防力の強化
・消防団の充実
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】
・土砂災害に対する防災意識の啓発
・火山に対する防災意識の啓発
・自主防災組織の設立・活性化支援
・地区防災計画策定の推進

事前に備えるべき目標

1　直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ

1-5　暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生を防ぐため、道路交通の確保に向けた防雪施設の整備や除排雪体制の強化を推進するとともに、代替交通手段の確保や住民の防災意識の醸成等を図る。

対応方策一覧

【防雪施設の整備】
・防雪施設の整備
【道路交通の確保】
・除排雪体制の強化
・立ち往生車両の未然防止
【代替交通手段の確保】
・代替交通手段の確保
【情報通信の確保】
・情報通信利用環境の強化
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】
・冬季の防災意識の啓発

事前に備えるべき目標

1　直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ

1-6　情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

情報伝達の不備等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生を防ぐため、行政機関における情報連絡体制や住民等への情報提供体制を強化するとともに、住民の防災意識の醸成や防災教育の推進等を図る。

対応方策一覧

【行政情報連絡体制の強化】
・県・市町村・防災関係機関における情報伝達
【住民等への情報伝達の強化】
・住民等への情報伝達手段の多様化
・情報通信利用環境の強化
・障害者等に対するICT利活用支援
・障害者等に対する避難情報伝達
・外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】
・防災意識の啓発
・防災情報の入手に関する普及啓発
【防災教育の推進・学校防災体制の確立】
・防災教育の推進
・学校防災体制の確立

事前に備えるべき目標

2　救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ

2-1　被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止を防ぐため、支援物資等の供給体制の確保や水道施設・物流関連施設の防災対策の推進を図る。

対応方策一覧

【支援物資等の供給体制の確保】
・非常物資の備蓄
・災害発生時の物流インフラの確保
・石油燃料供給の確保
・避難所等への燃料等供給の確保
・被災地応援の受入体制の構築
・救援物資等の受援体制の構築
・要配慮者（難病疾患等）への医療的支援
・災害用医薬品等の確保
・避難所における水等の確保

【水道施設の防災対策】
・水道施設の耐震化・老朽化対策
・応急給水資機材の整備
・水道施設の応急対策

【道路施設の防災対策】
・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策
・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策
・市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策
・道路における障害物の除去

【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】
・鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備
・青い森鉄道の耐災害性の確保・体制の整備

【港湾・漁港の防災対策】
・港湾・漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の対策

【空港の防災対策】
・空港の業務継続体制の維持・確保等

【食料生産体制の強化】
・食料生産体制の強化
・流域治水対策（農業水利施設の整備）
・農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策
・園芸産地事業継続対策

【河川・ダム施設等の防災対策】
・流域治水対策（海岸）

事前に備えるべき目標

2　救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ

2-2　多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生を防ぐため、孤立するおそれのある地域の把握や、これに通じる道路施設の防災対策を推進するとともに、代替交通・輸送手段の確保等を図る。

対応方策一覧

【地域の孤立防止対策】
・地域の孤立防止対策
【孤立地域発生時の支援体制の構築】
・孤立地域発生時の支援体制の確保
【代替交通・輸送手段の確保】
・代替交通手段の確保
・代替輸送手段の確保
【防災ヘリコプターの運航の確保】
・防災ヘリコプターの連携体制の確立
・防災ヘリコプター等の活動の確保
【ドクターヘリの運航の確保】
・ドクターヘリの運航確保
【情報通信の確保】
・情報通信利用環境の強化
【道路施設の防災対策】
・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策
・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策
・市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策
・復旧作業等に係る技術者等の確保
・道路における障害物の除去

事前に備えるべき目標

2　救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ

2-3　自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

自衛隊、警察、消防、海保等が有する救助・救急活動等の能力を十分に発揮できない事態や、被災等により活動できない事態を防ぐため、防災関連施設の耐震化・老朽化対策等を推進するとともに、関係機関の連携強化、救急・救助体制の強化や受援体制の構築等を図る。

対応方策一覧

【防災関連施設の耐震化・老朽対策】
・県・市町村庁舎、消防本部庁舎等の耐震化・老朽化対策
・警察施設の耐震化・老朽化対策
【災害対策本部等機能の強化】
・災害対策本部機能の強化
【関係機関の連携強化・防災訓練の推進】
・災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化
・防災航空隊への航空支援
・警察機能の維持
・医療従事者確保に係る連携体制
・総合防災訓練の実施
・図上訓練の実施
【救急・救助活動の体制強化】
・消防力の強化
・消防団の充実
・災害医療・救急救護・福祉支援に携わる人材の育成
・救急・救助活動等の体制強化
【支援物資等の供給体制の確保】
・被災地応援の受入体制の構築
・救援物資等の受援体制の構築
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】
・防災意識の啓発
・防災訓練の推進
・自主防災組織の設立・活性化支援
・地域防災リーダーの育成
・地区防災計画策定の推進

事前に備えるべき目標

2　救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ

2-4　救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶を防ぐため、緊急車両・災害拠点病院等に対する燃料供給の確保や、輸送路の確保を図る。

対応方策一覧

【緊急車両・災害拠点病院に対する燃料の確保】
- 石油燃料供給の確保
- 緊急車両等への燃料供給の確保
- 警察車両等への燃料供給の確保
- 医療施設の燃料等確保

【防災ヘリ・ドクターヘリの燃料の確保】
- 防災ヘリコプターの燃料確保
- ドクターヘリの燃料確保

【道路施設の防災対策】
- 緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策
- 緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策
- 市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策
- 道路における障害物の除去

事前に備えるべき目標

2　救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ

2-5　想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（県外からの来訪客等）の発生・混乱

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

祭り期間中の災害発生等により、多数の県外来訪客等が避難できない事態や、避難生活が長期にわたること等の発生により、水・食料等の供給が不足する等の混乱を防ぐため、避難場所や支援物資の供給を確保する。

また、外国人観光客等に対する情報提供体制の強化等を図る。

対応方策一覧

【帰宅困難者の避難体制の確保】
- 観光客の避難体制の強化
- 観光客等に対する避難所等の確保

【支援物資等の供給体制の確保】
- 非常物資の備蓄
- 応急給水資機材の整備
- 災害応援の受入体制の構築
- 救援物資等の受援体制の構築

【情報伝達の強化】
- 外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化
- 交通規制等の交通情報提供

【帰宅困難者の輸送手段の確保】
- バスによる帰宅困難者の輸送

事前に備えるべき目標

2　救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ

2-6　医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

医療施設及び関係者の絶対的不足等による医療機能の麻痺を防ぐため、病院・福祉施設等の耐震化を推進するとともに、医療圏単位での医療連携体制の構築や災害医療派遣等による連携体制の構築等を図る。

また、避難に当たり配慮を要する方々に対する支援体制を構築する。

対応方策一覧

【病院・福祉施設等の耐震化】
・病院施設の耐震化・老朽化対策
・社会福祉施設等の耐震化
【災害発生時における医療提供体制の構築】
・災害時医療の連携体制
・災害医療・救急救護・福祉支援に携わる人材の育成
・医療従事者確保に係る連携体制
・お薬手帳の利用啓発
・保健医療の連携体制
・応急手当等の普及啓発
・医療機関における水源の確保
・広域搬送の体制の確保
【ドクターヘリの運航の確保】
・ドクターヘリの運航確保
【防災ヘリコプターの運航の確保】
・防災ヘリコプターの連携体制の確立
【避難者の健康対策】
・避難所外避難者の把握等の対策
・長期間にわたる避難生活対策
【要配慮者への支援等】
・要配慮者等への支援
・男女のニーズの違い等に配慮した支援
・心のケア体制の確保
・児童生徒の心のサポート
・外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化
・動物救護対策
【道路施設の防災対策】
・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策
・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策
・市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策
・道路における障害物の除去

事前に備えるべき目標

2　救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ

2-7　被災地における疾病・感染症等の大規模発生

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

被災地における疾病・感染症等の大規模発生を防ぐため、避難所における良好な生活環境の確保や平時における予防接種等を推進するとともに、下水道施設の機能確保を図る。

対応方策一覧

【感染症対策】

・避難所における衛生環境の維持
・感染症への意識向上及び対応策の整備
・予防接種の促進

【下水道施設の機能確保】

・下水道施設の地震対策
・下水道施設の老朽化対策
・農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策
・農業集落排水施設等の耐災害性の確保
・下水道事業の業務継続計画の策定

事前に備えるべき目標

2　救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ

2-8　劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生を防ぐため、非常物資の備蓄、避難者の健康対策、要配慮者への支援及び保健医療の連携強化等を図る。

対応方策一覧

【住宅・病院・学校等の耐震化】
- 住宅・建築物の耐震化による地震対策
- 老朽化した公営住宅の建替による防災・減災対策
- 病院施設の耐震化・老朽化対策
- 社会福祉施設等の耐震化
- 公立学校施設等の耐震化・老朽化対策
- 私立学校の耐震化

【避難場所の指定・確保】
- 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
- 福祉避難所の開設・運営マニュアルの作成
- 防災公共の推進
- 福祉施設・学校施設等の安全対策

【支援物資等の供給体制の確保】
- 非常物資の備蓄
- 要配慮者（難病疾患等）への医療的支援
- 災害用医薬品等の確保
- 避難所における水等の確保

【災害発生時における医療提供体制の構築】
- 災害時医療の連携体制
- お薬手帳の利用啓発
- 保健医療の連携体制
- 応急手当等の普及啓発
- 医療機関における水源の確保
- 広域搬送の体制の確保

【避難者の健康対策】
- 避難所外避難者の把握等の対策
- 長期間にわたる避難生活対策

【要配慮者への支援等】
- 要配慮者等への支援
- 男女のニーズの違い等に配慮した支援
- 心のケア体制の確保
- 児童生徒の心のサポート

事前に備えるべき目標

3　必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保すること

リスクシナリオ

3-1　行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下を防ぐため、庁舎等の耐震化・老朽化対策や情報通信基盤の耐災害性の強化を推進するとともに、業務継続計画の策定や応援・受援体制の構築等を図る。

対応方策一覧

【災害対応庁舎等における機能の確保】
・公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策
・県・市町村庁舎、消防本部庁舎等の耐震化・老朽化対策
・警察施設の耐震化・老朽化対策
・代替庁舎の確保・災害警備本部機能の移転訓練
・行政施設の非常用電源の整備
・警察本部等の非常用電源の整備

【行政情報通信基盤の耐災害性の強化】
・県・市町村・防災関係機関における情報伝達
・行政情報通信基盤の耐災害性の強化
・行政情報の災害対策

【行政機関の業務継続計画の策定】
・県及び市町村の業務継続計画の策定

【災害対策本部等機能の強化】
・災害対策本部機能の強化

【受援・連携体制の構築】
・県内市町村の広域連携体制の構築
・被災地応援の受入体制の構築

【被災地の社会秩序の維持】
・被災地の社会秩序の維持
・留置非常計画の策定・護送訓練の実施
・警察機能の維持

【防災訓練の推進】
・総合防災訓練の実施
・図上訓練の実施

事前に備えるべき目標

3　必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保すること

リスクシナリオ

3-2　信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

信号機の全面停止等による重大交通事故の多発を防ぐため、信号機の電源対策や交通整理人員の確保等を図る。

対応方策一覧

【災害に備えた道路交通環境の整備】
・災害発生時の交通整理体制の構築
・信号機の非常用電源対策
・信号機の老朽化対策

事前に備えるべき目標

3　必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保すること

リスクシナリオ

3-3　防災・災害対応に必要な通信インフラ及び情報サービスの麻痺・機能停止

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

　防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止を防ぐため、行政情報通信基盤の耐災害性の強化や非常用電源の整備等を図る。

　また、住民等へ避難指示等を迅速・的確に伝達するため、市町村では防災無線、広報車、緊急速報メール等の多様な伝達手段の確保を図る。

対応方策一覧

【行政情報通信基盤の耐災害性の強化】
・電気通信事業者・放送事業者の災害対策
・県・市町村・防災関係機関における情報伝達
・無線通信の冗長化
・総合防災訓練の実施

【電力の供給停止対策】
・エネルギー供給事業者の災害対策
・行政施設の非常用電源の整備
・警察本部等の非常用電源の整備

【住民等への情報伝達の強化】
・住民等への情報伝達手段の多様化

【登山者等の安全対策】
・登山者等の安全対策

事前に備えるべき目標

4　経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ

4-1　サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

　サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞を防ぐため、企業等における業務継続体制を強化するとともに、物流機能の維持・確保等を図る。

対応方策一覧

【企業における業務継続体制の強化】
・企業の業務継続計画作成の促進
【農林水産物の移出・流通対策】
・農林水産物の移出・流通対策
【物流機能の維持・確保】
・災害発生時の物流機能の確保
・輸送ルートの代替性の確保
【被災企業の金融支援】
・被災企業への金融支援等
【道路施設の防災対策】
・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策
・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策
・市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策
・道路における障害物の除去
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】
・鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備
・青い森鉄道の耐災害性の確保・体制の整備
【港湾・漁港の防災対策】
・港湾・漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の対策
【空港の防災対策】
・空港の業務継続体制の維持・確保等

事前に備えるべき目標

4　経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ

4-2　社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

　社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止を防ぐため、エネルギー供給事業者の災害対策や石油製品の安定供給体制の構築を推進するとともに、企業における業務継続体制の強化等を図る。

対応方策一覧

【エネルギー供給体制の強化】
・エネルギー供給事業者の災害対策
・石油元売会社からの供給確保
・石油燃料供給の確保
【石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実】
・石油コンビナート等防災計画に基づく特別防災区域の防災対策

【企業における業務継続体制の強化】
・企業の業務継続計画作成の促進
【道路施設の防災対策】
・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策
・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策
・市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策
・道路における障害物の除去

事前に備えるべき目標

4　経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ

4-3　石油コンビナート等の損壊、火災、爆発等

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

　石油コンビナート等の損壊、火災、爆発等を防ぐため、石油コンビナート等防災計画に基づく特別防災区域の防災対策を推進する。

対応方策一覧

【石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実】
・石油コンビナート等防災計画に基づく特別防災区域の防災対策

事前に備えるべき目標

4　経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ

4-4　基幹的交通ネットワーク（陸上・海上・航空）の機能停止

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞を防ぐため、企業等における業務継続体制を強化するとともに、物流機能の維持・確保等を図る。

対応方策一覧

【道路施設の防災対策】
- 緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策
- 緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策
- 市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策
- 幹線街路の整備
- 道路における障害物の除去

【基幹的道路交通ネットワークの形成】
- 基幹的道路交通ネットワークの形成

【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】
- 鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備
- 青い森鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備

【港湾・漁港の防災対策】
- 港湾・漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の対策
- 航路啓開等の協定に基づく連携体制

【空港の防災対策】
- 空港の業務継続体制の維持・確保等
- 空港施設の機能維持・老朽化対策

事前に備えるべき目標

4　経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ

4-5　食料等の安定供給の停滞

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

食料等の安定供給の停滞を防ぐため、自給食料の確保に向けて、平時から県産食料品の生産・供給体制の強化等を図る。

対応方策一覧

【被災農林漁業者の金融支援】
- 被災農林漁業者への金融支援

【食料流通機能の維持・確保】
- 災害発生時における適正価格の維持
- 卸売市場の防災・減災対策

【県産食料品の生産・供給体制の強化】
- 食料生産体制の強化
- 多様なニーズに対応した県産品づくり
- 県産食料品の供給を支える人づくり
- 流域治水対策（農業水利施設の整備）
- 園芸産地事業継続対策
- 農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策

事前に備えるべき目標

5　必要最低限のライフライン等を確保する とともに、これらの 早期復旧を図ること

リスクシナリオ

5-1　電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止を防ぐため、エネルギー供給事業者の災害対策や石油製品の安定供給体制の構築を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入促進等を図る。

対応方策一覧

【エネルギー供給体制の強化】
- エネルギー供給事業者の災害対策
- ガス供給施設の老朽化対策
- 避難所等への燃料等供給の確保
- 企業の業務継続計画作成の促進
- 石油燃料供給の確保

【石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実】
- 石油コンビナート等防災計画に基づく特別防災区域の防災対策

【再生可能エネルギーの導入促進】
- 再生可能エネルギーの導入
- 電力系統の接続制約等の改善

【道路施設の防災対策】
- 緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策
- 緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策
- 市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策
- 道路における障害物の除去

事前に備えるべき目標

5　必要最低限のライフライン等を確保する とともに、これらの 早期復旧を図ること

リスクシナリオ

5-2　上水道等の長期間にわたる機能停止

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

上水道等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、水道施設等の耐震化・老朽化対策や、早期復旧のための体制の整備等を図る。

対応方策一覧

【水道施設の防災対策】
- 水道施設の耐震化・老朽化対策
- 水道施設の応急対策
- 水道事業者の業務継続計画の策定

【工業用水道施設の防災対策】
- 工業用水施設の耐震化・老朽化対策

事前に備えるべき目標

5　必要最低限のライフライン等を確保する とともに、これらの 早期復旧を図ること

リスクシナリオ

5-3　汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

　汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、下水道施設や農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策等の推進を図る。

対応方策一覧

【下水道施設の機能確保】

・下水道事業の業務継続計画の策定
・農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策
・農業集落排水施設等の耐災害性の確保
・避難所等におけるトイレ機能の確保
・下水道施設の地震対策
・下水道施設の老朽化対策

【合併処理浄化槽への転換の促進】

・合併処理浄化槽への転換の促進

事前に備えるべき目標

5　必要最低限のライフライン等を確保する とともに、これらの 早期復旧を図ること

リスクシナリオ

5-4　鉄道・幹線道路等の基幹インフラや地域交通ネットワークが分断する事態

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

　鉄道・幹線道路等の基幹インフラや地域交通ネットワークが分断する事態を防ぐため、鉄道の運行確保やバス路線等の維持を図るとともに、鉄道・道路施設の防災対策や高規格幹線道路等の整備を推進する。

対応方策一覧

【道路施設の防災対策】
・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策
・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策
・市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策
・道路における障害物の除去

【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】
・鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備
・青い森鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備

【路線バスの運行体制・離島航路の運航体制の維持】
・路線バスの運行体制の維持
・むつ湾内航路の運航体制の維持

【鉄道の運行確保】
・鉄道事業者との連携による早期復旧
・青い森鉄道の災害対策

【基幹的道路交通ネットワークの形成】
・基幹的道路交通ネットワークの形成

【代替交通・輸送手段の確保】
・代替交通手段の確保
・代替輸送手段の確保
・輸送ルートの代替性の確保

事前に備えるべき目標

5　必要最低限のライフライン等を確保する とともに、これらの 早期復旧を図ること

リスクシナリオ

5-5　防災インフラの長期間にわたる機能不全

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

防災インフラが長期間に渡り機能不全となる事態を防ぐため、全ての分野の個別施設計画等の策定を進めるとともに、ライフサイクルコストの低減等に留意し、計画的に耐震化・長寿命化対策の推進を図る。

対応方策一覧

【防災インフラの耐震化・老朽化対策】

・病院施設の耐震化・老朽化対策
・公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策
・県・市町村庁舎、消防本部庁舎等の耐震化・老朽化対策
・警察施設の耐震化・老朽化対策
・港湾・漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の対策
・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策
・市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策
・海岸保全施設の老朽化対策
・海岸陸閘の管理体制の強化
・農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策
・砂防関係施設の老朽化対策
・水道施設の耐震化・老朽化対策
・下水道施設の地震対策
・下水道施設の老朽化対策
・ダム施設の老朽化対策

事前に備えるべき目標

6　重大な二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ

6-1　ため池、ダム、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

　ため池、ダム、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生を防ぐため、ダム施設、防災インフラ等の老朽化対策等を推進する。

対応方策一覧

【ため池、ダム等の防災対策】
- ダム施設の老朽化対策
- ダム施設等の非常用電源の整備
- 山地災害危険地区等における治山対策
- 防災重点農業用ため池の防災・減災対策

【防災施設の機能維持】
- 砂防関係施設の整備
- 砂防関係施設の老朽化対策
- 農山村地域における防災対策
- 河道閉塞等による住民避難のための情報提供
- 流域治水対策（農業水利施設の整備）
- 農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策

事前に備えるべき目標

6　重大な二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ

6-2　有害物質の大規模流出・拡散

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

　有害物質の大規模流出・拡散による二次災害の発生を防ぐため、有害物質取扱事業所等に対する監視・検査指導等を通じた流出・拡散防止対策の推進や、坑廃水処理関係施設の稼働の確保等を図る。

対応方策一覧

【有害物質の流出・拡散防止対策】
- 有害物質の流出・拡散防止対策
- 公共用水域等への有害物質の流出・拡散防止対策
- 毒性ガスの大規模漏えいに係る保安対策
- 有害な産業廃棄物の流出等防止対策
- 大気中への有害物質の飛散防止対策
- PCB廃棄物の流出・紛失等防止対策

【鉱廃水関係施設の稼働の継続】
- 坑廃水処理関係施設の稼働の継続

【有害物質流出時の処理体制の構築】
- 有害物質流出時の処理体制の構築
- 有害物質の大規模流出・拡散対応

事前に備えるべき目標

6　重大な二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ

6-3　原子力施設からの放射性物質の放出

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

　原子力施設からの放射性物質の放出による二次災害の発生を防ぐため、国・事業者が責任をもって施設の安全性確保に取り組むことはもとより、県としても平時から安全協定に基づく立入調査や環境放射線モニタリング等を実施する。

　また、万が一の原子力災害の発生に備え、地域防災計画の見直し、防災訓練の実施や防災資機材の整備など、防災対策の充実・強化を図る。

　さらに、施設の安全性確保に係る事業者の対策や国の対応について、県議会、関係市町村長、原子力政策懇話会、県民説明会等の意見を踏まえつつ、安全性を検証していく。

対応方策一覧

・原子力施設の安全対策
・原子力施設に係る環境放射線モニタリング
・原子力災害時の防災対策
・原子力施設の安全性検証
・放射線監視体制の機能維持に関する強化対策

事前に備えるべき目標

6　重大な二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ

6-4　農地・森林等の荒廃による被害の拡大

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

　農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐため、荒廃農地の発生防止・利用促進や森林資源の適切な保全管理を推進するとともに、砂防・治山施設等の老朽化対策等を実施する。

対応方策一覧

【荒廃農地の発生防止・利用促進】
・農地利用の最適化支援
・農地の生産基盤の整備推進
【森林資源の適切な保全管理】
・森林の計画的な保全管理
・森林整備事業等の森林所有者への普及啓発
・自然公園施設の整備・老朽化対策
【農山村地域における防災対策】
・農山村地域における防災対策
【農林水産業の生産基盤の防災対策】
・流域治水対策（農業水利施設の整備）

事前に備えるべき目標

7　地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ

7-1　大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、災害廃棄物等の処理に関する連携体制の強化等を図る。

対応方策一覧

【災害廃棄物の処理体制の構築】
- 災害廃棄物処理計画の策定
- 災害廃棄物等の処理に関する連携の強化
- 大気中への有害物質の飛散防止対策

事前に備えるべき目標

7　地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ

7-2　道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、受援・連携体制の構築を図るとともに、建設業・農林水産業の担い手の育成・確保や産業を支える人材の育成等を図る。

対応方策一覧

【防災ボランティア受入体制の構築】
- 防災ボランティア受入体制の構築
- 防災ボランティアの育成

【技術職員等の確保】
- 復旧作業等に係る技術者等の確保
- 被災地応援の受入体制の構築

【建設業の担い手の育成・確保】
- 建設業の担い手の育成・確保
- 農林水産業の担い手育成・確保
- 農業の担い手育成・確保
- 林業の担い手育成・確保
- 水産業の担い手育成・確保

【キャリア教育の推進】
- キャリア教育等の推進

【防災人材育成】
- 災害医療・救急救護・福祉支援に携わる人材の育成
- 自主防災組織の設立・活性化支援
- 消防力の強化
- 消防団の充実
- 被害認定調査等の体制確保

事前に備えるべき目標

7　地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ

7-3　地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

　地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、応急仮設住宅を迅速に供給する体制を確保するとともに、地域コミュニティ・農山漁村の活性化や地域を支えるリーダーの育成等を図る。

対応方策一覧

【地域コミュニティ力の強化】
・地域防災力の向上・コミュニティ再生
・地域コミュニティ力の強化
・農山漁村の活性化
・地域コミュニティを牽引する人材の育成
・地域を支えるリーダーの育成
・消防団の充実

【被災地域の治安維持】
・被災地の社会秩序の維持

【応急仮設住宅の確保等】
・応急仮設住宅の迅速な供給

事前に備えるべき目標

7　地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ

7-4　風評被害等による地域経済等への甚大な影響

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

　風評被害等による地域経済等への甚大な影響の発生を防ぐため、平時より県産品に関する正確な情報を発信する体制の整備や、物流関係者との信頼関係の構築等を図る。

対応方策一覧

【風評被害の発生防止】

・正確な情報発信による県産農林水産品の風評被害防止

・物流関係者との信頼関係の構築

【風評被害の軽減対策】

・県産農林水産品の風評被害の軽減対策

事前に備えるべき目標　**1 直接死を最大限防ぐこと**

リスクシナリオ　**1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生**

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

現在の取組・施策		脆弱性評価
【住宅・病院・学校等の耐震化】		
<住宅・建築物の耐震化による地震対策> 住宅の地震に対する安全性の向上及び倒壊による避難路（緊急輸送道路等）の閉塞などを防止するため、市町村と連携を図りながら、昭和56年5月以前に建築された住宅の耐震化の促進に取り組んでいる。		平成30年時点の住宅の耐震化率は83.2%と低く、依然、耐震化が行われていない住宅があるとともに、積雪期における地震による被害リスクが大きいことから、耐震化を一層促進する必要がある。
<大規模建築物の耐震化> 不特定多数の者が利用する大規模建築物等の地震に対する安全性の向上及び倒壊による避難路（緊急輸送道路等）の閉塞などを防止するため、市町村と連携を図りながら、耐震診断が義務化された民間所有の大規模建築物の耐震化の促進に取り組んでいる。		平成26年3月末時点の大規模建築物等の耐震化率は85.4%であり、依然、耐震化が行われていない建築物があることから、耐震化を一層促進する必要がある。
<老朽化した公営住宅の建替による防災・減災対策> 公営住宅の地震に対する安全性を向上させるため、県と市町村は、公営住宅の耐震化や老朽化対策に取り組んでいる。		令和3年3月末現在、建築後30年以上経過した公営住宅が62.2%ある中、公営住宅の耐震化率は92.9%となっていることから、計画的かつ効率的に公営住宅の耐震化や老朽化対策を推進する必要がある。
<病院施設の耐震化・老朽化対策> 災害発生時の医療機能確保のため、災害拠点病院等の病院施設の耐震化を推進している。		耐震基準を満たしていない病院があることから、災害拠点病院等の病院施設が災害発生時に機能不全に陥らないよう、施設の耐震化を進める必要がある。 災害拠点病院である県立中央病院の耐震化は実施済みであるが、建築物及び設備の老朽化対策を計画的に実施する必要がある。
<社会福祉施設等の耐震化> 災害発生時に、避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や障害福祉施設、児童福祉施設等の社会福祉施設等の耐震化を推進している。		耐震化が図られていない社会福祉施設等があることから、引き続き耐震化を推進する必要がある。
<公立学校施設等の耐震化・老朽化対策> 児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難場所としての役割を果たす公立学校施設、公立社会体育施設及び公立社会教育施設等の安全確保の充実を図るため、施設の耐震化・老朽化対策を推進している。		耐震基準を満たしていない施設があることに加え、経年劣化により外壁等の損耗がある施設も見られることから、天井等落下防止対策も含めた耐震化や老朽化対策が必要である。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生を防ぐため、建築物等の耐震化や老朽化対策を推進するとともに、住民の避難場所の確保や防災意識の醸成、救助活動を実施する消防力の向上等を図る。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	住宅の耐震化を一層促進するため、引き続き、国の防災・安全交付金等を活用し、市町村と連携を図りながら、木造住宅の耐震診断・耐震改修の補助等を実施する。 また、家具固定など、家庭での地震対策や住宅耐震化の重要性を普及啓発するため、県民の防災意識の醸成に繋がる取組を推進する。	県土整備部 危機管理局 市町村	住宅の耐震化率 83.2%【H30】 →　95.0% 【R2】
○	大規模建築物等の耐震化を一層促進するため、引き続き、国の防災・安全交付金等を活用し、市町村と連携を図りながら、大規模建築物の耐震診断・耐震改修の補助等を実施する。 また、様々な機会を通じて、耐震診断・耐震改修の必要性について普及啓発を図る。	県土整備部 危機管理局 市町村	不特定多数の者が利用する大規模建築物等の耐震化率 85.4%【H25】 →　95.0% 【R2】
○	公営住宅の地震に対する安全性を一層向上させるため、県と市町村は、引き続き、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、計画的かつ効率的に公営住宅の耐震化や老朽化対策を推進する。	県土整備部 市町村	県営住宅の長寿命化計画による建替戸数 72戸【H23～H27】　→ 304戸【H23～R03】
○	引き続き市町村と連携し、国の医療提供体制施設整備交付金等の活用を図りながら、耐震化されていない病院の耐震改修等を促進する。	健康福祉部 病院局 市町村	病院施設の耐震化率 国調査結果（R2年度末時点） 県内病院（93病院）の耐震化率：81.7% 県内災害拠点病院（10病院）の耐震化率：80%
○	社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、引き続き国の補助金等を活用し、耐震改修や改築の実施を促進する。	健康福祉部 社会福祉法人等	
○	利用者の安全確保及び避難場所としての防災機能の強化を図るため、引き続き、市町村と連携しながら、国の交付金等を活用した耐震補強及び老朽改修などを実施する。	教育庁 市町村	

現在の取組・施策		脆弱性評価
<私立学校の耐震化> 幼児、生徒等の学習・生活の場である私立学校施設の安全確保の充実を図るため、国や県の補助制度を活用し、施設の耐震化を促進している。		耐震基準を満たしていない施設を有する私立学校があることから、引き続き耐震化の取組を促す必要がある。
<建築物等からの二次災害防止対策> 余震等による建築物の倒壊等や被災した宅地の二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成に取り組むとともに、応急危険度判定に関する協力体制等について、（一社）青森県建築士会と協定を締結している。		令和3年3月末現在、被災建築物応急危険度判定士は553名、被災宅地危険度判定士は275名登録されているが、県及び市町村において円滑に判定活動を実施するための具体的な手順等が定められていないことから、具体的な判定実施マニュアルを作成するとともに、判定コーディネーターの育成を図る必要がある。
<文化財の防災対策の推進> 地震発生時の倒壊等により人的被害が発生する恐れがある文化財（建造物等）を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財の耐震対策や防災設備の整備充実を推進している。		文化財パトロールの実施や文化財調査等により、文化財の保存状況を的確に把握の上、必要となる耐震対策等を推進していく必要がある。
<ブロック塀等の安全対策> 県が管理する施設、学校施設、社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検等を実施している。その結果、安全性に問題のある施設について、学校施設ではブロック塀等の撤去や改修を進めているほか、社会福祉施設等に対しては安全対策を働きかけている。 また、通学路や避難路等に所在するブロック塀等の所有者等に向けて、安全確認等について注意喚起するとともに、市町村等に相談窓口を設置し、住民等からの相談に対応している。		公立施設、学校施設、社会教育施設、体育施設、医療施設、社会福祉施設等について、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める必要がある。
<学校施設等の非構造部材の耐震化> 児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難所としての役割を果たす学校施設等の安全性の向上を図るため、施設の非構造部材の耐震化を推進している。		学校職員が実施してきた従来の点検に加え、文部科学省通知等に基づき、一級建築士又は二級建築士といった有資格者による専門的・技術的な点検を実施する必要がある。 また、点検の結果、非構造部材の耐震化が図られていない施設について、耐震対策を講ずる必要がある。
【公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策】		
<公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策> 県有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、青森県公共施設等総合管理方針に基づき、施設の更新・統廃合や耐震化・長寿命化などの取組を進めている。		公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって、更新・統廃合や耐震化・長寿命化などを計画的に行う必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	私立学校施設の耐震化率の向上を図るため、引き続き国や県の補助制度を活用し、施設の耐震化を促進する。	総務部 学校法人等 市町村	私立学校等の耐震化率 81.2%【R2】
○	県及び市町村において円滑に判定活動を実施するため、市町村と連携して、具体的な判定実施マニュアルを作成するとともに、判定コーディネーターの育成を図る。	県土整備部 市町村	
	市町村と連携し、文化財パトロールの実施や文化財調査等により、文化財の保存管理状況の把握に努め、文化財所有者等が実施する耐震対策や防災設備の整備を支援する。	教育庁 市町村	文化財パトロールの実施件数 1,500件【R4.3.31見込】　→ 1,600件【R8目標】
	ブロック塀等の安全点検等において問題が認められた学校施設に対して安全対策工事等を実施するほか、社会福祉施設等のブロック塀等で問題の認められる施設に対し安全対策を促すなどブロック塀等の安全対策を進める。	総務部 県土整備部 健康福祉部 教育庁 市町村	
	利用者の安全確保及び避難所としての防災機能の強化を図るため、公立学校においては有資格者による点検を実施し、私立学校に対しても点検の実施を促進する。 また、点検の結果、非構造部材の耐震化が図られていない場合は、公立学校については耐震対策工事等を実施し、私立学校については、耐震対策工事等の実施を促進するなど、耐震化を進めていく。	総務部 教育庁 市町村	県立学校施設の非構造部材の耐震化率 49.4%【R4】 →100%【R8】
○	全ての分野の個別施設計画等の策定を進めるとともに、ライフサイクルコストの低減等に留意し、計画的に耐震化・長寿命化対策を推進する。	総務部 各施設所管部局	

現在の取組・施策		脆弱性評価
<県・市町村庁舎、消防本部庁舎等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時に防災拠点となる県庁舎・合同庁舎の耐震化を進めるとともに、市町村庁舎、消防本部・消防署の耐震化を促進している。		防災拠点となる公共施設等耐震化の進捗率は、R2.10.1時点で92.9%であることから、引き続き、各施設管理者が施設の耐震化を進める必要がある。 県の災害対策本部を設置する県庁舎北棟については、必要な耐震基準を満たしているが、災害対策本部機能が確保されるよう、引き続き適切な維持管理を行うとともに、計画的な老朽化対策を進め、災害発生時の被害を極力抑える必要がある。
<警察施設の耐震化・老朽化対策> 警察本部庁舎の耐震改修については、庁舎長寿命化と合わせ検討を進めている。 また、警察署については、老朽化対策として計画的に庁舎の建て替え、修繕等を実施している。		警察本部庁舎については、耐震性を確保するため耐震改修を実施する必要がある。 警察本部分庁舎及び警察署については耐震強度は確保されているものの、老朽化が進む庁舎があることから、引き続き計画的に老朽化対策を実施する必要がある。
<港湾・漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の対策> 三方が海に囲まれている地域特性を生かし、災害発生時における海路による輸送を確保するため、青森港、八戸港、大湊港について耐震強化岸壁を整備している。 港湾施設の老朽化に対応するため、県内14港湾で主要な施設の維持管理計画を策定している。 被災後の物流機能の早期回復のため、重要港湾３港で港湾ＢＣＰを策定している。 災害発生時における漁港を利用した陸揚機能の確保や、救援活動、輸送確保も視野に入れ、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。		一部橋梁やその他港湾施設の耐震強化が図られていないことから、引き続き、港湾施設の耐震強化や老朽化対策を進める必要がある。 また、重要港湾に係るＢＣＰの策定を推進するとともに実効性を確保するための取組を実施する必要がある。 漁港施設の老朽化対策・耐震耐津波対策・越波対策を対象漁港47のうち35漁港で実施しているが、まだ十分な対策が講じられていない施設があることから、老朽化対策・機能強化対策を行う必要がある。
<防災重点農業用ため池の防災・減災対策> ため池施設に係る地震等に起因する災害を未然に防止するため、防災重点農業用ため池を優先して地震・豪雨耐性評価や防災工事等のソフト・ハード両面からの対策を実施している。 特に、令和２年度に施行された防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づいて防災工事等推進計画を策定し計画的に実施している。		ため池中期プランの対象ため池のうち決壊した場合に下流に被害を及ぼすおそれがある防災重点農業用ため池415か所を優先的に、優先度の高いものから地震・豪雨耐性評価を実施する必要がある
【市街地の防災対策】		
<都市公園における防災・老朽化対策> 災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園の整備事業（地域防災拠点整備等）や防災対策事業、グリーンインフラ事業等を推進している。		災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園では、災害発生時の人員や物資などの受け入れ、災害対策本部等として活用していく必要があるため、公園施設等の整備を優先的に進める必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	引き続き県庁舎等の耐震化・長寿命化を進めるとともに、市町村と連携し、国の財政支援制度等の活用も図りながら、消防庁舎等の耐震化等を市町村に促す。 県庁舎北棟の災害対策本部機能を確保するため、引き続き定期的な点検や適切な修繕等を実施していく。	危機管理局 総務部 各施設所管部局 市町村	本庁舎・各合同庁舎の耐震化率 5/6庁舎【R02】
○	災害発生時に警察施設が機能不全に陥らないよう、警察本部庁舎の耐震改修については、庁舎長寿命化と合わせ検討を進めていく。 警察本部分庁舎及び警察署については、老朽度に応じて計画的に庁舎の建て替え、修繕等を実施していく。	警察本部	
○	災害発生時の海路による輸送確保に向けて、国の交付金等を活用し、主要な港湾の岸壁や橋梁、その他必要な港湾施設の耐震強化を進める。 港湾施設の老朽化対策について、その他の港湾施設の維持管理計画を策定し、施設の優先度等に応じて補修工事等を進める。 また、重要港湾に係るＢＣＰの策定や実効性を確保するための実地訓練等を実施する。 災害発生時の海路による輸送確保に向けて、引き続き、漁港施設の老朽化対策・耐震耐津波対策・越波対策を実施する。 なお、生活航路に係る重要な漁港については、災害発生時の漁港の啓開の在り方について検討していく。	県土整備部 農林水産部	耐震強化岸壁の整備率　100% 重要港湾での港湾ＢＣＰ策定率 100% 港湾施設維持管理計画策定率 65% 漁港施設の機能強化工事完了漁港数 20漁港【R8まで】
○	地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事が必要と判断されたため池について、中期プランの優先度が高いため池から市町村等と協議の上、国の補助事業等を活用し、防災工事や廃止工事を実施する。	農林水産部 市町村	防災重点農業用ため池の防災工事新規着手の累計数 10か所【R4】 →26か所【R7】
○	災害時に避難場所や活動拠点として活用できる、公園施設等の機能確保、既存建物の耐震化、既存不適格への対応等の機能強化及び公園施設等の老朽化対策を実施する。	県土整備部 市町村	都市公園において、防災機能の向上を目的とした施設整備（非常用電源設備、耐震性貯水槽、地域防災拠点等）を行った公園数 4公園【R02】

現在の取組・施策		脆弱性評価
＜災害に強い市街地形成に関する対策＞ 避難地・避難路（道路・公園・広場）等の公共施設整備や避難場所（津波避難タワー等）の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化等を推進し、地域の避難性や防災性の向上を図るため、事業主体である市町村等に対して助言を行なっている。		災害発生時に避難路・避難場所が不足しているため、避難場所までの移動に時間を要することや各避難場所に避難者が集中することから、避難活動の円滑化を図る必要がある。 また、災害に伴い火災が発生した場合安全に避難できないこと、密集市街地では延焼を防止できないことから、避難の安全性や消防活動の確保及び市街地の延焼の遮断・遅延を図る必要がある。
＜幹線街路の整備＞ 市街地における災害発生時の避難路の確保や延焼を防止するため、市町村と連携して幹線街路の整備を推進している。		令和3年度末時点での幹線街路の整備率は56.9%であり、都市計画道路の未整備区間が多く、市街地での災害発生時における避難路の確保や延焼防止が課題であるため、引き続き、幹線街路の整備を推進する必要がある。
＜大規模盛土造成地等の耐震化に向けた対策＞ 個別の大規模盛土造成地等において、地盤調査等を実施し、安全性の把握・確認等により宅地の被害を軽減するため、実施主体である市町村に対し助言等を実施している。また、液状化ハザードマップ高度化の実施に向け市町村に働きかけを行っている。		令和３年度末時点の県内の大規模盛土造成地は6市町村60箇所あり、全市町村で造成年代調査が終了している。令和４年度末までに第二次スクリーニング計画の策定を目標としているが、令和３年度末までに調査を終えた盛土数は全体の6.6%（4箇所）となっており、引き続き、計画策定推進する必要がある。 令和３年度末時点の液状化ハザードマップ高度化の実施市町村は無く、市町村に対し、更に働きかけを行っていく必要がある。
＜市街地等の緊急輸送道路における無電柱化対策＞ 災害発生時の電柱倒壊による緊急輸送道路の閉塞などの交通機能低下を未然に防止するため、無電柱化対策を推進している。		災害発生時に電柱倒壊する恐れがあるまたは電柱倒壊による社会的影響が大きい緊急輸送道路が多くあることから、無電柱化対策を実施していく必要がある。
【道路施設の防災対策】		
＜緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策＞ 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。		依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
＜緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策＞ 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。		緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため機能強化や老朽化対策を行う必要がある

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	引き続き、地域の避難性や防災性の向上を図るため、事業主体である市町村に対して助言を行い、国の防災・安全交付金等を活用して、避難地・避難路（道路・公園・広場）等の公共施設整備や避難場所津波避難タワー等）の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化等を推進していく。	県土整備部 市町村	
○	市街地において、災害発生時の避難路の確保や延焼防止を図るため、市町村と連携を図りながら、国の交付金等を活用し、幹線街路の整備を実施する。	県土整備部 市町村	幹線街路の整備率 56.9%（R4）⇒57.3%（R8）
○	宅地の耐震化を一層促進するため、引き続き、市町村に対し必要な助言等を実施しながら、国の防災・安全交付金を活用し、大規模盛土造成地の安全性の確認・把握等を実施する。	県土整備部 市町村	第2次スクリーニング計画の策定率 6.6%（R3）⇒100.0%（R4） 第2次スクリーニング調査の実施率 3.3%（R3）⇒100.0%（R7）
	緊急輸送路において、大規模災害時の電柱倒壊による道路閉塞を未然に防ぎ、復旧活動に必要な交通機能を確保するため、国の交付金等を活用することにより、無電柱化対策を実施する。	県土整備部 市町村	
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金等を活用することにより、高規格道路のミッシングリンク解消や道路施設の耐震化といった機能強化、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策及び予防保全による道路メンテナンスを実施する。	国 県土整備部 市町村	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金等を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策及び予防保全による道路メンテナンスを実施する。	県土整備部 農林水産部 市町村	（漁港） 臨港道路の機能保全工事完了漁港数 7漁港【R8まで】

現在の取組・施策		脆弱性評価
＜市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策＞ 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、市町村による定期的な点検診断等を促進している。		整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】		
＜鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備＞ 災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、ＪＲ及び民営鉄道事業者と情報共有を図るとともに、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等に対し、補助を行っている。		災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、引き続き、ＪＲ及び民営鉄道事業者との情報共有を図るほか、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する施設整備等を促進していく必要がある。
＜青い森鉄道の耐災害性の確保・体制の整備＞ 県が所有する青い森鉄道線の鉄道施設について、鉄道輸送の安全を確保するため、安全管理規程により、事業の運営の方針や管理の体制、方法などを定めている。		災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道施設の耐震化など耐災害性をより一層確保する必要がある。
【空き家対策】		
＜空き家対策＞ 雪害による空き家の倒壊等を防止するため、空き家対策相談マニュアルを作成するなどにより市町村へ情報提供を行い、空き家の解体や適正管理、利活用等を推進している。		大規模災害発生時における空き家の倒壊による避難路の閉塞や火災発生などの防止が課題であることから、倒壊の恐れ等がある危険な空き家(特定空家)の解体を促すとともに、活用が可能な空き家の適正管理や利活用等を推進する必要がある。
【防火対策・消防力強化】		
＜防火対策＞ 防火意識を啓発するため、毎年春と秋に各消防本部において火災予防運動を実施しているほか、住宅火災による被害軽減のため、各地区の幼少年女性防火委員会等において住宅用火災警報器の普及活動を実施している。 また、火災や危険物事故の未然防止を図るため、消防設備士、危険物取扱者に対し技術向上等に係る講習等を実施している。		火災件数及び火災による死者数を減少させるため、引き続き、防火意識の啓発及び住宅用火災警報器の普及を図る必要がある。 また、消防設備士、危険物取扱者が社会情勢の変化等に的確に対応できるよう新しい知識・技能を習得し資質向上を図っていく必要がある。
＜消防力の強化＞ 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づく施設等及び人員の目標を地域の実情に応じて整備を進めている。 また、各消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、県内消防の相互応援体制及び県を越えた応援体制である緊急消防援助隊を整備している。		近年、消防団員は年々減少しており、令和3年4月1日現在で17,591人となっていることから、市町村では、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。 また、県として、引き続き、効果的な手法を検討しながら、市町村の団員確保活動を支援するとともに、市町村に対し学生消防団活動認証制度の導入等を働きかけていく必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	市町村管理の農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断等の取組を支援する。	農林水産部 市町村	
	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう、ＪＲ及び民営鉄道事業者と一層の情報共有を図るとともに、引き続き、国の補助制度等を活用し民営鉄道事業者が行う施設の安全対策等の取組を促進していく。	企画政策部 鉄道事業者	
○	平時における大量の貨物輸送に対応した鉄道施設の耐震化等について、輸送事業者の適切な負担の下に、計画的に対策を実施する。	企画政策部	
○	倒壊の恐れ等がある危険な空き家の解体の促進や、活用が可能な空き家の適正管理や利活用等を推進するため、市町村が行う空き家の実態調査、空き家等対策計画の策定、空き家の適正管理や利活用を促進するための人材育成やサポート体制の構築などを支援する。	県土整備部 市町村	
○	防火意識の啓発及び住宅火災による被害軽減を図るため、引き続き各消防本部において火災予防運動を実施するほか、各地区の幼少年女性防火委員会等において、住宅用火災警報器の普及活動を実施する。 また、消防設備士、危険物取扱者が常に新しい知識・技能を習得し、資質が図られるよう、引き続き講習等を実施する。	危機管理局 市町村	
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、市町村の消防団員確保活動を支援するため、県として、効果的な手法を検討しながら、広報活動等を実施するとともに、市町村の学生消防団活動認証制度の導入等を働きかけていく。	危機管理局 市町村	

現在の取組・施策		脆弱性評価
＜消防団の充実＞ 市町村では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。 また、県では、市町村の団員確保活動を支援するため、県内のイベントや大学祭、高校でのＰＲ等、消防団活動の理解と入団促進を図るための広報活動を実施しているほか、学生消防団活動認証制度や消防団協力事業所表示制度の導入、消防団員の処遇改善の検討等を市町村に働きかけている。		近年、消防団員は年々減少しており、令和3年4月1日現在で17,591人となっていることから、市町村では、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。 また、県として、引き続き、効果的な手法を検討しながら、市町村の団員確保活動を支援するとともに、市町村に対し学生消防団活動認証制度の導入等を働きかけていく必要がある。
＜防災ヘリコプター等の活動の確保＞ 災害発生時に防災ヘリコプター等が、被災地周辺に離着陸できるように、全市町村に1カ所以上、県内93カ所を場外離着陸場に指定している。		必要となる防災ヘリコプターの場外離着陸場については確保されているが、市町村から場外離着陸場の追加申請等がある場合は、現場確認の上、指定手続きを行う必要がある。
【石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実】		
＜石油コンビナート等防災計画に基づく特別防災区域の防災対策＞ 青森市、八戸市、六ヶ所村の石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の防止を図るため、石油コンビナート等災害防止法の規定に基づき、青森県石油コンビナート等防災計画を定め、関係機関が連携し、防災訓練の実施等、防災対策を実施している。		石油コンビナート等特別防災区域の状況変化等を踏まえ、石油コンビナート等防災計画を必要に応じ適切に見直す必要がある。
【避難場所の指定・確保】		
＜指定緊急避難場所及び指定避難所の指定＞ 災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図るため、市町村に対して指定緊急避難場所等の指定に関する研修会の開催や情報提供を実施している。		令和3年3月現在、県内40市町村における指定緊急避難場所の指定は38市町村にとどまることから、全ての市町村で指定されるよう、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施する必要がある。
＜福祉避難所の開設・運営マニュアルの作成＞ 高齢者等、特に配慮を要する方に対して適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所について、災害発生時に円滑かつ統一的に運営するため、あらかじめ開設・運営マニュアルを整備するよう市町村に対して必要な支援をしている。		開設・運営マニュアルが整備されていない地域がある。災害発生時の福祉避難所の実施内容等が整理されるよう、引き続き市町村に対して依頼等を行う必要がある。
＜防災公共の推進＞ 災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、本県独自の取り組みである「防災公共」を推進している。 地区毎の取組が掲載された全市町村分の「防災公共推進計画」を市町村とともに策定し、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するか検証するよう市町村に促している。		災害リスクの高い地区において、災害発生時に避難所に通じる避難経路の安全を確保できない恐れがあることから、「防災公共推進計画」に位置づけられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに危険箇所等の情報を随時市町村へ提供する必要がある。 また、災害時発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し速やかな避難を確実に行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを市町村が検証する必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	市町村は、引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。 また、市町村の消防団員確保活動を支援するため、県として、効果的な手法を検討しながら、広報活動等を実施するとともに、市町村の学生消防団活動認証制度の導入等を働きかけていく。	危機管理局 市町村	
○	既存の場外離着陸場については、引き続き、定期的に場外離着陸場の現況調査を実施する。 また、市町村から場外離着陸場の追加申請等がある場合は迅速に現場確認を行い、指定に向けた手続きを実施する。	危機管理局	
	石油コンビナート等特別防災区域の災害防止対策を適切に行うため、必要に応じ青森県石油コンビナート等防災計画を見直すとともに、引き続き関係機関と連携し、防災訓練等の防災対策を実施する。	危機管理局 民間事業者	
○	県内全ての市町村で指定緊急避難場所等の指定が終了するよう、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施するとともに、指定していない市町村に対しては、個別に、指定に向けた指導・助言等の支援を行っていく。	危機管理局 県土整備部 市町村	指定緊急避難場所及び指定避難所を指定した市町村の数 38【R02】　→ 40【R08】
○	災害発生時に円滑な福祉避難所の開設・運営が行われるよう、開設・運営マニュアルがない市町村の解消に向けて、災害救助事務等担当者会議の開催等により、市町村の取組を支援する。	健康福祉部 市町村	開設・運営マニュアル作成済市町村の数 23【R４】　→ 40【R８】
○	「防災公共推進計画」に位置づけられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、危険箇所等の情報を随時市町村へ提供する。 今後、「防災公共推進計画」を、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証するよう市町村に促す。その結果、市町村が行った検証や地域の方々からの意見を踏まえ、避難経路・避難場所や危険箇所等の対策について、「防災公共推進計画」を見直す。 さらに、住民の防災意識の向上を図るとともに、地域住民が自主的かつ主体的に参加できる新しい形の防災訓練を開発し、その普及に努めていく。	県土整備部 危機管理局 農林水産部 市町村	

現在の取組・施策		脆弱性評価
＜福祉施設・学校施設等の安全対策＞ 災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。		災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。
【避難行動支援】		
＜避難行動要支援者名簿の更新＞ 災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、市町村に対して避難行動要支援者名簿の更新等に関する研修や情報提供を実施している。		各市町村において名簿登載対象者の更新作業が随時実施されるよう、引き続き研修会の開催や情報提供等の支援を行う必要がある。
＜避難行動要支援者名簿の活用＞ 災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者毎の具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画の策定について、市町村に対して策定方法や避難支援体制に関する研修の開催や情報提供を実施している。		令和2年10月現在における個別計画の策定は、40市町村のうち17市町村にとどまることから、避難行動要支援者名簿の作成とともに個別計画の策定を推進するため、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施する必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
＜自主防災組織の設立・活性化支援＞ 災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施し、自主防災組織の設立を促進している。		災害発生時の公助による救助・救急活動の絶対的人員不足の際、各地域において地域住民が救助・救急活動を行う自主防災組織の組織率は、これまでの取組の結果着実に向上しているものの、55.8%（R2年度末)と、依然として全国平均の84.3%を大きく下回る状況である。
＜防災意識の啓発＞ 地域住民の防災意識を高めるため、災害等への備えや避難情報が発令された場合の避難について、講座・講演等を通じて啓発を行っている。		早期避難の重要性等について十分な浸透が図られていないことから、地域住民の防災意識の向上に向けて、より一層の取組を実施していく必要がある。
＜防災訓練の推進＞ 地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、市町村が実施する防災訓練に対する支援を行っている。 また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、住民参加による防災訓練を開発している。		市町村単位の防災訓練は、定期的に実施されていない地域もあることから、地域住民の防災意識を高めるため、各市町村において地域単位での防災訓練を行う必要がある。
＜地区防災計画策定の推進＞ コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して定める地区防災計画について、普及啓発を行っている。		大規模災害時において、行政等と連携した自助・共助による災害対策が実施されることが重要であることから、地区防災計画制度の普及啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	避難計画の作成を着実に進めるため、県庁関係部局や市町村と連携し、適切な研修を実施するなど、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。	危機管理局 県土整備部 健康福祉部 教育庁 総務部 市町村 社会福祉法人等 学校法人等	
○	各市町村において名簿登載対象者の更新作業が随時実施されるよう、引き続き、研修会の開催や情報提供等の支援を行う。	危機管理局 市町村	避難行動要支援者名簿を作成した市町村の数 40【R03】
○	県内全市町村で避難行動要支援者名簿の作成とともに個別計画の策定が終了するよう、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施する。	危機管理局 市町村	個別計画を作成した市町村の数 17【R02】
○	3 年間（令和3 年～5 年度）の緊急対策として、実災害で被害が想定される区域の自主防災組織活動カバー率を重点的に向上させるとともに、地域の防災指導者となり得る人財を育成し、地域防災活動の継続的な推進を促すことにより、大規模災害時の人的被害の軽減を目指す。	危機管理局 市町村	自主防災組織の組織率 55.8%【R02】 →　60% 【R06】
○	各種講演会や出前講座等の場などを活用し、県民に対する防災意識の啓発を図るとともに、防災に対する関心をさらに高めていくため、効果的な普及啓発の在り方を検討する。	危機管理局 市町村	
○	市町村においても、地域特性に応じた防災訓練を実施できるよう、市町村を支援し実効性の高い総合防災訓練を実施していく。 また、地域単位での防災訓練を開発し、その普及に努めていく。	危機管理局 市町村	
	地域住民等及び市町村に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の市町村地域防災計画への規定についても周知していく。	危機管理局	

事前に備えるべき目標　**1 直接死を最大限防ぐこと**

リスクシナリオ　**1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生**

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

現在の取組・施策		脆弱性評価
【津波防災施設の整備】		
<海岸保全施設の老朽化対策> 高潮や波浪、津波等から地域住民の生命財産を守るため、堤防・防潮堤や海岸防災林整備している。 高潮、波浪又は津波等による被害から海岸を防護するため、防波堤や岸壁などの海岸保全施設の老朽化対策を進めている。		防潮堤等の整備が一部にとどまるほか整備後かなり経過し、機能が低下しているものもあることから、引き続き堤防や防潮堤等の津波防災施設の整備及び改修を進める必要がある。 防波堤や護岸などの海岸保全施設の長寿命化計画を策定の上、計画的に老朽化対策を実施していく必要がある。
<海岸陸閘の管理体制の強化> 海岸陸閘等の安全かつ確実な操作のため、操作規則を策定している。 災害発生時における陸閘等の操作員の安全確保と確実な閉鎖のため、遠隔操作化を推進している。		陸閘等の統一的な操作規則は策定済みであるが、操作者の安全確保を最優先として地域の実情に即した操作・避難等のルールを決めておく必要がある。 また、港湾においては陸閘等の遠隔化・自動化が行われていないことから、操作員の安全確保と津波襲来時の確実な閉鎖のため、遠隔操作や自動開閉システムの導入を進める必要がある。
<流域治水対策（海岸）> 津波・高潮等による被害から沿岸域の安全・安心を確保するため、護岸や離岸堤などの海岸保全施設の津波・高潮対策を進めている。		津波・高潮等による越波・浸水被害の恐れが増大していることから、人口リーフ、護岸、離岸堤などの海岸保全施設の整備を進め越波・浸水被害を防ぐ必要がある。
【河川・海岸施設の耐震化・老朽化対策】		
<河川関連施設の耐震化・老朽化対策> 地震等による堤防の損傷等を防止し、津波等に対する堤防高を確保するため、老朽化対策や耐震対策を推進している。		河川関連施設の状況を適切に把握するとともに、計画的に耐震化・老朽化対策を実施していく必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】
　大規模津波等による多数の死傷者の発生を防ぐため、津波防災施設等の整備や老朽化対策を推進するとともに、警戒・避難体制の整備や住民の避難場所の確保、救助活動を実施する消防力の向上等を図る。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	現在の施設の状況を踏まえ、市町村との連携を図りながら、国の交付金等を活用し、防潮堤や海岸防災林等の整備を実施する。 　海岸保全施設の長寿命化計画に基づき、国の交付金等を活用し、計画的に老朽化対策を実施する。	県土整備部 農林水産部 市町村	老朽化対策完了漁港海岸数 8漁港海岸【R7まで】
○	海岸陸閘を安全かつ適切に操作するため、操作員の安全確保を最優先とすることなど委託内容の明確化を図った上で、市町村等と管理委託協定を締結する。 　なお、漁港において閉鎖に時間を要する角落し式が約６割存在するほか、活用されていないものがあるなど、利用状況が異なるため、陸閘の統廃合を実施する。 　また、港湾において陸閘等の遠隔化・自動化の導入を検討するため、制御技術や管理体制の研究を行っていく。	県土整備部 農林水産部	(漁港) 統廃合完了箇所数 140箇所【R5まで】 (河川) 海岸水門等の遠隔操作化箇所割合　100% (港湾) 海岸陸閘等の遠隔操作化箇所割合　0%
○	津波・高潮等の被害から背後地を守るため、地元自治体や住民の意向を確認しながら、護岸や離岸堤などの整備を実施する。	県土整備部 農林水産部	津波・高潮・波浪による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積 42ha【R2】 →　15ha【R6】 津波・高潮対策完了漁港海岸数 10漁港海岸【R5まで】
○	河川関連施設について、国の交付金等を活用し、計画的に耐震化・老朽化対策等を実施していく。	県土整備部	

現在の取組・施策		脆弱性評価
【警戒避難体制の整備】		
<津波浸水想定の設定・津波災害警戒区域の指定> 国、県及び市町村連携の下、津波防災対策を効率的かつ効果的に推進するため、基礎となる、津波浸水想定を設定するとともに、津波災害警戒区域の指定を進めている。		最大クラスの津波が発生した場合においても、人命を守ることを最優先とした津波防災の推進が求められていることから、その基礎となる、最大クラスの津波の浸水区域及び水深を設定し公表する必要がある。 津波災害警戒区域については、現時点で指定区域がないところであるが、津波浸水想定の見直し等を適切に反映していく必要がある。
<地震・津波被害想定調査の実施> 地震発生時における住民等の迅速な避難に資する態勢を確保し、被害を軽減するため、地震・津波被害想定調査を実施している。		地震・津波被害想定調査においては、太平洋側海溝型地震、日本海側海溝型地震及び内陸直下型地震の３つの地震を想定しているが、国が公表した日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル等を踏まえ、太平洋側海溝型地震の想定を見直す必要がある。
<津波ハザードマップの作成> 津波発生時における住民等の迅速な避難を確保し、被害を軽減するため、津波浸水想定に基づく地震・津波被害想定調査を実施するとともに、市町村における津波ハザードマップの作成を促進している。		令和2年度末現在における津波ハザードマップの作成は、沿岸22市町村中21市町村にとどまることから、未作成市町村におけるマップ作成の取組を促進するとともに、作成されたハザードマップの周知・活用を図っていく必要がある。
<漁船避難ルールづくりの促進> 津波被害から漁業者や漁船を守るため、漁業者による自主的な漁船による沖出する場合の可否等の漁船避難ルールづくりが促進されるよう、津波予測結果に基づく指導・助言等を実施している。		津波発生時の漁船避難ルールづくりに取り組む漁協等が少ないことから、漁船が沖出避難する場合の可否等の地域におけるルールづくりの取組を促進していく必要がある。
【避難場所の指定・確保】		
<指定緊急避難場所及び指定避難所の指定> 災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図るため、市町村に対して指定緊急避難場所等の指定に関する研修会の開催や情報提供を実施している。	再掲	令和3年3月現在、県内40市町村における指定緊急避難場所の指定は38市町村にとどまることから、全ての市町村で指定されるよう、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施する必要がある。
<福祉避難所の開設・運営マニュアルの作成> 高齢者等、特に配慮を要する方に対して適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所について、災害発生時に円滑かつ統一的に運営するため、あらかじめ開設・運営マニュアルを整備するよう市町村に対して必要な支援をしている。	再掲	開設・運営マニュアルが整備されていない地域がある。災害発生時の福祉避難所の実施内容等が整理されるよう、引き続き市町村に対して依頼等を行う必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	津波に関する新たな知見に基づき、津波シミュレーション等により再度検討し、津波浸水想定を見直す。 津波災害警戒区域の指定のため、必要な調査を実施し、関係市町村と協議の上、指定を進める。	危機管理局 県土整備部 農林水産部	津波浸水想定を設定している市町村の割合 100%【R02】 津波災害警戒区域を指定している市町村の割合 0%【R2】　→ 100%【R6】
○	太平洋側海溝型地震を対象とした被害想定の見直しを行い、調査で得られた地震動の予測結果、液状化危険度の予測結果、人的被害、建物被害、ライフライン被害等の各種被害予測結果に加え、津波からの早期避難が達成された場合等の減災効果等の周知を通じて、県民の防災意識の向上を図る。	危機管理局	
○	全ての沿岸市町村において津波ハザードマップが作成されるよう、引き続き技術的な支援や助言等を実施するとともに作成された津波ハザードマップや地震・津波被害想定調査結果の周知・活用を促進する。	危機管理局 県土整備部 農林水産部 市町村	津波ハザードマップを作成している市町村の数 21【R02】　→ 22【R08】
	それぞれの地域において津波発生時の漁船避難ルールづくりが進むよう、引き続き、津波予測結果に基づく指導・助言等を実施する。	農林水産部 市町村 漁協	
○	県内全ての市町村で指定緊急避難場所等の指定が終了するよう、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施するとともに、指定していない市町村に対しては、個別に、指定に向けた指導・助言等の支援を行っていく。	危機管理局 県土整備部 市町村	指定緊急避難場所及び指定避難所を指定した市町村の数 38【R02】　→ 40【R08】
○	災害発生時に円滑な福祉避難所の開設・運営が行われるよう、開設・運営マニュアルがない市町村の解消に向けて、災害救助事務等担当者会議の開催等により、市町村の取組を支援する。	健康福祉部 市町村	開設・運営マニュアル作成済市町村の数 23【R４】　→ 40【R８】

現在の取組・施策		脆弱性評価
＜防災公共の推進＞ 　災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、本県独自の取り組みである「防災公共」を推進している。 　地区毎の取組が掲載された全市町村分の「防災公共推進計画」を市町村とともに策定し、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するか検証するよう市町村に促している。	再掲	災害リスクの高い地区において、災害発生時に避難所に通じる避難経路の安全を確保できない恐れがあることから、「防災公共推進計画」に位置づけられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、危険箇所等の情報を随時市町村へ提供する必要がある。 　また、災害時発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し速やかな避難を確実に行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを市町村が検証する必要がある。
＜福祉施設・学校施設等の安全対策＞ 　災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。	再掲	災害危険箇所等の立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。
＜都市公園における防災・老朽化対策＞ 　災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園の整備事業（地域防災拠点整備等）や防災対策事業、グリーンインフラ事業等を推進している。	再掲	災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園では、災害発生時の人員や物資などの受け入れ、災害対策本部等として活用していく必要があるため、公園施設等の整備を優先的に進める必要がある。
【避難行動支援】		
＜避難行動要支援者名簿の更新＞ 災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、市町村に対して避難行動要支援者名簿の更新等に関する研修や情報提供を実施している。	再掲	各市町村において名簿登載対象者の更新作業が随時実施されるよう、引き続き、研修会の開催や情報提供等の支援を行う必要がある。
＜避難行動要支援者名簿の活用＞ 　災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者毎の具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画の策定について、市町村に対して策定方法や避難支援体制に関する研修の開催や情報提供を実施している。	再掲	令和2年10月現在における個別計画の策定は、40市町村のうち17市町村にとどまることから、避難行動要支援者名簿の作成とともに個別計画の策定を推進するため、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施する必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	「防災公共推進計画」に位置づけられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、危険箇所等の情報を随時市町村へ提供する。 今後、「防災公共推進計画」を、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証するよう市町村に促す。その結果、市町村が行った検証や地域の方々からの意見を踏まえ、避難経路・避難場所や危険箇所等の対策について、「防災公共推進計画」を見直す。 さらに、住民の防災意識の向上を図るとともに、地域住民が自主的かつ主体的に参加できる新しい形の防災訓練を開発し、その普及に努めていく。	県土整備部 危機管理局 農林水産部 市町村	
○	避難計画の作成を着実に進めるため、県庁関係部局や市町村等と連携し、適切な研修を実施するなど、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。	危機管理局 県土整備部 健康福祉部 教育庁 総務部 市町村 社会福祉法人等 学校法人等	
○	災害時に避難場所や活動拠点として活用できる、公園施設等の機能確保、既存建物の耐震化、既存不適格への対応等の機能強化及び公園施設等の老朽化対策を実施する。	県土整備部 市町村	都市公園において、防災機能の向上を目的とした施設整備（非常用電源設備、耐震性貯水槽、地域防災拠点等）を行った公園数 4公園【R02】
○	各市町村において名簿登載対象者の更新作業が随時実施されるよう、引き続き、研修会の開催や情報提供等の支援を行う。	危機管理局 市町村	避難行動要支援者名簿を作成した市町村の数 40【R03】
○	県内全市町村で避難行動要支援者名簿の作成とともに個別計画の策定が終了するよう、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施する。	危機管理局 市町村	個別計画を作成した市町村の数 17【R02】

現在の取組・施策		脆弱性評価
【消防力の強化】		
<消防力の強化> 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づく施設等及び人員の目標を地域の実情に応じて整備を進めている。 また、各消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、県内消防の相互応援体制及び県を越えた応援体制である緊急消防援助隊を整備している。	再掲	近年、消防団員は年々減少しており、令和3年4月1日現在で17,591人となっていることから、市町村では、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。 また、県として、引き続き、効果的な手法を検討しながら、市町村の団員確保活動を支援するとともに、市町村に対し、学生消防団活動認証制度の導入等を働きかけていく必要がある。
<消防団の充実> 市町村では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。 また、県では、市町村の団員確保活動を支援するため、県内のイベントや大学祭、高校でのＰＲ等、消防団活動の理解と入団促進を図るための広報活動を実施しているほか、学生消防団活動認証制度や消防団協力事業所表示制度の導入、消防団員の処遇改善の検討等を市町村に働きかけている。	再掲	近年、消防団員は年々減少しており、令和3年4月1日現在で17,591人となっていることから、市町村では、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。 また、県として、引き続き、効果的な手法を検討しながら、市町村の団員確保活動を支援するとともに、市町村に対し、学生消防団活動認証制度の導入等を働きかけていく必要がある。
<消防団員の安全確保> 津波災害時の消防団員の安全確保のため、海岸を有する市町村では、退避ルールの確立や活動可能時間の設定等を内容とする「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル」を策定するよう、働きかけている。		平成28年11月現在、海岸を有する22市町村における「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル」の策定は21市町村であり、全市町村で策定されるよう引き続き、助言などを実施する必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
<自主防災組織の設立・活性化支援> 災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施し、自主防災組織の設立を促進している。	再掲	災害発生時の公助による救助・救急活動の絶対的人員不足の際、各地域において地域住民が救助・救急活動を行う自主防災組織の組織率は、これまでの取組の結果着実に向上しているものの、55.8%（R2年度末)と、依然として全国平均の84.3%を大きく下回る状況である。
<防災意識の啓発> 地域住民の防災意識を高めるため、災害等への備えや避難情報が発令された場合の避難について、講座・講演等を通じて啓発を行っている。	再掲	早期避難の重要性等について十分な浸透が図られていないことから、地域住民の防災意識の向上に向けて、より一層の取組を実施していく必要がある。
<防災訓練の推進> 地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、市町村が実施する防災訓練に対する支援を行っている。 また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、住民参加による防災訓練を開発している。	再掲	市町村単位の防災訓練は、定期的に実施されていない地域もあることから、地域住民の防災意識を高めるため、各市町村において地域単位での防災訓練を行う必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、市町村の消防団員確保活動を支援するため、県として、効果的な手法を検討しながら、広報活動等を実施するとともに、市町村の学生消防団活動認証制度の導入等を働きかけていく。	危機管理局 市町村	
○	市町村は、引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。 また、市町村の消防団員確保活動を支援するため、県として、効果的な手法を検討しながら、広報活動等を実施するとともに、市町村の学生消防団活動認証制度の導入等を働きかけていく。	危機管理局 市町村	
○	全市町村で「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル」が策定されるよう、助言等を行う。	危機管理局 市町村	
○	3 年間（令和3 年～5 年度）の緊急対策として、実災害で被害が想定される区域の自主防災組織活動カバー率を重点的に向上させるとともに、地域の防災指導者となり得る人財を育成し、地域防災活動の継続的な推進を促すことにより、大規模災害時の人的被害の軽減を目指す。	危機管理局 市町村	自主防災組織の組織率 55.8%【R02】 →　60% 【R06】
○	各種講演会や出前講座等の場などを活用し、県民に対する防災意識の啓発を図るとともに、防災に対する関心をさらに高めていくため、効果的な普及啓発の在り方を検討する。	危機管理局 市町村	
○	市町村においても、地域特性に応じた防災訓練を実施できるよう、市町村を支援し実効性の高い総合防災訓練を実施していく。 また、地域単位での防災訓練を開発し、その普及に努めていく。	危機管理局 市町村	

現在の取組・施策		脆弱性評価
＜地区防災計画策定の推進＞ 　コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して定める地区防災計画について、普及啓発を行っている。	再掲	大規模災害時において、行政等と連携した自助・共助による災害対策が実施されることが重要であることから、地区防災計画制度の普及啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。
【津波防災地域づくりの推進】		
＜津波防災地域づくりの推進＞ 　国、県及び市町村連携の下、津波防災対策を効率的かつ効果的に推進するため、基礎となる、津波浸水想定を設定するとともに、津波災害警戒区域の指定を進めている。		津波浸水想定エリアなど、津波災害のリスクの高い地域に、依然として多くの人が生活している状況を是正していくため、津波防災地域づくりを推進していく必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	地域住民等及び市町村に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の市町村地域防災計画への規定についても周知していく。	危機管理局	
	津波に関する新たな知見に基づき、津波シミュレーション等により再度検討し、津波浸水想定を見直す。 津波災害警戒区域の指定のため、必要な調査を実施し、関係市町村と協議の上、指定を進める。	県土整備部 市町村	津波浸水想定を設定している市町村の割合 100%【R02】 津波災害警戒区域を指定している市町村の割合 0%【R2】　→ 100%【R6】

事前に備えるべき目標　**1 直接死を最大限防ぐこと**

リスクシナリオ　**1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫**

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

現在の取組・施策		脆弱性評価
【河川改修等の治水対策】		
<河川改修等の治水対策> 洪水災害に対する安全度の向上を図るため、国の防災・安全交付金等を活用し、河川改修等の整備を推進している。		県管理河川全体の要改修延長（1,216.5km）に対する令和2年度末の河川整備率が39.2%と低いことから、計画規模降雨による氾濫から浸水被害を防ぐため、河川改修等の対策を進める必要がある。
【河川・ダム施設等の防災対策】		
<河川関連施設の耐震化・老朽化対策> 地震等による堤防の損傷等を防止し、津波等に対する堤防高を確保するため、老朽化対策や耐震対策を推進している。	再掲	堤防やダム等の河川関連施設の状況を適切に把握するとともに、計画的に耐震化・老朽化対策を実施していく必要がある。
<内水危険個所の被害防止対策> 内水による浸水被害の発生防止と被害軽減を図るため、各市町村において、雨水管渠や排水ポンプ場の整備を推進している。		市町村における都市浸水対策達成率は37.９%となっていることから、内水による家屋の浸水被害を解消に向けて市町村の取組を一層促進する必要がある。
<農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策> 農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給する農業水利施設の機能保全に向け、老朽化対策等を実施している。		今後、標準耐用年数を超過する基幹的な農業水利施設等が増加することや、大規模地震のリスクも高まっていることから、老朽化対策や豪雨・地震対策を集中的に実施していく必要がある。
<流域治水対策（海岸）> 津波・高潮等による被害から沿岸域の安全・安心を確保するため、護岸や離岸堤などの海岸保全施設の津波・高潮対策を進めている。	再掲	津波・高潮等による越波・浸水被害の恐れが増大していることから、人口リーフ、護岸、離岸堤などの海岸保全施設の整備を進め越波・浸水被害を防ぐ必要がある。
<流域治水対策（農業水利施設の整備）> 集中豪雨等による農村地域の湛水被害の未然防止と被害の最小化を図るため、排水機場や農業用排水路の整備・改修等を実施している。		自然的・社会的条件変化により脆弱化した排水機場や農業用排水路等があることから、近年の頻発化・激甚化している豪雨災害等を踏まえ、必要な整備及び改修等を推進していく必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

広域的かつ長期的な市街地等の浸水や河川の大規模氾濫による被害の発生を防ぐため、河川・ダム施設等の防災対策を推進するとともに、警戒・避難体制の整備や住民の避難場所の確保、救助活動を実施する消防力の向上等を図る。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	洪水災害に対する安全度の向上を図るため、引き続き、国の防災・安全交付金等を活用し、計画的かつ効率的に河川改修等を推進する。	県土整備部 市町村	県管理の河川整備率 39.2%（R2.3末）→40.0%（R6.3末）
○	河川関連施設について、国の交付金等を活用し、計画的に耐震化・老朽化対策等を実施していく。	県土整備部	
○	市町村が行う国の防災・安全交付金等を活用して実施する浸水対策事業のより一層の促進が図られるよう、引き続き助言等を実施する。	県土整備部 市町村	都市浸水対策達成率 37.9%【R02】
○	農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給するため、受益面積100ha以上の基幹的農業水利施設の長寿命化対策として、機能保全計画を踏まえた対策工事等を実施する。	国 農林水産部 市町村	
○	津波・高潮等の被害から背後地を守るため、地元自治体や住民の意向を確認しながら、護岸や離岸堤などの整備を実施する。	県土整備部 農林水産部	津波・高潮・波浪による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積 42ha【R2】 →　15ha【R6】 津波・高潮対策完了漁港海岸数 10漁港海岸【R5まで】
○	市町村等と連携を図りながら、排水機場や農業用排水路等について、湛水被害の未然防止を図るため、整備・改修等を実施する。	農林水産部 国	

現在の取組・施策		脆弱性評価
＜流域治水対策（水田の貯留機能向上）＞ 近年の頻発化・激甚化している豪雨災害への対策に向け、水田の持つ雨水貯留能力を積極的に活用する必要があるため、令和３年度から田んぼダムの取組を促進している。		水田の水管理を行う農家の組織的な協力が必要不可欠な田んぼダムについては、まだ県内の各流域において取組実績がないことから、田んぼダムの取組内容等について農家への普及啓発を図る必要がある。
＜土地利用状況を考慮した治水対策＞ 河川における上下流バランスを考慮しつつ、地域特性に合った効果的な整備を図るため、輪中堤の整備や宅地嵩上げ等によるハード整備と土地利用規制等によるソフト対策を組み合わせた治水対策を推進している。		市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、その流域の持つ保水・遊水機能を確保するなど、総合的な治水対策を推進する必要がある。 また、早期の堤防整備などの対策が困難な地域においては、輪中堤等によるハード整備と土地利用規制等によるソフト対策を組み合わせるなど、土地利用状況を考慮した治水対策を推進する必要がある。
【警戒避難体制の整備】		
＜洪水ハザードマップの作成＞ 洪水発生に際し、住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川市町村の浸水想定区域図を指定・公表しており、市町村は洪水ハザードマップを作成・公表している。		市町村が作成する洪水ハザードマップは、洪水予報河川及び水位周知河川に指定した河川について作成済みであるが、法改正により、近年の集中豪雨を踏まえ、想定し得る最大規模降雨に基づき洪水浸水想定区域の指定・公表を予定していることから、当該区域をもとにした洪水ハザードマップを作成する必要がある。
＜内水ハザードマップの作成＞ 内水による浸水発生に際し、住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、浸水実績がある市町村において、内水ハザードマップの策定を推進している。		市町村における内水ハザードマップの整備率は25.0%であり、住民の避難体制等を強化し、市街地等の浸水による水害を未然に防止するためには、内水ハザードマップの作成を一層推進する必要がある。
＜高潮浸水想定区域の指定＞ 高潮発生に際し、住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、高潮浸水想定区域の指定に取り組んでいる。		近年、全国各地で多発している、想定を超える浸水被害に備え、最大規模の高潮が発生した場合の災害に対する水防体制の強化が課題となっていることから、水位周知海岸、及び、高潮浸水想定区域を指定する必要がある。
＜避難情報発令の支援＞ 洪水発生に際し、周辺地域住民が迅速な避難を行えるよう、避難情報の発令を行う市町村に対し、水位到達情報等を通知している。		水災害に備え出水時に市町村長が避難情報を発令するタイミングを的確に判断する必要があることから、水位到達情報等の通知を適切に行っていく必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	田んぼダムの取組内容等を農家に理解してもらうため、分かり易い説明資料を作成し、様々な機会を捉えて普及啓発を図ることで、田んぼダムの取組を普及させる。	農林水産部 農地の管理者	
	引き続き、河川の流域が持つ保水・遊水機能を確保するなどの総合的な治水対策を推進するほか、早期の堤防整備などの対策が困難な地域においては、輪中堤等によるハード整備と土地利用規制等によるソフト対策を組み合わせるなど、土地利用状況を考慮した治水対策を推進する。	県土整備部	
○	洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水浸水想定区域を計画的に指定・公表するとともに、市町村における洪水ハザードマップ修正等の促進に向けて、助言等を実施する。	県土整備部 市町村	洪水ハザードマップ作成・公表率 100%（26市町村/26市町村） 【～H24】
○	内水ハザードマップを作成する必要のある12市町村のうち、未作成の9市町村（３市作成済み）について、作成の推進を図り、市町村による国の防災・安全交付金等を活用した内水浸水想定区域図の作成を促進するため、助言等を実施する。	県土整備部 市町村	内水ハザードマップを早期に作成する必要がある3市のうち、内水ハザードマップを作成・公表した市町村の割合（整備率） 100.0% 【R03】
○	水位周知海岸及び高潮浸水想定区域を指定するため、必要な調査を実施し、関係機関等と検討を行い、関係市町村と協議の上、指定を進める。	県土整備部 農林水産部	高潮浸水想定区域を指定している市町村の割合 100%【R03】
○	洪水予報河川及び水位周知河川の沿川市町村長が水災害に備え、円滑に避難情報を発令できるよう洪水タイムラインの策定やホットラインの構築を進める。	県土整備部 市町村	

現在の取組・施策		脆弱性評価
＜避難情報発令基準の見直し＞ 市町村から住民等へ避難情報を迅速・的確に伝達するため、令和3年5月に改訂された「避難情報に関するガイドライン」（新ガイドライン）に基づき、災害種別ごと（水害、土砂災害、高潮災害、津波）に避難情報発令基準を見直すよう市町村に働きかけている。		避難情報発令基準の見直しを終えている市町村の数は、令和3年10月現在で、27市町村にとどまっている。
＜住民等への情報伝達手段の多様化＞ 住民等へ避難情報を迅速・的確に伝達するため、市町村では防災無線、広報車、緊急速報メール等の多様な伝達手段の確保に努めている。		避難情報を迅速・確実に住民等に伝達するため、速報性の高いTV放送、耐災害性が高い防災無線、屋内外を問わず受信できる緊急速報メール等の様々な伝達手段を組み合わせる必要がある。 また、全市町村においてＬアラートを導入し、マスメディアを通じた住民への避難情報の伝達を行っているが、市町村における災害時の運用にばらつきがあるため、さらに運用を迅速化・確実化していく必要がある。
＜県・市町村・防災関係機関における情報伝達＞ 災害発生時において、県、市町村及び防災関係機関の間の情報伝達手段として、インターネット経由で外部サーバーを県外複数箇所に設置している総合防災情報システムのほか、公衆回線の輻輳に影響されない独自の通信網である防災情報ネットワークを整備している。 このほか、大規模災害発生時の非常通信手段として、警察、自衛隊、電力事業者等の関係機関独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。		県、市町村及び防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時に情報を確実に伝達するためには、職員が総合防災情報システムの操作に習熟するとともに、防災情報ネットワーク設備を適切に保守管理する必要がある。 また、非常通信手段を維持するため、関係機関との情報連絡体制の強化を図る必要がある。
【避難場所の指定・確保】		
＜指定緊急避難場所及び指定避難所の指定＞ 災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図るため、市町村に対して指定緊急避難場所等の指定に関する研修会の開催や情報提供を実施している。	再掲	令和3年3月現在、県内40市町村における指定緊急避難場所の指定は38市町村にとどまることから、全ての市町村で指定されるよう、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施する必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	該当する全ての市町村で新ガイドラインに基づく避難情報発令基準の見直しが終了するよう、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施するとともに、見直しが終了していない市町村に対しては、個別に、策定に向けた指導・助言を行っていく。	危機管理局 市町村	避難情報発令基準の見直しを終了している市町村の数 水害(河川に係るもの)　33【R03】→36【R08】 土砂 30【R03】→36【R08】 高潮災害 13【R03】→22【R08】 津波 19【R03】→22【R08】
○	市町村に対して、情報伝達手段の多様化を促進するとともに、避難情報を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者と平時からの連携強化に努める。 災害時のＬアラートの運用を確実にするため、定期的に市町村による訓練等を実施していく。	危機管理局 市町村	
○	災害発生時に情報を確実に伝達するため、総合防災情報システムの訓練を計画的に実施するとともに、防災情報ネットワーク設備を定期的に点検する。 また、非常通信訓練を定期的に実施する。	危機管理局 市町村	県と複数市町村等による防災訓練の実施回数 総合防災情報システム入力訓練　月１回 Lアラート全国合同訓練　年１回 非常通信訓練　年１回
○	県内全ての市町村で指定緊急避難場所等の指定が終了するよう、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施するとともに、指定していない市町村に対しては、個別に、指定に向けた指導・助言等の支援を行っていく。	危機管理局 県土整備部 市町村	指定緊急避難場所及び指定避難所を指定した市町村の数 38【R02】　→　40【R08】

現在の取組・施策		脆弱性評価
＜福祉避難所の開設・運営マニュアルの作成＞ 高齢者等、特に配慮を要する方に対して適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所について、災害発生時に円滑かつ統一的に運営するため、あらかじめ開設・運営マニュアルを整備するよう市町村に対して必要な支援をしている。	再掲	開設・運営マニュアルが整備されていない地域がある。災害発生時の福祉避難所の実施内容等が整理されるよう、引き続き市町村に対して依頼等を行う必要がある。
＜防災公共の推進＞ 災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、本県独自の取り組みである「防災公共」を推進している。 地区毎の取組が掲載された全市町村分の「防災公共推進計画」を市町村とともに策定し、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するか検証するよう市町村に促している。	再掲	災害リスクの高い地区において、災害発生時に避難所に通じる避難経路の安全を確保できない恐れがあることから、「防災公共推進計画」に位置づけられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、危険箇所等の情報を随時市町村へ提供する必要がある。 また、災害時発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し速やかな避難を確実に行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを市町村が検証する必要がある。
＜福祉施設・学校施設等の安全対策＞ 災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。	再掲	災害危険箇所等の立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。
＜都市公園における防災・老朽化対策＞ 災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園の整備事業（地域防災拠点整備等）や防災対策事業、グリーンインフラ事業等を推進している。	再掲	災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園では、災害発生時の人員や物資などの受け入れ、災害対策本部等として活用していく必要があるため、公園施設等の整備を優先的に進める必要がある。
【避難行動支援】		
＜避難行動要支援者名簿の更新＞ 災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、市町村に対して避難行動要支援者名簿の更新等に関する研修や情報提供を実施している。	再掲	各市町村において名簿登載対象者の更新作業が随時実施されるよう、引き続き、研修会の開催や情報提供等の支援を行う必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	災害発生時に円滑な福祉避難所の開設・運営が行われるよう、開設・運営マニュアルがない市町村の解消に向けて、災害救助事務等担当者会議の開催等により、市町村の取組を支援する。	健康福祉部 市町村	開設・運営マニュアル作成済市町村の数 23【R４】　→ 40【R８】
○	「防災公共推進計画」に位置づけられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、危険箇所等の情報を随時市町村へ提供する。 今後、「防災公共推進計画」を、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証するよう市町村に促す。その結果、市町村が行った検証や地域の方々からの意見を踏まえ、避難経路・避難場所や危険箇所等の対策について、「防災公共推進計画」を見直す。 さらに、住民の防災意識の向上を図るとともに、地域住民が自主的かつ主体的に参加できる新しい形の防災訓練を開発し、その普及に努めていく。	県土整備部 危機管理局 農林水産部 市町村	
○	避難計画の作成を着実に進めるため、県庁関係部局や市町村と連携し、適切な研修を実施するなど、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。	危機管理局 県土整備部 健康福祉部 教育庁 総務部 市町村 社会福祉法人等 学校法人等	
○	災害時に避難場所や活動拠点として活用できる、公園施設等の機能確保、既存建物の耐震化、既存不適格への対応等の機能強化及び公園施設等の老朽化対策を実施する。	県土整備部 市町村	都市公園において、防災機能の向上を目的とした施設整備（非常用電源設備、耐震性貯水槽、地域防災拠点等）を行った公園数 4公園【R02】
○	各市町村において名簿登載対象者の更新作業が随時実施されるよう、引き続き、研修会の開催や情報提供等の支援を行う。	危機管理局 市町村	避難行動要支援者名簿を作成した市町村の数 40【R03】

現在の取組・施策		脆弱性評価
＜避難行動要支援者名簿の活用＞ 災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者毎の具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画の策定について、市町村に対して策定方法や避難支援体制に関する研修の開催や情報提供を実施している。	再掲	令和2年10月現在における個別計画の策定は、40市町村のうち17市町村にとどまることから、避難行動要支援者名簿の作成とともに個別計画の策定を推進するため、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施する必要がある。
【消防力の強化】		
＜消防力の強化＞ 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づく施設等及び人員の目標を地域の実情に応じて整備を進めている。 また、各消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、県内消防の相互応援体制及び県を越えた応援体制である緊急消防援助隊を整備している。	再掲	近年、消防団員は年々減少しており、令和3年4月1日現在で17,591人となっていることから、市町村では、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。 また、県として、引き続き、効果的な手法を検討しながら、市町村の団員確保活動を支援するとともに、市町村に対し、学生消防団活動認証制度の導入等を働きかけていく必要がある。
＜消防団の充実＞ 市町村では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。 また、県では、市町村の団員確保活動を支援するため、県内のイベントや大学祭、高校でのＰＲ等、消防団活動の理解と入団促進を図るための広報活動を実施しているほか、学生消防団活動認証制度や消防団協力事業所表示制度の導入、消防団員の処遇改善の検討等を市町村に働きかけている。	再掲	近年、消防団員は年々減少しており、令和3年4月1日現在で17,591人となっていることから、市町村では、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。 また、県として、引き続き、効果的な手法を検討しながら、市町村の団員確保活動を支援するとともに、市町村に対し、学生消防団活動認証制度の導入等を働きかけていく必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
＜水防災意識社会再構築ビジョンの取組＞ 岩木川等の一級水系において、堤防の決壊や越水等による大規模な被害に備え、従来のハード対策に加え、避難行動や水防活動や「洪水お知らせメール」サービス等災害情報等のソフト対策を一体的・計画的に取り組むため、河川管理者である国・県と、流域沿川市町村・関係機関が連携して「減災対策協議会」を設立し、対策を推進している。		一級河川においては、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組により、減災対策協議会を設立し、氾濫被害の最小化を目指す対策を進めていることから、この取組を県が管理する二級河川に拡大する必要がある。
＜防災意識の啓発＞ 地域住民の防災意識を高めるため、災害等への備えや避難情報が発令された場合の避難について、講座・講演等を通じて啓発を行っている。	再掲	早期避難の重要性等について十分な浸透が図られていないことから、地域住民の防災意識の向上に向けて、より一層の取組を実施していく必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	県内全市町村で避難行動要支援者名簿の作成とともに個別計画の策定が終了するよう、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施する。	危機管理局 市町村	個別計画を作成した市町村の数 17【R02】
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、市町村の消防団員確保活動を支援するため、県として、効果的な手法を検討しながら、広報活動等を実施するとともに、市町村の学生消防団活動認証制度の導入等を働きかけていく。	危機管理局 市町村	
○	市町村は、引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。 また、市町村の消防団員確保活動を支援するため、県として、効果的な手法を検討しながら、広報活動等を実施するとともに、市町村の学生消防団活動認証制度の導入等を働きかけていく。	危機管理局 市町村	
○	堤防の決壊や越水等に伴う大規模な被害に備え、ハード・ソフト対策を一体的、計画的に進めるため、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を県が管理する二級河川に拡大し、新たに「減災対策協議会」を設立して対策を推進する。	国 県土整備部 危機管理局 市町村	４協議会【H29】100%
○	各種講演会や出前講座等の場などを活用し、県民に対する防災意識の啓発を図るとともに、防災に対する関心をさらに高めていくため、効果的な普及啓発の在り方を検討する。	危機管理局 市町村	

現在の取組・施策		脆弱性評価
＜地区防災計画策定の推進＞ 　コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して定める地区防災計画について、普及啓発を行っている。	再掲	大規模災害時において、行政等と連携した自助・共助による災害対策が実施されることが重要であることから、地区防災計画制度の普及啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。
＜水防団の充実強化＞ 　水防管理団体は、地域に密着し、水防活動において重要な役割を果たす水防団について、各地域の実情に応じ、団員の確保と技術力の向上を図っている。		水防管理団体等において、人材・組織体制等不十分である場合が多いため、水防団の充実強化等による人材育成、適切な組織体制を構築する必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	地域住民等及び市町村に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の市町村地域防災計画への規定についても周知していく。	危機管理局	
	引き続き、水防団員の確保に努めるとともに、水防訓練等を通じて技術力の向上を図っていく。	県土整備部	

事前に備えるべき目標　**1 直接死を最大限防ぐこと**

リスクシナリオ　**1-4 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態**

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

現在の取組・施策		脆弱性評価
【警戒避難体制の整備（土砂災害）】		
<土砂災害ハザードマップの作成・公表> 土砂災害の発生に際し、土砂災害警戒区域の周辺住民の円滑な警戒避難を確保するため、市町村において土砂災害ハザードマップを作成・公表している。		土砂災害ハザードマップは全ての市町村において作成されているが、平時から災害発生時における警戒避難につながる態勢を構築する必要があることから、土砂災害警戒区域や避難場所等を住民に周知する必要がある。
<避難情報発令及び自主避難のための情報提供> 土砂災害に関して、市町村長が的確に避難情報の発令を行うことができるよう、また、住民が自主避難できるよう、判断材料となる情報を市町村と住民へ提供している。		土砂災害に関して、市町村長は避難情報を発令するタイミングや対象地域の的確な判断、また、住民は的確な自主避難の判断を求められていることから、その判断材料として土砂災害警戒情報や土砂災害警戒判定メッシュ情報等を提供する必要がある。
【土砂災害対策施設の整備・老朽化対策】		
<砂防関係施設の整備> 土砂災害に対し安全安心な県民生活を確保するため、砂防堰堤等の土砂災害対策を実施している。		土砂災害危険箇所整備率が約3割と低いことから、砂防関係施設の整備を進める必要がある。
<砂防関係施設の老朽化対策> 土砂災害を防止する砂防関係施設の機能及び性能を長期にわたり維持・確保するため、長寿命化計画を策定している。		既存砂防関係施設の中には、施工後長期間経過し、その機能及び性能が低下したものがあることから、計画的に点検・評価を実施し、長寿命化計画を策定する必要がある。
【農山村地域における防災対策】		
<農山村地域における防災対策> 農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施設等を整備している。 ダムや水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。		豪雨等による土石流等のリスクが高まっていることから、山地災害危険地区の危険度ランクの高い未着手箇所を主体に整備する必要がある。 治山・地すべり防止施設長寿命化のため、個別施設計画に基づく定期点検診断や保全整備等を実施する必要がある。 洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を踏まえ農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生及び県土の脆弱性が高まる事態を防ぐため、警戒避難体制の整備や住民の防災意識の醸成、登山者等の安全対策等を推進するとともに、土砂災害対策施設の整備や老朽化対策の推進等を図る。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	引き続き、市町村における土砂災害ハザードマップの修正等について助言等を行うとともに、住民に対する土砂災害警戒区域や避難場所等の周知を促進する。	県土整備部 市町村	土砂災害ハザードマップ作成・公表率 100%（36市町村/36市町村）【～H25】
○	気象庁と協力しながら土砂災害警戒情報の精度を高めていくとともに、市町村長が避難情報の対象地域を今以上に判断し易いよう、また、住民が自主避難を容易に判断できるよう、土砂災害警戒情報メール通知サービスに加え、より分かりやすい土砂災害警戒判定メッシュ情報等を提供するなど、情報提供の充実を図る。	国 県土整備部 市町村	
○	災害履歴のある箇所のほか、避難所、防災拠点、要配慮者利用施設が立地する箇所などを対象として、国の防災・安全交付金等を活用し、砂防関係施設の整備を推進する。	県土整備部	土砂災害危険個所整備率 （要対策箇所1,514箇所） 33.2%【R1】 →　35.5%【R5
○	砂防関係施設長寿命化計画に基づき、国の防災・安全交付金等を活用しながら、施設の機能及び性能を維持・確保する。	県土整備部	青森県砂防関係施設長寿命化計画策定率 100%【H30】
○	荒廃地(荒廃するおそれのある場所含む)の早期復旧のため、治山施設等を整備すると共に、現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。 ダムや水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよう、農業用ダムの維持管理を適切に実施するとともに、必要に応じて水田の区画整理など、農業農村整備事業を実施する。	農林水産部 市町村	山地災害危険地区（Ａ・Ｂランク）の新規箇所整備数　20箇所［R3～R7］ 個別施設計画に基づく機能強化・維持補修の施設数　15施設［R3～R7］ 個別施設計画に基づく定期点検の施設数　500施設［R3～R7］

現在の取組・施策		脆弱性評価
<山地災害危険地区等における治山対策> 農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施設等を整備している。 ダムや水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。		豪雨等による土石流等のリスクが高まっていることから、山地災害危険地区の危険度ランクの高い未着手箇所を主体に整備する必要がある。 治山・地すべり防止施設長寿命化のため、個別施設計画に基づく定期点検診断や保全整備等を実施する必要がある。
<山地災害危険地区等における森林整備対策> 将来にわたり、森林が有する土砂災害防止をはじめとする多面的機能の維持・増進を図るため、国の造林補助事業等を活用し、間伐や再造林などの森林整備を推進している。		近年、木材需要の高まりに応じて伐採面積が増加する中、森林施業コストが高いため、再造林されずに放置される森林が増加していることから、再造林や間伐の着実な実施に向けた対策を講ずる必要がある。
【警戒避難体制の整備（火山噴火）】		
<岩木山の警戒避難体制の整備> 平成21年7月に常時観測火山に選定された岩木山について、 警戒避難体制を整備するため、平成26年11月に設置した岩木山火山防災協議会において、噴火シナリオ、火山ハザードマップに基づき避難計画の作成を検討している。 また、平成28年7月に噴火警戒レベルが気象庁により導入されている。		噴火シナリオ、火山ハザードマップ、具体的な防災対応を作成しているほか、噴火警戒レベルが導入されているが、さらに警戒避難体制を整備するため、住民、登山者、観光客等を対象とした避難計画を策定する必要がある。
<八甲田山の警戒避難体制の整備> 平成28年12月に常時観測火山に追加された八甲田山について、警戒避難体制を整備するため、平成25年9月に設置した八甲田山火山防災協議会において、噴火シナリオ、火山ハザードマップを作成している。		噴火シナリオ、火山ハザードマップ、具体的な防災対応を作成しているが、さらに警戒避難体制を整備するため、噴火警戒レベルの導入とともに住民、登山者、観光客等を対象とした避難計画を策定する必要がある。
<十和田の警戒避難体制の整備> 平成28年12月に常時観測火山に追加された十和田について、警戒避難体制を整備するため、平成28年3月に設置した十和田火山防災協議会において、噴火シナリオ、火山ハザードマップを平成30年1月に作成した。引き続き、火山避難計画の作成に向けて、噴火警戒レベルの設定、具体的な防災対応の検討を進める。		警戒避難体制を整備するための前提となる噴火シナリオ、火山ハザードマップを作成したため、引き続き、火山避難計画の作成に向けて、噴火警戒レベルの設定、具体的な防災対応の検討が必要である。
<火山の警戒体制の強化> 火山噴火時の土砂災害対策のため、火山噴火緊急減災対策事業を推進している。 （岩木山、八甲田山、十和田）		火山噴火時の土砂災害対策について、ハード・ソフト両面の対策が不備であることから、砂防部局として行動計画（タイムライン）を策定する必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	山地災害危険地区や重要インフラ周辺等のうち特に緊要度の高いエリアや氾濫した河川上流域等において、森林の防災・保水機能を発揮させる治山施設の整備・強化等による流木・土石流・山腹崩壊抑制対策、海岸防災林の整備を実施する。	農林水産部 市町村	山地災害危険地区（A・Bランク）の新規箇所整備数 20箇所［R3～R7］ 個別施設計画に基づく機能強化・維持補修の施設数 15施設［R3～R7］ 個別施設計画に基づく定期点検の施設数 500施設［R3～R7］
○	山地災害危険地区や重要インフラ周辺等のうち特に緊要度の高いエリアや氾濫した河川上流域等において、森林の防災・保水機能を発揮させる間伐や再造林等の森林整備、林業・山村地域における、災害時に備えた特に重要な林道の整備・強化等を行う。	農林水産部 市町村 民間事業者	再造林割合 26%【H29】→40%【R5】 林道開設路線数 5路線［R3～R7］
○	火山防災協議会において避難計画を検討し、市町村と連携し、防災対策の強化を図って行く。	危機管理局 環境生活部 農林水産部 県土整備部 観光国際戦略局 国 市町村	
○	火山防災協議会において、噴火警戒レベルの導入に向けた検討とともに避難計画を検討し、市町村と連携し、防災対策の強化を図って行く。	危機管理局 環境生活部 農林水産部 県土整備部 観光国際戦略局 国 市町村	
○	作成された噴火シナリオ、ハザードマップを踏まえ、具体的な防災対応等について市町村等と連携しながら検討し、防災対策の強化を図って行く。	危機管理局 環境生活部 農林水産部 県土整備部 観光国際戦略局 国 市町村	
○	火山噴火活動時の土砂災害対策として実施する仮設砂防堰堤等の緊急ハード対策や警戒避難対策用の監視観測装置等の緊急ソフト対策、さらにこれらの対策を迅速に実施出来るよう平常時から行う準備事項をとりまとめた「火山噴火緊急減災対策砂防計画（行動計画含む）」を策定する。	国 県土整備部	

現在の取組・施策		脆弱性評価
【登山者等の安全対策】		
＜登山者等の安全対策＞ 住民、登山者、観光客等が噴火の規模等に応じた適切な防災対応をとることができるよう、防災行政無線や緊急速報メール等を活用し、情報提供するとともに、噴火警戒レベル等に応じた登山道や道路の通行規制を行うなど、登山者等の安全対策を講じることとしている。		登山道では、緊急速報メール等を活用した情報伝達の範囲が限定されるため、情報伝達手段の多様化を図る必要がある。 また、噴火警戒レベルに応じた登山者等の安全を確保するため、噴火シナリオ等をもとに安全対策を図る必要がある。
＜自然公園施設の整備・老朽化対策＞ 公園利用者の自然生態系へ与える影響による森林等の荒廃の拡大防止と、災害発生時における外国人観光客等の避難経路および緊急避難場所の確保のため、自然公園施設の整備・改修を実施している。		登山道や自然歩道、避難小屋等の施設が老朽化しており、自然生態系の有する防災・減災機能の維持や、災害時の避難経路および緊急避難場所の確保が課題となっている。老朽化した自然公園施設の再整備・改修を継続して推進していく必要がある。
＜情報通信利用環境の強化＞ 携帯電話等の無線通信の利用可能な地域の拡大を図るため、国の補助制度を活用し、市町村による無線通信用施設・設備の整備を支援している。 外国人を含む観光客に対する情報通信利用環境を整備するため、県が管理する観光施設のＷｉ－Ｆｉ利用環境の整備を行うとともに、県内宿泊事業者及び交通事業者が行うＷｉ－Ｆｉ利用環境整備等の取組に係る経費の一部支援を実施している。		災害発生時には、通信環境が確保できない地域の発生も予想されることから、無線通信利用範囲の拡大を図るとともに、通信事業者との連携体制を構築する必要がある。 依然として、宿泊施設や交通機関でＷｉ－Ｆｉ利用環境が不十分なところが見受けられるため、宿泊事業者や交通事業者の取組を促進するとともに、外国語による情報発信の充実を図る必要がある。
【避難場所の指定・確保】		
＜指定緊急避難場所及び指定避難所の指定＞ 災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図るため、市町村に対して指定緊急避難場所等の指定に関する研修会の開催や情報提供を実施している。	再掲	令和3年3月現在、県内40市町村における指定緊急避難場所の指定は38市町村にとどまることから、全ての市町村で指定されるよう、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施する必要がある。
＜福祉避難所の開設・運営マニュアルの作成＞ 高齢者等、特に配慮を要する方に対して適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所について、災害発生時に円滑かつ統一的に運営するため、あらかじめ開設・運営マニュアルを整備するよう市町村に対して必要な支援をしている。	再掲	開設・運営マニュアルが整備されていない地域がある。災害発生時の福祉避難所の実施内容等が整理されるよう、引き続き市町村に対して依頼等を行う必要がある。
＜防災公共の推進＞ 災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、本県独自の取り組みである「防災公共」を推進している。 地区毎の取組が掲載された全市町村分の「防災公共推進計画」を市町村とともに策定し、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するか検証するよう市町村に促している。	再掲	災害リスクの高い地区において、災害発生時に避難所に通じる避難経路の安全を確保できない恐れがあることから、「防災公共推進計画」に位置づけられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、危険箇所等の情報を随時市町村へ提供する必要がある。 また、災害時発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し速やかな避難を確実に行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを市町村が検証する必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	登山客等に対する情報伝達は、山小屋等で規制情報を確実に伝達する体制を整備するとともに、緊急速報メール等による確実な情報伝達範方法を検討する。 また、噴火シナリオ等の検討結果を踏まえ、山小屋の機能強化や退避舎等の必要性について検討する。	危機管理局	
○	自然環境の持つ防災・減災機能を維持と、外国人観光客を含む園等利用者の安全確保を図るため自然公園整備計画にのっとり、必要に応じて自然公園施設の国際化対応と老朽化対策を実施する。	観光国際戦略局	
○	災害発生時における情報通信利用環境の確保に向けて、市町村・民間事業者との連携を図りながら、引き続き無線通信利用範囲の拡大を促進する。 外国人観光客が安心して本県を旅行できるようにするため、県が管理する観光施設のＷｉ－Ｆｉ利用環境を充実させるとともに、宿泊事業者等が行うＷｉ－Ｆｉ利用環境整備等の取組に係る一部支援をするなど、受入環境の改善を図る。	総務部 観光国際戦略局 危機管理局 市町村 民間事業者	
○	県内全ての市町村で指定緊急避難場所等の指定が終了するよう、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施するとともに、指定していない市町村に対しては、個別に、指定に向けた指導・助言等の支援を行っていく。	危機管理局 県土整備部 市町村	指定緊急避難場所及び指定避難所を指定した市町村の数 38【R02】　→ 40【R08】
○	災害発生時に円滑な福祉避難所の開設・運営が行われるよう、開設・運営マニュアルがない市町村の解消に向けて、災害救助事務等担当者会議の開催等により、市町村の取組を支援する。	健康福祉部 市町村	開設・運営マニュアル作成済市町村の数 23【Ｒ４】　→ 40【Ｒ８】
○	「防災公共推進計画」に位置づけられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、危険箇所等の情報を随時市町村へ提供する。 今後、「防災公共推進計画」を、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証するよう市町村に促す。その結果、市町村が行った検証や地域の方々からの意見を踏まえ、避難経路・避難場所や危険箇所等の対策について、「防災公共推進計画」を見直す。 さらに、住民の防災意識の向上を図るとともに、地域住民が自主的かつ主体的に参加できる新しい形の防災訓練を開発し、その普及に努めていく。	県土整備部 危機管理局 農林水産部 市町村	

現在の取組・施策		脆弱性評価
＜福祉施設・学校施設等の安全対策＞ 災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。	再掲	災害危険箇所等の立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。
＜都市公園における防災・老朽化対策＞ 災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園の整備事業（地域防災拠点整備等）や防災対策事業、グリーンインフラ事業等を推進している。	再掲	災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園では、災害発生時の人員や物資などの受け入れ、災害対策本部等として活用していく必要があるため、公園施設等の整備を優先的に進める必要がある。
【避難行動支援】		
＜避難行動要支援者名簿の更新＞ 災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、市町村に対して避難行動要支援者名簿の更新等に関する研修や情報提供を実施している。	再掲	各市町村において名簿登載対象者の更新作業が随時実施されるよう、引き続き、研修会の開催や情報提供等の支援を行う必要がある。
＜避難行動要支援者名簿の活用＞ 災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者毎の具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画の策定について、市町村に対して策定方法や避難支援体制に関する研修の開催や情報提供を実施している。	再掲	令和2年10月現在における個別計画の策定は、40市町村のうち17市町村にとどまることから、避難行動要支援者名簿の作成とともに個別計画の策定を推進するため、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施する必要がある。
【消防力の強化】		
＜消防力の強化＞ 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づく施設等及び人員の目標を地域の実情に応じて整備を進めている。 また、各消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、県内消防の相互応援体制及び県を越えた応援体制である緊急消防援助隊を整備している。	再掲	近年、消防団員は年々減少しており、令和3年4月1日現在で17,591人となっていることから、市町村では、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。 また、県として、引き続き、効果的な手法を検討しながら、市町村の団員確保活動を支援するとともに、市町村に対し、学生消防団活動認証制度の導入等を働きかけていく必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	避難計画の作成を着実に進めるため、県庁関係部局や市町村と連携し、適切な研修を実施するなど、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。	危機管理局 県土整備部 健康福祉部 教育庁 総務部 市町村 社会福祉法人等 学校法人等	
○	災害時に避難場所や活動拠点として活用できる、公園施設等の機能確保、既存建物の耐震化、既存不適格への対応等の機能強化及び公園施設等の老朽化対策を実施する。	県土整備部 市町村	都市公園において、防災機能の向上を目的とした施設整備（非常用電源設備、耐震性貯水槽、地域防災拠点等）を行った公園数 4公園【R02】
○	各市町村において名簿登載対象者の更新作業が随時実施されるよう、引き続き、研修会の開催や情報提供等の支援を行う。	危機管理局 市町村	避難行動要支援者名簿を作成した市町村の数 40【R03】
○	県内全市町村で避難行動要支援者名簿の作成とともに個別計画の策定が終了するよう、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施する。	危機管理局 市町村	個別計画を作成した市町村の数 17【R02】
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、市町村の消防団員確保活動を支援するため、県として、効果的な手法を検討しながら、広報活動等を実施するとともに、市町村の学生消防団活動認証制度の導入等を働きかけていく。	危機管理局 市町村	

現在の取組・施策		脆弱性評価
＜消防団の充実＞ 市町村では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。 また、県では、市町村の団員確保活動を支援するため、県内のイベントや大学祭、高校でのＰＲ等、消防団活動の理解と入団促進を図るための広報活動を実施しているほか、学生消防団活動認証制度や消防団協力事業所表示制度の導入、消防団員の処遇改善の検討等を市町村に働きかけている。	再掲	近年、消防団員は年々減少しており、令和3年4月1日現在で17,591人となっていることから、市町村では、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。 また、県として、引き続き、効果的な手法を検討しながら、市町村の団員確保活動を支援するとともに、市町村に対し、学生消防団活動認証制度の導入等を働きかけていく必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
＜土砂災害に対する防災意識の啓発＞ 土砂災害に対する地域住民の防災意識の向上を図るため、市町村と連携を図りながら、土砂災害警戒区域等の周知を図るとともに、防災教室の開催やハザードマップに基づく避難訓練等を実施している。		土砂災害の危険地区が周知されていないなど、土砂災害に対する防災意識が十分に浸透していないことから、普及啓発活動を継続・強化していく必要がある。
＜火山に対する防災意識の啓発＞ 火山に対する住民や登山者等の防災意識の向上を図るため、関係機関からなる火山防災協議会において、火山現象による影響範囲や避難場所の位置等を示した「火山防災マップ」の作成に必要な検討を行っている。		近年は県内における火山噴火の実績が無く、地震、津波、水害に比べて、火山に対する防災意識が低い状況にあることから、市町村も含めた防災普及体制を構築の上、住民や登山者等に対する普及啓発を実施していく必要がある。
＜自主防災組織の設立・活性化支援＞ 災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施し、自主防災組織の設立を促進している。	再掲	災害発生時の公助による救助・救急活動の絶対的人員不足の際、各地域において地域住民が救助・救急活動を行う自主防災組織の組織率は、これまでの取組の結果着実に向上しているものの、55.8%（R2年度末)と、依然として全国平均の84.3%を大きく下回る状況である。
＜地区防災計画策定の推進＞ コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して定める地区防災計画について、普及啓発を行っている。	再掲	大規模災害時において、行政等と連携した自助・共助による災害対策が実施されることが重要であることから、地区防災計画制度の普及啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	市町村は、引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。 また、市町村の消防団員確保活動を支援するため、県として、効果的な手法を検討しながら、広報活動等を実施するとともに、市町村の学生消防団活動認証制度の導入等を働きかけていく。	危機管理局 市町村	
○	土砂災害に対する地域住民の防災意識のより一層の向上に向けて、市町村と連携を図りながら、引き続き、普及啓発活動の充実に取り組む。	危機管理局 県土整備部 農林水産部 市町村	①川の防災安全教室開催校数 11校【R3】 ②雪崩防災教室開催校数 23校【R3】
○	火山に対する防災意識の向上に向けて、市町村職員等の火山防災知識の習得を促進するとともに、避難行動に有効な情報を掲載した火山防災マップ等を活用し、住民や登山者等に防災情報を周知する。	危機管理局 県土整備部 観光国際戦略局 市町村	
○	3 年間（令和3 年～5 年度）の緊急対策として、実災害で被害が想定される区域の自主防災組織活動カバー率を重点的に向上させるとともに、地域の防災指導者となり得る人財を育成し、地域防災活動の継続的な推進を促すことにより、大規模災害時の人的被害の軽減を目指す。	危機管理局 市町村	自主防災組織の組織率 55.8%【R02】 →　60% 【R06】
	地域住民等及び市町村に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の市町村地域防災計画への規定についても周知していく。	危機管理局	

事前に備えるべき目標　**1 直接死を最大限防ぐこと**

リスクシナリオ　**1-5 暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生**

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

現在の取組・施策		脆弱性評価
【防雪施設の整備】		
<防雪施設の整備> 冬期間の安全な道路交通等を確保するため、防雪柵や雪崩防止柵等の防雪施設の整備を推進している。		新たに防雪施設を整備するべき箇所、老朽化が進み再整備するべき施設や、なだれ防止保安林等を新たに指定するべき地域が生じる場合もあることから、風雪により道路等の状況が悪化する箇所を把握し、防雪柵、雪崩防止柵などの防雪施設の整備を進める必要がある。
【道路交通の確保】		
<除排雪体制の強化> 降雪等による道路交通の阻害を解消するため、社会の動向や地域の特性を考慮した効率的な除排雪を実施している。		近年の局地的な豪雪・暴風雪による交通障害等に対応する必要があることから、国・県・市町村との連携強化や相互支援体制を構築する必要がある。
<立ち往生車両の未然防止> 豪雪時等の異常気象による立ち往生車両の発生を未然に防止するため、事前通行止めを適切に行うほか、立ち往生車両が発生した際に速やかに道路交通を確保するため、災害対策基本法に基づく車両移動等について検討している。 なお、平成24年2月に暴風雪による車両の立ち往生が発生した国道279号では、再発防止に向けて、関係機関との連携強化や緊急時の体制構築を図るとともに、対応訓練を実施している。		災害対策基本法に基づく道路区間指定を行うための手順や車両の移動方法が煩雑かつ関係者が多岐に渡るため、関係者間で十分に確認、調整を行う必要がある。
【代替交通手段の確保】		
<代替交通手段の確保> 災害発生時等に道路が利用できなくなった場合の代替交通手段確保のため、航路運行事業者・航空会社等と情報共有を図っている。 また、離島航路について、地元市村が行う航路運航事業者の欠損に対する支援に対し、補助を行っている。		災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、ＪＲ、民営鉄道事業者及び航路運航事業者と情報共有を図る必要がある。 また、引き続き離島航路運行事業者や地元市町村と連携を図る必要がある。
【情報通信の確保】		
<情報通信利用環境の強化> 携帯電話等の無線通信の利用可能な地域の拡大を図るため、国の補助制度を活用し、市町村による無線通信用施設・設備の整備を支援している。 外国人を含む観光客に対する情報通信利用環境を整備するため、県が管理する観光施設のＷｉ－Ｆｉ利用環境の整備を行うとともに、県内宿泊事業者及び交通事業者が行うＷｉ－Ｆｉ利用環境整備等の取組に係る経費の一部支援を実施している。	再掲	災害発生時には、通信環境が確保できない地域の発生も予想されることから、無線通信利用範囲の拡大を図るとともに通信事業者との連携体制を構築する必要がある。 依然として、宿泊施設や交通機関でＷｉ－Ｆｉ利用環境が不十分なところが見受けられるため、宿泊事業者や交通事業者の取組を促進するとともに、外国語による情報発信の充実を図る必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生を防ぐため、道路交通の確保に向けた防雪施設の整備や除排雪体制の強化を推進するとともに、代替交通手段の確保や住民の防災意識の醸成等を図る。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	冬期間の安全な道路交通確保等に向けて、市町村と連携を図りながら、雪害対策が必要な箇所を把握し、防雪柵や雪崩防止柵等の防雪施設の整備や老朽化対策を実施する。	県土整備部 農林水産部 市町村	
○	近年の局地的な豪雪・暴風雪による交通障害等に対応するため、国、県、市町村による連携強化及び相互支援体制等の構築に取り組む。	国 県土整備部 市町村	
○	災害対策基本法に基づく道路区間指定を行うための手順や車両の移動方法に関する知識を習得するため、訓練の実施や運用方針の検討を行う。	県土整備部	
	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、ＪＲ、民営鉄道事業者及び航路運航事業者と一層の情報共有を図っていく。 また、引き続き離島航路運行事業者や地元市町村と連携を図っていく。	企画政策部 市町村	
○	災害発生時における情報通信利用環境の確保に向けて、市町村・民間事業者との連携を図りながら、引き続き無線通信利用範囲の拡大を促進する。 外国人観光客が安心して本県を旅行できるようにするため、県が管理する観光施設のＷｉ－Ｆｉ利用環境を充実させるとともに、宿泊事業者等が行うＷｉ－Ｆｉ利用環境整備等の取組に係る一部支援をするなど、受入環境の改善を図る。	総務部 観光国際戦略局 危機管理局 市町村 民間事業者	

現在の取組・施策		脆弱性評価
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
<冬季の防災意識の啓発> 豪雪災害等に対する防災意識の向上を図るため、研修会・出前講座等を実施しているほか、雪下ろし事故の防止を図るため、県のホームページ等により啓発を行っている。		雪下ろし事故の発生防止や、落雪・雪崩等といった災害への対応に加え、降雪期・厳寒期における地震等の発生といった複合的な災害への備えの必要性等についても、周知を図っていく必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	市町村等との連携を図りながら、引き続き、雪下ろし事故防止に取り組むほか、降雪期・厳冬期における複合災害への対応等も視野に入れながら、豪雪災害等に対する防災意識の向上に取り組む。	危機管理局 市町村	

事前に備えるべき目標　**1 直接死を最大限防ぐこと**

リスクシナリオ　**1-6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生**

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

現在の取組・施策		脆弱性評価
【行政情報連絡体制の強化】		
<県・市町村・防災関係機関における情報伝達> 災害発生時において、県、市町村及び防災関係機関の間の情報伝達手段として、インターネット経由で外部サーバーを県外複数箇所に設置している総合防災情報システムのほか、公衆回線の輻輳に影響されない独自の通信網である防災情報ネットワークを整備している。 このほか、大規模災害発生時の非常通信手段として、警察、自衛隊、電力事業者等の関係機関独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。	再掲	県、市町村及び防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時に情報を確実に伝達するためには、職員が総合防災情報システムの操作に習熟するとともに、防災情報ネットワーク設備を適切に保守管理する必要がある。 また、非常通信手段を維持するため、関係機関との情報連絡体制の強化を図る必要がある。
【住民等への情報伝達の強化】		
<住民等への情報伝達手段の多様化> 住民等へ避難情報を迅速・的確に伝達するため、市町村では防災無線、広報車、緊急速報メール等の多様な伝達手段の確保に努めている。	再掲	避難情報を迅速・確実に住民等に伝達するため、速報性の高いTV放送、耐災害性が高い防災無線、屋内外を問わず受信できる緊急速報メール等の様々な伝達手段を組み合わせる必要がある。 また、全市町村においてＬアラートを導入し、マスメディアを通じた住民への避難情報の伝達を行っているが、市町村における災害時の運用にばらつきがあるため、さらに運用を迅速化・確実化していく必要がある。
<情報通信利用環境の強化> 携帯電話等の無線通信の利用可能な地域の拡大を図るため、国の補助制度を活用し、市町村による無線通信用施設・設備の整備を支援している。 外国人を含む観光客に対する情報通信利用環境を整備するため、県が管理する観光施設のＷｉ－Ｆｉ利用環境の整備を行うとともに、県内宿泊事業者及び交通事業者が行うＷｉ－Ｆｉ利用環境整備等の取組に係る経費の一部支援を実施している。	再掲	災害発生時には、通信環境が確保できない地域の発生も予想されることから、無線通信利用範囲の拡大を図るとともに通信事業者との連携体制を構築する必要がある。 依然として、宿泊施設や交通機関でＷｉ－Ｆｉ利用環境が不十分なところが見受けられるため、宿泊事業者や交通事業者の取組を促進するとともに、外国語による情報発信の充実を図る必要がある。
<障害者等に対するICT利活用支援> 自然災害等緊急時における視覚・聴覚障害者のＩＣＴリテラシーを高めるため、障害者がＩＣＴ機器の操作方法を教える人財育成を行っている。		必要な情報が視覚・聴覚障害者に迅速・適切に伝わりにくい現状があることから、ＩＣＴ機器が持つ障害者向け機能の有用性を広く周知する必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

情報伝達の不備等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生を防ぐため、行政機関における情報連絡体制や住民等への情報提供体制を強化するとともに、住民の防災意識の醸成や防災教育の推進等を図る。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	災害発生時に情報を確実に伝達するため、総合防災情報システムの訓練を計画的に実施するとともに、防災情報ネットワーク設備を定期的に点検する。 また、非常通信訓練を定期的に実施する。	危機管理局 市町村	県と複数市町村等による防災訓練の実施回数 総合防災情報システム入力訓練 月１回 Lアラート全国合同訓練　年１回 非常通信訓練 年１回
○	市町村に対して、情報伝達手段の多様化を促進するとともに、避難情報を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者と平時からの連携強化に努める。 災害時のＬアラートの運用を確実にするため、定期的に市町村による訓練等を実施していく。	危機管理局 市町村	
○	災害発生時における情報通信利用環境の確保に向けて、市町村・民間事業者との連携を図りながら、引き続き無線通信利用範囲の拡大を促進する。 外国人観光客が安心して本県を旅行できるようにするため、県が管理する観光施設のＷｉ－Ｆｉ利用環境を充実させるとともに、宿泊事業者等が行うＷｉ－Ｆｉ利用環境整備等の取組に係る一部支援をするなど、受入環境の改善を図る。	総務部 観光国際戦略局 危機管理局 市町村 民間事業者	
○	自然災害等緊急時における視覚・聴覚障害者のICTリテラシーを高めるため、ＩＣＴ機器の障害者向け機能の有用性の周知を図るとともに、障害者に操作方法を教える人財を育成する。	商工労働部	

現在の取組・施策		脆弱性評価
＜障害者等に対する避難情報伝達＞ 災害発生時における障害者等の安全な避難を確保するため、障害者の意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記者等の人材を養成するほか、県及び関係団体が主催するイベント等を通じて、一般県民等に対して障害特性に関する普及啓発を行っている。		障害者等の要援護者は、障害の程度により外部からの情報を得られにくいため、避難情報が障害者等に確実に伝わるよう伝達手段を準備するほか、地域の自主防災組織などが要援護者の自宅を訪問するなどして、避難行動を直接支援する必要がある。
＜外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化＞ 外国人観光客が安心できる受入環境を整備するため、外国語による情報発信、交通機関や宿泊・観光施設でのＷｉ－Ｆｉ利用環境の充実、案内表記の多言語化・記号化、外国語対応を推進し、災害発生時において自力で情報収集、避難ができる体制を整えている。 あおもり防災ポータルでは、災害発生時の外国人に対する防災情報提供のため、一部の防災情報について、多言語（英語､中国語、韓国語）で表記し伝達している。		依然として、宿泊施設や交通機関で、外国人観光客のための外国語表記やＷｉ－Ｆｉ利用環境が不十分なところがあるため、それらの整備を推進するとともに、外国人観光客向けの外国語による情報発信を充実する必要がある。 また、あおもり防災ポータルで表示している防災情報については、扱う情報の全てが多言語化されているわけではないため、さらに多言語化による情報発信を強化していく必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
＜防災意識の啓発＞ 地域住民の防災意識を高めるため、災害等への備えや避難情報が発令された場合の避難について、講座・講演等を通じて啓発を行っている。	再掲	早期避難の重要性等について十分な浸透が図られていないことから、地域住民の防災意識の向上に向けて、より一層の取組を実施していく必要がある。
＜防災情報の入手に関する普及啓発＞ 災害発生時において、住民等が確実に防災情報を入手できるよう、各家庭等において日頃から準備しておくべきことについて、あおもり防災ポータルや出前講座等での講座・講演等を通じて普及啓発を行っている。		災害に伴う大規模停電発生時等においても、住民等が確実に防災情報を入手できるよう、情報通信環境の変化等も踏まえた普及啓発を実施していく必要がある。
【防災教育の推進・学校防災体制の確立】		
＜防災教育の推進＞ 児童生徒等の防災意識を育成するため、防災教育に携わる教員を対象とした研修を実施しているほか、防災関係機関による出前講座等を開催している。		災害発生時の被害を軽減するためには、教職員、児童生徒等が災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を行うことが重要であることから、学校安全に係る教員研修や児童生徒への防災教育の充実を図っていく必要がある。
＜学校防災体制の確立＞ 学校における防災体制の整備等を図るため、各学校において危機管理マニュアルを策定し、避難訓練等を実施している。		危機管理マニュアルについては、社会環境の変化など各学校の実情を踏まえ、必要な見直しを図っていく必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	障害者等の障害特性要援護者に対する避難行動の直接支援が機能するように、引き続き、障害者の意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記者等の人材を養成するほか、県及び関係団体が主催するイベント等を通じて、一般県民等に対して障害特性に関する普及啓発を行う。	健康福祉部	
○	外国人観光客が安心して本県を旅行できるようにするため、県が管理する観光施設のＷｉ－Ｆｉ利用環境を充実させるとともに、宿泊事業者等が行うＷｉ－Ｆｉ利用環境整備等の取組に係る一部支援をするなど、受入環境の改善を図る。 また、他都道府県の取組等を参考にしながら、あおもり防災ポータルを含めた多言語による防災情報の伝達の在り方について検討していく。	観光国際戦略局 危機管理局 市町村	
○	各種講演会や出前講座等の場などを活用し、県民に対する防災意識の啓発を図るとともに、防災に対する関心をさらに高めていくため、効果的な普及啓発の在り方を検討する。	危機管理局 市町村	
○	停電発生時のラジオの活用をはじめ、様々なICT機器を活用した防災情報の入手の方法や充電対策について、あおもり防災ポータルや出前講座等を通じて普及啓発を行う。	危機管理局 企画政策部	
○	各学校において、発達段階に応じた防災教育が実施されるよう、教員研修や防災関係機関による普及啓発活動の充実を図る。	危機管理局 教育庁	
○	各学校において、災害発生時に円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、引き続き、危機管理マニュアルの検証や見直しを推進する。	教育庁 総務部 健康福祉部 市町村 学校法人等	公立学校の危機管理マニュアルの見直し率 100%【R03】

事前に備えるべき目標　**2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること**

リスクシナリオ　**2-1 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止**
※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

現在の取組・施策		脆弱性評価
【支援物資等の供給体制の確保】		
＜非常物資の備蓄＞ 　災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、県及び市町村は、住民が各家庭や職場で、平時から３日分の食料を備蓄するよう、啓発している。 　また、県及び市町村は、災害発生時における食料、飲料水、日用品等の物資供給に関する協定をスーパー、飲料水メーカー等と締結し、災害発生時に事業者等が製造・調達することが可能な物資の提供を受ける流通在庫備蓄を進めている。		引き続き住民等に家庭内備蓄について啓発活動を実施する。また、スーパー、飲料水メーカー等と、災害発生時における支援物資の供給に関する協定を20件締結しているが、食料調達に関する協定を締結している件数が十分でないと考えられることから、今後も協定締結を推進するなど備蓄の確保を図る必要がある。
＜災害発生時の物流インフラの確保＞ 　災害発生時における避難所への救援物資等の円滑な輸送を確保するため、災害発生時に利用する輸送経路等を調査・検証し、道路、港湾、空港等の物流インフラの強化策を検討している。		大規模災害発生時に、輸送経路等の寸断などにより物流機能の低下が懸念されることから、災害に強い物流インフラを確保する必要がある。
＜石油燃料供給の確保＞ 　災害発生時には石油燃料の調達及び供給に支障を来すおそれがあるため、生活の維持や業務継続が求められる病院や避難所等重要施設や緊急車両に対し、災害発生時に安定的な調達・供給ができるよう、青森県石油商業組合などの関係機関と安定供給に関する協定を締結している。 　また、災害発生時における石油燃料の供給体制を図るため、青森県石油商業組合と連携して県内の中核給油所等への石油燃料の備蓄を支援している。		災害発生時においては青森県石油商業組合等関係機関との協定が有効に機能することが必要であることから、引き続き、供給先及び供給元の情報更新や防災訓練の実施などにより連携体制を維持・強化する必要がある。
＜避難所等への燃料等供給の確保＞ 　災害発生時に液化石油ガス等を調達するため、県と一般社団法人青森県エルピーガス協会との間で「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」を締結しているほか、石油燃料を調達するため、青森県石油商業組合との間で「災害時における石油燃料の調達及び安定供給に関する協定」を締結している。		災害発生時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、必要に応じて協定を見直す必要がある。
＜被災地応援の受入体制の構築＞ 　復旧・復興を担う技術職員等が不足した場合の応援職員を確保するため、全国知事会及び関係省庁を通じて、全国の自治体に応援職員の派遣要請を行う等の対応マニュアルを整備している。		全国自治体に派遣要請を行っても、職員数が少ない分野等については、十分な人員が確保できない可能性があることから、必要な技術職員等を確実に確保できる仕組み（スキーム）を構築する必要がある。 　また、応援職員の受入を円滑に実施するため、受援体制を強化する必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】
被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止を防ぐため、支援物資等の供給体制の確保や水道施設・物流関連施設の防災対策の推進を図る。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	住民に対して食料を備蓄するよう、引き続き啓発するとともに、災害発生時に食料調達に関する協定の締結を推進していく。 また、県民の３日分の食料備蓄を基本としつつも、これを一層促進する取組や、県民の備蓄を補完する県及び市町村の備蓄目標、役割分担等について平成30年3月に策定した青森県災害備蓄指針に基づいて推進する。	危機管理局 市町村	
○	災害発生時に救援物資等の円滑な輸送を確保するため、災害発生時に利用する輸送経路等の重要物流道路（１次、２次）を指定する。また、指定後は、当該路線上の危険箇所対策を計画的に進めていく。	県土整備部	
○	災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が供給されるよう、関係機関の情報を更新するとともに定期的に訓練を実施する。	商工労働部	
○	災害発生時に協定が有効に機能するよう、必要に応じて協定を見直す。	危機管理局 商工労働部	
○	必要に応じて、マニュアル等の見直しを行うほか、必要な技術職員等を確実に確保できる仕組みの構築に向けて、国による任期付職員の一括採用などを、国へ働きかけていくことを検討する。 また、応援職員の受入を円滑に実施するため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を推進する。	総務部 危機管理局 市町村	

現在の取組・施策		脆弱性評価
＜救援物資等の受援体制の構築＞ 災害発生時、他自治体等からの応急措置等の応援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の相互応援協定を締結している。		協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、国民や企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっておらず、受援体制を強化させるため、これらを具体化する必要がある。
＜要配慮者（難病疾患等）への医療的支援＞ 災害発生時における透析患者の透析治療確保のため、青森県透析医会と連携して情報共有・発信や患者搬送等に対応することとしている。 また、在宅で人工呼吸器等を使用している患者・家族に対し、停電時における予備電源の確保や停電が長期にわたる場合の対応方法等を確認し、必要な助言を行っている。		災害発生時の停電や水不足に備えて、引き続き、透析患者には、透析可能な医療機関の確保など透析治療を維持できる体制の構築を図る必要がある。 また、災害発生時の停電に備えて、引き続き、在宅で人工呼吸器等を使用している患者には停電後も継続して人工呼吸器を使用できる環境の整備を図る必要がある。
＜災害用医薬品等の確保＞ 災害発生時における医薬品等の円滑な供給を確保するため、必要な事項を定めた要綱や、関係者の役割分担を定めたマニュアルを作成している。		災害用医薬品や支援薬剤師の確保に向けて、関係機関との協定の締結に努めるとともに、協定等が災害発生時に有効に機能するよう、引き続き、防災訓練の実施などにより連携が必要である。
＜避難所における水等の確保＞ 災害発生時における避難所における水を確保するため、水道事業者(市町村等)において、応急給水の体制を整え、応急給水資機材の整備を行うと共に、水道災害相互応援協定により圏内水道事業者が相互に水道施設の復旧と、運搬給水等による水の確保について応援することとしている。 また、災害時における物資の供給に関する協定を締結している事業者から提供を受けた飲料水等の物資や国等からの支援物資の輸送について、災害時における物資等の緊急輸送に関する協定を締結した事業者等と訓練等を通じて連携を図っている。		物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないよう、避難所で必要となる水等の物資について、水道の応急対策の強化、多様な水源の利用の普及推進、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築など、水等の確保に向けた取組が必要である。
【水道施設の防災対策】		
＜水道施設の耐震化・老朽化対策＞ 災害発生時においても給水機能を確保するため、水道事業者（市町村等）における水道施設の耐震化・老朽化対策を計画的に進めている。		長期的資産管理（アセットマネジメント）の未実施等により計画的な耐震化・老朽化対策が図られていない場合もあることから、将来の人口の減少も踏まえた経営の効率化やアセットマネジメントの実施を進めていく必要がある。
＜応急給水資機材の整備＞ 災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、水道事業者（市町村等）においては、応急給水のための体制を整えるとともに、応急給水資機材の整備を図っている。		災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、引き続き、応急資機材の整備を図る必要がある。
＜水道施設の応急対策＞ 災害発生時に水道施設が損壊した場合、速やかに給水が可能となるよう、水道事業者（市町村等）においては応急復旧のための体制を整えるとともに、修繕資機材の整備を図っている。		災害により水道施設が損壊した場合、できるだけ速やかに給水を再開できるよう、引き続き、修繕資機材の整備を図る必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受入調整機能等について検討のうえ、受援体制の構築を推進する。	危機管理局 市町村	
○	引き続き、青森県透析医会との連携を密にし、災害発生時の透析患者の医療確保が図られる体制を維持するほか、在宅で人工呼吸器等を使用している患者・家族に対し、停電時における予備電源の確保や停電が長期にわたる場合の対応方法等の確認及び必要な助言を継続する。	健康福祉部	非常用発電装置の配置率（R2年度末時点） 県内病院（93）の非常用自家発電設備整備率：96.8%
○	災害発生時において、必要事項を定めた要綱や関係機関の役割を定めたマニュアルに基づき、円滑に医薬品等が供給されるよう、引き続き防災訓練を実施し実効性を確保していく。	健康福祉部	
	災害発生時における避難所の水等を確保するため、引き続き水道事業者等の関係事業者と応急給水等に向けた連携を高め、多様な水源の利用について普及を図るとともに、県民へ飲料水の備蓄や非常用持ち出し袋の準備等を啓発することに加え、県民の備蓄の補完としての公助による飲料水等の備蓄を進める。 また、飲料水をはじめとする災害時の物資の供給に関する協定の締結を推進するとともに、災害時の緊急輸送に関する協定締結事業者等との連携により円滑な物資輸送を推進する。	健康福祉部 危機管理局 市町村等水道事業者	
○	災害発生時における給水機能の確保に向けて、水道事業の広域連携等による経営の効率化やアセットマネジメントの実施など水道事業者における取組を推進していく。	健康福祉部 市町村等水道事業者	
○	災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、引き続き、必要に応じ、応急給水のための体制の見直し及び応急給水資機材の更新を図る。	健康福祉部 市町村等水道事業者	
○	災害により水道施設が損壊しても迅速に給水が再開できるよう、引き続き、必要に応じ、応急復旧のための体制の見直し及び修繕資機材の更新を図る。	健康福祉部 市町村等水道事業者	

現在の取組・施策		脆弱性評価
【道路施設の防災対策】		
＜緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策＞ 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
＜緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策＞ 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
＜市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策＞ 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、市町村による定期的な点検診断等を促進している。	再掲	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
＜道路における障害物の除去＞ 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。		地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】		
＜鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備＞ 災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、ＪＲ及び民営鉄道事業者と情報共有を図るとともに、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等に対し、補助を行っている。	再掲	災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、引き続き、ＪＲ及び民営鉄道事業者との情報共有を図るほか、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する施設整備等を促進していく必要がある。
＜青い森鉄道の耐災害性の確保・体制の整備＞ 県が所有する青い森鉄道線の鉄道施設について、鉄道輸送の安全を確保するため、安全管理規程により、事業の運営の方針や管理の体制、方法などを定めている。	再掲	災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道施設の耐震化など耐災害性をより一層確保する必要がある。
【港湾・漁港の防災対策】		
＜港湾・漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の対策＞ 三方が海に囲まれている地域特性を生かし、災害発生時における海路による輸送を確保するため、青森港、八戸港、大湊港について耐震強化岸壁を整備している。 港湾施設の老朽化に対応するため、県内14港湾で主要な施設の維持管理計画を策定している。 被災後の物流機能の早期回復のため、重要港湾３港で港湾ＢＣＰを策定している。 災害発生時における漁港を利用した陸揚機能の確保や、救援活動、輸送確保も視野に入れ、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。	再掲	一部橋梁やその他港湾施設の耐震強化が図られていないことから、引き続き、港湾施設の耐震強化や老朽化対策を進める必要がある。 また、重要港湾に係るＢＣＰの策定を推進するとともに実効性を確保するための取組を実施する必要がある。 漁港施設の老朽化対策・耐震耐津波対策・越波対策を対象漁港47のうち35漁港で実施しているが、まだ十分な対策が講じられていない施設があることから、老朽化対策・機能強化対策を行う必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金等を活用することにより、高規格道路のミッシングリンク解消や道路施設の耐震化といった機能強化、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策及び予防保全による道路メンテナンスを実施する。	国 県土整備部 市町村	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金等を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策及び予防保全による道路メンテナンスを実施する。	県土整備部 農林水産部 市町村	（漁港） 臨港道路の機能保全工事完了漁港数　7漁港【R8まで】
○	市町村管理の農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断等の取組を支援する。	農林水産部 市町村	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	県土整備部 国	
	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう、ＪＲ及び民営鉄道事業者と一層の情報共有を図るとともに、引き続き、国の補助制度等を活用し民営鉄道事業者が行う施設の安全対策等の取組を促進していく。	企画政策部 鉄道事業者	
○	平時における大量の貨物輸送に対応した鉄道施設の耐震化等について、輸送事業者の適切な負担の下に、計画的に対策を実施する。	企画政策部	
○	災害発生時の海路による輸送確保に向けて、国の交付金等を活用し、主要な港湾の岸壁や橋梁、その他必要な港湾施設の耐震強化を進める。 港湾施設の老朽化対策について、その他の港湾施設の維持管理計画を策定し、施設の優先度等に応じて補修工事等を進める。 また、重要港湾に係るＢＣＰの策定や実効性を確保するための実地訓練等を実施する。 災害発生時の海路による輸送確保に向けて、引き続き、漁港施設の老朽化対策・耐震耐津波対策・越波対策を実施する。 なお、生活航路に係る重要な漁港については、災害発生時の漁港の啓開の在り方について検討していく。	県土整備部 農林水産部	耐震強化岸壁の整備率　100% 重要港湾での港湾ＢＣＰ策定率　100% 港湾施設維持管理計画策定率　65% 漁港施設の機能強化工事完了漁港数 20漁港【R8まで】

現在の取組・施策		脆弱性評価
【空港の防災対策】		
＜空港の業務継続体制の維持・確保等＞ 自然災害等の発生時に、速やかに空港の運用を再開するため、空港運営に携わるエアラインやターミナルビル管理者等関係者の役割を明確化し、復旧体制等を取り決め、共有している。 空路による輸送を確保するため、回転翼機等の空港利用に関する運用体制を取り決めている。		大規模災害が発生した場合でも速やかに空港が運用再開できるよう、空港施設の点検や補修方法などをあらかじめ定めておく必要がある。 また、大規模災害発生時には空港内での滞留が長引く場合、飲料や食料等のストック不足が懸念されることから、予め備蓄する必要がある。 空港利用に係る取り決めについては、実効性を検証していく必要がある。
【食料生産体制の強化】		
＜食料生産体制の強化＞ 本県のきれいな水と豊かな土からなる優良な農地等を生かして、生産から販売までを一体的に取り組む「攻めの農林水産業」を展開しており、その一環として、「安全・安心を強みとした信頼される産地づくり」等を推進している。		本県では米・野菜・果実・畜産物・水産物をバランスよく産出しており、食料自給率は、平成30年度の概算値で全国第4位の120%となっている。 農業・畜産業については、災害発生時においても農畜産物が安定供給できるよう、平時から、生産基盤や生産体制の強化を図る必要がある。 水産業については、漁獲量が減少傾向にある。
＜流域治水対策（農業水利施設の整備）＞ 集中豪雨等による農村地域の湛水被害の未然防止と被害の最小化を図るため、排水機場や農業用排水路の整備・改修等を実施している。	再掲	自然的・社会的条件変化により脆弱化した排水機場や農業用排水路等があることから、近年の頻発化・激甚化している豪雨災害等を踏まえ、必要な整備及び改修等を推進していく必要がある。
＜農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策＞ 農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給する農業水利施設の機能保全に向け、老朽化対策等を実施している。	再掲	今後、標準耐用年数を超過する基幹的な農業水利施設等が増加することや、大規模地震のリスクも高まっていることから、老朽化対策や豪雨・地震対策を集中的に実施していく必要がある。
＜園芸産地事業継続対策＞ 自然災害の発生に備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた複数の農業者による事業継続計画（ＢＣＰ）を策定しＢＣＰの実践に向けた体制整備や取組を支援している。		自然災害が発生した場合に、園芸産地の事業継続に向けて複数の農業者が連携する体制整備や復旧、防災に活用できる技能の習得が進んでいないことから、体制整備や技能習得に必要な取組を支援する必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	大規模災害発生時に想定される被災箇所について、国等関係機関と協議し、点検や補修方法等を検討する。 また、継続した運用体制を確保するため、空港管理事務所職員の飲料や食料等の備蓄を進める。	県土整備部	
○	農林水産業の成長産業化に向けて、引き続き「攻めの農林水産業」を推進していく。 農業・畜産業については、生産体制の強化に向けて、生産基盤の強化等の必要な対策を実施する。 水産業については、水産物の安定供給のため、資源管理型漁業、つくり育てる漁業を、より一層推進する。	農林水産部	
○	市町村等と連携を図りながら、排水機場や農業用排水路等について、湛水被害の未然防止を図るため、整備・改修等を実施する。	農林水産部 国	
○	農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給するため、受益面積100ha以上の基幹的農業水利施設の長寿命化対策として、機能保全計画を踏まえた対策工事等を実施する。	国 農林水産部 市町村	
	園芸産地における事業継続計画の検討や策定及び非常時の協力体制整備を推進していく。 また、自力施工等の技能習得、既存ハウスの補強等の被害防止対策の導入など、事業実施計画の実践に必要な取組に対して支援する。	農林水産部	

現在の取組・施策		脆弱性評価
【河川・ダム施設等の防災対策】		
＜流域治水対策（海岸）＞ 津波・高潮等による被害から沿岸域の安全・安心を確保するため、護岸や離岸堤などの海岸保全施設の津波・高潮対策を進めている。	再掲	津波・高潮等による越波・浸水被害の恐れが増大していることから、人口リーフ、護岸、離岸堤などの海岸保全施設の整備を進め越波・浸水被害を防ぐ必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	津波・高潮等の被害から背後地を守るため、地元自治体や住民の意向を確認しながら、護岸や離岸堤などの整備を実施する。	県土整備部 農林水産部	津波・高潮・波浪による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積 42ha【R2】　→ 15ha【R6】 津波・高潮対策完了漁港海岸数 10漁港海岸【R5まで】

事前に備えるべき目標　**2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること**

リスクシナリオ　**2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生**

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

現在の取組・施策		脆弱性評価
【地域の孤立防止対策】		
<地域の孤立防止対策> 災害発生時において、人命を守ることを最優先に、「孤立地域をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、本県独自の「防災公共」の取組を推進している。 この一環として、地震・大雨により孤立するおそれがある集落の把握や、そこに通じる道路・橋梁等の通行確保対策等に取り組んでいる。		市町村の防災公共推進計画等も踏まえながら、孤立のおそれがある地域や、道路・橋梁等の通行確保対策が講じられていない箇所を把握の上、対策を実施していく必要がある。
【孤立地域発生時の支援体制の構築】		
<孤立地域発生時の支援体制の確保> 孤立地域が発生した場合は、食料や資機材等の物資輸送等の支援が必要となるため、市町村間の広域連携の観点から、食料や資機材等の輸送に係る連携体制の構築が必要である。		多数の孤立地域が同時に発生した場合でも対応が可能となるよう、関係機関による支援体制を確保する必要がある。
【代替交通・輸送手段の確保】		
<代替交通手段の確保> 災害発生時等に道路が利用できなくなった場合の代替交通手段確保のため、航路運行事業者・航空会社等と情報共有を図っている。 また、離島航路について、地元市村が行う航路運航事業者の欠損に対する支援に対し、補助を行っている。		災害発生時等に道路が利用できなくなった場合に、円滑・迅速に代替交通手段が確保できるよう、引き続き、航路運航事業者及び航空会社等と情報共有を図る必要がある。 また、引き続き、離島航路運行事業者や地元市町村と連携を図る必要がある。
<代替輸送手段の確保> 三方が海に囲まれている地域特性を生かし、災害発生時における海路による輸送を確保するため、青森港、八戸港、大湊港について耐震強化岸壁を整備している。 港湾施設の老朽化に対応するため、県内14港湾で主要な施設の維持管理計画を策定している。 被災後の物流機能の早期回復のため、重要港湾３港で港湾ＢＣＰを策定している。 空路による輸送を確保するため、回転翼機等の空港利用に関する運用体制を取り決めている。 災害発生時における漁港を利用した陸揚機能の確保や、救援活動、輸送確保も視野に入れ、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。		県内３港で耐震強化岸壁を整備しているが未整備の重要港湾があり、また、一部橋梁やその他港湾施設の耐震強化が図られていないことから、引き続き、港湾施設の耐震強化や老朽化対策を進める必要がある。 また、重要港湾に係るＢＣＰの策定を推進するとともに実効性を確保するための取組を実施する必要がある。 空港利用に係る取り決めについては、実効性を検証していく必要がある。 漁港施設の老朽化対策・耐震耐津波対策・越波対策を対象漁港47のうち35漁港で実施しているが、まだ十分な対策が講じられていない施設があることから、老朽化対策・機能強化対策を行う必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】
多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生を防ぐため、孤立するおそれのある地域の把握や、これに通じる道路施設の防災対策を推進するとともに、代替交通・輸送手段の確保等を図る。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	災害発生時の地域の孤立防止に向けて、市町村等との連携を図りながら、引き続き、孤立のおそれがある地域や、道路・橋梁等の通行確保対策が講じられていない箇所を把握の上、必要な対策を実施する。	県土整備部 農林水産部 危機管理局 市町村	
○	市町村や防災関係機関と連携し、孤立地域発生時に支援する内容について、検討していく。	危機管理局 市町村	
○	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、航路運航事業者及び航空会社等と情報共有を図っていく。 また、引き続き、離島航路運行事業者や地元市町村と連携を図っていく。	企画政策部 市町村	
○	災害発生時の海路による輸送確保に向けて、国の交付金等を活用し、主要な港湾の岸壁や橋梁、その他必要な港湾施設の耐震強化を進める。 港湾施設の老朽化対策について、その他の港湾施設の維持管理計画を策定し、施設の優先度等に応じて補修工事等を進める。 また、重要港湾に係るＢＣＰの策定や実効性を確保するための実地訓練等を実施する。 災害発生時の海路による輸送確保に向けて、引き続き、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を実施する。 なお、生活航路に係る重要な漁港については、災害発生時の漁港の啓開の在り方について検討していく。	県土整備部 農林水産部	耐震強化岸壁の整備率　75%（H22全国目標70%） 重要港湾での港湾ＢＣＰ策定率100%（H27未策定率全国55%） 漁港施設の機能強化工事完了漁港数 20漁港【R8まで】

現在の取組・施策		脆弱性評価
【防災ヘリコプターの運航の確保】		
＜防災ヘリコプターの連携体制の確立＞ 他都道府県の防災航空隊や防災関係機関と相互の連携・協力関係を確立するため、定期的に訓練を実施している。 大規模災害が発生した場合の他都道府県からの広域航空消防応援に係る受入れ体制に係るマニュアルを作成し、体制を整えている。		防災関係機関相互の連携体制を確立するため、引き続き、統一的な航空機の運用調整の下、訓練を実施する必要がある。 また、相互応援協定等に基づき隣県等の防災航空隊と大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が実施できるよう、引き続き、関係機関相互の連携・協力体制を確立するため訓練を実施する必要がある。
＜防災ヘリコプター等の活動の確保＞ 災害発生時に防災ヘリコプター等が、被災地周辺に離着陸できるように、全市町村に1カ所以上、県内93カ所を場外離着陸場に指定している。	再掲	必要となる防災ヘリコプターの場外離着陸場については確保されているが、市町村から場外離着陸場の追加申請等がある場合は、現場確認の上、指定手続きを行う必要がある。
【ドクターヘリの運航の確保】		
＜ドクターヘリの運航確保＞ 平時から、救急医療提供体制の構築・充実のため、ドクターヘリを２機保有・運用しているが、災害発生時でも円滑な救急活動を行うため、運航要領を整備しているほか、各種災害訓練に参加している。 また、北東北三県による広域連携体制を構築している。		災害発生時においても、機動的に２機ドクターヘリを活用するため、引き続き、運航体制の整備や消防機関との連携強化を図る必要である。
【情報通信の確保】		
＜情報通信利用環境の強化＞ 携帯電話等の無線通信の利用可能な地域の拡大を図るため、国の補助制度を活用し、市町村による無線通信用施設・設備の整備を支援している。 外国人を含む観光客に対する情報通信利用環境を整備するため、県が管理する観光施設のＷｉ－Ｆｉ利用環境の整備を行うとともに、県内宿泊事業者及び交通事業者が行うＷｉ－Ｆｉ利用環境整備等の取組に係る経費の一部支援を実施している。	再掲	災害発生時には、通信環境が確保できない地域の発生も予想されることから、無線通信利用範囲の拡大を図るとともに、通信事業者との連携体制を構築する必要がある。 依然として、宿泊施設や交通機関でＷｉ－Ｆｉ利用環境が不十分なところが見受けられるため、宿泊事業者や交通事業者の取組を促進するとともに、外国語による情報発信の充実を図る必要がある。
【道路施設の防災対策】		
＜緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策＞ 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
＜緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策＞ 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	ヘリコプター又は固定翼機を保有する防災関係機関相互の連携体制を確立するため、県総合防災訓練や合同指揮本部図上訓練等において、統一的な航空機の運用調整の下、訓練を実施する。 また、相互応援協定等に基づき隣県等の防災航空隊と大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が実施できるよう、関係機関相互の連携・協力体制を確立するため訓練を実施する。	危機管理局	
○	既存の場外離着陸場については、引き続き、定期的に場外離着陸場の現況調査を実施する。 また、市町村から場外離着陸場の追加申請等がある場合は、迅速に現場確認を行い、指定に向けた手続きを実施する。	危機管理局	
○	災害発生時の医療提供体制の構築・充実のため、ドクターヘリを活用した関係機関での訓練を実施する。	健康福祉部 病院局	
○	災害発生時における情報通信利用環境の確保に向けて、市町村・民間事業者との連携を図りながら、引き続き無線通信利用範囲の拡大を促進する。 外国人観光客が安心して本県を旅行できるようにするため、県が管理する観光施設のＷｉ－Ｆｉ利用環境を充実させるとともに、宿泊事業者等が行うＷｉ－Ｆｉ利用環境整備等の取組に係る一部支援をするなど、受入環境の改善を図る。	総務部 観光国際戦略局 危機管理局 市町村 民間事業者	
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金等を活用することにより、高規格道路のミッシングリンク解消や道路施設の耐震化といった機能強化、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策及び予防保全による道路メンテナンスを実施する。	国 県土整備部 市町村	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金等を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策及び予防保全による道路メンテナンスを実施する。	県土整備部 農林水産部 市町村	（漁港） 臨港道路の機能保全工事完了漁港数 7漁港【R8まで】

現在の取組・施策		脆弱性評価
＜市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策＞ 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、市町村による定期的な点検診断等を促進している。	再掲	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
＜復旧作業等に係る技術者等の確保＞ 大規模災害等が発生した場合の応急対策業務（障害物除去用の重機・資機材等の調達を伴う工事）を速やかに実施するため、官民連携による対応力強化を図っている。		大規模災害発生時に、技術者の不足により復旧作業等に支障をきたすおそれがあることから、建設企業との連携を強化するとともに、i-Constructionを活用し、道路啓開や応急対策業務を迅速に行う人材を確保・育成する必要がある。 ※ i-Construction ： ICT技術の活用、規格の標準化及び施工の平準化により生産性の向上を図る取組であり、ここでは技術者不足を補うための、災害時の調査や復旧工事へのICT技術の活用、規格の標準化された工法等の採用を示す。
＜道路における障害物の除去＞ 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	市町村管理の農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断等の取組を支援する。	農林水産部 市町村	
	道路啓開や応急対策業務を迅速に行うため、i-Constructionを活用し、青森県建設業協会や青森県測量設計業協会等と締結している災害時における応急対策業務に関する協定等の既存の取組を含め、官民連携による対応力強化に引き続き取り組んでいく。	県土整備部	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	県土整備部 国	

事前に備えるべき目標　**2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること**

リスクシナリオ　**2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態**

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

現在の取組・施策		脆弱性評価
【防災関連施設の耐震化・老朽対策】		
<県・市町村庁舎、消防本部庁舎等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時に防災拠点となる県庁舎・合同庁舎の耐震化を進めるとともに、市町村庁舎、消防本部・消防署の耐震化を促進している。	再掲	防災拠点となる公共施設等耐震化の進捗率は、R2.10.1時点で92.9%であることから、引き続き、各施設管理者が施設の耐震化を進める必要がある。 県の災害対策本部を設置する県庁舎北棟については、必要な耐震基準を満たしているが、災害対策本部機能が確保されるよう、引き続き適切な維持管理を行うとともに、計画的な老朽化対策を進め、災害発生時の被害を極力抑える必要がある。
<警察施設の耐震化・老朽化対策> 警察本部庁舎の耐震改修については、庁舎長寿命化と合わせ検討を進めている。 また、警察署については、老朽化対策として計画的に庁舎の建て替え、修繕等を実施している。	再掲	警察本部庁舎については、耐震性を確保するため耐震改修を実施する必要がある。 警察本部分庁舎及び警察署については、耐震強度は確保されているものの、老朽化が進む庁舎があることから、引き続き計画的に老朽化対策を実施する必要がある。
【災害対策本部等機能の強化】		
<災害対策本部機能の強化> 大規模災害発生時において応急措置を円滑かつ的確に講ずるために設置する青森県災害対策本部について、市町村や防災関係機関等と連携・協力体制を構築している。 また、災害対策本部の効率的な運用を図るため、定期的に図上訓練を実施している。		災害に関する情報の収集、災害応急対策の方針、市町村や防災関係機関との連絡調整等の災害発生時の応急対策において重要な役割を果たす災害対策本部について、統制機能や支部の役割等の災害対策本部機能を検証し、強化・充実する必要がある。
【関係機関の連携強化・防災訓練の推進】		
<災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化> 災害発生時に県内の消防力では対処できない場合に消防庁を通して出動される緊急消防援助隊を円滑に受け入れるため、青森県緊急消防援助隊受援計画を策定している。 また、北海道東北各県持ち回りで緊急消防援助隊のブロック訓練を実施している。		本県は、これまで緊急消防援助隊の受入を行ったことがないため、北海道東北ブロック訓練を開催・参加すること等により、災害発生時における対応の実効性を高める必要がある。
<防災航空隊への航空支援> 大規模災害発生時、緊急消防援助隊航空部隊等の応援を受ける場合、航空部隊が円滑に活動できるよう、県内の消防機関と青森県防災航空隊経験者を航空支援員として派遣する協定を締結している。		本県では、これまで協定に基づく航空支援員の派遣を要請するような事態が発生していないことから、災害時における対応の実効性を高める必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

自衛隊、警察、消防、海保等が有する救助・救急活動等の能力を十分に発揮できない事態や、被災等により活動できない事態を防ぐため、防災関連施設の耐震化・老朽化対策等を推進するとともに、関係機関の連携強化、救急・救助体制の強化や受援体制の構築等を図る。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	引き続き県庁舎等の耐震化・長寿命化を進めるとともに、市町村と連携し、国の財政支援制度等の活用も図りながら、消防庁舎等の耐震化等を市町村に促す。 県庁舎北棟の災害対策本部機能を確保するため、引き続き定期的な点検や適切な修繕等を実施していく。	危機管理局 総務部 各施設所管部局 市町村	本庁舎・各合同庁舎の耐震化率 5/6庁舎【R02】
○	災害発生時に地域の警察署が機能不全に陥らないよう、警察本部庁舎の耐震改修については、庁舎長寿命化と合わせ検討を進めていく。 警察本部分庁舎及び警察署については、老朽度に応じて計画的に庁舎の建て替え、修繕等を実施していく。	警察本部	
○	災害発生時に効率的な本部運営を行うため、災害対策本部の体制、機能、配置等を検証し、在り方を検討のうえ、災害対策本部の強化・充実を図る。 また、災害対策本部の効率的な運用を図るため、引き続き定期的に訓練を実施する。	危機管理局	
○	災害発生時に緊急消防援助隊の受入を円滑に行うため、北海道東北ブロック訓練を開催・参加すること等により、災害発生時における対応の実効性を高める。	危機管理局 市町村	
○	大規模災害時に航空部隊が円滑に活動できるように、航空支援員の活動も想定した訓練を実施し、災害時における対応の実効性を高める。	危機管理局 市町村	

現在の取組・施策		脆弱性評価
＜警察機能の維持＞ 災害等発生による警察機能の喪失を防ぐために、警察庁及び管区警察局を軸として他県警察と連携･協力体制を構築している。		警察機能は代替できない機能であるため、災害発生時でも警察機能が失われることのないよう、引き続き、警察庁及び管区警察局を軸とした他都道府県警察との連携･協力体制を強化していく必要がある。
＜医療従事者確保に係る連携体制＞ 災害発生時の医療提供体制確保のため、日本ＤＭＡＴ活動要領に基づき、ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）を派遣できる病院を指定するとともにＤＭＡＴ隊員の養成を進めている。 また、県総合防災訓練等にＤＭＡＴの参加を促すなど、対応能力の向上を図っている。		災害発生により医療従事者が絶対的に不足する中で、円滑にＤＭＡＴを派遣したり、他県からのＤＭＡＴ派遣を受け入れることができるよう、引き続き、他県等との連携体制を構築する必要がある。
＜総合防災訓練の実施＞ 大規模災害発生時の応急態勢の充実を図るため、防災関係機関の連携強化に向けて、消防・警察・海上保安庁・自衛隊等の防災関係機関が一同に会した防災訓練を実施している。		他県における近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制の更なる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。
＜図上訓練の実施＞ 災害対策本部の運営、防災関係機関との連携強化や各種防災システムの機器操作の習熟を図るため、図上訓練を実施している。		職員の異動等へ対応し、職員のスキルの維持、向上を図るとともに、防災関係機関との顔の見える関係を構築するため、継続的に訓練を実施する必要がある。
【救急・救助活動の体制強化】		
＜消防力の強化＞ 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づく施設等及び人員の目標を地域の実情に応じて整備を進めている。 また、各消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、県内消防の相互応援体制及び県を越えた応援体制である緊急消防援助隊を整備している。	再掲	近年、消防団員は年々減少しており、令和3年4月1日現在で17,591人となっていることから、市町村では、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。 また、県として、引き続き、効果的な手法を検討しながら、市町村の団員確保活動を支援するとともに、市町村に対し、学生消防団活動認証制度の導入等を働きかけていく必要がある。
＜消防団の充実＞ 市町村では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。 また、県では、市町村の団員確保活動を支援するため、県内のイベントや大学祭、高校でのＰＲ等、消防団活動の理解と入団促進を図るための広報活動を実施しているほか、学生消防団活動認証制度や消防団協力事業所表示制度の導入、消防団員の処遇改善の検討等を市町村に働きかけている。	再掲	近年、消防団員は年々減少しており、令和3年4月1日現在で17,591人となっていることから、市町村では、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。 また、県として、引き続き、効果的な手法を検討しながら、市町村の団員確保活動を支援するとともに、市町村に対し、学生消防団活動認証制度の導入等を働きかけていく必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	災害発生時においても、警察機能が維持できるよう、引き続き、警察庁等警察機関との連携強化を図る。	警察本部	
○	引き続き、災害発生時の医療提供体制確保のため、ＤＭＡＴの派遣・受入体制など他県等との連携体制構築する。	健康福祉部 病院局 市町村	
○	大規模災害発生時の応急体制の更なる充実に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、防災関係機関の連携強化に向け、消防・警察・自衛隊等の関係機関の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。	危機管理局 警察本部 市町村	
○	災害発生時に迅速に災害対策本部を設置・運営できるようまた、防災関係機関と連携し適切な応急対策が実施できるよう、引き続き定期的に図上訓練を実施する。	危機管理局	
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、市町村の消防団員確保活動を支援するため、県として、効果的な手法を検討しながら、広報活動等を実施するとともに、市町村の学生消防団活動認証制度の導入等を働きかけていく。	危機管理局 市町村	
○	市町村は、引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。 また、市町村の消防団員確保活動を支援するため、県として、効果的な手法を検討しながら、広報活動等を実施するとともに、市町村の学生消防団活動認証制度の導入等を働きかけていく。	危機管理局 市町村	

現在の取組・施策		脆弱性評価
＜災害医療・救急救護・福祉支援に携わる人材の育成＞ 災害発生時における医療救護活動及び福祉支援活動を行うため、ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）、ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）、ＤＣＡＴ（災害福祉支援チーム）の育成や訓練の実施、研修会の開催等に取り組んでいる。		災害発生時に被災地の医療・福祉ニーズに応じた活動が円滑に実施できるよう、高度な知識や専門的な技術を有する人材を育成するための訓練・研修を実施するとともに、チーム数の増加を図る必要がある。
＜救急・救助活動等の体制強化＞ 災害発生時における救命率の向上等を図るため、メディカルコントロール協議会を設置し、救急救命士に対する指示体制及び救急隊員に対する指導・助言体制の充実等を図っている。 また、各消防本部が行う救急救命士の新規養成等を支援しているほか、救急救命士に対する講習等を実施している。 消防職員に救急や救助に係る専門的知識・技能を習得させ、災害発生時に適切な救急・救助活動を実施できるよう、消防学校において教育訓練を実施している。		災害発生時の救急体制の更なる充実を図るため、引き続き救急救命士の養成等の支援を行うとともに、救急救命士の更なる資質向上を図るため、講習等を実施する必要がある。 また、消防職員が災害発生時に救急や救助に係る技能を発揮できるよう、引き続き教育訓練を実施する必要がある。
【支援物資等の供給体制の確保】		
＜被災地応援の受入体制の構築＞ 復旧・復興を担う技術職員等が不足した場合の応援職員を確保するため、全国知事会及び関係省庁を通じて、全国の自治体に応援職員の派遣要請を行う等の対応マニュアルを整備している。	再掲	全国自治体に派遣要請を行っても、職員数が少ない分野等については、十分な人員が確保できない可能性があることから、必要な技術職員等を確実に確保できる仕組み（スキーム）を構築する必要がある。 また、応援職員の受入を円滑に実施するため、受援体制を強化する必要がある。
＜救援物資等の受援体制の構築＞ 災害発生時、他自治体等からの応急措置等の応援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の相互応援協定を締結している。	再掲	協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、国民や企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっておらず、受援体制を強化させるため、これらを具体化する必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
＜防災意識の啓発＞ 地域住民の防災意識を高めるため、災害等への備えや避難情報が発令された場合の避難について、講座・講演等を通じて啓発を行っている。	再掲	早期避難の重要性等について十分な浸透が図られていないことから、地域住民の防災意識の向上に向けて、より一層の取組を実施していく必要がある。
＜防災訓練の推進＞ 地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、市町村が実施する防災訓練に対する支援を行っている。 また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、住民参加による防災訓練を開発している。	再掲	市町村単位の防災訓練は、定期的に実施されていない地域もあることから、地域住民の防災意識を高めるため、各市町村において地域単位での防災訓練を行う必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	災害発生時の医療救護活動及び福祉支援活動を行うため、ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ、ＤＣＡＴの育成等を計画的に推進していく。	健康福祉部 危機管理局	ＤＭＡＴの数：26チーム（R3.3現在） ＤＰＡＴの数：3チーム（R4.3現在） ＤＣＡＴの数：19チーム（R3.3現在）
○	災害発生時の救急体制の更なる充実を図るため、引き続き救急救命士の養成等の支援、救急救命士に対する講習等を実施する。 また、消防職員が災害発生時に救急や救助に係る技能を発揮できるよう、引き続き教育訓練を実施する。	健康福祉部 危機管理局 市町村	
○	必要に応じて、マニュアル等の見直しを行うほか、必要な技術職員等を確実に確保できる仕組みの構築に向けて、国による任期付職員の一括採用などを、国へ働きかけていくことを検討する。 また、応援職員の受入を円滑に実施するため、あらかじめ応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を推進する。	総務部 危機管理局 市町村	
○	物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受入調整機能等について検討のうえ、受援体制の構築を進める。	危機管理局 市町村	
	各種講演会や出前講座等の場などを活用し、県民に対する防災意識の啓発を図るとともに、防災に対する関心をさらに高めていくため、効果的な普及啓発の在り方を検討する。	危機管理局 市町村	
	市町村においても、地域特性に応じた防災訓練を実施できるよう、市町村を支援し実効性の高い総合防災訓練を実施していく。 また、地域単位での防災訓練を開発し、その普及に努めていく。	危機管理局 市町村	

現在の取組・施策		脆弱性評価
＜自主防災組織の設立・活性化支援＞ 災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施し、自主防災組織の設立を促進している。	再掲	災害発生時の公助による救助・救急活動の絶対的人員不足の際、各地域において地域住民が救助・救急活動を行う自主防災組織の組織率は、これまでの取組の結果着実に向上しているものの、55.8%（R2年度末)と、依然として全国平均の84.3%を大きく下回る状況である。
＜地域防災リーダーの育成＞ 災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活活動ができるよう、地域防災のリーダーとなる人材が必要なため、人材育成を行っている。		地域防災の中心となり得る人材が不足しているため、各地域の自治会や防災知識・技能を有する防災士等との連携を進め、地域防災リーダーとなる人材の育成を行う必要がある。
＜地区防災計画策定の推進＞ コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して定める地区防災計画について、普及啓発を行っている。	再掲	大規模災害時において、行政等と連携した自助・共助による災害対策が実施されることが重要であることから、地区防災計画制度の普及啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	3 年間（令和3 年～5 年度）の緊急対策として、実災害で被害が想定される区域の自主防災組織活動カバー率を重点的に向上させるとともに、地域の防災指導者となり得る人財を育成し、地域防災活動の継続的な推進を促すことにより、大規模災害時の人的被害の軽減を目指す。	危機管理局 市町村	自主防災組織の組織率 55.8%【R02】 →　60% 【R06】
	地域防災リーダーの人材育成のため、各地域の自治会や防災知識・技能を有する防災士等との連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発研修会等の取組を実施する。	危機管理局 市町村	
	地域住民等及び市町村に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の市町村地域防災計画への規定についても周知していく。	危機管理局	

事前に備えるべき目標　**2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること**

リスクシナリオ　**2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶**

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

現在の取組・施策		脆弱性評価
【緊急車両・災害拠点病院に対する燃料の確保】		
<石油燃料供給の確保> 災害発生時には石油燃料の調達及び供給に支障を来すおそれがあるため、生活の維持や業務継続が求められる病院や避難所等重要施設や緊急車両に対し、災害発生時に安定的な調達・供給ができるよう、青森県石油商業組合などの関係機関と安定供給に関する協定を締結している。 また、災害発生時における石油燃料の供給体制を図るため、青森県石油商業組合と連携して県内の中核給油所等への石油燃料の備蓄を支援している。	再掲	災害発生時においては青森県石油商業組合等関係機関との協定が有効に機能することが必要であることから、引き続き供給先及び供給元の情報更新や防災訓練の実施などにより連携体制を維持・強化する必要がある。
<緊急車両等への燃料供給の確保> 災害発生時において、緊急車両や災害対応に従事する車両等への燃料を確保するため、青森県石油商業組合との間で「災害時における石油燃料の調達及び安定供給に関する協定」を締結している。		災害発生時において、緊急車両等への燃料を安定的に確保するため、燃料の備蓄や供給事業者との協定の締結が必要である。
<警察車両等への燃料供給の確保> 災害発生時の燃料供給を目的として、警察敷地内に燃料備蓄施設を整備し、平成26年から運用している。		災害発生時において、警察車両等への燃料を供給するため、警察施設内に燃料を備蓄しているが、適正管理を継続する必要がある。
<医療施設の燃料等確保> 災害発生時の医療機能確保のため、災害拠点病院等の電源や燃料の確保を推進している。		災害拠点病院では概ね電源や燃料が確保されているが、その他の病院についても、確保を促進していく必要がある。
【防災ヘリ・ドクターヘリの燃料の確保】		
<防災ヘリコプターの燃料確保> 大規模災害発生時等に防災ヘリコプターが継続して運航できるよう航空燃料を確保するため、青森空港内に所在する供給事業者及び県外からタンクローリー等での燃料搬送も可能な県外の供給事業者それぞれと協定を締結し、燃料供給体制を構築している。 また、各消防本部等に航空燃料を備蓄し、航空燃料の劣化を防ぐため定期的に燃料交換を行っている。		各消防本部等に保管している備蓄燃料の保管施設の老朽化対策・耐震化を進める必要がある。 また、消防本部等に備蓄している航空燃料の劣化を防ぐため、定期的に交換する必要がある。
<ドクターヘリの燃料確保> 災害発生時にドクターヘリ運航に支障を及ぼさないよう航空燃料を確保するため、青森空港内に所在する供給事業者と協定を締結し、燃料供給体制を構築している。		本県の給油施設が被災する可能性もあることから、ドクターヘリの運航委託先とも協力し、航空機燃料を搬送する体制を構築する必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶を防ぐため、緊急車両・災害拠点病院等に対する燃料供給の確保や、輸送路の確保を図る。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が供給されるよう、関係機関の情報を更新するとともに定期的に訓練を実施する。	商工労働部	
○	協定締結事業者と図上訓練の実施等を通じて、連携強化を図る。	危機管理局 商工労働部 市町村	
○	災害発生時において、警察車両に燃料を供給するため、警察施設内に燃料を備蓄しており、適正管理を継続する。	警察本部	
○	市町村等との連携を図りながら、災害拠点病院には、引き続き、電源・燃料の確保に努めるよう促し、その他の病院には、停電時でも医療行為が行えるよう非常用電源装置の設置や燃料の備蓄等について継続的に促していく。	病院局 健康福祉部 市町村	
○	備蓄燃料保管場所の耐震化・老朽化の状況を確認し、各消防本部等へ耐震化対策・老朽化対策を依頼する。 また、消防本部等に備蓄している航空燃料の劣化を防ぐため、4ヶ月毎に交換を実施する。	危機管理局 市町村	
○	災害発生時における航空機燃料確保の体制構築のため、ドクターヘリ運航委託業者と協議を行う。	健康福祉部 病院局 危機管理局	

現在の取組・施策		脆弱性評価
【道路施設の防災対策】		
＜緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策＞ 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
＜緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策＞ 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
＜市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策＞ 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、市町村による定期的な点検診断等を促進している。	再掲	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
＜道路における障害物の除去＞ 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金等を活用することにより、高規格道路のミッシングリンク解消や道路施設の耐震化といった機能強化、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策及び予防保全による道路メンテナンスを実施する。	国 県土整備部 市町村	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金等を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策及び予防保全による道路メンテナンスを実施する。	県土整備部 農林水産部 市町村	（漁港） 臨港道路の機能保全工事完了漁港数 7漁港【R8まで】
○	市町村管理の農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断等の取組を支援する。	農林水産部 市町村	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	県土整備部 国	

事前に備えるべき目標　**2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること**

リスクシナリオ　**2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（県外からの来訪客等）の発生・混乱**

現在の取組・施策		脆弱性評価
【帰宅困難者の避難体制の確保】		
＜観光客の避難体制の強化＞ 　災害発生時の観光客の安全確保を図るため、危機管理の必要性を県内市町村や観光事業者・団体等に普及啓発するセミナーを開催するなど、災害発生時を想定した観光客への適切な対応体制の整備を推進している。		個人観光客が多くを占める現状にあって、災害が発生し帰宅困難となった場合に対応するため、外国人を含む観光客が自力で避難し、情報収集できるような体制を構築し、観光客に安全・安心に滞在してもらえる受入環境を整備する必要がある。
＜観光客等に対する避難所等の確保＞ 　市町村においては、災害発生時に地域住民が安全に避難できる避難所等の確保のため、指定避難所等の指定を進めている。		県内で開催される祭りなどの期間中に災害が発生し、観光客等が帰宅困難となった場合、被災市町村の避難所だけでは十分に対応できないことが想定されるため、周辺市町村や隣県へ避難する広域避難などの対応を検討する必要がある。
【支援物資等の供給体制の確保】		
＜非常物資の備蓄＞ 　災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、県及び市町村は、住民が各家庭や職場で、平時から３日分の食料を備蓄するよう、啓発している。 　また、県及び市町村は、災害発生時における食料、飲料水、日用品等の物資供給に関する協定をスーパー、飲料水メーカー等と締結し、災害発生時に事業者等が製造・調達することが可能な物資の提供を受ける流通在庫備蓄を進めている。		引き続き住民等に家庭内備蓄について啓発活動を実施する。また、スーパー、飲料水メーカー等と、災害発生時における支援物資の供給に関する協定を20件締結しているが、食料調達に関する協定を締結している件数が十分でないと考えられることから、今後も協定締結を推進するなど備蓄の確保を図る必要がある。
＜応急給水資機材の整備＞ 　災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、水道事業者（市町村等）においては、応急給水のための体制を整えるとともに、応急給水資機材の整備を図っている。	再掲	災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、引き続き、応急資機材の整備を図る必要がある。
＜被災地応援の受入体制の構築＞ 　復旧・復興を担う技術職員等が不足した場合の応援職員を確保するため、全国知事会及び関係省庁を通じて、全国の自治体に応援職員の派遣要請を行う等の対応マニュアルを整備している。	再掲	全国自治体に派遣要請を行っても、職員数が少ない分野等については、十分な人員が確保できない可能性があることから、必要な技術職員等を確実に確保できる仕組み（スキーム）を構築する必要がある。 　また、応援職員の受入を円滑に実施するため、受援体制を強化する必要がある

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

祭り期間中の災害発生等により、多数の県外来訪客等が避難できない事態や、避難生活が長期にわたること等の発生により、水・食料等の供給が不足する等の混乱を防ぐため、避難場所や支援物資の供給を確保する。
また、外国人観光客等に対する情報提供体制の強化等を図る。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	外国人観光客が安心して本県を旅行できるようにするため、受入環境の改善を図るとともに、災害発生時において外国人観光客が自力で情報収集、避難ができる体制を整えるため、事業者や市町村、警察等と連携しながら、事業者の災害発生時対応力の向上を図る。	観光国際戦略局 民間事業者	
	周辺市町村や隣県へ避難する広域避難等について、災害時に円滑に避難が実施できるよう調整機能及び連携体制を検討のうえ、充実・強化を図る。 また、地域特性を考慮し、船舶等の多様な交通手段を活用した広域避難体制の強化を推進する。	危機管理局 市町村	
	住民に対して食料を備蓄するよう、引き続き啓発するとともに、災害発生時に食料調達に関する協定の締結を推進していく。 また、県民の３日分の食料備蓄を基本としつつも、これを一層促進する取組や、県民の備蓄を補完する県及び市町村の備蓄目標、役割分担等について平成30年3月に策定した青森県災害備蓄指針に基づいて推進する。	危機管理局 市町村	
	災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、引き続き、必要に応じ、応急給水のための体制の見直し及び応急給水資機材の更新を図る。	健康福祉部 市町村等水道事業者	
	必要に応じて、マニュアル等の見直しを行うほか、必要な技術職員等を確実に確保できる仕組みの構築に向けて、国による任期付職員の一括採用などを、国へ働きかけていくことを検討する。 また、応援職員の受入を円滑に実施するため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を推進する。	総務部 危機管理局 市町村	

現在の取組・施策		脆弱性評価
＜救援物資等の受援体制の構築＞ 　災害発生時、他自治体等からの応急措置等の応援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の相互応援協定を締結している。	再掲	協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、国民や企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっておらず、受援体制を強化させるため、これらを具体化する必要がある。
【情報伝達の強化】		
＜外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化＞ 　外国人観光客が安心できる受入環境を整備するため、外国語による情報発信、交通機関や宿泊・観光施設でのＷｉ－Ｆｉ利用環境の充実、案内表記の多言語化・記号化、外国語対応を推進し、災害発生時において自力で情報収集、避難ができる体制を整えている。 　あおもり防災ポータルでは、災害発生時の外国人に対する防災情報提供のため、一部の防災情報について、多言語（英語､中国語、韓国語）で表記し伝達している。	再掲	依然として、宿泊施設や交通機関で、外国人観光客のための外国語表記やＷｉ－Ｆｉ利用環境が不十分なところがあるため、それらの整備を推進するとともに、外国人観光客向けの外国語による情報発信を充実する必要がある。 　また、あおもり防災ポータルで表示している防災情報については、扱う情報の全てが多言語化されているわけではないため、さらに多言語化による情報発信を強化していく必要がある。
＜交通規制等の交通情報提供＞ 　自動車運転者等に県内の道路の交通規制状況を把握してもらうため、「青森みち情報」HPや道路情報板で通行止めなどの交通情報を提供している。		通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、国民の理解と協力を促していく必要がある。
【帰宅困難者の輸送手段の確保】		
＜バスによる帰宅困難者の輸送＞ 　災害発生時等の交通手段確保のため、バス事業者と運行状況等に関する情報共有を図っているほか、路線維持を図るため、運行欠損・車両購入に対する補助を行っている。		災害発生時における人員輸送について、バス事業者等との連携体制が構築されていないことから、対応を検討していく必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	物資等の受援を円滑に実施するため、受援の体制や物資等の受入調整機能等について、検討のうえ、受援体制を構築について検討を進める。	危機管理局 市町村	
	外国人観光客が安心して本県を旅行できるようにするため、県が管理する観光施設のＷｉ－Ｆｉ利用環境を充実させるとともに、宿泊事業者等が行うＷｉ－Ｆｉ利用環境整備等の取組に係る一部支援をするなど、受入環境の改善を図る。 また、他都道府県の取組等を参考にしながら、あおもり防災ポータルを含めた多言語による防災情報の伝達の在り方について検討していく。	観光国際戦略局 危機管理局 市町村	
	引き続き、交通情報を提供するとともに、災害時の自動車による不要不急の外出を控えるよう、県民の理解と協力を促していく。	県土整備部	
	引き続き、バス事業者と運行状況等に関する情報共有や、バス路線維持に係る補助を実施するほか、災害発生時における人員輸送について、バス事業者等との連携体制構に向けて対応を検討していく。	企画政策部	

事前に備えるべき目標　**2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること**

リスクシナリオ　**2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺**

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

現在の取組・施策		脆弱性評価
【病院・福祉施設等の耐震化】		
<病院施設の耐震化・老朽化対策> 災害発生時の医療機能確保のため、災害拠点病院等の病院施設の耐震化を推進している。	再掲	耐震基準を満たしていない病院があることから、災害拠点病院等の病院施設が災害発生時に機能不全に陥らないよう、施設の耐震化を進める必要がある。 災害拠点病院である県立中央病院の耐震化は実施済みであるが、建築物及び設備の老朽化対策を計画的に実施する必要がある。
<社会福祉施設等の耐震化> 災害発生時に、避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や障害福祉施設、児童福祉施設等の社会福祉施設等の耐震化を推進している。	再掲	耐震化が図られていない社会福祉施設等があることから、引き続き耐震化を推進する必要がある。
【災害発生時における医療提供体制の構築】		
<災害時医療の連携体制> 災害発生時において、災害拠点病院での適切な医療行為を確保するため、二次医療圏毎の連携体制構築に向けて、地域災害拠点病院を中心とした災害医療に係る訓練の実施を促進している。		災害医療訓練について、実施していない地域があることから、全ての地域で訓練が実施され、連携体制の構築が図られる必要がある。
<災害医療・救急救護・福祉支援に携わる人材の育成> 災害発生時における医療救護活動及び福祉支援活動を行うため、ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）、ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）、ＤＣＡＴ（災害福祉支援チーム）の育成や訓練の実施、研修会の開催等に取り組んでいる。	再掲	災害発生時に被災地の医療・福祉ニーズに応じた活動が円滑に実施できるよう、高度な知識や専門的な技術を有する人材を育成するための訓練・研修を実施するとともに、チーム数の増加を図る必要がある。
<医療従事者確保に係る連携体制> 災害発生時の医療提供体制確保のため、日本ＤＭＡＴ活動要領に基づき、ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）を派遣できる病院を指定するとともにＤＭＡＴ隊員の養成を進めている。 また、県総合防災訓練等にＤＭＡＴの参加を促すなど、対応能力の向上を図っている。	再掲	災害の発生により医療従事者が絶対的に不足する中で、円滑にＤＭＡＴを派遣したり、他県からのＤＭＡＴ派遣を受け入れることができるよう、引き続き、他県等との連携体制を構築する必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

医療施設及び関係者の絶対的不足等による医療機能の麻痺を防ぐため、病院・福祉施設等の耐震化を推進するとともに、医療圏単位での医療連携体制の構築や災害医療派遣等による連携体制の構築等を図る。
また、避難に当たり配慮を要する方々に対する支援体制を構築する。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	引き続き市町村と連携し、国の医療提供体制施設整備交付金等の活用を図りながら、耐震化されていない病院の耐震改修等を促進する。	健康福祉部 病院局 市町村	病院施設の耐震化率 国調査結果（R2年度末時点） 県内病院（93病院）の耐震化率：81.7% 県内災害拠点病院（10病院）の耐震化率：80%
○	社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、引き続き国の補助金等を活用し、耐震改修や改築の実施を促進する。	健康福祉部 社会福祉法人等	
○	引き続き、災害発生時において適切な医療行為が行えるよう、二次医療圏毎に地域災害拠点病院を中心とした災害医療に係る訓練の実施を促進し、連携体制を構築する。	健康福祉部 危機管理局 市町村	地域災害拠点病院を中心とした災害医療訓練が実施された地域：2地域（R2年度）
○	災害発生時の医療救護活動及び福祉支援活動を行うためＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ、ＤＣＡＴの育成等を計画的に推進していく。	健康福祉部 危機管理局	ＤＭＡＴの数：26チーム（R3.3現在） ＤＰＡＴの数：3チーム（R4.3現在） ＤＣＡＴの数：19チーム（R3.3現在）
○	引き続き、災害発生時の医療提供体制確保のため、ＤＭＡＴの派遣・受入体制など他県等との連携体制構築する。	病院局 健康福祉部 市町村	

現在の取組・施策		脆弱性評価
＜お薬手帳の利用啓発＞ 災害発生時に医療従事者が不足する場合においても、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けることができるよう、「お薬手帳」の普及啓発に向けて、「薬と健康の週間」の際、広報誌等を配布しているほか、県薬剤師会及び薬局において、「お薬手帳」の携行について、普及啓発を図っている。		引き続き、持病者には「お薬手帳」を作成・携行するよう啓発する必要がある。
＜保健医療の連携体制＞ 災害時発生時の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部の体制や市町村との連携体制強化のため研修等を実施している。 災害発生時における医療チーム等の派遣調整を行うため、県全域を所管する本部災害医療コーディネーター７名、各二次医療圏を所管する地域災害医療コーディネーターを28名委嘱している（Ｒ２年度）。 また、これらの災害医療コーディネーターや保健医療調整本部関係者を対象とした研修等を開催することにより、人材の育成を図っている。		被災都道府県の災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置し、支援に参集した保健医療活動チーム等の派遣調整業務を行うなどにより、被災各地区の保健医療ニーズに応じた資源配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築できるようにする必要がある。また、派遣調整等を行う人材である災害医療コーディネーターを養成していく必要がある。
＜応急手当等の普及啓発＞ 災害発生時に地域の相互扶助による応急手当等を普及啓発するため、消防機関等において救命講習を実施している。		相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制を構築し、医療リソースの需要を軽減させていく必要がある。
＜医療機関における水源の確保＞ 災害発生時に人工透析等の医療提供体制を確保するため、医療機関における業務継続計画の策定を進めるなど医療機関の体制の強化を図っている。		人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、平時からの地下水活用など水源の多重化や、優先的に水道を復旧させる等の協力体制を構築していく必要がある。
＜広域搬送の体制の確保＞ 災害発生時に多数の傷病者が発生し、被災地域内での治療が困難な状況に陥った場合に、傷病者を被災地域外の医療施設まで航空機で搬送するため、患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、ＳＣＵ（航空搬送拠点臨時医療施設）を設置することとして、資機材を整備している。		多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等を十分に確保する必要がある。
【ドクターヘリの運航の確保】		
＜ドクターヘリの運航確保＞ 平時から、救急医療提供体制の構築・充実のため、ドクターヘリを２機保有・運用しているが、災害発生時でも円滑な救急活動を行うため、運航要領を整備しているほか、各種災害訓練に参加している。 また、北東北三県による広域連携体制を構築している。	再掲	災害発生時においても、機動的に２機ドクターヘリを活用するため、引き続き、運航体制の整備や消防機関との連携強化を図る必要である。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	災害発生時においても、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けることがてきるよう、引き続き、薬剤師会と連携しながら、広報誌等を配布する等、「お薬手帳」に係る普及啓発を図る。	健康福祉部 市町村 薬剤師会	
	引き続き、保健医療調整本部の体制の強化及び市町村との連携体制強化のために研修等を実施するとともに、災害発生時におけるコーディネート機能を担う体制を構築するため、災害医療コーディネーターの養成を図っていく。	健康福祉部	
	引き続き、応急手当等の普及啓発のため、消防機関等が実施している救命講習への受講を促していく。	健康福祉部 危機管理局	
	人工透析等の医療提供体制を確保するため、医療機関の水源について、地下水活用など水源の多重化について促していく。	健康福祉部	
	広域医療搬送を円滑に実施するため、引き続き、広域医療搬送の体制を構築するとともに、広域医療搬送を想定した訓練等を実施する。	健康福祉部	
○	災害発生時の医療提供体制の構築・充実のため、ドクターヘリを活用した関係機関での訓練を実施する。	健康福祉部 病院局	

現在の取組・施策		脆弱性評価
【防災ヘリコプターの運航の確保】		
＜防災ヘリコプターの連携体制の確立＞ 　他都道府県の防災航空隊や防災関係機関と相互の連携・協力関係を確立するため、定期的に訓練を実施している。 　大規模災害が発生した場合の他都道府県からの広域航空消防応援に係る受入れ体制に係るマニュアルを作成し、体制を整えている。	再掲	防災関係機関相互の連携体制を確立するため、引き続き、共通の航空管制の下、訓練を実施する必要がある。 　また、相互応援協定等に基づき隣県等の防災航空隊と大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が実施できるよう、引き続き、関係機関相互の連携・協力体制を確立するため訓練を実施する必要がある。
【避難者の健康対策】		
＜避難所外避難者の把握等の対策＞ 　災害発生時における被災者の健康管理を行うため、保健医療に係わる機関で統一的な様式を定めるなど広域支援・多機関連携体制の整備を進めている。 　また、保健医療調整本部の体制強化を図り、市町村との連携体制強化を図るため研修等を実施している。		車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係府省庁・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進する必要がある。 　また、迅速な被災者支援のために市町村による被災者台帳作成の事前準備を促進する必要がある。
＜長期間にわたる避難生活対策＞ 　災害発生時における被災者の健康管理を行うため、保健医療に係わる機関で統一的な様式を定めるなど広域支援・多機関連携体制の整備を進めている。 　また、保健医療調整本部の体制強化を図り、市町村との連携体制強化を図るため研修等を実施している。		主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないよう、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。
【要配慮者への支援等】		
＜要配慮者等への支援＞ 　災害発生時に要配慮者（要介護高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等）に対する支援を行うため、災害福祉支援チーム（ＤＣＡＴ）の派遣体制を構築を図るとともに、避難所等における要配慮者支援の重要性等について、市町村に対する研修や会議を通じ啓発している。		災害発生時における要配慮者への支援については、受入医療機関との調整や避難所運営における配慮を要することから、福祉ニーズに対応できるチームを編成する必要がある。 　また、要配慮者への支援の体制が十分に構築されていないことから、引き続き、市町村に対して研修や会議を通じて、要配慮者支援の啓発を実施する必要がある。 　併せて、県外からの支援について、円滑な支援活動を実施できるよう、受入体制を整える必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	ヘリコプター又は固定翼機を保有する防災関係機関相互の連携体制を確立するため、県総合防災訓練や合同指揮本部図上訓練等において、共通の航空管制の下、訓練を実施する。 また、相互応援協定等に基づき隣県等の防災航空隊と大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が実施できるよう、関係機関相互の連携・協力体制を確立するため訓練を実施する。	危機管理局	
	引き続き、災害時の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部の体制や市町村との連携体制強化のため研修等を実施する。 また、被災者台帳作成のための事前準備を促すための支援を進めていく。	健康福祉部 危機管理局 市町村	
	災害発生時の中長期的なケア・健康管理を含めた災害時の保健医療活動を実施する体制を強化するため、引き続き、研修等の実施より保健医療調整本部の体制の強化及び市町村との連携の強化を行うと共に広域支援の受け入れ体制についても整備を進める。	健康福祉部	
○	災害発生時における要配慮者の支援体制の構築に向けて、福祉支援チーム（ＤＣＡＴ）の養成研修を実施するとともに、市町村に対し研修等の啓発を行う。 併せて、県外からの支援受入体制について検討する。	健康福祉部 危機管理局 病院局 市町村	DCATの数：19チーム（R3.3現在）

現在の取組・施策		脆弱性評価
＜男女のニーズの違い等に配慮した支援＞ 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制をつくるため、「安心避難所づくり」ハンドブックを作成し、誰もが安心して過ごすことのできる避難所づくりのための研修会の開催等をしている。		避難所等では、生活環境が変化し、性別により役割分担がなされる傾向にあるなど、様々な不安や悩みを抱えることが考えられることから、引き続き、男女のニーズを的確に把握し、それぞれに配慮した支援を行う必要がある。
＜心のケア体制の確保＞ 何らかの要因により、心理的ストレスを抱えている方のために、精神保健福祉センター、保健所、精神科病院等の支援体制の中で、こころのケア支援を行っている。		災害発生時においては、心理的ストレスを抱える方が増加することが予想されることから、被災者に対するきめ細かな心のケアを行うためにも、引き続き人材の育成や関係機関のネットワークを強化する必要がある。
＜児童生徒の心のサポート＞ 被災による急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害等の発症が心配される児童生徒等の心のケアを行うため、スクールカウンセラーの派遣等を行っている。		スクールカウンセラーの確保が課題となっていることから、災害発生時の迅速な対応や複数の学校への派遣など、児童生徒等の心のサポート体制を確保するため、計画的な拡充を進める必要がある。
＜外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化＞ 外国人観光客が安心できる受入環境を整備するため、外国語による情報発信、交通機関や宿泊・観光施設でのＷｉ－Ｆｉ利用環境の充実、案内表記の多言語化・記号化、外国語対応を推進し、災害発生時において自力で情報収集、避難ができる体制を整えている。 あおもり防災ポータルでは、災害発生時の外国人に対する防災情報提供のため、一部の防災情報について、多言語（英語､中国語、韓国語）で表記し伝達している。	再掲	依然として、宿泊施設や交通機関で、外国人観光客のための外国語表記やＷｉ－Ｆｉ利用環境が不十分なところがあるため、それらの整備を推進するとともに、外国人観光客向けの外国語による情報発信を充実する必要がある。 また、あおもり防災ポータルで表示している防災情報については、扱う情報の全てが多言語化されているわけではないため、さらに多言語化による情報発信を強化していく必要がある。
＜動物救護対策＞ 災害発生時に動物愛護の観点から必要な動物救護活動を行うため、災害発生時に備え「災害時における動物救護活動マニュアル」を作成するとともに、被災動物の一時保管用ケージ等の物品の備蓄、ボランティアリーダーの育成研修や飼い犬のしつけ方教室の開催、避難訓練等を実施している。 また、青森県獣医師会と「災害時における動物救護活動に関する協定」を締結している。		災害発生時の動物愛護については、マニュアルを作成しているが、実効性のあるのものとするため、引き続き関係者への周知を図る必要がある。 また、動物愛護活動を充実させるため、ボランティアリーダーの育成やしつけ方教室、避難訓練等を継続して実施し、実効性のあるものにする必要がある。
【道路施設の防災対策】		
＜緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策＞ 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	災害発生時には、女性が様々な不安や悩みを抱えることや女性に対する暴力等が懸念されることから、男女共同参画センターを中心として、相談窓口や女性に対する暴力等の予防方法の周知を行うなど、男女共同参画センターの災害発生時の役割を明確にするとともに、平時から地域防災力の推進拠点として位置づけを明確にし、活動を展開する。	環境生活部	
	災害発生時には、ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）との役割分担を踏まえたこころのケア実施の支援体制等が必要となることから、役割分担を踏まえた連携体制を構築する。	健康福祉部 危機管理局 市町村	
	被災児童生徒等に対する心のサポートについて、災害発生時における迅速な対応が可能となるよう、引き続き、児童生徒等の心をケアする体制整備を図る。	教育庁 健康福祉部 危機管理局 市町村	小中学校へのスクールカウンセラー派遣率100%【R02】
	外国人観光客が安心して本県を旅行できるようにするため県が管理する観光施設のＷｉ－Ｆｉ利用環境を充実させるとともに、宿泊事業者等が行うＷｉ－Ｆｉ利用環境整備等の取組に係る一部支援をするなど、受入環境の改善を図る。 また、他都道府県の取組等を参考にしながら、あおもり防災ポータルを含めた多言語による防災情報の伝達の在り方について検討していく。	観光国際戦略局 危機管理局 市町村	
	災害発生時における動物救護マニュアルについて、市町村等が出席する会議等において、繰り返し周知を行い、必要に応じて、市町村ごとのマニュアル等の整備を働きかけていく また、動物との同行避難については、市町村の役割が重要であるため、避難計画等に動物との同行避難や避難所での飼養の準備に関する記載をするよう、市町村への働きかけを行う。	健康福祉部 危機管理局 市町村	
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金等を活用することにより、高規格道路のミッシングリンク解消や道路施設の耐震化といった機能強化、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策及び予防保全による道路メンテナンスを実施する。	国 県土整備部 市町村	

現在の取組・施策		脆弱性評価
＜緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策＞ 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
＜市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策＞ 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、市町村による定期的な点検診断等を促進している。	再掲	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
＜道路における障害物の除去＞ 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金等を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策及び予防保全による道路メンテナンスを実施する。	県土整備部 農林水産部 市町村	（漁港） 臨港道路の機能保全工事完了漁港数 7漁港【R8まで】
○	市町村管理の農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断等の取組を支援する。	農林水産部 市町村	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	県土整備部 国	

事前に備えるべき目標　**2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること**

リスクシナリオ　**2-7 被災地における疾病・感染症等の大規模発生**

現在の取組・施策		脆弱性評価
【感染症対策】		
＜避難所における衛生環境の維持＞ 避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するためには、水、食料、トイレ、暖房等が必要であり、県では、市町村の避難所運営に必要な資機材の不足に備え、災害の広域応援協定や民間事業者等との協定締結により、流通備蓄を進めている。		避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するため、水、食料、トイレ、暖房等の物資等について、スーパー、メーカー、リース会社等と協定を締結しており、引き続き協力・連携する体制を構築する必要がある。
＜感染症への意識向上及び対応策の整備＞ 災害発生時における感染症の発生時に迅速な対応ができるよう、平時から、対応マニュアルを策定するとともに、関係職員が円滑に対応できるよう各種研修及び訓練を実施している。		災害発生時における避難所等での感染症対策に係る普及啓発等については、これまで行われていないことから、今後、災害発生時に起こりうる感染症について各種研修及び訓練等を実施する必要がある。
＜予防接種の促進＞ 災害発生時における感染症の発生やまん延を防止するため、平時から予防接種を受けるよう、市町村と連携し、普及啓発を行っている。		予防接種率の低い市町村は、災害発生時に感染症の発生やまん延する可能性が高いことから、平時から予防接種をするよう普及啓発を図るとともに未接種者に対する接種勧奨を行う必要がある。
【下水道施設の機能確保】		
＜下水道施設の地震対策＞ 大規模な地震時においても、汚水処理の継続が可能となるよう、下水道施設の地震対策を計画的に進めている。		地震による下水道施設への被害が発生した場合、長期間にわたる汚水処理機能の低下及び停止が懸念され、県民生活等への支障が生じることから、下水道施設のストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の地震対策を計画的に進めていく必要がある。
＜下水道施設の老朽化対策＞ 下水道施設を良好な状態に保持し、常時、十分な機能が発揮できるよう、下水道施設の老朽化対策を計画的に進めている。		建設から長期間が経過した下水道施設（特に管渠）においては、老朽化が進行していることから、下水道施設のストックマネジメント計画に基づき、管渠施設等の老朽化対策を計画的に進めていく必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

被災地における疾病・感染症等の大規模発生を防ぐため、避難所における良好な生活環境の確保や平時における予防接種等を推進するとともに、下水道施設の機能確保を図る。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	災害発生時において、避難所における衛生的で良好な生活環境が確保できるよう、災害時の物資の調達に関する協定の締結を推進するとともに、県内全市町村や他都道府県からの応受援体制を強化する必要がある。 また、県及び市町村の備蓄目標、役割分担等、これらの県全体としての災害備蓄の在り方について検討し、推進する。	危機管理局 環境生活部 健康福祉部 市町村	
	国等で作成した「避難所における感染症対策マニュアル」等を参考に、災害発生時に関係機関が円滑に対応できるようにするため、感染症対策を取り入れた各種研修及び訓練を実施する。	健康福祉部 市町村	
	市町村と連携し、予防接種の必要性について普及啓発を図るとともに、接種率が低い市町村に対しては、未接種者の個別接種勧奨を行うよう指導する。	健康福祉部 市町村	麻しん･風しん、ＢＣＧ予防接種率95%以上
	地震発生時の汚水処理機能の確保に向けて、県管理の下水道施設について、ストックマネジメント計画に基づき、処理場等の地震対策を実施するとともに、市町村の下水道施設の耐震化について、助言等の必要な支援を実施する。	県土整備部 市町村	
	汚水処理機能の確保に向けて、県管理の下水道施設について、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な点検・調査、維持補修や改築更新を実施するとともに、市町村の下水道施設の老朽化対策について、助言等の必要な支援を実施する。	県土整備部 市町村	

現在の取組・施策		脆弱性評価
＜農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策＞ 災害発生時においても、農村・漁村地域における公衆衛生を確保するため、農業集落排水施設・漁業集落排水施設の耐震化や老朽化対策の計画的な実施に向けて、市町村における長寿命化計画に基づいた老朽化対策を推進している。		長寿命化計画に基づき、まだ整備されていない施設があることから、市町村における老朽化対策が進むよう、引き続き、指導・助言等を行っていく必要がある。
＜農業集落排水施設等の耐災害性の確保＞ 市町村が管理する農業集落排水施設・漁業集落排水施設の耐災害性の向上を図るため、非常用電源装置の設置等を促進している。		農業集落排水施設・漁業集落排水施設の汚水処理施設については、災害発生時の停電による冠水を防止するための非常用電源装置が設置されていない施設があることから、施設の管理者である市町村に対して、設置又は整備するよう助言等を行う必要がある。
＜下水道事業の業務継続計画の策定＞ 災害発生時の汚水処理機能の維持又は被災した場合の速やかな回復のため、連絡体制や非常時対応計画を定めた業務継続計画を策定している。		災害発生時においては、優先業務の選定や管渠等の被害想定等の必要な事項が網羅された業務継続計画に基づき、迅速かつ最善の措置を講ずる必要があることから、適宜業務継続計画の見直しが必要となる。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	農業集落排水施設・漁業集落排水施設を管理する市町村における長寿命化計画に基づき、計画的な老朽化対策について指導・助言等を実施する。	農林水産部 市町村	老朽化対策完了地区数（漁業集落排水施設） 5地区【R8まで】
	災害発生時における農業集落排水施設・漁業集落排水施設の汚水の流下機能及び消毒機能の確保に向けて、市町村における非常用電源装置や固形塩素剤の添加装置の設置が進むよう、助言等を行う。	農林水産部 市町村	
	災害発生時における汚水処理機能の維持と被災施設の速やかな回復が可能となるよう、県が管理する下水道施設の業務継続計画について、継続的に見直すとともに、市町村の業務継続計画の改定等（フォローアップ）に対して支援を行う。	県土整備部 市町村	業務継続計画（下水道ＢＣＰ）の策定率100%【R03】

事前に備えるべき目標　**2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること**

リスクシナリオ　**2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生**

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

現在の取組・施策		脆弱性評価
【住宅・病院・学校等の耐震化】		
<住宅・建築物の耐震化による地震対策> 住宅の地震に対する安全性の向上及び倒壊による避難路（緊急輸送道路等）の閉塞などを防止するため、市町村と連携を図りながら、昭和56年5月以前に建築された住宅の耐震化の促進に取り組んでいる。	再掲	平成30年時点の住宅の耐震化率は83.2%と低く、依然、耐震化が行われていない住宅があるとともに、積雪期における地震による被害リスクが大きいことから、耐震化を一層促進する必要がある。
<老朽化した公営住宅の建替による防災・減災対策> 公営住宅の地震に対する安全性を向上させるため、県と市町村は、公営住宅の耐震化や老朽化対策に取り組んでいる。	再掲	令和3年3月末現在、建築後30年以上経過した公営住宅が62.2%ある中、公営住宅の耐震化率は92.9%となっていることから、計画的かつ効率的に公営住宅の耐震化や老朽化対策を推進する必要がある。
<病院施設の耐震化・老朽化対策> 災害発生時の医療機能確保のため、災害拠点病院等の病院施設の耐震化を推進している。	再掲	耐震基準を満たしていない病院があることから、災害拠点病院等の病院施設が災害発生時に機能不全に陥らないよう、施設の耐震化を進める必要がある。 災害拠点病院である県立中央病院の耐震化は実施済みであるが、建築物及び設備の老朽化対策を計画的に実施する必要がある。
<社会福祉施設等の耐震化> 災害発生時に、避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や障害福祉施設、児童福祉施設等の社会福祉施設等の耐震化を推進している。	再掲	耐震化が図られていない社会福祉施設等があることから、引き続き耐震化を推進する必要がある。
<公立学校施設等の耐震化・老朽化対策> 児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難場所としての役割を果たす公立学校施設、公立社会体育施設及び公立社会教育施設等の安全確保の充実を図るため、施設の耐震化・老朽化対策を推進している。	再掲	耐震基準を満たしていない施設があることに加え、経年劣化により外壁等の損耗がある施設も見られることから、天井等落下防止対策も含めた耐震化や老朽化対策が必要である。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生を防ぐため、非常物資の備蓄、避難者の健康対策、要配慮者への支援及び保健医療の連携強化等を図る。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	住宅の耐震化を一層促進するため、引き続き、国の防災・安全交付金等を活用し、市町村と連携を図りながら、木造住宅の耐震診断・耐震改修の補助等を実施する。 また、家具固定など、家庭での地震対策や住宅耐震化の重要性を普及啓発するため、県民の防災意識の醸成に繋がる取組を推進する。	県土整備部 危機管理局 市町村	住宅の耐震化率 83.2%【H30】　→ 95.0%【R2】
○	公営住宅の地震に対する安全性を一層向上させるため、県と市町村は、引き続き、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、計画的かつ効率的に公営住宅の耐震化や老朽化対策を推進する。	県土整備部 市町村	県営住宅の長寿命化計画による建替戸数 72戸【H23～H27】　→ 304戸【H23～R03】
○	引き続き市町村と連携し、国の医療提供体制施設整備交付金等の活用を図りながら、耐震化されていない病院の耐震改修等を促進する。	健康福祉部 病院局 市町村	病院施設の耐震化率 国調査結果（R2年度末時点） 県内病院（93病院）の耐震化率：81.7% 県内災害拠点病院（10病院）の耐震化率：80%
○	社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、引き続き国の補助金等を活用し、耐震改修や改築の実施を促進する。	健康福祉部 社会福祉法人等	
○	利用者の安全確保及び避難場所としての防災機能の強化を図るため、引き続き、市町村と連携しながら、国の交付金等を活用した耐震補強及び老朽改修などを実施する。	教育庁 市町村	

現在の取組・施策		脆弱性評価
＜私立学校の耐震化＞ 幼児、生徒等の学習・生活の場である私立学校施設の安全確保の充実を図るため、国や県の補助制度を活用し、施設の耐震化を促進している。	再掲	耐震基準を満たしていない施設を有する私立学校があることから、引き続き耐震化の取組を促す必要がある。
【避難場所の指定・確保】		
＜指定緊急避難場所及び指定避難所の指定＞ 災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図るため、市町村に対して指定緊急避難場所等の指定に関する研修会の開催や情報提供を実施している。	再掲	令和3年3月現在、県内40市町村における指定緊急避難場所の指定は38市町村にとどまることから、全ての市町村で指定されるよう、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施する必要がある。
＜福祉避難所の開設・運営マニュアルの作成＞ 高齢者等、特に配慮を要する方に対して適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所について、災害発生時に円滑かつ統一的に運営するため、あらかじめ開設・運営マニュアルを整備するよう市町村に対して必要な支援をしている。	再掲	開設・運営マニュアルが整備されていない地域がある。災害発生時の福祉避難所の実施内容等が整理されるよう、引き続き市町村に対して依頼等を行う必要がある。
＜防災公共の推進＞ 災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、本県独自の取り組みである「防災公共」を推進している。 地区毎の取組が掲載された全市町村分の「防災公共推進計画」を市町村とともに策定し、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するか検証するよう市町村に促している。	再掲	災害リスクの高い地区において、災害発生時に避難所に通じる避難経路の安全を確保できない恐れがあることから、「防災公共推進計画」に位置づけられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、危険箇所等の情報を随時市町村へ提供する必要がある。 また、災害時発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し速やかな避難を確実に行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを市町村が検証する必要がある。
＜福祉施設・学校施設等の安全対策＞ 災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。	再掲	災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。
【支援物資等の供給体制の確保】		
＜非常物資の備蓄＞ 災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、県及び市町村は、住民が各家庭や職場で、平時から３日分の食料を備蓄するよう、啓発している。 また、県及び市町村は、災害発生時における食料、飲料水、日用品等の物資供給に関する協定をスーパー、飲料水メーカー等と締結し、災害発生時に事業者等が製造・調達することが可能な物資の提供を受ける流通在庫備蓄を進めている。	再掲	引き続き住民等に家庭内備蓄について啓発活動を実施する。また、スーパー、飲料水メーカー等と、災害発生時における支援物資の供給に関する協定を20件締結しているが、食料調達に関する協定を締結している件数が十分でないと考えられることから、今後も協定締結を推進するなど備蓄の確保を図る必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	私立学校施設の耐震化率の向上を図るため、引き続き国や県の補助制度を活用し、施設の耐震化を促進する。	総務部 学校法人等 市町村	私立学校等の耐震化率 81.2%【R2】
○	県内全ての市町村で指定緊急避難場所等の指定が終了するよう、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施するとともに、指定していない市町村に対しては、個別に、指定に向けた指導・助言等の支援を行っていく。	危機管理局 県土整備部 市町村	指定緊急避難場所及び指定避難所を指定した市町村の数 38【R02】　→ 40【R08】
○	災害発生時に円滑な福祉避難所の開設・運営が行われるよう、開設・運営マニュアルがない市町村の解消に向けて、災害救助事務等担当者会議の開催等により、市町村の取組を支援する。	健康福祉部 市町村	開設・運営マニュアル作成済市町村の数 23【R４】　→ 40【R８】
○	「防災公共推進計画」に位置づけられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、危険箇所等の情報を随時市町村へ提供する。 今後、「防災公共推進計画」を、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証するよう市町村に促す。その結果、市町村が行った検証や地域の方々からの意見を踏まえ、避難経路・避難場所や危険箇所等の対策について、「防災公共推進計画」を見直す。 さらに、住民の防災意識の向上を図るとともに、地域住民が自主的かつ主体的に参加できる新しい形の防災訓練を開発し、その普及に努めていく。	県土整備部 危機管理局 農林水産部 市町村	
○	避難計画の作成を着実に進めるため、県庁関係部局や市町村と連携し、適切な研修を実施するなど、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。	危機管理局 県土整備部 健康福祉部 教育庁 総務部 市町村	
○	住民に対して食料を備蓄するよう、引き続き啓発するとともに、災害発生時に食料調達に関する協定の締結を推進していく。 また、県民の３日分の食料備蓄を基本としつつも、これを一層促進する取組や、県民の備蓄を補完する県及び市町村の備蓄目標、役割分担等について平成30年3月に策定した青森県災害備蓄指針に基づいて推進する。	危機管理局 市町村	

現在の取組・施策		脆弱性評価
＜要配慮者（難病疾患等）への医療的支援＞ 災害発生時における透析患者の透析治療確保のため、青森県透析医会と連携して情報共有・発信や患者搬送等に対応することとしている。 また、在宅で人工呼吸器等を使用している患者・家族に対し、停電時における予備電源の確保や停電が長期にわたる場合の対応方法等を確認し、必要な助言を行っている。	再掲	災害発生時の停電や水不足に備えて、引き続き、透析患者には、透析可能な医療機関の確保など透析治療を維持できる体制の構築を図る必要がある。 また、災害発生時の停電に備えて、引き続き、在宅で人工呼吸器等を使用している患者には停電後も継続して人工呼吸器を使用できる環境の整備を図る必要がある。
＜災害用医薬品等の確保＞ 災害発生時における医薬品等の円滑な供給を確保するため、必要な事項を定めた要綱や、関係者の役割分担を定めたマニュアルを作成している。	再掲	災害用医薬品や支援薬剤師の確保に向けて、関係機関との協定の締結に努めるとともに、協定等が災害発生時に有効に機能するよう、引き続き、防災訓練の実施などにより連携が必要である。
＜避難所における水等の確保＞ 災害発生時における避難所における水を確保するため、水道事業者(市町村等)において、応急給水の体制を整え、応急給水資機材の整備を行うと共に、水道災害相互応援協定により圏内水道事業者が相互に水道施設の復旧と、運搬給水等による水の確保について応援することとしている。 また、災害時における物資の供給に関する協定を締結している事業者から提供を受けた飲料水等の物資や国等からの支援物資の輸送について、災害時における物資等の緊急輸送に関する協定を締結した事業者等と訓練等を通じて連携を図っている。	再掲	物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないよう、避難所で必要となる水等の物資について、水道の応急対策の強化、多様な水源の利用の普及推進、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築など、水等の確保に向けた取組が必要である。
【災害発生時における医療提供体制の構築】		
＜災害時医療の連携体制＞ 災害発生時において、災害拠点病院での適切な医療行為を確保するため、二次医療圏毎の連携体制構築に向けて、地域災害拠点病院を中心とした災害医療に係る訓練の実施を促進している。	再掲	災害医療訓練について、実施していない地域があることから、全ての地域で訓練が実施され、連携体制の構築が図られる必要がある。
＜お薬手帳の利用啓発＞ 災害発生時に医療従事者が不足する場合においても、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けることができるよう、「お薬手帳」の普及啓発に向けて、「薬と健康の週間」の際、広報誌等を配布しているほか、県薬剤師会及び薬局において、「お薬手帳」の携行について、普及啓発を図っている。	再掲	引き続き、持病者には「お薬手帳」を作成・携行するよう啓発する必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	引き続き、青森県透析医会との連携を密にし、災害発生時の透析患者の医療確保が図られる体制を維持するほか、在宅で人工呼吸器等を使用している患者・家族に対し、停電時における予備電源の確保や停電が長期にわたる場合の対応方法等の確認及び必要な助言を継続する。	健康福祉部	非常用発電装置の配置率（R2年度末時点） 県内病院（93）の非常用自家発電設備整備率：96.8%
○	災害発生時において、必要事項を定めた要綱や関係機関の役割を定めたマニュアルに基づき、円滑に医薬品等が供給されるよう、引き続き防災訓練を実施し実効性を確保していく。	健康福祉部	
	災害発生時における避難所の水等を確保するため、引き続き水道事業者等の関係事業者と応急給水等に向けた連携を高め、多様な水源の利用について普及を図るとともに、県民へ飲料水の備蓄や非常用持ち出し袋の準備等を啓発することに加え、県民の備蓄の補完としての公助による飲料水等の備蓄を進める。 また、飲料水をはじめとする災害時の物資の供給に関する協定の締結を推進するとともに、災害時の緊急輸送に関する協定締結事業者等との連携により円滑な物資輸送を推進する。	健康福祉部 危機管理局 市町村等水道事業者	
○	引き続き、災害発生時において適切な医療行為が行えるよう、二次医療圏毎に地域災害拠点病院を中心とした災害医療に係る訓練の実施を促進し、連携体制を構築する。	健康福祉部 危機管理局 市町村	地域災害拠点病院を中心とした災害医療訓練が実施された地域：2地域（R2年度）
	災害発生時においても、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けることができるよう、引き続き、薬剤師会と連携しながら、広報誌等を配布する等、「お薬手帳」に係る普及啓発を図る。	健康福祉部 市町村 薬剤師会	

現在の取組・施策		脆弱性評価
＜保健医療の連携体制＞ 災害時発生時の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部の体制や市町村との連携体制強化のため研修等を実施している。 災害発生時における医療チーム等の派遣調整を行うため、県全域を所管する本部災害医療コーディネーター７名、各二次医療圏を所管する地域災害医療コーディネーターを28名委嘱している（Ｒ２年度）。 また、これらの災害医療コーディネーターや保健医療調整本部関係者を対象とした研修等を開催することにより、人材の育成を図っている。	再掲	被災都道府県の災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置し、支援に参集した保健医療活動チーム等の派遣調整業務を行うなどにより、被災各地区の保健医療ニーズに応じた資源配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築できるようにする必要がある。また、派遣調整等を行う人材である災害医療コーディネーターを養成していく必要がある。
＜応急手当等の普及啓発＞ 災害発生時に地域の相互扶助による応急手当等を普及啓発するため、消防機関等において救命講習を実施している。	再掲	相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制を構築し、医療リソースの需要を軽減させていく必要がある。
＜医療機関における水源の確保＞ 災害発生時に人工透析等の医療提供体制を確保するため、医療機関における業務継続計画の策定を進めるなど医療機関の体制の強化を図っている。	再掲	人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、平時からの地下水活用など水源の多重化や、優先的に水道を復旧させる等の協力体制を構築していく必要がある。
＜広域搬送の体制の確保＞ 災害発生時に多数の傷病者が発生し、被災地域内での治療が困難な状況に陥った場合に、傷病者を被災地域外の医療施設まで航空機で搬送するため、患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、ＳＣＵ（航空搬送拠点臨時医療施設）を設置することとして、資機材を整備している。	再掲	多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等を十分に確保する必要がある。
【避難者の健康対策】		
＜避難所外避難者の把握等の対策＞ 災害発生時における被災者の健康管理を行うため、保健医療に係わる機関で統一的な様式を定めるなど広域支援・多機関連携体制の整備を進めている。 また、保健医療調整本部の体制強化を図り、市町村との連携体制強化を図るため研修等を実施している。	再掲	車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係府省庁・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進する必要がある。 また、迅速な被災者支援のために市町村による被災者台帳作成の事前準備を促進する必要がある。
＜長期間にわたる避難生活対策＞ 災害発生時における被災者の健康管理を行うため、保健医療に係わる機関で統一的な様式を定めるなど広域支援・多機関連携体制の整備を進めている。 また、保健医療調整本部の体制強化を図り、市町村との連携体制強化を図るため研修等を実施している。	再掲	主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないよう、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	引き続き、保健医療調整本部の体制の強化及び市町村との連携体制強化のために研修等を実施するとともに、災害発生時におけるコーディネート機能を担う体制を構築するため、災害医療コーディネーターの養成を図っていく。	健康福祉部	
	引き続き、応急手当等の普及啓発のため、消防機関等が実施している救命講習への受講を促していく。	健康福祉部 危機管理局	
	人工透析等の医療提供体制を確保するため、医療機関の水源について、地下水活用など水源の多重化について促していく。	健康福祉部	
	広域医療搬送を円滑に実施するため、引き続き、広域医療搬送の体制を構築するとともに、広域医療搬送を想定した訓練等を実施する。	健康福祉部	
	引き続き、災害時の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部の体制や市町村との連携体制強化のため研修等を実施する。 また、被災者台帳作成のための事前準備を促すための支援を進めていく。	健康福祉部 危機管理局 市町村	
	災害発生時の中長期的なケア・健康管理を含めた災害時の保健医療活動を実施する体制を強化するため、引き続き、研修等の実施より保健医療調整本部の体制の強化及び市町村との連携の強化を行うと共に広域支援の受け入れ体制についても整備を進める。	健康福祉部	

現在の取組・施策		脆弱性評価
【要配慮者への支援等】		
＜要配慮者等への支援＞ 災害発生時に要配慮者（要介護高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等）に対する支援を行うため、災害福祉支援チーム（ＤＣＡＴ）の派遣体制を構築を図るとともに、避難所等における要配慮者支援の重要性等について、市町村に対する研修や会議を通じ啓発している。	再掲	災害発生時における要配慮者への支援については、受入医療機関との調整や避難所運営における配慮を要することから、福祉ニーズに対応できるチームを編成する必要がある。 また、要配慮者への支援の体制が十分に構築されていないことから、引き続き、市町村に対して研修や会議を通じて、要配慮者支援の啓発を実施する必要がある。 併せて、県外からの支援について、円滑な支援活動を実施できるよう、受入体制を整える必要がある。
＜男女のニーズの違い等に配慮した支援＞ 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制をつくるため、「安心避難所づくり」ハンドブックを作成し、誰もが安心して過ごすことのできる避難所づくりのための研修会の開催等をしている。	再掲	避難所等では、生活環境が変化し、性別により役割分担がなされる傾向にあるなど、様々な不安や悩みを抱えることが考えられることから、引き続き、男女のニーズを的確に把握し、それぞれに配慮した支援を行う必要がある。
＜心のケア体制の確保＞ 何らかの要因により、心理的ストレスを抱えている方のために、精神保健福祉センター、保健所、精神科病院等の支援体制の中で、こころのケア支援を行っている。	再掲	災害発生時においては、心理的ストレスを抱える方が増加することが予想されることから、被災者に対するきめ細かな心のケアを行うためにも、引き続き人材の育成や関係機関のネットワークを強化する必要がある。
＜児童生徒の心のサポート＞ 被災による急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害等の発症が心配される児童生徒等の心のケアを行うため、スクールカウンセラーの派遣等を行っている。	再掲	スクールカウンセラーの確保が課題となっていることから、災害発生時の迅速な対応や複数の学校への派遣など、児童生徒等の心のサポート体制を確保するため、計画的な拡充を進める必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	災害発生時における要配慮者の支援体制の構築に向けて、福祉支援チーム（ＤＣＡＴ）の養成研修を実施するとともに、市町村に対し研修等の啓発を行う。 併せて、県外からの支援受入体制について検討する。	健康福祉部 危機管理局 病院局 市町村	DCATの数：19チーム（R3.3現在）
	災害発生時には、女性が様々な不安や悩みを抱えることや、女性に対する暴力等が懸念されることから、男女共同参画センターを中心として、相談窓口や女性に対する暴力等の予防方法の周知を行うなど、男女共同参画センターの災害発生時の役割を明確にするとともに、平時から地域防災力の推進拠点として位置づけを明確にし、活動を展開する。	環境生活部	
	災害発生時には、ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）との役割分担を踏まえたこころのケア実施の支援体制等が必要となることから、役割分担を踏まえた連携体制を構築する。	健康福祉部 危機管理局 市町村	
	被災児童生徒等に対する心のサポートについて、災害発生時における迅速な対応が可能となるよう、引き続き、児童生徒等の心をケアする体制整備を図る。	教育庁 健康福祉部 危機管理局 市町村	小中学校へのスクールカウンセラー派遣率100%【R02】

事前に備えるべき目標　**3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保すること**

リスクシナリオ　**3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下**

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

現在の取組・施策		脆弱性評価
【災害対応庁舎等における機能の確保】		
<公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策> 県有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、青森県公共施設等総合管理方針に基づき、施設の更新・統廃合や耐震化・長寿命化などの取組を進めている。	再掲	公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって、更新・統廃合や耐震化・老朽化対策などを計画的に行う必要がある。
<県・市町村庁舎、消防本部庁舎等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時に防災拠点となる県庁舎・合同庁舎の耐震化を進めるとともに、市町村庁舎、消防本部・消防署の耐震化を促進している。	再掲	防災拠点となる公共施設等耐震化の進捗率は、R2.10.1時点で92.9%であることから、引き続き、各施設管理者が施設の耐震化を進める必要がある。 県の災害対策本部を設置する県庁舎北棟については、必要な耐震基準を満たしているが、災害対策本部機能が確保されるよう、引き続き適切な維持管理を行うとともに、計画的な老朽化対策を進め、災害発生時の被害を極力抑える必要がある。
<警察施設の耐震化・老朽化対策> 警察本部庁舎の耐震改修については、庁舎長寿命化と合わせ検討を進めている。 また、警察署については、老朽化対策として計画的に庁舎の建て替え、修繕等を実施している。	再掲	警察本部庁舎については、耐震性を確保するため耐震改修を実施する必要がある。 警察本部庁舎及び警察署については、耐震強度は確保されているものの、老朽化が進む庁舎があることから、引き続き、計画的に老朽化対策を実施する必要がある。
<代替庁舎の確保・災害警備本部機能の移転訓練> 大規模災害により警察本部庁舎等が使用不能となる不測の事態も想定し、警察本部及び各警察署では、代替施設を確保(手続き中含む）するとともに、災害警備本部機能の移転訓練を行っている。		大規模災害により警察本部庁舎等が使用不能となる不測の事態も想定されることから、引き続き、代替施設の確保に努めるとともに災害警備本部機能の移転訓練を行う必要がある。
<行政施設の非常用電源の整備> 県庁舎及び各合同庁舎において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。		災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】
　行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下を防ぐため、庁舎等の耐震化・老朽化対策や情報通信基盤の耐災害性の強化を推進するとともに、業務継続計画の策定や応援・受援体制の構築等を図る。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	全ての分野の個別施設計画等の策定を進めるとともに、ライフサイクルコストの低減等に留意し、計画的に耐震化・長寿命化対策を推進する。	総務部 各施設所管部局	
○	引き続き県庁舎等の耐震化・長寿命化を進めるとともに市町村と連携し、国の財政支援制度等の活用も図りながら消防庁舎等の耐震化等を市町村に促す。 県庁舎北棟の災害対策本部機能を確保するため、引き続き定期的な点検や適切な修繕等を実施していく。	危機管理局 総務部 各施設所管部局 市町村	本庁舎・各合同庁舎の耐震化率 5/6庁舎【R02】
○	災害発生時に警察施設が機能不全に陥らないよう、警察本部庁舎の耐震改修については、庁舎長寿命化と合わせ検討を進めていく。 警察本部分庁舎及び警察署については、老朽度に応じて計画的に庁舎の建て替え、修繕等を実施していく。	警察本部	
○	各警察署において、引き続き代替施設の確保を推進するとともに、実践的訓練を実施し、災害対応能力の強化向上を図る。	警察本部	
○	非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的な点検等を行っていく。	総務部 各施設所管部局 市町村	

現在の取組・施策		脆弱性評価
＜警察本部等の非常用電源の整備＞ 災害発生時における電源確保のため、災害警備活動拠点となる警察本部及び警察署庁舎に非常用電源設備を設置している。		災害警備活動拠点となる警察本部及び各警察庁舎には、全て非常用電源設備が設置されているが、設置個所が、地下又は1階の場合、浸水により設備が機能しなくなることも予想されることから、非常用電源設備が機能不全に陥らないよう対策を講じる必要がある。
【行政情報通信基盤の耐災害性の強化】		
＜県・市町村・防災関係機関における情報伝達＞ 災害発生時において、県、市町村及び防災関係機関の間の情報伝達手段として、インターネット経由で外部サーバーを県外複数箇所に設置している総合防災情報システムのほか、公衆回線の輻輳に影響されない独自の通信網である防災情報ネットワークを整備している。 このほか、大規模災害発生時の非常通信手段として、警察、自衛隊、電力事業者等の関係機関独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。	再掲	県、市町村及び防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時に情報を確実に伝達するためには、職員が総合防災情報システムの操作に習熟するとともに、防災情報ネットワーク設備を適切に保守管理する必要がある。 また、非常通信手段を維持するため、関係機関との情報連絡体制の強化を図る必要がある。
＜行政情報通信基盤の耐災害性の強化＞ 行政情報通信基盤の耐災害性を強化するため、全庁ＬＡＮ等の行政情報システム機器を設置しているサーバ室の非常用電源を整備している。		災害発生時の業務の継続の確保に向けて、行政情報システム機器等の適切な維持管理等を実施していく必要がある。
＜行政情報の災害対策＞ 災害発生等による行政データの毀損等を防止するため、遠隔地バックアップも含めた庁内情報システムの全体最適化の検討を進めるとともに、市町村が行う情報システムのクラウド導入の検討を支援している。		庁内情報システムの最適化について検討の上、必要な対策を実施するとともに市町村における情報システムのクラウド化検討について支援していく。
【行政機関の業務継続計画の策定】		
＜県及び市町村の業務継続計画の策定＞ 災害発生時に利用できる人、物、情報等に制約がある状況において、優先的に実施すべき業務を特定し、業務の執行体制や対応手順、業務継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めた「青森県業務継続計画（ＢＣＰ）」を策定している。		業務継続計画の内容を職員に周知徹底し、災害発生時に優先的に実施すべき業務が迅速に実施できる体制を構築しておく必要がある。 また、令和3年2月現在、県内40市町村における業務継続計画の策定は、30市町村にとどまることから、早期の業務継続計画作成を促進していく必要がある
【災害対策本部等機能の強化】		
＜災害対策本部機能の強化＞ 大規模災害発生時において応急措置を円滑かつ的確に講ずるために設置する青森県災害対策本部について、市町村や防災関係機関等と連携・協力体制を構築している。 また、災害対策本部の効率的な運用を図るため、定期的に図上訓練を実施している。	再掲	災害に関する情報の収集、災害応急対策の方針、市町村や防災関係機関との連絡調整等の災害発生時の応急対策において重要な役割を果たす災害対策本部について、統制機能や支部の役割等の災害対策本部機能を検証し、強化・充実する必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	警察本部及び各警察署の地階等に配置されている非常用電源設備について、庁舎の老朽化対策の実施予定等を踏まえながら、具体的な浸水対策を検討する。	警察本部	
○	災害発生時に情報を確実に伝達するため、総合防災情報システムの訓練を計画的に実施するとともに、防災情報ネットワーク設備を定期的に点検する。 また、非常通信訓練を定期的に実施する。	危機管理局 市町村	県と複数市町村等による防災訓練の実施回数 総合防災情報システム入力訓練 月１回 Lアラート全国合同訓練　年１回 非常通信訓練 年１回
○	災害・事故等発生時の業務継続確保を図るため、引き続き行政情報システム機器等の適切な維持管理等を実施する。	総務部 市町村	
	災害・事故等発生時の行政情報の保全を図るため、引き続き庁内情報システムの最適化について検討の上、必要な対策を実施するとともに、市町村における情報システムのクラウド化検討について支援する。	総務部 市町村	
○	防災訓練等を通じて、災害発生時に優先すべき業務を確実に実施できるよう、各部局・課毎の業務継続計画の見直しを行っていく。 また、市町村の業務継続計画作成に当たっては、策定に係る方法や内容について支援を行うなど、計画策定を促進していく。	危機管理局 市町村	
○	災害発生時に効率的な本部運営を行うため、災害対策本部の体制、機能、配置等を検証し、在り方を検討のうえ、災害対策本部の強化・充実を図る。 また、災害対策本部の効率的な運用を図るため、引き続き定期的に訓練を実施する。	危機管理局	

現在の取組・施策		脆弱性評価
【受援・連携体制の構築】		
<県内市町村の広域連携体制の構築> 災害発生時に被災市町村が十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、円滑な応援活動を実施するため、県と県内全市町村による「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」を平成30年12月に締結している。		災害発生時においては、県の調整による相互応援が円滑に実施されるよう、連携体制等を強化・充実する必要がある。
<被災地応援の受入体制の構築> 復旧・復興を担う技術職員等が不足した場合の応援職員を確保するため、全国知事会及び関係省庁を通じて、全国の自治体に応援職員の派遣要請を行う等の対応マニュアルを整備している。	再掲	全国自治体に派遣要請を行っても、職員数が少ない分野等については、十分な人員が確保できない可能性があることから、必要な技術職員等を確実に確保できる仕組み（スキーム）を構築する必要がある。 また、応援職員の受入を円滑に実施するため、受援体制を強化する必要がある
【被災地の社会秩序の維持】		
<被災地の社会秩序の維持> 大規模災害発生時における災害警備活動を迅速・的確に実施するため、災害警備計画を策定し、毎年度、同計画に基づき救出救助部隊のほか治安対策、交通対策等の各部隊を編成し、被災地の社会秩序の維持を図ることとしている。		大規模災害発生時における災害警備活動を迅速・的確に実施するため、引き続き、災害警備計画を策定し、同計画に基づき、救出救助部隊のほか治安対策、交通対策の各部隊を編成し被災地の社会秩序を維持する必要がある。
<留置非常計画の策定・護送訓練の実施> 関係法令に基づき、全警察署において災害その他非常の場合に備え、あらかじめ被留置者の避難、その他適正な処遇を確保するため、非常計画を策定し、随時訓練を実施している。		大規模災害発生時における被留置者の避難、その他適正な処遇を確保するため引き続き、非常計画の見直しや留置担当官等による反復訓練を実施する必要がある。
<警察機能の維持> 災害等発生による警察機能の喪失を防ぐために、警察庁及び管区警察局を軸として他県警察と連携･協力体制を構築している。	再掲	警察機能は代替できない機能であるため、災害発生時でも警察機能が失われることのないよう、引き続き、警察庁及び管区警察局を軸とした他都道府県警察との連携･協力体制を強化していく必要がある。
【防災訓練の推進】		
<総合防災訓練の実施> 大規模災害発生時の応急態勢の充実を図るため、防災関係機関の連携強化に向けて、消防・警察・海上保安庁・自衛隊等の防災関係機関が一同に会した防災訓練を実施している。	再掲	他県における近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制の更なる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。
<図上訓練の実施> 災害対策本部の運営、防災関係機関との連携強化や各種防災システムの機器操作の習熟を図るため、図上訓練を実施している。	再掲	職員の異動等へ対応し、職員のスキルの維持、向上を図るとともに、防災関係機関との顔の見える関係を構築するため継続的に訓練を実施する必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	県の調整による県内の市町村間の相互応援が円滑に実施されるよう、連携体制を強化するとともに、協定の具体的な運用を定めた「青森県市町村相互応援協定運用マニュアル」の不断の見直しを行う。	危機管理局 市町村	
○	必要に応じて、マニュアル等の見直しを行うほか、必要な技術職員等を確実に確保できる仕組みの構築に向けて、国による任期付職員の一括採用などを、国へ働きかけていくことを検討する。 また、応援職員の受入を円滑に実施するため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を推進する。	総務部 危機管理局 市町村	
	大規模災害発生時における災害警備活動を迅速・的確に実施するため、引き続き、災害警備計画を策定し、同計画に基づき、救出救助部隊のほか治安対策、交通対策の各部隊を編成し被災地の社会秩序の維持を図る。	警察本部	
	必要に応じて非常計画を見直し、反復訓練を重ねることにより、留置担当官等の技術向上を図る。	警察本部	
○	災害発生時においても、警察機能が維持できるよう、引き続き、警察庁等警察機関との連携強化を図る。	警察本部	
	大規模災害発生時の応急体制の更なる充実に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、防災関係機関の連携強化に向け、消防・警察・自衛隊等の関係機関の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。	危機管理局 警察本部 市町村	
	災害発生時に迅速に災害対策本部を設置・運営できるよう、また、防災関係機関と連携し適切な応急対策が実施できるよう、引き続き定期的に図上訓練を実施する。	危機管理局	

事前に備えるべき目標　**3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保すること**

リスクシナリオ　**3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発**

現在の取組・施策		脆弱性評価
【災害に備えた道路交通環境の整備】		
＜災害発生時の交通整理体制の構築＞ 　災害発生時の信号機滅灯交差点における的確な交通規制を行うため、対策必要箇所に対応させた災害交通対策計画を策定して体制の確保を図っている。		災害発生時の信号機全面停止による重大事故を回避するため、引き続き、社会情勢の変化等に応じて災害交通対策計画を修正し、交通整理体制の構築を図る必要がある。
＜信号機の非常用電源対策＞ 　停電に対する信号機の電源確保のため、信号機電源付加装置の設置を推進している。		災害発生時における停電による信号機の停止が原因で発生する重大事故を回避するため、引き続き、信号機電源付加装置の整備を進める必要がある。
＜信号機の老朽化対策＞ 　信号機の機能維持・確保を図るため、中・長期計画を策定し、これに基づき機器更新等の老朽化対策を実施している。		老朽化対策の未実施箇所が残っていることから、引き続き、計画的に解消を図っていく必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

信号機の全面停止等による重大交通事故の多発を防ぐため、信号機の電源対策や交通整理人員の確保等を図る。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	災害発生時の的確な交通規制の確保に向けて、必要に応じて災害交通対策計画を見直し、信号機電源付加装置の整備や、可搬式発動発電機の整備を図るとともに、協定に基づく民間警備員の派遣等により交通整理人員を確保する。	警察本部	
	信号機が停電により機能不全となった場合、重大な交通災害が発生するおそれがあることから、その機能を復活させるため、信号機電源付加装置の整備を図る。	警察本部	
	災害発生時においても信号機の機能が適切に維持・確保されるよう、老朽化対策の一層の推進に向けて、既設信号機の必要性等を検証のうえ総量の適正化を図りながら、計画的に機器等の更新設備を実施する。	警察本部	

事前に備えるべき目標　**3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保すること**

リスクシナリオ　**3-3 防災・災害対応に必要な通信インフラ及び情報サービスの麻痺・機能停止**

現在の取組・施策		脆弱性評価
【行政情報通信基盤の耐災害性の強化】		
<電気通信事業者・放送事業者の災害対策> 電気通信事業者や放送事業者においては、災害発生時の通信・放送機能を確保するため、施設・設備の耐災害性の強化など各種の災害予防措置を講じている。		災害発生時において通信・放送機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。
<県・市町村・防災関係機関における情報伝達> 災害発生時において、県、市町村及び防災関係機関の間の情報伝達手段として、インターネット経由で外部サーバーを県外複数箇所に設置している総合防災情報システムのほか、公衆回線の輻輳に影響されない独自の通信網である防災情報ネットワークを整備している。 このほか、大規模災害発生時の非常通信手段として、警察、自衛隊、電力事業者等の関係機関独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。	再掲	県、市町村及び防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時に情報を確実に伝達するためには、職員が総合防災情報システムの操作に習熟するとともに、防災情報ネットワーク設備を適切に保守管理する必要がある。 また、非常通信手段を維持するため、関係機関との情報連絡体制の強化を図る必要がある。
<無線通信の冗長化> 主要な無線中継所は、警察独自のマイクロ多重回線（２ルートによる冗長化）で接続した災害に強いシステムとなっている。		民間通信事業者の回線が停止した場合でも情報の収集や提供が可能となるよう、警察の無線通信（幹線）は、独自のマイクロ回線で接続されているが、一部の無線中継所は民間通信業者の専用回線による接続となっていることから、民間通信事業と連携して、耐災害性を強化する必要がある。
<総合防災訓練の実施> 大規模災害発生時の応急態勢の充実を図るため、防災関係機関の連携強化に向けて、消防・警察・海上保安庁・自衛隊等の防災関係機関が一同に会した防災訓練を実施している。	再掲	他県における近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制の更なる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。
【電力の供給停止対策】		
<エネルギー供給事業者の災害対策> 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。		災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止を防ぐため、行政情報通信基盤の耐災害性の強化や非常用電源の整備等を図る。
また、住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、市町村では防災無線、広報車、緊急速報メール等の多様な伝達手段の確保を図る。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	災害発生時における通信・放送機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき通信網の多重化、予備電源の確保、防災資器材の整備など必要な災害予防措置が講じられるよう電気通信事業者・放送事業者との連携を強化する。	危機管理局 企画政策部 民間事業者	
○	災害発生時に情報を確実に伝達するため、総合防災情報システムの訓練を計画的に実施するとともに、防災情報ネットワーク設備を定期的に点検する。 また、非常通信訓練を定期的に実施する。	危機管理局 市町村	県と複数市町村等による防災訓練の実施回数 総合防災情報システム入力訓練 月１回 Lアラート全国合同訓練　年１回 非常通信訓練 年１回
	民間通信事業者の回線が長時間使用できなくなり、無線システムに障害が生じた場合は、代替回線構築により無線システムを復旧させる等、引き続き、災害対処能力の向上を図る。	警察本部	
	大規模災害発生時の応急体制の更なる充実に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、防災関係機関の連携強化に向け、消防・警察・自衛隊等の関係機関の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。	危機管理局 警察本部 市町村	
	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	危機管理局 民間事業者	

現在の取組・施策		脆弱性評価
＜行政施設の非常用電源の整備＞ 県庁舎及び各合同庁舎において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。	再掲	災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。
＜警察本部等の非常用電源の整備＞ 災害発生時における電源確保のため、災害警備活動拠点となる警察本部及び警察署庁舎に非常用電源設備を設置している。	再掲	災害警備活動拠点となる警察本部及び各警察庁舎には、全て非常用電源設備が設置されているが、設置個所が、地下又は1階の場合、浸水により設備が機能しなくなることも予想されることから、非常用電源設備が機能不全に陥らないよう対策を講じる必要がある。
【住民等への情報伝達の強化】		
＜住民等への情報伝達手段の多様化＞ 住民等へ避難情報を迅速・的確に伝達するため、市町村では防災無線、広報車、緊急速報メール等の多様な伝達手段の確保に努めている。	再掲	避難情報を迅速・確実に住民等に伝達するため、速報性の高いTV放送、耐災害性が高い防災無線、屋内外を問わず受信できる緊急速報メール等の様々な伝達手段を組み合わせる必要がある。 また、全市町村においてＬアラートを導入し、マスメディアを通じた住民への避難情報の伝達を行っているが、市町村における災害時の運用にばらつきがあるため、さらに運用を迅速化・確実化していく必要がある。
【登山者等の安全対策】		
＜登山者等の安全対策＞ 住民、登山者、観光客等が噴火の規模等に応じた適切な防災対応をとることができるよう、防災行政無線や緊急速報メール等を活用し、情報提供するとともに、噴火警戒レベル等に応じた登山道や道路の通行規制を行うなど、登山者等の安全対策を講じることとしている。	再掲	登山道では、緊急速報メール等を活用した情報伝達の範囲が限定されるため、情報伝達手段の多様化を図る必要がある また、噴火警戒レベルに応じた登山者等の安全を確保するため、噴火シナリオ等をもとに安全対策を図る必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的な点検等を行っていく。	総務部 各施設所管部局 市町村	
	警察本部及び各警察署の地階等に配置されている非常用電源設備について、庁舎の老朽化対策の実施予定等を踏まえながら、具体的な浸水対策を検討する。	警察本部	
○	市町村に対して、情報伝達手段の多様化を促進するとともに、避難情報を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者と平時からの連携強化に努める。 災害時のＬアラートの運用を確実にするため、定期的に市町村による訓練等を実施していく。	危機管理局 市町村	
○	登山客等に対する情報伝達は、山小屋等で規制情報を確実に伝達する体制を整備するとともに、緊急速報メール等による確実な情報伝達範方法を検討する。 また、噴火シナリオ等の検討結果を踏まえ、山小屋の機能強化や退避舎等の必要性について検討する。	危機管理局	

事前に備えるべき目標　**4 経済活動を機能不全に陥らせないこと**

リスクシナリオ　**4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞**

現在の取組・施策		脆弱性評価
【企業における業務継続体制の強化】		
<企業の業務継続計画作成の促進> 災害発生時における中小企業者等の経済活動の停滞を回避するため、「青森県版ＢＣＰ策定マニュアル」を作成し、中小企業者等の業務継続計画（ＢＣＰ）の策定を促進している。		経済活動が停滞することがないよう、中小企業等の業務継続計画（ＢＣＰ）の策定を促進しているが、策定していない企業に対し、引き続き、市町村・商工関係団体等と連携し、ＢＣＰの必要性について普及啓発していく必要がある。
【農林水産物の移出・流通対策】		
<農林水産物の移出・流通対策> 災害発生時においても、農林水産物の集出荷体制を確保するため、農林水産業施設の整備や、県内外の物流・販売関係者と信頼関係の構築を図っている。		災害発生時に物流機能が寸断され、農林水産物の出荷ができなくなることを防ぐため、引き続き、農林水産業施設の整備を進めていくとともに、リスク分散の観点から、さまざまな物流・販売関係者との信頼関係を日頃から構築しておく必要がある。
【物流機能の維持・確保】		
<災害発生時の物流機能の確保> 災害発生時における救援物資等の輸送、受け入れ、仕分け及び保管等の物流機能確保のため、関係団体との協定を締結している。		災害発生時の物流に関する手順等が定められておらず、災害発生時に物流が円滑に機能しない可能性があるため、物流を担う団体との災害発生時の協力体制を強化する必要がある。
<輸送ルートの代替性の確保> 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、航路運行事業者・航空会社等と情報共有を図るほか、離島航路について、地元市村が行う航路運航事業者の欠損に対する支援に対し、補助を行っている。		災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、引き続き、航路運航事業者及び航空会社等と情報共有を図る必要がある。
【被災企業の金融支援】		
<被災企業への金融支援等> 罹災企業の経営支援のため、県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金」に「災害枠」を設けている。		罹災した企業が早期に事業を再開できるよう、迅速な対応が必要であることから、直ちに災害を県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金　災害枠」に指定し、相談体制を構築する必要がある。
【道路施設の防災対策】		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】
　サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞を防ぐため、企業等における業務継続体制を強化するとともに、物流機能の維持・確保等を図る。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	中小企業者等における業務継続計画（ＢＣＰ）策定がより一層促進されるよう、（公財）２１あおもり産業支援センター等と連携し、「青森県版ＢＣＰ策定マニュアル」等を活用したＢＣＰ策定支援を実施する。 また、策定したＢＣＰに基づき、耐震化や電力確保対策等防災のための施設整備を行う場合に必要な資金の低利融資制度（ＢＣＰ融資）についても併せて周知していく。	商工労働部	
	農林水産物の集出荷体制を確保するため、計画的に農林水産業施設の整備を進めるとともに、県内外の様々な物流・販売関係者との強固な信頼関係の構築を図る。	農林水産部	
	災害発生時において各種協定に基づく物流機能の確保対策が円滑に実施されるよう、関係団体との連携を図りながら、課題を整理の上、手順の策定や訓練等を実施する。	企画政策部 危機管理局	輸送・物資供給・保管事業者との災害協定締結件数 31件
	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう航路運航事業者及び航空会社等と一層の情報共有を図っていく。	企画政策部 市町村	
	罹災した企業が早急に事業が再開できるよう、県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金　災害枠」の活用と相談体制の周知を図る。	商工労働部	
	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金等を活用することにより、高規格道路のミッシングリンク解消や道路施設の耐震化といった機能強化、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策及び予防保全による道路メンテナンスを実施する。	国 県土整備部 市町村	

現在の取組・施策		脆弱性評価
＜緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策＞ 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
＜市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策＞ 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、市町村による定期的な点検診断等を促進している。	再掲	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
＜道路における障害物の除去＞ 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】		
＜鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備＞ 災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、ＪＲ及び民営鉄道事業者と情報共有を図るとともに、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等に対し、補助を行っている。	再掲	災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、引き続き、ＪＲ及び民営鉄道事業者との情報共有を図るほか、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する施設整備等を促進していく必要がある。
＜青い森鉄道の耐災害性の確保・体制の整備＞ 県が所有する青い森鉄道線の鉄道施設について、鉄道輸送の安全を確保するため、安全管理規程により、事業の運営の方針や管理の体制、方法などを定めている。	再掲	災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道施設の耐震化など耐災害性をより一層確保する必要がある。
【港湾・漁港の防災対策】		
＜港湾・漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の対策＞ 三方が海に囲まれている地域特性を生かし、災害発生時における海路による輸送を確保するため、青森港、八戸港、大湊港について耐震強化岸壁を整備している。 港湾施設の老朽化に対応するため、県内14港湾で主要な施設の維持管理計画を策定している。 被災後の物流機能の早期回復のため、重要港湾３港で港湾ＢＣＰを策定している。 災害発生時における漁港を利用した陸揚機能の確保や、救援活動、輸送確保も視野に入れ、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。	再掲	一部橋梁やその他港湾施設の耐震強化が図られていないことから、引き続き、港湾施設の耐震強化や老朽化対策を進める必要がある。 また、重要港湾に係るＢＣＰの策定を推進するとともに実効性を確保するための取組を実施する必要がある。 漁港施設の老朽化対策・耐震耐津波対策・越波対策を対象漁港47のうち35漁港で実施しているが、まだ十分な対策が講じられていない施設があることから、老朽化対策・機能強化対策を行う必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金等を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策及び予防保全による道路メンテナンスを実施する。	県土整備部 農林水産部 市町村	（漁港） 臨港道路の機能保全工事完了漁港数 7漁港【R8まで】
	市町村管理の農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断等の取組を支援する。	農林水産部 市町村	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	県土整備部 国	
	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう、ＪＲ及び民営鉄道事業者と一層の情報共有を図るとともに、引き続き、国の補助制度等を活用し民営鉄道事業者が行う施設の安全対策等の取組を促進していく。	企画政策部 鉄道事業者	
	平時における大量の貨物輸送に対応した鉄道施設の耐震化等について、輸送事業者の適切な負担の下に、計画的に対策を実施する。	企画政策部	
	災害発生時の海路による輸送確保に向けて、国の交付金等を活用し、主要な港湾の岸壁や橋梁、その他必要な港湾施設の耐震強化を進める。 港湾施設の老朽化対策について、その他の港湾施設の維持管理計画を策定し、施設の優先度等に応じて補修工事等を進める。 また、重要港湾に係るＢＣＰの策定や実効性を確保するための実地訓練等を実施する。 災害発生時の海路による輸送確保に向けて、引き続き、漁港施設の老朽化対策・耐震耐津波対策・越波対策を実施する。 なお、生活航路に係る重要な漁港については、災害発生時の漁港の啓開の在り方について検討していく。	県土整備部 農林水産部	耐震強化岸壁の整備率　100% 重要港湾での港湾ＢＣＰ策定率　100% 港湾施設維持管理計画策定率　65% 漁港施設の機能強化工事完了漁港数 20漁港【R8まで】

現在の取組・施策		脆弱性評価
【空港の防災対策】		
＜空港の業務継続体制の維持・確保等＞ 　自然災害等の発生時に、速やかに空港の運用を再開するため、空港運営に携わるエアラインやターミナルビル管理者等関係者の役割を明確化し、復旧体制等を取り決め、共有している。 　空路による輸送を確保するため、回転翼機等の空港利用に関する運用体制を取り決めている。	再掲	大規模災害が発生した場合でも速やかに空港が運用再開できるよう、空港施設の点検や補修方法などをあらかじめ定めておく必要がある。 　また、大規模災害発生時には空港内での滞留が長引く場合、飲料や食料等のストック不足が懸念されることから、予め備蓄する必要がある。 　空港利用に係る取り決めについては、実効性を検証していく必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	大規模災害発生時に想定される被災箇所について、国等関係機関と協議し、点検や補修方法等を検討する。 また、継続した運用体制を確保するため、空港管理事務所職員の飲料や食料等の備蓄を進める。 空港利用に係る取り決めについては、実効性を検証していく必要がある。	県土整備部	

事前に備えるべき目標　**4 経済活動を機能不全に陥らせないこと**

リスクシナリオ　**4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止**

現在の取組・施策		脆弱性評価
【エネルギー供給体制の強化】		
<エネルギー供給事業者の災害対策> 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。	再掲	災害発生時においてエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。
<石油元売会社からの供給確保> 大規模災害発生時の病院等重要施設への石油燃料供給対策として、通常の流通経路によらない臨時的、緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、石油元売会社で構成する石油連盟との供給体制を整備している。		災害発生時には石油元売り会社の大型タンクローリーが直接重要施設に供給することから、重要施設の設備等の情報を正確に共有しておく必要がある。
<石油燃料供給の確保> 災害発生時には石油燃料の調達及び供給に支障を来すおそれがあるため、生活の維持や業務継続が求められる病院や避難所等重要施設や緊急車両に対し、災害発生時に安定的な調達・供給ができるよう、青森県石油商業組合などの関係機関と安定供給に関する協定を締結している。 また、災害発生時における石油燃料の供給体制を図るため、青森県石油商業組合と連携して県内の中核給油所等への石油燃料の備蓄を支援している。	再掲	災害発生時においては青森県石油商業組合等関係機関との協定が有効に機能することが必要であることから、引き続き、供給先及び供給元の情報更新や防災訓練の実施などにより連携体制を維持・強化する必要がある。
【石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実】		
<石油コンビナート等防災計画に基づく特別防災区域の防災対策> 青森市、八戸市、六ヶ所村の石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の防止を図るため、石油コンビナート等災害防止法の規定に基づき、青森県石油コンビナート等防災計画を定め、関係機関が連携し、防災訓練の実施等、防災対策を実施している。	再掲	石油コンビナート等特別防災区域の状況変化等を踏まえ、石油コンビナート等防災計画を必要に応じ適切に見直す必要がある。
【企業における業務継続体制の強化】		
<企業の業務継続計画作成の促進> 災害発生時における中小企業者等の経済活動の停滞を回避するため、「青森県版ＢＣＰ策定マニュアル」を作成し、中小企業者等の業務継続計画（ＢＣＰ）の策定を促進している。	再掲	経済活動が停滞することがないよう、中小企業等の業務継続計画（ＢＣＰ）の策定を促進しているが、策定していない企業に対し、引き続き、市町村・商工関係団体等と連携し、ＢＣＰの必要性について普及啓発していく必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止を防ぐため、エネルギー供給事業者の災害対策や石油製品の安定供給体制の構築を推進するとともに、企業における業務継続体制の強化等を図る。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて地域防災計画に基づき施設の耐災害性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	危機管理局 民間事業者	
○	大規模災害発生時に円滑に必要な施設等に石油燃料が供給されるよう、定期的に石油連盟と情報交換等を実施する	商工労働部	
○	災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が供給されるよう、関係機関の情報を更新するとともに定期的に訓練を実施する。	商工労働部	
	石油コンビナート等特別防災区域の災害防止対策を適切に行うため、必要に応じ青森県石油コンビナート等防災計画を見直すとともに、引き続き関係機関と連携し、防災訓練等の防災対策を実施する。	危機管理局 民間事業者	
○	中小企業者等における業務継続計画（ＢＣＰ）策定がより一層促進されるよう、（公財）２１あおもり産業支援センター等と連携し、「青森県版ＢＣＰ策定マニュアル」等を活用したＢＣＰ策定支援を実施する。 また、策定したＢＣＰに基づき、耐震化や電力確保対策等防災のための施設整備を行う場合に必要な資金の低利融資制度（ＢＣＰ融資）についても併せて周知していく。	商工労働部	

現在の取組・施策		脆弱性評価
【道路施設の防災対策】		
＜緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策＞ 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
＜緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策＞ 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため機能強化や老朽化対策を行う必要がある
＜市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策＞ 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、市町村による定期的な点検診断等を促進している。	再掲	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
＜道路における障害物の除去＞ 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金等を活用することにより、高規格道路のミッシングリンク解消や道路施設の耐震化といった機能強化、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策及び予防保全による道路メンテナンスを実施する。	国 県土整備部 市町村	
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金等を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策及び予防保全による道路メンテナンスを実施する。	県土整備部 農林水産部 市町村	（漁港） 臨港道路の機能保全工事完了漁港数 7漁港【R8まで】
	市町村管理の農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断等の取組を支援する。	農林水産部 市町村	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	県土整備部 国	

事前に備えるべき目標　**4 経済活動を機能不全に陥らせないこと**

リスクシナリオ　**4-3 石油コンビナート等の損壊、火災、爆発等**

現在の取組・施策		脆弱性評価
【石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実】		
<石油コンビナート等防災計画に基づく特別防災区域の防災対策> 　青森市、八戸市、六ヶ所村の石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の防止を図るため、石油コンビナート等災害防止法の規定に基づき、青森県石油コンビナート等防災計画を定め、関係機関が連携し、防災訓練の実施等、防災対策を実施している。	再掲	石油コンビナート等特別防災区域の状況変化等を踏まえ、石油コンビナート等防災計画を必要に応じ適切に見直す必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

石油コンビナート等の損壊、火災、爆発等を防ぐため、石油コンビナート等防災計画に基づく特別防災区域の防災対策を推進する。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	石油コンビナート等特別防災区域の災害防止対策を適切に行うため、必要に応じ青森県石油コンビナート等防災計画を見直すとともに、引き続き関係機関と連携し、防災訓練等の防災対策を実施する。	危機管理局 民間事業者	

事前に備えるべき目標　**4 経済活動を機能不全に陥らせないこと**

リスクシナリオ　**4-4 基幹的交通ネットワーク（陸上・海上・航空）の機能停止**

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

現在の取組・施策		脆弱性評価
【道路施設の防災対策】		
＜緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策＞ 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
＜緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策＞ 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
＜市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策＞ 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、市町村による定期的な点検診断等を促進している。	再掲	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
＜幹線街路の整備＞ 市街地における災害発生時の避難路の確保や延焼を防止するため、市町村と連携して幹線街路の整備を推進している。	再掲	平成27年度末時点での幹線街路の整備率は56.1%であり、都市計画道路の未整備区間が多く、市街地での災害発生時における避難路の確保や延焼防止が課題であるため、引き続き、幹線街路の整備を推進する必要がある。
＜道路における障害物の除去＞ 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。
【基幹的道路交通ネットワークの形成】		
＜基幹的道路交通ネットワークの形成＞ 被災地への速やかなアクセスや多様なルートを確保するため、高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を推進している。		被災地への速やかなアクセスや多様なルートを確保するため、高規格幹線道路や地域高規格道路の建設が遅れているところは、早期に整備を進める必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】
基幹的交通ネットワークの機能停止を防ぐため、道路、鉄道、港湾・漁港、空港施設の防災対策の強化を図るとともに、高規格幹線道路等の整備を推進する。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金等を活用することにより、高規格道路のミッシングリンク解消や道路施設の耐震化といった機能強化、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策及び予防保全による道路メンテナンスを実施する。	国 県土整備部 市町村	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金等を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策及び予防保全による道路メンテナンスを実施する。	県土整備部 農林水産部 市町村	（漁港） 臨港道路の機能保全工事完了漁港数 7漁港【R8まで】
	市町村管理の農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断等の取組を支援する。	農林水産部 市町村	
	市街地において、災害発生時の避難路の確保や延焼防止を図るため、市町村と連携を図りながら、国の交付金等を活用し、幹線街路の整備を実施する。	県土整備部 市町村	幹線街路の整備率 56.1%（H27） ⇒　56.6%（R02）
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	県土整備部 国	
○	被災地への確実かつ速やかなアクセスや多様なルートを確保するため、高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を実施する。	国 県土整備部	

現在の取組・施策		脆弱性評価
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】		
＜鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備＞ 災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、ＪＲ及び民営鉄道事業者と情報共有を図るとともに、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等に対し、補助を行っている。	再掲	災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、引き続き、ＪＲ及び民営鉄道事業者との情報共有を図るほか、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する施設整備等を促進していく必要がある。
＜青い森鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備＞ 県が所有する青い森鉄道線の鉄道施設について、鉄道輸送の安全を確保するため、安全管理規程により、事業の運営の方針や管理の体制、方法などを定めている。	再掲	災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道施設の耐震化など耐災害性をより一層確保する必要がある。
【港湾・漁港の防災対策】		
＜港湾・漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の対策＞ 三方が海に囲まれている地域特性を生かし、災害発生時における海路による輸送を確保するため、青森港、八戸港、大湊港について耐震強化岸壁を整備している。 港湾施設の老朽化に対応するため、県内14港湾で主要な施設の維持管理計画を策定している。 被災後の物流機能の早期回復のため、重要港湾３港で港湾ＢＣＰを策定している。 災害発生時における漁港を利用した陸揚機能の確保や、救援活動、輸送確保も視野に入れ、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。	再掲	一部橋梁やその他港湾施設の耐震強化が図られていないことから、引き続き、港湾施設の耐震強化や老朽化対策を進める必要がある。 また、重要港湾に係るＢＣＰの策定を推進するとともに実効性を確保するための取組を実施する必要がある。 漁港施設の老朽化対策・耐震耐津波対策・越波対策を対象漁港47のうち35漁港で実施しているが、まだ十分な対策が講じられていない施設があることから、老朽化対策・機能強化対策を行う必要がある。
＜航路啓開等の協定に基づく連携体制＞ 埠頭内道路や航路等の啓開について、民間協力者と港湾関係での災害発生時における応急対策業務に関する包括的協定を締結している。		航路啓開計画の実効性向上に向け、協定等に基づく訓練等を積み重ねる必要がある。
【空港の防災対策】		
＜空港の業務継続体制の維持・確保等＞ 自然災害等の発生時に、速やかに空港の運用を再開するため、空港運営に携わるエアラインやターミナルビル管理者等関係者の役割を明確化し、復旧体制等を取り決め、共有している。 空路による輸送を確保するため、回転翼機等の空港利用に関する運用体制を取り決めている。	再掲	大規模災害が発生した場合でも速やかに空港が運用再開できるよう、空港施設の点検や補修方法などをあらかじめ定めておく必要がある。 また、大規模災害発生時には空港内での滞留が長引く場合、飲料や食料等のストック不足が懸念されることから、予め備蓄する必要がある。 空港利用に係る取り決めについては、実効性を検証していく必要がある。
＜空港施設の機能維持・老朽化対策＞ 災害発生時における航空ネットワークの維持・確保のため、空港施設の計画的で効率的な維持管理及び施設更新を進めている。		空港施設の老朽化対策として維持管理・更新計画は既に策定済みであり、引き続き計画的で効率的な維持管理を推進する必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう、ＪＲ及び民営鉄道事業者と一層の情報共有を図るとともに、引き続き、国の補助制度等を活用し民営鉄道事業者が行う施設の安全対策等の取組を促進していく。	企画政策部 鉄道事業者	
○	平時における大量の貨物輸送に対応した鉄道施設の耐震化等について、輸送事業者の適切な負担の下に、計画的に対策を実施する。	企画政策部	
○	災害発生時の海路による輸送確保に向けて、国の交付金等を活用し、主要な港湾の岸壁や橋梁、その他必要な港湾施設の耐震強化を進める。 港湾施設の老朽化対策について、その他の港湾施設の維持管理計画を策定し、施設の優先度等に応じて補修工事等を進める。 また、重要港湾に係るＢＣＰの策定や実効性を確保するための実地訓練等を実施する。 災害発生時の海路による輸送確保に向けて、引き続き、漁港施設の老朽化対策・耐震耐津波対策・越波対策を実施する。 なお、生活航路に係る重要な漁港については、災害発生時の漁港の啓開の在り方について検討していく。	県土整備部 農林水産部	耐震強化岸壁の整備率　100% 重要港湾での港湾ＢＣＰ策定率　100% 港湾施設維持管理計画策定率　65% 漁港施設の機能強化工事完了漁港数 20漁港【R8まで】
	航路啓開計画の実効性向上に向け、協定等に基づく訓練等の積み重ねを進める。	県土整備部	
○	大規模災害発生時に想定される被災箇所について、国等関係機関と協議し、点検や補修方法等を検討する。 また、継続した運用体制を確保するため、空港管理事務所職員の飲料や食料等の備蓄を進める。 空港利用に係る取り決めについては、実効性を検証していく必要がある。	県土整備部	
○	災害発生時における航空ネットワークの維持・確保のため、引き続き維持管理及び施設更新を計画的に進める。	県土整備部	

事前に備えるべき目標　**4 経済活動を機能不全に陥らせないこと**

リスクシナリオ　**4-5 食料等の安定供給の停滞**

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

現在の取組・施策		脆弱性評価
【被災農林漁業者の金融支援】		
<被災農林漁業者への金融支援> 災害により被害を受けた農林漁業者の経営の維持・安定を図るため、施設の復旧や再生産に要する経費を使途として融資する天災資金について、利子補給を行い、被害農林漁業者の金利負担を軽減している。		被災農林漁業者が速やかに事業再開できるよう、適切な融資制度の選択に係る情報提供や融資手続きの迅速化を図る必要がある。
【食料流通機能の維持・確保】		
<災害発生時における適正価格の維持> 食料品をはじめとした生活関連物資について、売り惜しみ等による価格の高騰等を抑止し、適正な価格での供給を維持するため、関係法令に基づく所要の措置を執るのに必要な、小売業者等の店頭での小売価格の調査を実施する体制を整備している。		災害発生時には物資が不足し、価格が上昇しやすい傾向にあり、生活関連物資の適正かつ公平な供給ができなくなるおそれがあることから、適正な価格の維持のため、あらかじめ災害発生時における調査体制を構築する必要がある。
<卸売市場の防災・減災対策> 食料の安定供給の維持、生鮮食料品等の取引の適正化、生産及び流通の円滑化を図るため、卸売市場に対する助言・指導を行っている。		卸売市場において、想定される災害発生リスクに対応した対策を実施し、災害発生後においても、速やかに市場が再開されるよう、平時から、地方卸売市場と連携し、市場再開に向けた体制整備を構築する必要がある。
【県産食料品の生産・供給体制の強化】		
<食料生産体制の強化> 本県のきれいな水と豊かな土からなる優良な農地等を生かして、生産から販売までを一体的に取り組む「攻めの農林水産業」を展開しており、その一環として、「安全・安心を強みとした信頼される産地づくり」等を推進している。	再掲	本県では米・野菜・果実・畜産物・水産物をバランスよく産出しており、食料自給率は、平成30年度の概算値で全国第4位の120%となっている。 農業・畜産業については、災害発生時においても農畜産物が安定供給できるよう、平時から、生産基盤や生産体制の強化を図る必要がある。 水産業については、漁獲量が減少傾向にある。
<多様なニーズに対応した県産品づくり> 生産から販売までを一体的に取り組む「攻めの農林水産業」の一環として、安全・安心で、多様な需要に対応する青森県産品づくりを図るため、加工食品の生産拡大、農作物の新たな品種やそれを育てる新たな技術の開発を行っている。		消費者等のニーズが多様化していること等を踏まえ、これに対応した安全・安心な農林水産物や加工食品を安定して供給するため、ニーズに即した品種の育成や加工食品の生産拡大をさらに推進していく必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】
　食料等の安定供給の停滞を防ぐため、自給食料の確保に向けて、平時から県産食料品の生産・供給体制の強化等を図る。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	被災農林漁業者の速やかな事業再開に向けて、平時より融資制度の周知を図るとともに、手続きが速やかに行われるよう、関係機関との連携を強化する。	農林水産部	
	災害発生時において、法令等に基づく所要の措置をとるのに必要な小売業者等の調査の迅速な実施に向けた体制を構築する。	環境生活部	
	災害発生時等においても業務を確実に継続できる体制を検討するとともに、被災者等への食品の確保・提供のための機能の充実を図る。	農林水産部 市町村	
○	農林水産業の成長産業化に向けて、引き続き「攻めの農林水産業」を推進していく。 農業・畜産業については、生産体制の強化に向けて、生産基盤の強化等の必要な対策を実施する。 水産業については、水産物の安定供給のため、資源管理型漁業、つくり育てる漁業を、より一層推進する。	農林水産部	
○	多様なニーズに対応した農林水産物や加工食品の安定供給に向けて、新たな品種や育成技術を開発するとともに、加工食品にあっては、その生産拡大に必要な加工機器の有効利用を図る。	農林水産部	

現在の取組・施策		脆弱性評価
＜県産食料品の供給を支える人づくり＞ 本県の安全・安心な農林水産物や加工食品を今後とも供給していくため、農林水産業及び食品加工業の担い手育成や労働力確保が不可欠であることから、人材確保に向けた取組を実施している。		本県の安全・安心な農林水産物や加工食品を安定供給するためには、後継者等の農林水産業及び食品加工業従事者の確保が必要であるが、現状では減少傾向にあることから、後継者の育成及び労働力確保の必要がある。
＜流域治水対策（農業水利施設の整備）＞ 集中豪雨等による農村地域の湛水被害の未然防止と被害の最小化を図るため、排水機場や農業用排水路の整備・改修等を実施している。	再掲	自然的・社会的条件変化により脆弱化した排水機場や農業用排水路等があることから、近年の頻発化・激甚化している豪雨災害等を踏まえ、必要な整備及び改修等を推進していく必要がある。
＜園芸産地事業継続対策＞ 自然災害の発生に備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた複数の農業者による事業継続計画（ＢＣＰ）を策定し、ＢＣＰの実践に向けた体制整備や取組を支援している。	再掲	自然災害が発生した場合に、園芸産地の事業継続に向けて複数の農業者が連携する体制整備や復旧、防災に活用できる技能の習得が進んでいないことから、体制整備や技能習得に必要な取組を支援する必要がある。
＜農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策＞ 農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給する農業水利施設の機能保全に向け、老朽化対策等を実施している。	再掲	今後、標準耐用年数を超過する基幹的な農業水利施設等が増加することや、大規模地震のリスクも高まっていることから、老朽化対策や豪雨・地震対策を集中的に実施していく必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	本県の農林水産業を維持・発展させ、農林水産物や加工食品を安定して供給するため、農林漁業者、食品加工業者の後継者の育成や、労働力確保に向けた取組を実施する。	農林水産部	
○	市町村等と連携を図りながら、排水機場や農業用排水路等について、湛水被害の未然防止を図るため、整備・改修等を実施する。	農林水産部 国	
	園芸産地における事業継続計画の検討や策定及び非常時の協力体制整備を推進していく。 また、自力施工等の技能習得、既存ハウスの補強等の被害防止対策の導入など、事業実施計画の実践に必要な取組に対して支援する。	農林水産部	
○	農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給するため、受益面積100ha以上の基幹的農業水利施設の長寿命化対策として、機能保全計画を踏まえた対策工事等を実施する。	国 農林水産部 市町村	

事前に備えるべき目標　**5 必要最低限のライフライン等を確保する とともに、これらの 早期復旧を図ること**

リスクシナリオ　**5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止**

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

現在の取組・施策		脆弱性評価
【エネルギー供給体制の強化】		
<エネルギー供給事業者の災害対策> 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。	再掲	災害発生時においてエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。
<ガス供給施設の老朽化対策> 中小企業者（県内ガス供給事業者）が組織する組合等（東北ガス事業協同組合）における施設等の高度化を推進するため、中小企業高度化資金貸付事業を実施している。		災害発生時においても県内ガス供給事業者が円滑な供給を確保できるよう、引き続き、施設の整備等を図るための融資等の対策を講じる必要がある。
<避難所等への燃料等供給の確保> 災害発生時に液化石油ガス等を調達するため、県と一般社団法人青森県エルピーガス協会との間で「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」を締結しているほか、石油燃料を調達するため、青森県石油商業組合との間で「災害時における石油燃料の調達及び安定供給に関する協定」を締結している。	再掲	災害発生時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、必要に応じて協定を見直す必要がある。
<企業の業務継続計画作成の促進> 災害発生時における中小企業者等の経済活動の停滞を回避するため、「青森県版ＢＣＰ策定マニュアル」を作成し、中小企業者等の業務継続計画（ＢＣＰ）の策定を促進している。	再掲	経済活動が停滞することがないよう、中小企業等の業務継続計画（ＢＣＰ）の策定を促進しているが、策定していない企業に対し、引き続き、市町村・商工関係団体等と連携し、ＢＣＰの必要性について普及啓発していく必要がある。
<石油燃料供給の確保> 災害発生時には石油燃料の調達及び供給に支障を来すおそれがあるため、生活の維持や業務継続が求められる病院や避難所等重要施設や緊急車両に対し、災害発生時に安定的な調達・供給ができるよう、青森県石油商業組合などの関係機関と安定供給に関する協定を締結している。 また、災害発生時における石油燃料の供給体制を図るため、青森県石油商業組合と連携して県内の中核給油所等への石油燃料の備蓄を支援している。	再掲	災害発生時においては青森県石油商業組合等関係機関との協定が有効に機能することが必要であることから、引き続き、供給先及び供給元の情報更新や防災訓練の実施などにより連携体制を維持・強化する必要がある。
【石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実】		
<石油コンビナート等防災計画に基づく特別防災区域の防災対策> 青森市、八戸市、六ヶ所村の石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の防止を図るため、石油コンビナート等災害防止法の規定に基づき、青森県石油コンビナート等防災計画を定め、関係機関が連携し、防災訓練の実施等、防災対策を実施している。	再掲	石油コンビナート等特別防災区域の状況変化等を踏まえ、石油コンビナート等防災計画を必要に応じ適切に見直す必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】
　電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止を防ぐため、エネルギー供給事業者の災害対策や石油製品の安定供給体制の構築を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入促進等を図る。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	危機管理局 民間事業者	
	災害発生時においても、県内ガス供給事業者がガスの供給ができるよう、施設の維持や高度化に必要な資金の融資を行う。	商工労働部 危機管理局 民間事業者	
○	災害発生時に協定が有効に機能するよう、必要に応じて協定を見直す。	危機管理局 商工労働部	
○	中小企業者等における業務継続計画（ＢＣＰ）策定がより一層促進されるよう、（公財）２１あおもり産業支援センター等と連携し、「青森県版ＢＣＰ策定マニュアル」等を活用したＢＣＰ策定支援を実施する。 また、策定したＢＣＰに基づき、耐震化や電力確保対策等防災のための施設整備を行う場合に必要な資金の低利融資制度（ＢＣＰ融資）についても併せて周知していく。	商工労働部	
○	災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が供給されるよう、関係機関の情報を更新するとともに定期的に訓練を実施する。	商工労働部	
	石油コンビナート等特別防災区域の災害防止対策を適切に行うため、必要に応じ青森県石油コンビナート等防災計画を見直すとともに、引き続き関係機関と連携し、防災訓練等の防災対策を実施する。	危機管理局 民間事業者	

現在の取組・施策		脆弱性評価
【再生可能エネルギーの導入促進】		
＜再生可能エネルギーの導入＞ 本県には風力発電をはじめとした再生可能エネルギーなどの地域エネルギー資源が豊富にあり、これらの最大限の活用及び自立分散型のスマートコミュニティの形成のため、地域のエネルギー資源を地域が主体となって活用する新たなシステムづくりに取り組んでいる。		災害発生時等において必要なエネルギーが自給できるよう、地域のエネルギー資源を地域が主体となって活用する新たなシステムづくりに取り組んでいるが、未だその形成には至っていないため、引き続き取組を継続する必要がある。
＜電力系統の接続制約等の改善＞ 2030年度の再生可能エネルギー発電導入量見込みを達成するために、送電線の増強や系統安定化のための対策を国に要望している。		送電網が脆弱な状況となっているため、再生可能エネルギー導入を拡大し、災害発生時においても有効に機能させるためには、送電線の着実な整備や蓄電池による系統安定化対策など、送電網の充実強化を図る必要がある。
【道路施設の防災対策】		
＜緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策＞ 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
＜緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策＞ 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
＜市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策＞ 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、市町村による定期的な点検診断等を促進している。	再掲	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
＜道路における障害物の除去＞ 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	災害発生時等において必要なエネルギーを自給するため、地域のエネルギー資源を地域が主体となって活用する新たなシステムづくりを推進する。	エネルギー総合対策局 市町村	
	脆弱な送電網を解消するため、送電網の充実強化を引き続き国に要望する。	エネルギー総合対策局	
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金等を活用することにより、高規格道路のミッシングリンク解消や道路施設の耐震化といった機能強化、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策及び予防保全による道路メンテナンスを実施する。	国 県土整備部 市町村	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金等を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策及び予防保全による道路メンテナンスを実施する。	県土整備部 農林水産部 市町村	（漁港） 臨港道路の機能保全工事完了漁港数　7漁港 【R8まで】
	市町村管理の農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断等の取組を支援する。	農林水産部 市町村	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	県土整備部 国	

事前に備えるべき目標　**5 必要最低限のライフライン等を確保する とともに、これらの 早期復旧を図ること**

リスクシナリオ　**5-2 上水道等の長期間にわたる機能停止**

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

現在の取組・施策		脆弱性評価
【水道施設の防災対策】		
<水道施設の耐震化・老朽化対策> 災害発生時においても給水機能を確保するため、水道事業者（市町村等）における水道施設の耐震化・老朽化対策を計画的に進めている。	再掲	長期的資産管理（アセットマネジメント）の未実施等より計画的な耐震化・老朽化対策が図られていない場合もあることから、将来の人口の減少も踏まえた経営の効率化やアセットマネジメントの実施を進めていく必要がある。
<水道施設の応急対策> 災害発生時に水道施設が損壊した場合、速やかに給水が可能となるよう、水道事業者（市町村等）においては応急復旧のための体制を整えるとともに、修繕資機材の整備を図っている。	再掲	災害により水道施設が損壊した場合、できるだけ速やかに給水を再開できるよう、引き続き、修繕資機材の整備を図る必要がある。
<水道事業者の業務継続計画の策定> 災害発生時でも上水道供給業務が継続できるよう、市町村等水道事業に対し、業務継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう、指導している。		ＢＣＰを策定していない水道事業者もあることから、策定していない水道事業者については、ＢＣＰを策定する必要がある。
【工業用水道施設の防災対策】		
<工業用水施設の耐震化・老朽化対策> 工業用水安定供給のため、工業用水道事業１０ヵ年計画書により修繕及び建設改良等を実施している。 施設の計画的な更新や老朽化・耐震化のため工業用水道長寿命化計画の策定に取り組んでいる。		地震等の災害発生時に、老朽化が進んだり耐震性の低い工業用水道施設が被災するおそれがあることから、被害を最小限にとどめ、工業用水の安定供給を図るため、施設の計画的な更新や老朽化・耐震化対策を進める必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

上水道等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、水道施設等の耐震化・老朽化対策や、早期復旧のための体制の整備等を図る。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	災害発生時における給水機能の確保に向けて、水道事業の広域連携等による経営の効率化やアセットマネジメントの実施など水道事業者における取組を推進していく。	健康福祉部 市町村等水道事業者	
○	災害により水道施設が損壊しても迅速に給水が再開できるよう、引き続き、必要に応じ、応急復旧のための体制の見直し及び修繕資機材の更新を図る。	健康福祉部 市町村等水道事業者	
○	災害発生時においても上水道供給が可能となるよう、市町村等水道事業者に対し、ＢＣＰを策定するよう指導する。	健康福祉部 市町村等水道事業者	
	災害に強い工業用水道施設を整備し、工業用水の安定供給を図るため、工業用水道長寿命化計画（策定中）に基づき、計画的な更新や老朽化・耐震化対策を実施する。	県土整備部	

事前に備えるべき目標　**5 必要最低限のライフライン等を確保する とともに、これらの 早期復旧を図ること**

リスクシナリオ　**5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止**

現在の取組・施策		脆弱性評価
【下水道施設の機能確保】		
＜下水道事業の業務継続計画の策定＞ 災害発生時の汚水処理機能の維持又は被災した場合の速やかな回復のため、連絡体制や非常時対応計画を定めた業務継続計画を策定している。	再掲	災害発生時においては、優先業務の選定や管渠等の被害想定等の必要な事項が網羅された業務継続計画に基づき、迅速かつ最善の措置を講ずる必要があることから、適宜業務継続計画の見直しが必要となる。
＜農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策＞ 災害発生時においても、農村・漁村地域における公衆衛生を確保するため、農業集落排水施設・漁業集落排水施設の耐震化や老朽化対策の計画的な実施に向けて、市町村における長寿命化計画に基づいた老朽化対策を推進している。	再掲	長寿命化計画に基づき、まだ整備されていない施設があることから、市町村における老朽化対策が進むよう、引き続き、指導・助言等を行っていく必要がある。
＜農業集落排水施設等の耐災害性の確保＞ 市町村が管理する農業集落排水施設・漁業集落排水施設の耐災害性の向上を図るため、非常用電源装置の設置等を促進している。	再掲	農業集落排水施設・漁業集落排水施設の汚水処理施設については、災害発生時の停電による冠水を防止するための非常用電源装置が設置されていない施設があることから、施設の管理者である市町村に対して、設置又は整備するよう助言等を行う必要がある。
＜避難所等におけるトイレ機能の確保＞ 災害発生時の避難所等における衛生環境の維持のため、仮設トイレ等の確保に係る協定を締結している。		災害発生時の対応としては避難所等に設置されている既設のトイレの活用が中心となっていることから、汚水処理施設等の機能が停止した場合においても、避難所等の衛生環境を維持できるよう、既設のトイレ以外に必要となるトイレの数量及び種類（仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ等）、調達方法を予め定めておく必要がある。
＜下水道施設の地震対策＞ 大規模な地震時においても、汚水処理の継続が可能となるよう、下水道施設の地震対策を計画的に進めている。	再掲	地震による下水道施設への被害が発生した場合、長期間にわたる汚水処理機能の低下及び停止が懸念され、県民生活等への支障が生じることから、下水道施設のストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の地震対策を計画的に進めていく必要がある。
＜下水道施設の老朽化対策＞ 下水道施設を良好な状態に保持し、常時、十分な機能が発揮できるよう、下水道施設の老朽化対策を計画的に進めている。	再掲	建設から長期間が経過した下水道施設（特に管渠）においては、老朽化が進行していることから、下水道施設のストックマネジメント計画に基づき、管渠施設等の老朽化対策を計画的に進めていく必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】
　汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、下水道施設や農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策等の推進を図る。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	災害発生時における汚水処理機能の維持と被災施設の速やかな回復が可能となるよう、県が管理する下水道施設の業務継続計画について、継続的に見直すとともに、市町村の業務継続計画の改定等（フォローアップ）に対して支援を行う。	県土整備部 市町村	業務継続計画（下水道ＢＣＰ）の策定率 100%【R03】
	農業集落排水施設・漁業集落排水施設を管理する市町村における長寿命化計画に基づき、計画的な老朽化対策について指導・助言等を実施する。	農林水産部 市町村	老朽化対策完了地区数（漁業集落排水施設） 5地区【R8まで】
	災害発生時における農業集落排水施設・漁業集落排水施設の汚水の流下機能及び消毒機能の確保に向けて、市町村における非常用電源装置や固形塩素剤の添加装置の設置が進むよう、助言等を行う。	農林水産部 市町村	
	災害発生時における仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレの調達について、市町村と連携を図りながら民間事業者との協力体制を構築するとともに、家庭における携帯トイレの備蓄についての普及啓発を図る。	危機管理局 市町村	
	地震発生時の汚水処理機能の確保に向けて、県管理の下水道施設について、ストックマネジメント計画に基づき、処理場等の地震対策を実施するとともに、市町村の下水道施設の耐震化について、助言等の必要な支援を実施する。	県土整備部 市町村	
	汚水処理機能の確保に向けて、県管理の下水道施設について、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な点検・調査、維持補修や改築更新を実施するとともに、市町村の下水道施設の老朽化対策について、助言等の必要な支援を実施する。	県土整備部 市町村	

現在の取組・施策		脆弱性評価
【合併処理浄化槽への転換の促進】		
＜合併処理浄化槽への転換の促進＞ 　老朽化した単独処理浄化槽から、災害に強い合併処理浄化槽への転換等、合併処理浄化槽の設置を促進するため、市町村が行う浄化槽整備事業に要する経費の一部を補助している。 　また、合併処理浄化槽への転換を単独処理浄化槽設置者に促すため、普及啓発を行っている。		依然として多くの単独処理浄化槽が残っていることから、災害発生時に備え引き続き単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換等、合併処理浄化槽の設置を促進するため、国の循環型社会交付金等を活用することにより、災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、単独処理浄化槽設置者に対し、転換の必要性について周知を図る。	環境生活部 市町村	合併処理浄化槽の普及率※ 9.6%【H26】 →9.9%【R07】 →11.8% 【R17】 ※浄化槽普及人口の総人口に対する割合

事前に備えるべき目標　**5 必要最低限のライフライン等を確保する とともに、これらの 早期復旧を図ること**

リスクシナリオ　**5-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラや地域交通ネットワークが分断する事態**

現在の取組・施策		脆弱性評価
【道路施設の防災対策】		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
<市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、市町村による定期的な点検診断等を促進している。	再掲	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】		
<鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備> 災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、ＪＲ及び民営鉄道事業者と情報共有を図るとともに、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等に対し、補助を行っている。	再掲	災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、引き続き、ＪＲ及び民営鉄道事業者との情報共有を図るほか、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する施設整備等を促進していく必要がある。
<青い森鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備> 県が所有する青い森鉄道線の鉄道施設について、鉄道輸送の安全を確保するため、安全管理規程により、事業の運営の方針や管理の体制、方法などを定めている。	再掲	災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道施設の耐震化など耐災害性をより一層確保する必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

鉄道・幹線道路等の基幹インフラや地域交通ネットワークが分断する事態を防ぐため、鉄道の運行確保やバス路線等の維持を図るとともに、鉄道・道路施設の防災対策や高規格幹線道路等の整備を推進する。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金等を活用することにより、高規格道路のミッシングリンク解消や道路施設の耐震化といった機能強化、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策及び予防保全による道路メンテナンスを実施する。	国 県土整備部 市町村	
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金等を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策及び予防保全による道路メンテナンスを実施する。	県土整備部 農林水産部 市町村	（漁港） 臨港道路の機能保全工事完了漁港数 7漁港【R8まで】
	市町村管理の農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断等の取組を支援する。	農林水産部 市町村	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	県土整備部 国	
	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう、ＪＲ及び民営鉄道事業者と一層の情報共有を図るとともに、引き続き、国の補助制度等を活用し民営鉄道事業者が行う施設の安全対策等の取組を促進していく。	企画政策部 鉄道事業者	
	平時における大量の貨物輸送に対応した鉄道施設の耐震化等について、輸送事業者の適切な負担の下に、計画的に対策を実施する。	企画政策部	

現在の取組・施策		脆弱性評価
【路線バスの運行体制・離島航路の運航体制の維持】		
＜路線バスの運行体制の維持＞ 災害発生時等の交通手段確保のため、バス事業者と運行状況等に関する情報共有を図っているほか、路線維持を図るため、運行欠損・車両購入に対する補助を行っている。	再掲	災害発生時における人員輸送について、バス事業者等との連携体制が構築されていないことから、対応を検討していく必要がある。
＜むつ湾内航路の運航体制の維持＞ 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の交通手段確保のため、離島航路について、地元市村が行う航路運航事業者の欠損に対する支援に対し、補助を行っている。		災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通が確保されるよう、引き続き、航路運航事業者や地元市村と連携を図る必要がある。
【鉄道の運行確保】		
＜鉄道事業者との連携による早期復旧＞ 災害発生時における鉄道の運行確保・早期復旧を図るため、ＪＲとの間で、列車の重大事故、トンネル橋梁の崩落等、大規模な交通障害が発生又は発生するおそれのある場合における連絡体制を構築している。 また、その他の鉄道事業者との間で、緊急時対応のため、運休情報等を含む情報共有を平時から行っている。		災害発生時における人員輸送・物流の確保と、早期復旧に向けて、引き続き、平時からの情報共有をはじめ、鉄道事業者との連携を図っていく必要がある。
＜青い森鉄道の災害対策＞ 災害発生時における鉄道施設の被害状況や青い森鉄道線の運行状況に係る情報を収集し、必要な対策を講じるため災害時初動体制マニュアルを定めている。		青い森鉄道は、地域住民の足であることはもとより、我が国の物流の大動脈であることから、災害発生時の輸送体制を維持するとともに、被災した場合においても早期に復旧できる体制を構築する必要がある。
【基幹的道路交通ネットワークの形成】		
＜基幹的道路交通ネットワークの形成＞ 被災地への速やかなアクセスや多様なルートを確保するため、高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を推進している。	再掲	被災地への速やかなアクセスや多様なルートを確保するため、高規格幹線道路や地域高規格道路の建設が遅れているところは、早期に整備を進める必要がある。
【代替交通・輸送手段の確保】		
＜代替交通手段の確保＞ 災害発生時等に道路が利用できなくなった場合の代替交通手段確保のため、航路運行事業者・航空会社等と情報共有を図っている。 また、離島航路について、地元市村が行う航路運航事業者の欠損に対する支援に対し、補助を行っている。	再掲	災害発生時等に道路が利用できなくなった場合に、円滑・迅速に代替交通手段が確保できるよう、引き続き、航路運航事業者及び航空会社等と情報共有を図る必要がある。 また、引き続き、離島航路運行事業者や地元市町村と連携を図る必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	引き続き、バス事業者と運行状況等に関する情報共有や、バス路線維持に係る補助を実施するほか、災害発生時における人員輸送について、バス事業者等との連携体制構に向けて対応を検討していく。	企画政策部	
	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段確保が確保されるよう、引き続き、航路運航事業者や地元市村と連携を図っていく。	企画政策部 市町村	
	災害発生時における人員輸送・物流の確保と、早期復旧に向けて、引き続き、平時からの情報共有をはじめ、鉄道事業者との連携を図っていく。	企画政策部	
	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう青い森鉄道と一層の情報共有を図るとともに、引き続き、施設の安全対策等の取組を促進していく。	企画政策部	
	被災地への確実かつ速やかなアクセスや多様なルートを確保するため、高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を実施する。	国 県土整備部	
	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、航路運航事業者及び航空会社等と情報共有を図っていく。 また、引き続き、離島航路運行事業者や地元市町村と連携を図っていく。	企画政策部 市町村	

現在の取組・施策		脆弱性評価
＜代替輸送手段の確保＞ 　三方が海に囲まれている地域特性を生かし、災害発生時における海路による輸送を確保するため、青森港、八戸港、大湊港について耐震強化岸壁を整備している。 　港湾施設の老朽化に対応するため、県内14港湾で主要な施設の維持管理計画を策定している。 　被災後の物流機能の早期回復のため、重要港湾３港で港湾ＢＣＰを策定している。 　空路による輸送を確保するため、回転翼機等の空港利用に関する運用体制を取り決めている。 　災害発生時における漁港を利用した陸揚機能の確保や救援活動、輸送確保も視野に入れ、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。	再掲	県内３港で耐震強化岸壁を整備しているが未整備の重要港湾があり、また、一部橋梁やその他港湾施設の耐震強化が図られていないことから、引き続き、港湾施設の耐震強化や老朽化対策を進める必要がある。 　また、重要港湾に係るＢＣＰの策定を推進するとともに実効性を確保するための取組を実施する必要がある。 　空港利用に係る取り決めについては、実効性を検証していく必要がある。 　漁港施設の老朽化対策・耐震耐津波対策・越波対策を対象漁港47のうち35漁港で実施しているが、まだ十分な対策が講じられていない施設があることから、老朽化対策・機能強化対策を行う必要がある。
＜輸送ルートの代替性の確保＞ 　災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、航路運行事業者・航空会社等と情報共有を図っている。	再掲	災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、引き続き、航路運航事業者及び航空会社等と情報共有を図る必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	災害発生時の海路による輸送確保に向けて、国の交付金等を活用し、主要な港湾の岸壁や橋梁、その他必要な港湾施設の耐震強化を進める。 港湾施設の老朽化対策について、その他の港湾施設の維持管理計画を策定し、施設の優先度等に応じて補修工事等を進める。 また、重要港湾に係るＢＣＰの策定や実効性を確保するための実地訓練等を実施する。 災害発生時の海路による輸送確保に向けて、引き続き、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を実施する。 なお、生活航路に係る重要な漁港については、災害発生時の漁港の啓開の在り方について検討していく。	県土整備部 農林水産部	耐震強化岸壁の整備率　75%（H22全国目標70%） 重要港湾での港湾ＢＣＰ策定率 100%（H27末策定率全国55%） 漁港施設の機能強化工事完了漁港数 20漁港【R8まで】
	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう航路運航事業者及び航空会社等と一層の情報共有を図っていく。	企画政策部 市町村	

事前に備えるべき目標　**5 必要最低限のライフライン等を確保する とともに、これらの 早期復旧を図ること**

リスクシナリオ　**5-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全**

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

現在の取組・施策		脆弱性評価
【防災インフラの耐震化・老朽化対策】		
<病院施設の耐震化・老朽化対策> 災害発生時の医療機能確保のため、災害拠点病院等の病院施設の耐震化を推進している。	再掲	耐震基準を満たしていない病院があることから、災害拠点病院等の病院施設が災害発生時に機能不全に陥らないよう、施設の耐震化を進める必要がある。 災害拠点病院である県立中央病院の耐震化は実施済みであるが、建築物及び設備の老朽化対策を計画的に実施する必要がある。
<公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策> 県有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、青森県公共施設等総合管理方針に基づき、施設の更新・統廃合や耐震化・長寿命化などの取組を進めている。	再掲	公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって、更新・統廃合や耐震化・長寿命化などを計画的に行う必要がある。
<県・市町村庁舎、消防本部庁舎等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時に防災拠点となる県庁舎・合同庁舎の耐震化を進めるとともに、市町村庁舎、消防本部・消防署の耐震化を促進している。	再掲	防災拠点となる公共施設等耐震化の進捗率は、R2.10.1時点で92.9%であることから、引き続き、各施設管理者が施設の耐震化を進める必要がある。 県の災害対策本部を設置する県庁舎北棟については、必要な耐震基準を満たしているが、災害対策本部機能が確保されるよう、引き続き適切な維持管理を行うとともに、計画的な老朽化対策を進め、災害発生時の被害を極力抑える必要がある。
<警察施設の耐震化・老朽化対策> 警察本部庁舎の耐震改修については、庁舎長寿命化と合わせ検討を進めている。 また、警察署については、老朽化対策として計画的に庁舎の建て替え、修繕等を実施している。	再掲	警察本部庁舎については、耐震性を確保するため耐震改修を実施する必要がある。 警察本部分庁舎及び警察署については、耐震強度は確保されているものの、老朽化が進む庁舎があることから、引き続き、計画的に老朽化対策を実施する必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】
　防災インフラが長期間に渡り機能不全となる事態を防ぐため、全ての分野の個別施設計画等の策定を進めるとともに、ライフサイクルコストの低減等に留意し、計画的に耐震化・長寿命化対策の推進を図る。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	引き続き市町村と連携し、国の医療提供体制施設整備交付金等の活用を図りながら、耐震化されていない病院の耐震改修等を促進する。	健康福祉部 病院局 市町村	病院施設の耐震化率 国調査結果（R2年度末時点） 県内病院（93病院）の耐震化率：81.7% 県内災害拠点病院（10病院）の耐震化率：80%
○	全ての分野の個別施設計画等の策定を進めるとともに、ライフサイクルコストの低減等に留意し、計画的に耐震化・長寿命化対策を推進する。	総務部 各施設所管部局	
○	引き続き県庁舎等の耐震化・長寿命化を進めるとともに、市町村と連携し、国の財政支援制度等の活用も図りながら、消防庁舎等の耐震化等を市町村に促す。 県庁舎北棟の災害対策本部機能を確保するため、引き続き定期的な点検や適切な修繕等を実施していく。	危機管理局 総務部 各施設所管部局 市町村	本庁舎・各合同庁舎の耐震化率 5/6庁舎 【R02】
○	災害発生時に警察施設が機能不全に陥らないよう、警察本部庁舎の耐震改修については、庁舎長寿命化と合わせ検討を進めていく。 警察本部分庁舎及び警察署については、老朽度に応じて計画的に庁舎の建て替え、修繕等を実施していく。	警察本部	

現在の取組・施策		脆弱性評価
＜港湾・漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の対策＞ 三方が海に囲まれている地域特性を生かし、災害発生時における海路による輸送を確保するため、青森港、八戸港、大湊港について耐震強化岸壁を整備している。 港湾施設の老朽化に対応するため、県内14港湾で主要な施設の維持管理計画を策定している。 被災後の物流機能の早期回復のため、重要港湾３港で港湾ＢＣＰを策定している。 災害発生時における漁港を利用した陸揚機能の確保や救援活動、輸送確保も視野に入れ、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。	再掲	一部橋梁やその他港湾施設の耐震強化が図られていないことから、引き続き、港湾施設の耐震強化や老朽化対策を進める必要がある。 また、重要港湾に係るＢＣＰの策定を推進するとともに実効性を確保するための取組を実施する必要がある。 漁港施設の老朽化対策・耐震耐津波対策・越波対策を対象漁港47のうち35漁港で実施しているが、まだ十分な対策が講じられていない施設があることから、老朽化対策・機能強化対策を行う必要がある。
＜緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策＞ 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
＜市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策＞ 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、市町村による定期的な点検診断等を促進している。	再掲	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
＜海岸保全施設の老朽化対策＞ 高潮や波浪、津波等から地域住民の生命財産を守るため、堤防・防潮堤や海岸防災林整備している。 高潮、波浪又は津波等による被害から海岸を防護するため、防波堤や岸壁などの海岸保全施設の老朽化対策を進めている。	再掲	防潮堤等の整備が一部にとどまるほか、整備後かなり経過し、機能が低下しているものもあることから、引き続き堤防や防潮堤等の津波防災施設の整備及び改修を進める必要がある。 防波堤や護岸などの海岸保全施設の長寿命化計画を策定の上、計画的に老朽化対策を実施していく必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	災害発生時の海路による輸送確保に向けて、国の交付金等を活用し、主要な港湾の岸壁や橋梁、その他必要な港湾施設の耐震強化を進める。 港湾施設の老朽化対策について、その他の港湾施設の維持管理計画を策定し、施設の優先度等に応じて補修工事等を進める。 また、重要港湾に係るＢＣＰの策定や実効性を確保するための実地訓練等を実施する。 災害発生時の海路による輸送確保に向けて、引き続き、漁港施設の老朽化対策・耐震耐津波対策・越波対策を実施する。 なお、生活航路に係る重要な漁港については、災害発生時の漁港の啓開の在り方について検討していく。	県土整備部 農林水産部	耐震強化岸壁の整備率　100% 重要港湾での港湾ＢＣＰ策定率　100% 港湾施設維持管理計画策定率　65% 漁港施設の機能強化工事完了漁港数 20漁港【R8まで】
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県土整備部 市町村	
○	市町村管理の農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断等の取組を支援する。	農林水産部 市町村	個別施設毎の長寿命化計画（農道橋（橋長15m以上））の策定数 1橋【H27】 →102橋 【R02】
○	現在の施設の状況を踏まえ、市町村との連携を図りながら、国の交付金等を活用し、防潮堤や海岸防災林等の整備を実施する。 海岸保全施設の長寿命化計画に基づき、国の交付金等を活用し、計画的に老朽化対策を実施する。	県土整備部 農林水産部 市町村	老朽化対策完了漁港海岸数 8漁港海岸【R7まで】

現在の取組・施策		脆弱性評価
＜海岸陸閘の管理体制の強化＞ 海岸陸閘等の安全かつ確実な操作のため、操作規則を策定している。 災害発生時における陸閘等の操作員の安全確保と確実な閉鎖のため、遠隔操作化を推進している。	再掲	陸閘等の統一的な操作規則は策定済みであるが、操作者の安全確保を最優先として地域の実情に即した操作・避難等のルールを決めておく必要がある。 また、港湾においては陸閘等の遠隔化・自動化が行われていないことから、操作員の安全確保と津波襲来時の確実な閉鎖のため、遠隔操作や自動開閉システムの導入を進める必要がある。
＜農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策＞ 農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給する農業水利施設の機能保全に向け、老朽化対策等を実施している。	再掲	今後、標準耐用年数を超過する基幹的な農業水利施設等が増加することや、大規模地震のリスクも高まっていることから、老朽化対策や豪雨・地震対策を集中的に実施していく必要がある。
＜砂防関係施設の老朽化対策＞ 土砂災害を防止する砂防関係施設の機能及び性能を長期にわたり維持・確保するため、長寿命化計画を策定している。	再掲	既存砂防関係施設の中には、施工後長期間経過し、その機能及び性能が低下したものがあることから、計画的に点検・評価を実施し、長寿命化計画を策定する必要がある。
＜水道施設の耐震化・老朽化対策＞ 災害発生時においても給水機能を確保するため、水道事業者（市町村等）における水道施設の耐震化・老朽化対策を計画的に進めている。	再掲	長期的資産管理（アセットマネジメント）の未実施等により計画的な耐震化・老朽化対策が図られていない場合もあることから、将来の人口の減少も踏まえた経営の効率化やアセットマネジメントの実施を進めていく必要がある。
＜下水道施設の地震対策＞ 大規模な地震時においても、汚水処理の継続が可能となるよう、下水道施設の地震対策を計画的に進めている	再掲	地震による下水道施設への被害が発生した場合、長期間にわたる汚水処理機能の低下及び停止が懸念され、県民生活等への支障が生じることから、下水道施設のストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の地震対策を計画的に進めていく必要がある。
＜下水道施設の老朽化対策＞ 下水道施設を良好な状態に保持し、常時、十分な機能が発揮できるよう、下水道施設の老朽化対策を計画的に進めている。	再掲	建設から長期間が経過した下水道施設（特に管渠）においては、老朽化が進行していることから、下水道施設のストックマネジメント計画に基づき、管渠施設等の老朽化対策を計画的に進めていく必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	海岸陸閘を安全かつ適切に操作するため、操作員の安全確保を最優先とすることなど委託内容の明確化を図った上で、市町村等と管理委託協定を締結する。 また、港湾において陸閘等の遠隔化・自動化の導入を検討するため、制御技術や管理体制の研究を行っていく。	県土整備部 農林水産部	(漁港) 市町村等と管理委託協定の締結 46%（H27）→80%（R03） (河川) 海岸水門等の遠隔操作化箇所割合　100% (港湾) 海岸陸閘等の遠隔操作化箇所割合　0%
○	農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給するため、受益面積100ha以上の基幹的農業水利施設の長寿命化対策として、機能保全計画を踏まえた対策工事等を実施する。	国 農林水産部 市町村	
○	砂防関係施設長寿命化計画に基づき、国の防災・安全交付金等を活用しながら、施設の機能及び性能を維持・確保する。	県土整備部	青森県砂防関係施設長寿命化計画策定率 0%【H28】　→100%【H30】
○	災害発生時における給水機能の確保に向けて、水道事業の広域連携等による経営の効率化やアセットマネジメントの実施など水道事業者における取組を推進していく。	健康福祉部 市町村等水道事業者	
	地震発生時の汚水処理機能の確保に向けて、県管理の下水道施設について、ストックマネジメント計画に基づき、処理場等の地震対策を実施するとともに、市町村の下水道施設の耐震化について、助言等の必要な支援を実施する。	県土整備部 市町村	
	汚水処理機能の確保に向けて、県管理の下水道施設について、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な点検・調査、維持補修や改築更新を実施するとともに、市町村の下水道施設の老朽化対策について、助言等の必要な支援を実施する。	県土整備部 市町村	

現在の取組・施策		脆弱性評価
<ダム施設の老朽化対策> 　災害発生時においてダム施設が機能不全に陥らないよう、老朽化対策として長寿命化計画を策定し、これに基づく対策を進めている。	再掲	耐用年数を超過し障害が発生している機器があることから、長寿命化計画に基づき、計画的に対策を実施する必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	ダム施設が機能不全に陥ることがないよう、老朽化対策として、耐用年数・障害の頻度等を考慮し、計画的に機器の更新・修繕等を行う。	国 県土整備部	老朽化対策を完了したダムの数 1施設（R02.3末）

事前に備えるべき目標　**6 重大な二次災害を発生させないこと**

リスクシナリオ　**6-1 ため池、ダム、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生**

現在の取組・施策		脆弱性評価
【ため池、ダム等の防災対策】		
<ダム施設の老朽化対策> 　災害発生時においてダム施設が機能不全に陥らないよう、老朽化対策として長寿命化計画を策定し、これに基づく対策を進めている。		耐用年数を超過し障害が発生している機器があることから、長寿命化計画に基づき、計画的に対策を実施する必要がある。
<ダム施設等の非常用電源の整備> 　災害発生時においても、ダム施設や農業水利施設の電力を確保し、適切な管理体制を維持するため、非常用電源装置を設置している。		災害発生時でも非常用電源設備が適切に機能するよう、引き続き適切な維持管理を行っていく必要がある。
<山地災害危険地区等における治山対策> 　農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施設等を整備している。 　ダムや水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。	再掲	豪雨等による土石流等のリスクが高まっていることから、山地災害危険地区の危険度ランクの高い未着手箇所を主体に整備する必要がある。 　治山・地すべり防止施設長寿命化のため、個別施設計画に基づく定期点検診断や保全整備等を実施する必要がある。
<防災重点農業用ため池の防災・減災対策> 　ため池施設に係る地震等に起因する災害を未然に防止するため、防災重点農業用ため池を優先して地震・豪雨耐性評価や防災工事等のソフト・ハード両面からの対策を実施している。 　特に、令和２年度に施行された防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づいて防災工事等推進計画を策定し計画的に実施している。	再掲	ため池中期プランの対象ため池のうち、決壊した場合に下流に被害を及ぼすおそれがある防災重点農業用ため池415か所を優先的に、優先度の高いものから地震・豪雨耐性評価を実施する必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

ため池、ダム、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生を防ぐため、ダム施設、防災インフラ等の老朽化対策等を推進する。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	ダム施設が機能不全に陥ることがないよう、老朽化対策として、耐用年数・障害の頻度等を考慮し、計画的に機器の更新・修繕等を行う。	国 県土整備部	老朽化対策を完了したダムの数 1施設（R02.3末）
	災害発生により電力の供給が停止しても、ダム施設や農業水利施設の適切な管理体制を維持できるよう、引き続き、適切に維持管理を実施する。	国 県土整備部 農林水産部	非常用電源を整備しているダム施設の割合 100%
○	山地災害危険地区や重要インフラ周辺等のうち特に緊要度の高いエリアや氾濫した河川上流域等において、森林の防災・保水機能を発揮させる治山施設の整備・強化等による流木・土石流・山腹崩壊抑制対策、海岸防災林の整備を実施する。	農林水産部 市町村	山地災害危険地区（Ａ・Ｂランク）の新規箇所整備数 20箇所［R3～R7］ 個別施設計画に基づく機能強化・維持補修の施設数 15施設［R3～R7］ 個別施設計画に基づく定期点検の施設数 500施設［R3～R7］
○	地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事が必要と判断されたため池について、中期プランの優先度が高いため池から市町村等と協議の上、国の補助事業等を活用し、防災工事や廃止工事を実施する。	農林水産部 市町村	防災重点農業用ため池の防災工事新規着手の累計数 10か所【R4】 →26か所【R7】

現在の取組・施策		脆弱性評価
【防災施設の機能維持】		
＜砂防関係施設の整備＞ 土砂災害に対し安全安心な県民生活を確保するため、砂防堰堤等の土砂災害対策を実施している。	再掲	土砂災害危険箇所整備率が約3割と低いことから、砂防関係施設の整備を進める必要がある。
＜砂防関係施設の老朽化対策＞ 土砂災害を防止する砂防関係施設の機能及び性能を長期にわたり維持・確保するため、長寿命化計画を策定している。	再掲	既存砂防関係施設の中には、施工後長期間経過し、その機能及び性能が低下したものがあることから、計画的に点検・評価を実施し、長寿命化計画を策定する必要がある。
＜農山村地域における防災対策＞ 農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施設等を整備している。 ダムや水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。	再掲	豪雨等による土石流等のリスクが高まっていることから、山地災害危険地区の危険度ランクの高い未着手箇所を主体に整備する必要がある。 治山・地すべり防止施設長寿命化のため、個別施設計画に基づく定期点検診断や保全整備等を実施する必要がある。 洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。
＜河道閉塞等による住民避難のための情報提供＞ 河道閉塞（天然ダム）等が発生した場合に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12 年法律第57 号）」に基づき、市町村が適切に住民の避難指示等の判断ができるよう、国が緊急調査を実施し、被害が想定される区域・時期の情報を市町村へ提供することとしている。		河道閉塞（天然ダム）等が発生した場合に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、市町村が適切に住民の避難指示等の判断ができるよう、国が緊急調査を実施し、被害が想定される区域・時期の情報を市町村へ提供していく必要がある。
＜流域治水対策（農業水利施設の整備）＞ 集中豪雨等による農村地域の湛水被害の未然防止と被害の最小化を図るため、排水機場や農業用排水路の整備・改修等を実施している。	再掲	自然的・社会的条件変化により脆弱化した排水機場や農業用排水路等があることから、近年の頻発化・激甚化している豪雨災害等を踏まえ、必要な整備及び改修等を推進していく必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	災害履歴のある箇所のほか、避難所、防災拠点、要配慮者利用施設が立地する箇所などを対象として、国の防災・安全交付金等を活用し、砂防関係施設の整備を推進する。	県土整備部	土砂災害危険個所整備率 （要対策箇所1,514箇所） 33.2%【R1】 →　35.5%【R5
	砂防関係施設長寿命化計画に基づき、国の防災・安全交付金等を活用しながら、施設の機能及び性能を維持・確保する。	県土整備部	青森県砂防関係施設長寿命化計画策定率 100%【H30】
	荒廃地(荒廃するおそれのある場所含む)の早期復旧のため、治山施設等を整備すると共に、現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。 ダムや水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよう、農業用ダムの維持管理を適切に実施するとともに、必要に応じて水田の区画整理など、農業農村整備事業を実施する。	農林水産部 市町村	山地災害危険地区（Ａ・Ｂランク）の新規箇所整備数 20箇所［R3～R7］ 個別施設計画に基づく機能強化・維持補修の施設数 15施設［R3～R7］ 個別施設計画に基づく定期点検の施設数 500施設［R3～R7］
	災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を図る。	国 県土整備部 市町村	
○	市町村等と連携を図りながら、排水機場や農業用排水路等について、湛水被害の未然防止を図るため、整備・改修等を実施する。	農林水産部 国	

現在の取組・施策		脆弱性評価
＜農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策＞ 　農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給する農業水利施設の機能保全に向け、老朽化対策等を実施している。	再掲	今後、標準耐用年数を超過する基幹的な農業水利施設等が増加することや、大規模地震のリスクも高まっていることから、老朽化対策や豪雨・地震対策を集中的に実施していく必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給するため、受益面積100ha以上の基幹的農業水利施設の長寿命化対策として、機能保全計画を踏まえた対策工事等を実施する。	国 農林水産部 市町村	

事前に備えるべき目標　**6 重大な二次災害を発生させないこと**

リスクシナリオ　**6-2 有害物質の大規模流出・拡散**

現在の取組・施策		脆弱性評価
【有害物質の流出・拡散防止対策】		
<有害物質の流出・拡散防止対策> 災害発生に伴う危険物や毒劇物の流出・拡散を防止するために、消防本部では、事業者の施設管理、保管等を関係法令等に基づいて指導している。 消防本部に対し、法令改正や技術基準等の必要な情報提供等を行うことにより、流出・拡散等の防止を図っている。 毒物・劇物の流失防止のため、毒物劇物取り扱い施設に対し保管・管理・使用等について監視指導を行っている。 毒物劇物農薬について、破損、漏れ等を生じないよう適切な処置をとられているか確認するため、農薬販売者に対し立入検査を行っている。		災害発生時においても、危険物・毒劇物の流出拡散が起こることのないよう、適切な管理・保管や、流出防止対策の実施等について指導等を行っていく必要がある。
<公共用水域等への有害物質の流出・拡散防止対策> 公共用水域及び地下水への有害物質の流出・地下浸透を防止するため、水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設に適用される構造等基準の遵守を指導している。		水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設に適用される構造等基準については、災害発生時を考慮したものではないことから、流出時の措置について、指導・周知する必要がある。
<毒性ガスの大規模漏えいに係る保安対策> アンモニアガス等の毒性ガスの大規模漏えいの災害を防止するため、保安検査を実施するとともに、法令改正や技術上の基準等の必要な情報等を適宜提供することにより、保安対策の向上を図っている。		引き続き、災害発生時の毒性ガスの大規模漏えいを防止するため、第一種製造者の設備が技術上の基準に適合しているか確認するなど、保安検査を実施するとともに、法令改正や技術上の基準等の必要な情報等を適宜提供する必要がある。
<有害な産業廃棄物の流出等防止対策> 廃棄物の飛散、流出等防止のため、事業者に対し、廃棄物処理法に基づく廃棄物の処理基準、保管基準等の遵守、管理責任者の設置等を指導している。		有害な産業廃棄物が事業場外に流出することにより、住民の健康被害、生活環境への影響が懸念されることから、適正保管の確保、緊急時における拡散防止対策、連絡体制等を整備する必要がある。 また、健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業者に対し、有害な廃棄物の適正な保管等を指導していく必要がある。
<大気中への有害物質の飛散防止対策> 特定粉じん（アスベスト）排出等作業現場において、アスベスト飛散がないことを確認するため、アスベストの濃度測定を行っている。		災害発生時には、被災建物等の解体等により大気中にアスベストが飛散するおそれがあることから、大気中のアスベスト濃度を測定し、状況を把握する必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

有害物質の大規模流出・拡散による二次災害の発生を防ぐため、有害物質取扱事業所等に対する監視・検査指導等を通じた流出・拡散防止対策の推進や、坑廃水処理関係施設の稼働の確保等を図る。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	災害発生に伴う危険物・毒劇物の流出拡散を防止するため、引き続き、関係法令等に基づき監視・検査・指導等を実施する。	危機管理局 健康福祉部 農林水産部 市町村 民間事業者	
	災害発生時に有害物質が流出した時に迅速に適切な措置を講じさせるため、すべての有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設に年1回以上立入検査を行い、流出時の措置について、指導・周知を図る。	環境生活部	
	災害発生時の毒性ガスの大規模漏えいを防止するため、引き続き保安検査を実施するとともに、法令改正や技術上の基準等の必要な情報等を適宜提供する。	危機管理局 民間事業者	
	災害発生時の健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業者に対し、有害な産業廃棄物の適正保管の確保、緊急時における拡散防止対策、連絡体制等の整備等について指導・周知を図る。	環境生活部	
	災害発生時における、大気中へのアスベストの飛散の度合いを迅速に把握するため、緊急時のモニタリング体制の強化を図る。	環境生活部	

現在の取組・施策		脆弱性評価
＜PCB廃棄物の流出・紛失等防止対策＞ PCB廃棄物の流出、紛失等を防止するため、事業者等に対し、PCB特措法に定めるPCB廃棄物の期限内処分を指導しているほか、保管基準等の遵守、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等を指導している。		PCB廃棄物の流出や紛失等により、健康被害や生活環境への影響が懸念されることから、PCB廃棄物の期限内処分の徹底を図るとともに、適正保管の確保、緊急時における拡散防止対策、連絡体制等を整備する必要がある。
【鉱廃水関係施設の稼働の継続】		
＜坑廃水処理関係施設の稼働の継続＞ 地域住民の健康保護や生活環境の保全のため、休廃止鉱山等から排出されている強酸性の坑廃水について、排水基準以下となるよう、関係施設を整備し、必要な処理を行っている。		未処理の強酸性の坑廃水が流出した場合は、地域住民の健康や生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがあることから、坑廃水処理関係施設が稼働停止にならないよう、引き続き防災機能の強化を進めていく必要がある。
【有害物質流出時の処理体制の構築】		
＜有害物質流出時の処理体制の構築＞ 有害物質が河川等に流出した場合の迅速な処理を行うため、平時から国及び県管理河川において水質事故等発生時の連絡体制が構築されている。 流出事故発生時においては、公共用水域の水質保全のため、必要に応じて現地調査及び水質測定を実施している。		災害発生時に、有害物質が河川等に流出した場合、健康被害の発生や水質汚染等の二次被害が発生するおそれがあることから、平時と同様に迅速な処理が行えるよう速やかに水質測定を行い、汚染の度合いを把握する必要がある。
＜有害物質の大規模流出・拡散対応＞ 有害物質の流出等が発生した場合は、被害の拡大防止事態収束のため、消防機関が出動し、対応している。		有害物質が大規模に流出等した場合は、早期に事態を収束させる必要があることから、消防機関の対応力の向上を図る必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	災害発生時における健康被害や生活環境への悪影響を防止するため、掘り起こし調査等を通じてPCB廃棄物を保管する事業者の把握を進めるとともに、事業者に対し、PCB廃棄物の期限内処分の徹底、処分までの間の適正保管等について指導・周知を図る。	環境生活部	
	強酸性の坑廃水の流出を未然に防止していくため、引き続き、定期的に現場調査を行うとともに、国の休廃止鉱山鉱害防止等補助金を活用し、坑廃水処理関係施設の稼働の継続を図る。	商工労働部	
	災害発生時の有害物質の流出・拡散時に、迅速な処理が行えるよう、速やかに汚染の度合いを把握するため、引き続き連絡体制を維持するとともに緊急時のモニタリング体制の強化を図る。	環境生活部	
	有害物質が大規模に流出した場合における事態の早期収束等のため、資器材の整備等、消防機関の対応力の向上を図る。	危機管理局 市町村	

事前に備えるべき目標　**6 重大な二次災害を発生させないこと**

リスクシナリオ　**6-3 原子力施設からの放射性物質の放出**

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

現在の取組・施策		脆弱性評価
<原子力施設の安全対策> 県民の安全と安心を守るという立場から、県内の原子力施設について、立地村とともに事業者と安全協定を締結して、環境の監視や立入調査等を行っている。		原子力施設について、新規制基準への適合性を含め、その安全性を確保する必要がある。
<原子力施設に係る環境放射線モニタリング> 環境放射線モニタリング計画を策定し、モニタリングを実施しており、その結果については専門家による評価を受けるとともに、広く県民に公表している。		再処理工場に係る、環境モニタリングについて、必要に応じ対象項目の追加を行う等、充実を図る必要がある。
<原子力災害時の防災対策> 万が一の原子力災害の発生に備え、地域防災計画の整備や防災訓練の実施、防災資機材の整備などにより、防災対策の充実・強化に取り組んでいる。		住民避難等の具体的な防護措置の対応について充実を図る必要がある。
<原子力施設の安全性検証> 原子力施設に係る立地要請や安全協定などに際し、原子力施設の安全性等について、国や事業者の対応を踏まえつつ、県民の安全・安心に重点を置いた対応を行う観点から、県として節目節目において検証を行っている。		原子力施設の安全性については、国による新規制基準への適合性審査が進められているが、国や事業者の対応を注視し、適切に対処する必要がある。
<放射線監視体制の機能維持に関する強化対策> 原子力施設の運転に伴う施設周辺住民の被ばく線量の評価や原子力施設の異常の早期発見に資するため、県内原子力施設周辺の環境放射線の情報について継続的に監視している。		頻発化・激甚化する地震や風水害が発生した場合においても、放射線監視体制を維持する必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

原子力施設からの放射性物質の放出による二次災害の発生を防ぐため、国・事業者が責任をもって施設の安全性確保に取り組むことはもとより、県としても平時から安全協定に基づく立入調査や環境放射線モニタリング等を実施する。

また、万が一の原子力災害の発生に備え、地域防災計画の見直し、防災訓練の実施や防災資機材の整備など、防災対策の充実・強化を図る。

さらに、施設の安全性確保に係る事業者の対策や国の対応について、県議会、関係市町村長、原子力政策懇話会、県民説明会等の意見を踏まえつつ、安全性を検証していく。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	県内の原子力施設の安全を確保するため、引き続き、国の審査動向を注視するとともに、必要に応じ立入調査等を行い、適宜事業者に対し必要な報告等を求めていく。	危機管理局 市町村	
○	国内初の大型再処理工場本格操業に際し、立地・周辺地域における環境モニタリングの結果について丁寧に説明するなど適切に対応していく。	危機管理局	
○	平成28年3月に策定した「東通原子力発電所の原子力災害時における広域避難の基本的な考え方」、令和２年３月策定「原子燃料サイクル施設の原子力災害時における避難の基本的な考え方」を踏まえ、県の地域防災計画（原子力災害対策編）及び関係市町村の地域防災計画及び避難計画の見直しを行うとともに、引き続き、防災訓練等を通じた関係機関との連携強化や資機材の整備等を推進する。	危機管理局 健康福祉部 市町村	
○	事業者の対策や国の対応について、県議会や関係市町村長、原子力政策懇話会、県民説明会、各種団体など各界各層の意見を踏まえつつ、県民の安全・安心に重点を置いた観点から、適時・適切に検証を行っていく。	危機管理局	
○	災害発生においても、放射線の常時監視体制を強化・維持するため、測定器の更新等の強化対策を実施するとともに、大規模地震・津波の被害想定の結果を踏まえつつ、立地リスクがある地点については、移設や代替測定手段の検討を行っていく。	危機管理局	

事前に備えるべき目標　**6 重大な二次災害を発生させないこと**

リスクシナリオ　**6-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大**

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

現在の取組・施策		脆弱性評価
【荒廃農地の発生防止・利用促進】		
＜農地利用の最適化支援＞ 荒廃農地の発生防止・解消と、農業の生産性向上を図るため、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地の再生利用の取組を支援している。		有効に活用されていない荒廃農地は、災害発生時に崩壊等の危険性が高いことや、湛水機能の低下を招き洪水発生リスクが高まること、さらに災害発生後の生産を維持していく上で障害となる可能性があることから、担い手への農地の集積・集約化と再生作業の支援により更なる農地の集積・集約化と荒廃農地の解消を推進する必要がある。
＜農地の生産基盤の整備推進＞ 荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するため、農地の大区画化や用排水対策など生産基盤の整備を推進している。		異常気象による被害発生・拡大防止には、農地を農地として維持し、適切に管理しながら農作物を生産していくことが有効であることから、引き続き、農業生産基盤の整備等を実施していく必要がある。
【森林資源の適切な保全管理】		
＜森林の計画的な保全管理＞ 将来にわたり、森林が有する土砂災害防止をはじめとする多面的機能の維持・増進を図るため、国の造林補助事業等を活用し、間伐や再造林などの森林整備を推進している。		近年、木材需要の高まりに応じて伐採面積が増加する中、森林施業コストが高いため、再造林されずに放置される森林が増加していることから、再造林や間伐の着実な実施に向けた対策を講ずる必要がある。
＜森林整備事業等の森林所有者への普及啓発＞ 土砂災害防止等重要な役割を持つ森林を良好な状態で次世代に引き継ぐため、森林組合等を対象とした説明会や巡回指導などの普及啓発活動を実施している。		森林を良好な状態で次世代に引き継ぐためには、森林所有者の理解が不可欠であるため、これまで以上に、森林整備の必要性等について、森林所有者への普及啓発活動を強化する必要がある。
＜自然公園施設の整備・老朽化対策＞ 公園利用者の自然生態系へ与える影響による森林等の荒廃の拡大防止と、災害発生時における外国人観光客等の避難経路および緊急避難場所の確保のため、自然公園施設の整備・改修を実施している。	再掲	登山道や自然歩道、避難小屋等の施設が老朽化しており、自然生態系の有する防災・減災機能の維持や、災害時の避難経路および緊急避難場所の確保が課題となっている。老朽化した自然公園施設の再整備・改修を継続して推進していく必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐため、荒廃農地の発生防止・利用促進や森林資源の適切な保全管理を推進するとともに、砂防・治山施設等の老朽化対策等を実施する。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、市町村、農業委員会及び農地中間管理機構等と連携し、農地の利用集積と再生利用を進め、荒廃農地の発生防止・解消に取り組む。	農林水産部 市町村	担い手が利用する農地面積の割合 57.6%【R2】 →　90%【R5】 荒廃農地面積 5,503ha【R2】 →　3,900ha【R5】
	災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、引き続き、荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するための、農業生産基盤の整備を推進する。	農林水産部	水田整備率（30a程度以上） 66%【H29】 →　69%【R5】
○	再造林や間伐を着実に実施していくため、森林所有者の造林意欲向上につながる低コスト化技術の普及・定着や社会全体で再造林を支援する新たな仕組みづくりに取り組み、森林の適切な保全を図る。	農林水産部 民間事業者	再造林割合 26%【H29】 → 40%【R5】
○	森林整備事業等の推進に向けて、引き続き、森林組合等を対象とした説明会や巡回指導を行うほか、再造林のＰＲリーフレットを整備し、森林所有者等への普及啓発活動を実施する。	農林水産部 民間事業者	
○	自然環境の持つ防災・減災機能を維持と、外国人観光客を含む園等利用者の安全確保を図るため自然公園整備計画にのっとり、必要に応じて自然公園施設の国際化対応と老朽化対策を実施する。	観光国際戦略局	

現在の取組・施策		脆弱性評価
【農山村地域における防災対策】		
＜農山村地域における防災対策＞ 農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施設等を整備している。 ダムや水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。	再掲	豪雨等による土石流等のリスクが高まっていることから、山地災害危険地区の危険度ランクの高い未着手箇所を主体に整備する必要がある。 治山・地すべり防止施設長寿命化のため、個別施設計画に基づく定期点検診断や保全整備等を実施する必要がある。 洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。
【農林水産業の生産基盤の防災対策】		
＜流域治水対策（農業水利施設の整備）＞ 集中豪雨等による農村地域の湛水被害の未然防止と被害の最小化を図るため、排水機場や農業用排水路の整備・改修等を実施している。	再掲	自然的・社会的条件変化により脆弱化した排水機場や農業用排水路等があることから、近年の頻発化・激甚化している豪雨災害等を踏まえ、必要な整備及び改修等を推進していく必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	荒廃地(荒廃するおそれのある場所含む)の早期復旧のため、治山施設等を整備すると共に、現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。 ダムや水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよう、農業用ダムの維持管理を適切に実施するとともに、必要に応じて水田の区画整理など、農業農村整備事業を実施する。	農林水産部 市町村	山地災害危険地区（A・Bランク）の新規箇所整備数 20箇所［R3～R7］ 個別施設計画に基づく機能強化・維持補修の施設数 15施設［R3～R7］ 個別施設計画に基づく定期点検の施設数 500施設［R3～R7］
○	市町村等と連携を図りながら、排水機場や農業用排水路等について、湛水被害の未然防止を図るため、整備・改修等を実施する。	農林水産部 国	

事前に備えるべき目標　**7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で再建・回復できる条件を整備すること**

リスクシナリオ　**7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

現在の取組・施策		脆弱性評価
【災害廃棄物の処理体制の構築】		
＜災害廃棄物処理計画の策定＞ 　災害廃棄物の円滑な処理を行うため、国の廃棄物の減量等に関する施策に係る基本方針に基づき、平成30年3月に青森県災害廃棄物処理計画を策定した。 　また、市町村における災害廃棄物の円滑な処理体制の構築を図るため、市町村に災害廃棄物処理計画の策定を促している。		災害廃棄物は一般廃棄物とされ、基本的には被災市町村がその処理を担うことから、市町村において円滑な処理体制が構築されるよう、市町村に対して助言等を行いながら、災害廃棄物処理計画の策定を求めていく必要がある。 　また、計画を策定しただけでは実際の災害に対応できるとは限らないため、研修や教育訓練の実施により、核となる人材を育成する必要がある。
＜災害廃棄物等の処理に関する連携の強化＞ 　災害が発生した場合において、円滑に災害廃棄物処理やし尿処理が行われるよう、関係団体（県産業資源循環協会、県環境整備事業協同組合、県解体工事業協会）や関係自治体と協定を締結している。		災害廃棄物の円滑な処理を行うため、事業者等に関係する情報を共有する等、県、市町村、関係団体の連携を推進する必要がある。
＜大気中への有害物質の飛散防止対策＞ 　特定粉じん（アスベスト）排出等作業現場において、アスベスト飛散がないことを確認するため、アスベストの濃度測定を行っている。	再掲	災害発生時には、被災建物等の解体等により大気中にアスベストが飛散するおそれがあることから、大気中のアスベスト濃度を測定し、状況を把握する必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、災害廃棄物等の処理に関する連携体制の強化等を図る。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	災害廃棄物の円滑な処理に向けて、災害廃棄物処理計画の策定を進めるとともに、災害廃棄物の広域処理を、受入れ可能な市町村と一体となって推進する。 また、災害廃棄物処理の具体的事項に係るワークショップや研修を実施し、災害廃棄物処理の核となる人材育成を行う。	環境生活部	災害廃棄物処理計画策定市町村10【R2】→40【R5】
○	災害発生時において各種協定に基づき円滑に災害廃棄物が処理されるよう、県・市町村、関係団体間の情報共有を図り連携を強化する。	環境生活部	
	災害発生時における、大気中へのアスベストの飛散の度合いを迅速に把握するため、緊急時のモニタリング体制の強化を図る。	環境生活部	

事前に備えるべき目標　**7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で再建・回復できる条件を整備すること**

リスクシナリオ　**7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

現在の取組・施策		脆弱性評価
【防災ボランティア受入体制の構築】		
<防災ボランティア受入体制の構築> 県内で大規模災害が発生し、県に災害対策本部又は災害対策連絡本部が設置された場合には、県社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部と協議の上、防災ボランティア情報センターを設置する体制を構築している。 災害発生時における防災ボランティアの円滑な受入れと効果的に活動できる体制を構築するため、防災ボランティアコーディネーターの育成に係る研修を実施している。		災害からの復旧・復興には、ボランティアが大きな力となることから、引き続き、防災ボランティアコーディネーターを育成していく必要がある。 災害発生時における防災ボランティアの受入体制を総合的に調整する仕組みが確立されていないことから、関係機関と連携を図りながら体制を検討する必要がある。
<防災ボランティアの育成> 災害発生時の応急対策や復旧活動を行う上で、防災ボランティアの役割や活動が重要であることから、県社会福祉協議会等と連携し防災ボランティアの育成に取り組んでいる。		災害発生時に、被災者の多様なニーズに対応し円滑な救援活動を実施するためには、平常時から、様々なボランティア団体を対象とした防災に関する研修・訓練等を実施し、防災ボランティアの育成強化を図る必要がある。
【技術職員等の確保】		
<復旧作業等に係る技術者等の確保> 大規模災害等が発生した場合の応急対策業務（障害物除去用の重機・資機材等の調達を伴う工事）を速やかに実施するため、官民連携による対応力強化を図っている。	再掲	大規模災害発生時に、技術者の不足により復旧作業等に支障をきたすおそれがあることから、建設企業との連携を強化するとともに、i-Construction を活用し、道路啓開や応急対策業務を迅速に行う人材を確保・育成する必要がある。 ※ i-Construction ： ICT技術の活用、規格の標準化及び施工の平準化により生産性の向上を図る取組であり、ここでは技術者不足を補うための、災害時の調査や復旧工事へのICT技術の活用、規格の標準化された工法等の採用を示す。
<被災地応援の受入体制の構築> 復旧・復興を担う技術職員等が不足した場合の応援職員を確保するため、全国知事会及び関係省庁を通じて、全国の自治体に応援職員の派遣要請を行う等の対応マニュアルを整備している。	再掲	全国自治体に派遣要請を行っても、職員数が少ない分野等については、十分な人員が確保できない可能性があることから、必要な技術職員等を確実に確保できる仕組み（スキーム）を構築する必要がある。 また、応援職員の受入を円滑に実施するため、受援体制を強化する必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、受援・連携体制の構築を図るとともに、建設業・農林水産業の担い手の育成・確保や産業を支える人材の育成等を図る。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	災害発生時における防災ボランティアの円滑な受入れと効果的に活動できる体制の構築に向けて、引き続き、計画的に防災ボランティアコーディネーターの育成研修を実施するとともに、これまでの参加者によるネットワークづくりを進めるなど、関係機関と連携を図りながら、総合調整の仕組みを検討する。	環境生活部 危機管理局 市町村	
○	県社会福祉協議会等と連携し、様々なボランティア団体やNPOの参画を得ながら、防災ボランティア育成のための研修を実施するとともに、防災訓練への積極的な参加を促すなど、防災ボランティアの育成を強化する。	危機管理局 教育庁 市町村	
	道路啓開や応急対策業務を迅速に行うため、i-Constructionを活用し、青森県建設業協会や青森県測量設計業協会等と締結している災害時における応急対策業務に関する協定等の既存の取組を含め、官民連携による対応力強化に引き続き取り組んでいく。	県土整備部	
	必要に応じて、マニュアル等の見直しを行うほか、必要な技術職員等を確実に確保できる仕組みの構築に向けて、国による任期付職員の一括採用などを、国へ働きかけていくことを検討する。 また、応援職員の受入を円滑に実施するため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を推進する。	総務部 危機管理局 市町村	

現在の取組・施策		脆弱性評価
【建設業の担い手の育成・確保】		
＜建設業の担い手の育成・確保＞ 社会資本整備や災害対応を担うなど、県民の暮らしと地域の安全・安心を守り、地域に不可欠な建設業が将来にわたり存続できるよう、担い手確保に向けた取組を進めている。		本県の建設業は、建設投資の縮小に伴う競争の激化や、従業員の高齢化、若年入職者の減少による担い手不足がとりわけ深刻であることから、地域の建設業が将来にわたり存続していくため、担い手の安定的な確保に向けた取組を引き続き推進していく必要がある。
（農林水産業の担い手育成・確保） 本県の基幹産業である農林水産業を将来にわたって維持・発展させるため、担い手の確保に取り組んでいる。		災害による被害から県経済を迅速に復旧するためには、基幹産業である農林水産業を維持し、成長産業として発展させていくことが重要となるが、農林水産業従事者が減少傾向にあることから、平時から後継者の育成や新規参入を推進し担い手を確保していく必要がある。
（農業の担い手育成・確保） 生産活動や地域活動などを実践し、地域の将来を支えていく担い手を育成している。		農業を支える多様な人材を育成・確保するとともに、地域経営の視点に立って、地域をけん引するリーダー及び経営体を育成する必要がある。
（林業の担い手育成・確保） 森林の整備や木材を生産する担い手の育成確保や、雇用管理体制の改善や、労働安全衛生対策への支援を実施している。		林業の機械化が進んでおり、専門的かつ高度な知識と技術が求められていることから、一定の能力を身につけた後継者の育成や新規参入を推進する必要がある。
（水産業の担い手育成・確保） 漁村地域の活性化や、新規就業を推進するための漁業後継者育成研修（賓陽塾）の運営のほか、漁業の担い手育成のための積極的な情報発信や漁業体験等の実施に取り組んでいる。		つくり育てる漁業・資源管理型漁業を支える人材や、漁村地域の活性化を担うリーダーを育成するとともに、新規参入を推進する必要がある。
【キャリア教育の推進】		
＜キャリア教育等の推進＞ 建設業・農林水産業の担い手や地域産業を支える人材を育成するため、工業高校・農業高校等の専門高校等において、インターンシップや体験学習などのキャリア教育・職業教育を推進している。		建設業や農林水産業において担い手確保が課題となっている現状を踏まえながら、それぞれの業種に必要とされる知識、技能、態度等を備えた人材の育成を図るため、キャリア教育、職業教育の一層の充実を図る必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	社会資本整備や災害からの復旧・復興を担う建設業の担い手の安定的な確保に向けて、中長期的な観点から、女性建設技術者の入職促進を図る取組や、児童・生徒及びその親に対し、建設業の魅力を発信する取組を引き続き実施していく。	県土整備部 農林水産部	
	基幹産業である農林水産業の成長産業化に向けて引き続き、農業・林業・水産業それぞれの課題を踏まえながら、「攻めの農林水産業」を支える担い手の育成・確保に取り組む。	農林水産部	
	高品質な農産物の生産や高付加価値化など、これからの農業を支える多様な人材を確保・育成するとともに、地域経営の視点に立って、地域をけん引するリーダー及び経営体を育成するための取組を実施する。	農林水産部	第４段階（地域貢献）の経営体数 13【R2】　→ 31【R5】
	林業の機械化に対応した、専門的かつ高度な知識と技術を備えた林業技術者の確保に向けて、一定の能力を身に着けた後継者の育成や新規参入を推進する。	農林水産部	一定の能力を身につけた林業技術者数 324名【H29】 →　435名 【R5】
	つくり育てる漁業・資源管理型漁業を支える人材や、漁村地域の活性化に必要なリーダーを育成するとともに、減少傾向にある漁業者の後継者育成・確保をするための取組を継続する。	農林水産部	
	災害からの復旧・復興を担う建設業・農林水産業の担い手や、地域産業を支える人材に必要な知識、技能、態度等を育むため、関係校におけるキャリア教育、職業教育の充実を図る。	教育庁	

現在の取組・施策		脆弱性評価
【防災人材育成】		
＜災害医療・救急救護・福祉支援に携わる人材の育成＞ 災害発生時における医療救護活動及び福祉支援活動を行うため、ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）、ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）、ＤＣＡＴ（災害福祉支援チーム）の育成や訓練の実施、研修会の開催等に取り組んでいる。	再掲	災害発生時に被災地の医療・福祉ニーズに応じた活動が円滑に実施できるよう、高度な知識や専門的な技術を有する人材を育成するための訓練・研修を実施するとともに、チーム数の増加を図る必要がある。
＜自主防災組織の設立・活性化支援＞ 災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施し、自主防災組織の設立を促進している。	再掲	災害発生時の公助による救助・救急活動の絶対的人員不足の際、各地域において地域住民が救助・救急活動を行う自主防災組織の組織率は、これまでの取組の結果着実に向上しているものの、55.8%（R2年度末)と、依然として全国平均の84.3%を大きく下回る状況である。
＜消防力の強化＞ 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づく施設等及び人員の目標を地域の実情に応じて整備を進めている。 また、各消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、県内消防の相互応援体制及び県を越えた応援体制である緊急消防援助隊を整備している。	再掲	近年、消防団員は年々減少しており、令和3年4月1日現在で17,591人となっていることから、市町村では、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。 また、県として、引き続き、効果的な手法を検討しながら、市町村の団員確保活動を支援するとともに、市町村に対し、学生消防団活動認証制度の導入等を働きかけていく必要がある。
＜消防団の充実＞ 市町村では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。 また、県では、市町村の団員確保活動を支援するため県内のイベントや大学祭、高校でのＰＲ等、消防団活動の理解と入団促進を図るための広報活動を実施しているほか、学生消防団活動認証制度や消防団協力事業所表示制度の導入、消防団員の処遇改善の検討等を市町村に働きかけている。	再掲	近年、消防団員は年々減少しており、令和3年4月1日現在で17,591人となっていることから、市町村では、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。 また、県として、引き続き、効果的な手法を検討しながら、市町村の団員確保活動を支援するとともに、市町村に対し、学生消防団活動認証制度の導入等を働きかけていく必要がある。
＜被害認定調査等の体制確保＞ 発災時に適切な被災者支援を行えるよう、平時より災害救助事務等の市町村担当者を対象とした説明会を開催している。		被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に地方公共団体が対応すべき事項について、平時から的確に周知すると共に、災害時には迅速かつ適切に実施していく必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	災害発生時の医療救護活動及び福祉支援活動を行うため、ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ、ＤＣＡＴの育成等を計画的に推進していく。	健康福祉部 危機管理局	ＤＭＡＴの数：26チーム（R3.3現在） ＤＰＡＴの数：3チーム（R4.3現在） ＤＣＡＴの数：19チーム（R3.3現在）
	3 年間（令和3 年～5 年度）の緊急対策として、実災害で被害が想定される区域の自主防災組織活動カバー率を重点的に向上させるとともに、地域の防災指導者となり得る人財を育成し、地域防災活動の継続的な推進を促すことにより、大規模災害時の人的被害の軽減を目指す。	危機管理局 市町村	自主防災組織の組織率 55.8%【R02】 →　60%【R06】
	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、市町村の消防団員確保活動を支援するため、県として、効果的な手法を検討しながら、広報活動等を実施するとともに、市町村の学生消防団活動認証制度の導入等を働きかけていく。	危機管理局 市町村	
	市町村は、引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。 また、市町村の消防団員確保活動を支援するため、県として、効果的な手法を検討しながら、広報活動等を実施するとともに、市町村の学生消防団活動認証制度の導入等を働きかけていく。	危機管理局 市町村	
	発災時に迅速かつ適切な被災者支援を行えるよう、平時より災害救助事務等の市町村担当者を対象とした説明会を開催すると共に、発災時市町村等へ支援を行うこととなる県の職員に対して説明会や研修等を行う。	総務部 健康福祉部 県土整備部 危機管理局	

事前に備えるべき目標　**7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で再建・回復できる条件を整備すること**

リスクシナリオ　**7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

現在の取組・施策		脆弱性評価
【地域コミュニティカの強化】		
<地域防災力の向上・コミュニティ再生> 　また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、住民参加による防災訓練を開発している。		地域コミュニティの希薄化により、地域防災力の低下が懸念されることから、地域コミュニティの再生、自助・共助を軸とした地域防災力の向上が急務である。
<地域コミュニティカの強化> 　地域特性を生かした地域づくり等を通じ地域コミュニティを強化するため、コミュニティ活動の再生等地域力の向上等を目的とする事業を対象に、各市町村へ補助金を支出している。 ※　地域おこし協力隊：都市地域から過疎地域等に生活の拠点を移した者を地方公共団体が「地域おこし協力隊委員」として委嘱し、隊員は地域おこしの支援など「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。		少子高齢化や個人の価値観の変化などに加え、地域における人口減少が進んでおり、地域活動の担い手不足が大きな課題となっているため、地域コミュニティ機能の維持・再生に向けた取組が必要である。 　また、地域コミュニティカの強化は、一朝一夕でできるものではないことから、地域における自発的・主体的な取組が継続的に行われることが求められる。 　人口減少が続く中、地域おこし協力隊等の外部人材が新たな地域コミュニティの担い手として期待されるが、市町村においては受入れが伸び悩んでいる。
<農山漁村の活性化> 　「農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる」との観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付け、その一環として地域力の再生を実現するための取組を推進している。		人口減少が進む中、農山漁村が有する自然・景観・文化などの地域資源を将来に引き継いでいくためには、自立した農林水産業の確立を図りながら地域コミュニティ機能の維持・再生に取り組んでいく必要がある。
<地域コミュニティを牽引する人材の育成> 　地域コミュニティの維持と活性化のため、一般県民向けに地域づくりに取り組む活動者としての資質を高める講座を実施するなど、学びを通じて、地域を支える人材の育成とネットワーク化に取り組んでいる。		地域を支える人材として、多様な人材の関わりが必要であるため、ネットワークの形成・強化、地域を越えた人材交流の促進に取り組む必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、応急仮設住宅を迅速に供給する体制を確保するとともに、地域コミュニティ・農山漁村の活性化や地域を支えるリーダーの育成等を図る。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	地域単位での新しい形の訓練を構築・実施し、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図る。	危機管理局 市町村	
○	災害発生時における共助を支える地域コミュニティ力の強化に向けて、引き続き、地域における取組を支援し、自主的・主体的な活動の促進を図る。 また、地域おこし協力隊等の外部人材の円滑な受入れと地域コミュニティ力の強化が図られるよう、隊員の定着に向けた生業づくりやコミュニティ形成を支援するとともに市町村に対する支援を強化していく。	企画政策部 市町村	
	あおもり環境公共推進基本方針に基づき、公共事業のプロセスに、農林漁業者はもとより地域の人々などの参加を促進し、水路の泥上げや草刈りなどの作業を通じて、こうした多様な主体（地区環境公共推進協議会）の参加の下で自ら行えることは自ら実施していくことにより、地域力の再生を実現していく。	農林水産部 市町村	
	地域コミュニティの持続と活性化に向けて、地域を支える多様な人材の育成とネットワーク化を図り、持続的に人材を輩出する仕組みづくりに取り組む。	教育庁	

現在の取組・施策		脆弱性評価
＜地域を支えるリーダーの育成＞ チャレンジ精神、豊かな発想力、広い視野を持って、起業・創業、経営革新、地域おこしに果敢に挑戦していく人材の育成とネットワークづくりを図るため、著名な講師による講演やワークショップなど「あおもり立志挑戦塾」の取組を実施している。		地域コミュニティ維持・活性化のためには、地域の核となるリーダーを育成する必要があるが、リーダーの数を増やし、また人材のスキルを上げるには継続的な取組が必要である。
＜消防団の充実＞ 市町村では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。 また、県では、市町村の団員確保活動を支援するため県内のイベントや大学祭、高校でのＰＲ等、消防団活動の理解と入団促進を図るための広報活動を実施しているほか、学生消防団活動認証制度や消防団協力事業所表示制度の導入、消防団員の処遇改善の検討等を市町村に働きかけている。	再掲	近年、消防団員は年々減少しており、令和3年4月1日現在で17,591人となっていることから、市町村では、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。 また、県として、引き続き、効果的な手法を検討しながら、市町村の団員確保活動を支援するとともに、市町村に対し、学生消防団活動認証制度の導入等を働きかけていく必要がある。
【被災地域の治安維持】		
＜被災地の社会秩序の維持＞ 大規模災害発生時における災害警備活動を迅速・的確に実施するため、災害警備計画を策定し、毎年度、同計画に基づき救出救助部隊のほか治安対策、交通対策等の各部隊を編成し、被災地の社会秩序の維持を図ることとしている。	再掲	大規模災害発生時における災害警備活動を迅速・的確に実施するため、引き続き、災害警備計画を策定し、同計画に基づき、救出救助部隊のほか治安対策、交通対策の各部隊を編成し被災地の社会秩序を維持する必要がある。
【応急仮設住宅の確保等】		
＜応急仮設住宅の迅速な供給＞ 災害発生時において、迅速に応急仮設住宅を供給するため、関係団体と応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の提供に関する協定を締結している。 また、応急仮設住宅を建設する際の具体的な手順や建設候補地等を示した「青森県応急仮設住宅建設マニュアル」を策定するとともに、木造応急仮設住宅の標準設計図を作成している。		応急仮設住宅の建設候補地が不足しているため、確保に向けた取組を進める必要がある。 また、災害発生時に提供可能な民間賃貸住宅が把握されていないことから、提供可能な民間賃貸住宅の具体的なリストを作成する必要がある。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	地域コミュニティの維持・活性化を担う地域の核となるリーダーの育成に向けて、今後も継続して「あおもり立志挑戦塾」を開催する。	企画政策部	
	市町村は、引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。 また、市町村の消防団員確保活動を支援するため、県として、効果的な手法を検討しながら、広報活動等を実施するとともに、市町村の学生消防団活動認証制度の導入等を働きかけていく。	危機管理局 市町村	
	大規模災害発生時における災害警備活動を迅速・的確に実施するため、引き続き、災害警備計画を策定し、同計画に基づき、救出救助部隊のほか治安対策、交通対策の各部隊を編成し被災地の社会秩序の維持を図る。	警察本部	
	災害発生時に、迅速に応急仮設住宅を供給するため、市町村と連携して、建設候補地の確保に努めるとともに、関係団体と連携して災害発生時に提供可能な民間賃貸住宅のリストを作成する。	県土整備部 市町村	

事前に備えるべき目標　**7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で再建・回復できる条件を整備すること**

リスクシナリオ　**7-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響**

現在の取組・施策		脆弱性評価
【風評被害の発生防止】		
<正確な情報発信による県産農林水産品の風評被害防止> 　安全・安心な県産農林水産品を国内外に広くアピールするため、県産品のウエブサイトや、量販店・スーパー・レストラン等での青森フェア開催などを通じて、平時から消費者や販売業者等に対し安全・安心な県産品の情報発信を行っている。 　購入者が県産農林水産物の安全性を確認できるよう、放射線物質モニタリング調査結果を海外に情報提供している。		災害発生に伴う風評被害を防止するためには、何よりも正確な情報を発信する必要があることから、県産品の正確な情報発信のための仕組みを平時から構築しておく必要がある。 　海外においては、一部に依然として放射性物質について懸念している消費者等がいることから、引き続き、県産農林水産物の安全性を情報提供していく必要がある。
<物流関係者との信頼関係の構築> 　美味しく、安全・安心な県産品をＰＲするため、トップセールスや青森フェア等を実施し、県内外の販売関係者と信頼関係を構築するとともに、消費者に対する情報発信を行っている。 　県産農林水産物の安全・安心確保に向けて、生産から加工・流通・販売に携わる関係者と情報を共有するための会議を開催している。		災害発生に伴う風評被害を防止するためには、日ごろから本県産の安全・安心性を積極的にＰＲし、物流・販売関係者や消費者との強固な信頼関係を構築しておく必要がある。
【風評被害の軽減対策】		
<県産農林水産品の風評被害軽減対策> 東日本大震災時には、県産品の安全性を確認するとともに、消費者の信頼を確保するため、放射性モニタリング調査を実施し、県のホームページに公表している。		災害発生等により風評被害が発生した場合には、直ちに正確な情報を発信するなど被害軽減のための活動を実施し、速やかに風評被害を根絶する必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

風評被害等による地域経済等への甚大な影響の発生を防ぐため、平時より県産品に関する正確な情報を発信する体制の整備や、物流関係者との信頼関係の構築等を図る。

重点	対応方策（今後必要となる取組・施策）	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	災害発生時における県産品の風評被害の防止に向けて、県産品の正確な情報発信のために、ウェブサイトとＳＮＳを連携させた情報発信の仕組みを構築するとともに、必要に応じて説明会等を開催して直接情報を提供するなど、情報発信の強化を図る。 海外の消費者等の不安を払拭するため、引き続き、放射線物質モニタリング調査結果の情報提供を実施する。	農林水産部 観光国際戦略局	
	災害発生時の風評被害防止に向けて、量販店・スーパーや消費者等との間にさらに強い信頼関係を構築するのため、県と市町村の連携によるトップセールスの実施や、ウェブサイトの適切な更新等により、安全・安心性のＰＲの強化を図る。 引き続き、生産・流通・販売等関係者との情報共有を図るとともに、消費者に対して正確な情報を提供するための研修会等を実施する。	農林水産部	食の安全・安心に関する消費者向け研修会等の開催回数 26回（R2） →120回（R4）
	災害発生等による風評被害が発生した場合には、平時において構築された情報発信・連携体制を最大限に活用して早急に正確な情報を発信し、風評被害を根絶する。	農林水産部	

青森県国土強靱化地域計画

（資料１）対応方策に係る役割分担一覧表

（資料１）対応方策に係る役割分担一覧表

リスクシナリオ／対応方策	総務部	企画政策部	環境生活部	健康福祉部	商工労働部
1-1　地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生					
【住宅・病院・学校等の耐震化】					
・住宅・建築物の耐震化による地震対策					
・大規模建築物の耐震化					
・老朽化した公営住宅の建替による防災・減災対策					
・病院施設の耐震化・老朽化対策				◎	
・社会福祉施設等の耐震化				◎	
・公立学校施設等の耐震化・老朽化対策					
・私立学校の耐震化	◎				
・建築物等からの二次災害防止対策					
・文化財の防災対策の推進					
・ブロック塀等の安全対策	◎			◎	
・学校施設等の非構造部材の耐震化	◎				
【公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策】					
・公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策	◎				
・県・市町村庁舎、消防本部庁舎等の耐震化・老朽化対策	◎				
・警察施設の耐震化・老朽化対策					
・港湾・漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の対策					
・防災重点農業用ため池の防災・減災対策					
【市街地の防災対策】					
・都市公園における防災・老朽化対策					
・災害に強い市街地形成に関する対策					
・幹線街路の整備					
・大規模盛土造成地等の耐震化に向けた対策					
・市街地等の緊急輸送道路における無電柱化対策					
【道路施設の防災対策】					
・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策					
・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策					
・市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策					
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】					
・鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備		◎			
・青い森鉄道の耐災害性の確保・体制の整備		◎			

農林水産部	県土整備部	危機管理局	観光国際戦略局	エネルギー総合対策局	病院局	教育庁	警察本部	国	市町村	民間事業者等
	◎	○							◎	
	◎	○							◎	
	◎								◎	
					◎				◎	
										◎
						◎			◎	
									◎	◎
	◎								◎	
						◎			◎	
	◎					◎			◎	
						◎			◎	
		◎							◎	
							◎			
◎	◎									
◎									◎	
	◎								◎	
	◎								◎	
	◎								◎	
	◎								◎	
	◎								◎	
	◎							◎	◎	
◎	◎								◎	
◎									◎	
										◎

◎印は主体となって取り組む部局等
○印は連携して取り組む部局等

（資料１）対応方策に係る役割分担一覧表

リスクシナリオ／対応方策	総務部	企画政策部	環境生活部	健康福祉部	商工労働部
1-1　地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生					
【空き家対策】					
・空き家対策					
【防火対策・消防力強化】					
・防火対策					
・消防力の強化					
・消防団の充実					
・防災ヘリコプター等の活動の確保					
【石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実】					
・石油コンビナート等防災計画に基づく特別防災区域の防災対策					
【避難場所の指定・確保】					
・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定					
・福祉避難所の開設・運営マニュアルの作成				◎	
・防災公共の推進					
・福祉施設・学校施設等の安全対策	◎			◎	
【避難行動支援】					
・避難行動要支援者名簿の更新					
・避難行動要支援者名簿の活用					
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】					
・自主防災組織の設立・活性化支援					
・防災意識の啓発					
・防災訓練の推進					
・地区防災計画策定の推進					

農林水産部	県土整備部	危機管理局	観光国際戦略局	エネルギー総合対策局	病院局	教育庁	警察本部	国	市町村	民間事業者等
	◎								◎	
		◎							◎	
		◎							◎	
		◎							◎	
		◎								
		◎								○
	○	◎							◎	
									◎	
○	◎	○							◎	
	○	◎				◎			◎	◎
		◎							◎	
		◎							◎	
		◎							◎	
		◎							◎	
		◎							◎	
		◎								

◎印は主体となって取り組む部局等
○印は連携して取り組む部局等

リスクシナリオ／対応方策	総務部	企画政策部	環境生活部	健康福祉部	商工労働部
1-2　大規模津波等による多数の死傷者の発生					
【津波防災施設の整備】					
・海岸保全施設の老朽化対策					
・海岸陸閘の管理体制の強化					
・流域治水対策（海岸）					
【河川・海岸施設の耐震化・老朽化対策】					
・河川関連施設の耐震化・老朽化対策					
【警戒避難体制の整備】					
・津波浸水想定の設定・津波災害警戒区域の指定					
・地震・津波被害想定調査の実施					
・津波ハザードマップの作成					
・漁船避難ルールづくりの促進					
【避難場所の指定・確保】					
・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定					
・福祉避難所の開設・運営マニュアルの作成				◎	
・防災公共の推進					
・福祉施設・学校施設等の安全対策	◎			◎	
・都市公園における防災・老朽化対策					
【避難行動支援】					
・避難行動要支援者名簿の更新					
・避難行動要支援者名簿の活用					
【消防力の強化】					
・消防力の強化					
・消防団の充実					
・消防団員の安全確保					
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】					
・自主防災組織の設立・活性化支援					
・防災意識の啓発					
・防災訓練の推進					
・地区防災計画策定の推進					
【津波防災地域づくりの推進】					
・津波防災地域づくりの推進					

農林水産部	県土整備部	危機管理局	観光国際戦略局	エネルギー総合対策局	病院局	教育庁	警察本部	国	市町村	民間事業者等
◎	◎								○	
◎	◎									
◎	◎									
	◎									
○	○	◎								
		◎								
○	○	◎							◎	
◎									◎	◎
	○	◎							◎	
									◎	
○	◎	○							◎	
	○	◎				◎			◎	◎
	◎								◎	
		◎							◎	
		◎							◎	
		◎							◎	
		◎							◎	
		◎							◎	
		◎							◎	
		◎							◎	
		◎							◎	
		◎								
	◎								◎	

◎印は主体となって取り組む部局等
○印は連携して取り組む部局等

リスクシナリオ／対応方策	総務部	企画政策部	環境生活部	健康福祉部	商工労働部
1-3　異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫					
【河川改修等の治水対策】					
・河川改修等の治水対策					
【河川・ダム施設等の防災対策】					
・河川関連施設の耐震化・老朽化対策					
・内水危険個所の被害防止対策					
・農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策					
・流域治水対策（海岸）					
・流域治水対策（農業水利施設の整備）					
・流域治水対策（水田の貯留機能向上）					
・土地利用状況を考慮した治水対策					
【警戒避難体制の整備】					
・洪水ハザードマップの作成					
・内水ハザードマップの作成					
・高潮浸水想定区域の指定					
・避難情報発令の支援					
・避難情報発令基準の見直し					
・住民等への情報伝達手段の多様化					
・県・市町村・防災関係機関における情報伝達					
【避難場所の指定・確保】					
・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定					
・福祉避難所の開設・運営マニュアルの作成				◎	
・防災公共の推進					
・福祉施設・学校施設等の安全対策	◎			◎	
・都市公園における防災・老朽化対策					
【避難行動支援】					
・避難行動要支援者名簿の更新					
・避難行動要支援者名簿の活用					
【消防力の強化】					
・消防力の強化					
・消防団の充実					

農林水産部	県土整備部	危機管理局	観光国際戦略局	エネルギー総合対策局	病院局	教育庁	警察本部	国	市町村	民間事業者等
	◎								◎	
	◎									
	◎								◎	
◎								◎	◎	
◎	◎									
◎								◎		
◎										◎
	◎									
	◎								◎	
	◎								◎	
○	◎									
	◎								◎	
		◎							◎	
		◎							◎	
		◎							◎	
	○	◎							◎	
									◎	
○	◎	○							◎	
	○	◎				◎			◎	◎
	◎								◎	
		◎							◎	
		◎							◎	
		◎							◎	
		◎							◎	

◎印は主体となって取り組む部局等
○印は連携して取り組む部局等

リスクシナリオ／対応方策	総務部	企画政策部	環境生活部	健康福祉部	商工労働部
1-3　異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫					
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】					
・水防災意識社会再構築ビジョンの取組					
・防災意識の啓発					
・地区防災計画策定の推進					
・水防団の充実強化					
1-4　火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態					
【警戒避難体制の整備（土砂災害）】					
・土砂災害ハザードマップの作成・公表					
・避難情報発令及び自主避難のための情報提供					
【土砂災害対策施設の整備・老朽化対策】					
・砂防関係施設の整備					
・砂防関係施設の老朽化対策					
【農山村地域における防災対策】					
・農山村地域における防災対策					
・山地災害危険地区等における治山対策					
・山地災害危険地区等における森林整備対策					
【警戒避難体制の整備（火山噴火）】					
・岩木山の警戒避難体制の整備			○		
・八甲田山の警戒避難体制の整備			○		
・十和田の警戒避難体制の整備			○		
・火山の警戒体制の強化					
【登山者等の安全対策】					
・登山者等の安全対策					
・自然公園施設の整備・老朽化対策					
・情報通信利用環境の強化	◎				
【避難場所の指定・確保】					
・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定					
・福祉避難所の開設・運営マニュアルの作成				◎	
・防災公共の推進					
・福祉施設・学校施設等の安全対策	◎			◎	
・都市公園における防災・老朽化対策					

農林水産部	県土整備部	危機管理局	観光国際戦略局	エネルギー総合対策局	病院局	教育庁	警察本部	国	市町村	民間事業者等
	◎	○						◎	◎	
		◎							◎	
		◎								
	◎									
	◎								◎	
	◎							◎	◎	
	◎									
	◎									
◎									◎	
◎									◎	
◎									◎	○
○	○	◎	○					○	◎	
○	○	◎	○					○	◎	
○	○	◎	○					○	◎	
	◎							◎		
		◎								
			◎							
		○	◎						◎	○
	○	◎							◎	
									◎	
○	◎	○							◎	
	○	◎				◎			◎	◎
	◎								◎	

◎印は主体となって取り組む部局等
○印は連携して取り組む部局等

リスクシナリオ／対応方策	総務部	企画政策部	環境生活部	健康福祉部	商工労働部
1-4　火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態					
【避難行動支援】					
・避難行動要支援者名簿の更新					
・避難行動要支援者名簿の活用					
【消防力の強化】					
・消防力の強化					
・消防団の充実					
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】					
・土砂災害に対する防災意識の啓発					
・火山に対する防災意識の啓発					
・自主防災組織の設立・活性化支援					
・地区防災計画策定の推進					
1-5　暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生					
【防雪施設の整備】					
・防雪施設の整備					
【道路交通の確保】					
・除排雪体制の強化					
・立ち往生車両の未然防止					
【代替交通手段の確保】					
・代替交通手段の確保		◎			
【情報通信の確保】					
・情報通信利用環境の強化	◎				
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】					
・冬季の防災意識の啓発					

農林水産部	県土整備部	危機管理局	観光国際戦略局	エネルギー総合対策局	病院局	教育庁	警察本部	国	市町村	民間事業者等
		◎							◎	
		◎							◎	
		◎							◎	
		◎							◎	
○	○	◎							◎	
	○	◎	○						◎	
		◎							◎	
		◎								
○	◎								◎	
	◎							◎	◎	
	◎									
									◎	
		○	◎						◎	○
		◎							◎	

◎印は主体となって取り組む部局等
○印は連携して取り組む部局等

リスクシナリオ／対応方策	総務部	企画政策部	環境生活部	健康福祉部	商工労働部
1-6　情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生					
【行政情報連絡体制の強化】					
・県・市町村・防災関係機関における情報伝達					
【住民等への情報伝達の強化】					
・住民等への情報伝達手段の多様化					
・情報通信利用環境の強化	◎				
・障害者等に対するICT利活用支援					◎
・障害者等に対する避難情報伝達				◎	
・外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化					
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】					
・防災意識の啓発					
・防災情報の入手に関する普及啓発		○			
【防災教育の推進・学校防災体制の確立】					
・防災教育の推進					
・学校防災体制の確立	○			○	

農林水産部	県土整備部	危機管理局	観光国際戦略局	エネルギー総合対策局	病院局	教育庁	警察本部	国	市町村	民間事業者等
		◎							◎	
		◎							◎	
		○	◎						◎	○
		◎	◎						◎	
		◎							◎	
		◎								
		◎				◎				
						◎			◎	◎

◎印は主体となって取り組む部局等
○印は連携して取り組む部局等

リスクシナリオ／対応方策	総務部	企画政策部	環境生活部	健康福祉部	商工労働部
2-1　被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止					
【支援物資等の供給体制の確保】					
・非常物資の備蓄					
・災害発生時の物流インフラの確保					
・石油燃料供給の確保					◎
・避難所等への燃料等供給の確保					◎
・被災地応援の受入体制の構築	◎				
・救援物資等の受援体制の構築					
・要配慮者（難病疾患等）への医療的支援				◎	
・災害用医薬品等の確保				◎	
・避難所における水等の確保				◎	
【水道施設の防災対策】					
・水道施設の耐震化・老朽化対策				◎	
・応急給水資機材の整備				◎	
・水道施設の応急対策				◎	
【道路施設の防災対策】					
・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策					
・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策					
・市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策					
・道路における障害物の除去					
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】					
・鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備		◎			
・青い森鉄道の耐災害性の確保・体制の整備		◎			
【港湾・漁港の防災対策】					
・港湾・漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の対策					
【空港の防災対策】					
・空港の業務継続体制の維持・確保等					
【食料生産体制の強化】					
・食料生産体制の強化					
・流域治水対策（農業水利施設の整備）					
・農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策					
・園芸産地事業継続対策					

農林水産部	県土整備部	危機管理局	観光国際戦略局	エネルギー総合対策局	病院局	教育庁	警察本部	国	市町村	民間事業者等
		◎							◎	
	◎									
		◎								
		◎							◎	
		◎							◎	
		◎							◎	
									◎	
									◎	
									◎	
	◎							◎	◎	
◎	◎								◎	
◎									◎	
	◎							◎		
										◎
◎	◎									
	◎									
◎										
◎								◎		
◎								◎	◎	
◎										

◎印は主体となって取り組む部局等
○印は連携して取り組む部局等

リスクシナリオ／対応方策	総務部	企画政策部	環境生活部	健康福祉部	商工労働部
2-1　被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止					
【河川・ダム施設等の防災対策】					
・流域治水対策（海岸）					
2-2　多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生					
【地域の孤立防止対策】					
・地域の孤立防止対策					
【孤立地域発生時の支援体制の構築】					
・孤立地域発生時の支援体制の確保					
【代替交通・輸送手段の確保】					
・代替交通手段の確保		◎			
・代替輸送手段の確保					
【防災ヘリコプターの運航の確保】					
・防災ヘリコプターの連携体制の確立					
・防災ヘリコプター等の活動の確保					
【ドクターヘリの運航の確保】					
・ドクターヘリの運航確保				◎	
【情報通信の確保】					
・情報通信利用環境の強化	◎				
【道路施設の防災対策】					
・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策					
・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策					
・市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策					
・復旧作業等に係る技術者等の確保					
・道路における障害物の除去					

事前に備えるべき目標　2　救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ　2-1　被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

リスクシナリオ　2-2　多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

農林水産部	県土整備部	危機管理局	観光国際戦略局	エネルギー総合対策局	病院局	教育庁	警察本部	国	市町村	民間事業者等
◎	◎									
○	◎	○							◎	
		◎							◎	
									◎	
◎	◎									
		◎								
		◎								
					○					
		○	◎						◎	○
	◎							◎	◎	
◎	◎								◎	
◎									◎	
	◎									
	◎							◎		

◎印は主体となって取り組む部局等
○印は連携して取り組む部局等

リスクシナリオ／対応方策	総務部	企画政策部	環境生活部	健康福祉部	商工労働部
2-3　自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態					
【防災関連施設の耐震化・老朽対策】					
・県・市町村庁舎、消防本部庁舎等の耐震化・老朽化対策	◎				
・警察施設の耐震化・老朽化対策					
【災害対策本部等機能の強化】					
・災害対策本部機能の強化					
【関係機関の連携強化・防災訓練の推進】					
・災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化					
・防災航空隊への航空支援					
・警察機能の維持					
・医療従事者確保に係る連携体制				◎	
・総合防災訓練の実施					
・図上訓練の実施					
【救急・救助活動の体制強化】					
・消防力の強化					
・消防団の充実					
・災害医療・救急救護・福祉支援に携わる人材の育成				◎	
・救急・救助活動等の体制強化				◎	
【支援物資等の供給体制の確保】					
・被災地応援の受入体制の構築	◎				
・救援物資等の受援体制の構築					
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】					
・防災意識の啓発					
・防災訓練の推進					
・自主防災組織の設立・活性化支援					
・地域防災リーダーの育成					
・地区防災計画策定の推進					

農林水産部	県土整備部	危機管理局	観光国際戦略局	エネルギー総合対策局	病院局	教育庁	警察本部	国	市町村	民間事業者等
		◎							◎	
							◎			
		◎								
		◎							◎	
		◎							◎	
							◎			
					○				◎	
		◎					○		◎	
		◎								
		◎							◎	
		◎							◎	
		○								
		◎							◎	
		◎							◎	
		◎							◎	
		◎							◎	
		◎							◎	
		◎							◎	
		◎							◎	
		◎								

◎印は主体となって取り組む部局等
○印は連携して取り組む部局等

リスクシナリオ／対応方策	総務部	企画政策部	環境生活部	健康福祉部	商工労働部
2-4　救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶					
【緊急車両・災害拠点病院に対する燃料の確保】					
・石油燃料供給の確保					◎
・緊急車両等への燃料供給の確保					◎
・警察車両等への燃料供給の確保					
・医療施設の燃料等確保				◎	
【防災ヘリ・ドクターヘリの燃料の確保】					
・防災ヘリコプターの燃料確保					
・ドクターヘリの燃料確保				◎	
【道路施設の防災対策】					
・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策					
・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策					
・市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策					
・道路における障害物の除去					
2-5　想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（県外からの来訪客等）の発生・混乱					
【帰宅困難者の避難体制の確保】					
・観光客の避難体制の強化					
・観光客等に対する避難所等の確保					
【支援物資等の供給体制の確保】					
・非常物資の備蓄					
・応急給水資機材の整備				◎	
・被災地応援の受入体制の構築	◎				
・救援物資等の受援体制の構築					
【情報伝達の強化】					
・外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化					
・交通規制等の交通情報提供					
【帰宅困難者の輸送手段の確保】					
・バスによる帰宅困難者の輸送		◎			

農林水産部	県土整備部	危機管理局	観光国際戦略局	エネルギー総合対策局	病院局	教育庁	警察本部	国	市町村	民間事業者等
		◎							◎	
							◎			
					◎				◎	
		◎							◎	
		○			○					
	◎							◎	◎	
◎	◎								◎	
◎									◎	
	◎							◎		
			◎							○
		◎							◎	
		◎							◎	
									◎	
		◎							◎	
		◎							◎	
		◎	◎						◎	
	◎									

◎印は主体となって取り組む部局等
○印は連携して取り組む部局等

リスクシナリオ／対応方策	総務部	企画政策部	環境生活部	健康福祉部	商工労働部
2-6　医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺					
【病院・福祉施設等の耐震化】					
・病院施設の耐震化・老朽化対策				◎	
・社会福祉施設等の耐震化				◎	
【災害発生時における医療提供体制の構築】					
・災害時医療の連携体制				◎	
・災害医療・救急救護・福祉支援に携わる人材の育成				◎	
・医療従事者確保に係る連携体制				◎	
・お薬手帳の利用啓発				◎	
・保健医療の連携体制				◎	
・応急手当等の普及啓発				○	
・医療機関における水源の確保				◎	
・広域搬送の体制の確保				◎	
【ドクターヘリの運航の確保】					
・ドクターヘリの運航確保				◎	
【防災ヘリコプターの運航の確保】					
・防災ヘリコプターの連携体制の確立					
【避難者の健康対策】					
・避難所外避難者の把握等の対策				◎	
・長期間にわたる避難生活対策				◎	
【要配慮者への支援等】					
・要配慮者等への支援				◎	
・男女のニーズの違い等に配慮した支援			◎		
・心のケア体制の確保				◎	
・児童生徒の心のサポート				○	
・外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化					
・動物救護対策				◎	
【道路施設の防災対策】					
・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策					
・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策					
・市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策					
・道路における障害物の除去					

農林水産部	県土整備部	危機管理局	観光国際戦略局	エネルギー総合対策局	病院局	教育庁	警察本部	国	市町村	民間事業者等
					◎				◎	
										◎
		○							◎	
		○								
					○				◎	
									○	◎
		◎								
					○					
		◎								
		○							◎	
		◎			○				◎	
		○							◎	
		○				◎			◎	
		◎	◎						◎	
		○							◎	
	◎							◎	◎	
◎	◎								◎	
◎									◎	
	◎							◎		

◎印は主体となって取り組む部局等
○印は連携して取り組む部局等

リスクシナリオ／対応方策	総務部	企画政策部	環境生活部	健康福祉部	商工労働部
2-7　被災地における疾病・感染症等の大規模発生					
【感染症対策】					
・避難所における衛生環境の維持			○	○	
・感染症への意識向上及び対応策の整備				◎	
・予防接種の促進				◎	
【下水道施設の機能確保】					
・下水道施設の地震対策					
・下水道施設の老朽化対策					
・農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策					
・農業集落排水施設等の耐災害性の確保					
・下水道事業の業務継続計画の策定					
2-8　劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生					
【住宅・病院・学校等の耐震化】					
・住宅・建築物の耐震化による地震対策					
・老朽化した公営住宅の建替による防災・減災対策					
・病院施設の耐震化・老朽化対策				◎	
・社会福祉施設等の耐震化				◎	
・公立学校施設等の耐震化・老朽化対策					
・私立学校の耐震化	◎				
【避難場所の指定・確保】					
・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定					
・福祉避難所の開設・運営マニュアルの作成				◎	
・防災公共の推進					
・福祉施設・学校施設等の安全対策	◎			◎	
【支援物資等の供給体制の確保】					
・非常物資の備蓄					
・要配慮者（難病疾患等）への医療的支援				◎	
・災害用医薬品等の確保				◎	
・避難所における水等の確保				◎	

農林水産部	県土整備部	危機管理局	観光国際戦略局	エネルギー総合対策局	病院局	教育庁	警察本部	国	市町村	民間事業者等
		◎							◎	
									◎	
									◎	
	◎								◎	
	◎								◎	
◎									◎	
◎									◎	
	◎								◎	
	◎	○							◎	
	◎								◎	
					◎				◎	
										◎
						◎			◎	
									◎	◎
	○	◎							◎	
									◎	
○	◎	○							◎	
	○	◎				◎			◎	◎
		◎							◎	
		◎							◎	

◎印は主体となって取り組む部局等
○印は連携して取り組む部局等

リスクシナリオ／対応方策	総務部	企画政策部	環境生活部	健康福祉部	商工労働部
2-8　劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生					
【災害発生時における医療提供体制の構築】					
・災害時医療の連携体制				◎	
・お薬手帳の利用啓発				◎	
・保健医療の連携体制				◎	
・応急手当等の普及啓発				○	
・医療機関における水源の確保				◎	
・広域搬送の体制の確保				◎	
【避難者の健康対策】					
・避難所外避難者の把握等の対策				◎	
・長期間にわたる避難生活対策				◎	
【要配慮者への支援等】					
・要配慮者等への支援				◎	
・男女のニーズの違い等に配慮した支援			◎		
・心のケア体制の確保				◎	
・児童生徒の心のサポート				○	

農林水産部	県土整備部	危機管理局	観光国際戦略局	エネルギー総合対策局	病院局	教育庁	警察本部	国	市町村	民間事業者等
		○							◎	
									○	◎
		◎								
		○							◎	
		◎			○				◎	
		○							◎	
		○				◎			◎	

◎印は主体となって取り組む部局等
○印は連携して取り組む部局等

リスクシナリオ／対応方策	総務部	企画政策部	環境生活部	健康福祉部	商工労働部
3-1　行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下					
【災害対応庁舎等における機能の確保】					
・公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策	◎				
・県・市町村庁舎、消防本部庁舎等の耐震化・老朽化対策	◎				
・警察施設の耐震化・老朽化対策					
・代替庁舎の確保・災害警備本部機能の移転訓練					
・行政施設の非常用電源の整備	◎				
・警察本部等の非常用電源の整備					
【行政情報通信基盤の耐災害性の強化】					
・県・市町村・防災関係機関における情報伝達					
・行政情報通信基盤の耐災害性の強化	◎				
・行政情報の災害対策	◎				
【行政機関の業務継続計画の策定】					
・県及び市町村の業務継続計画の策定					
【災害対策本部等機能の強化】					
・災害対策本部機能の強化					
【受援・連携体制の構築】					
・県内市町村の広域連携体制の構築					
・被災地応援の受入体制の構築	◎				
【被災地の社会秩序の維持】					
・被災地の社会秩序の維持					
・留置非常計画の策定・護送訓練の実施					
・警察機能の維持					
【防災訓練の推進】					
・総合防災訓練の実施					
・図上訓練の実施					

農林水産部	県土整備部	危機管理局	観光国際戦略局	エネルギー総合対策局	病院局	教育庁	警察本部	国	市町村	民間事業者等
		◎							◎	
							◎			
							◎			
									◎	
							◎			
		◎							◎	
									◎	
									◎	
		◎							◎	
		◎								
		◎							◎	
		◎							◎	
							◎			
							◎			
							◎			
		◎					○		◎	
		◎								

◎印は主体となって取り組む部局等
○印は連携して取り組む部局等

リスクシナリオ／対応方策	総務部	企画政策部	環境生活部	健康福祉部	商工労働部
3-2　信号機の全面停止等による重大交通事故の多発					
【災害に備えた道路交通環境の整備】					
・災害発生時の交通整理体制の構築					
・信号機の非常用電源対策					
・信号機の老朽化対策					
3-3　防災・災害対応に必要な通信インフラ及び情報サービスの麻痺・機能停止					
【行政情報通信基盤の耐災害性の強化】					
・電気通信事業者・放送事業者の災害対策		○			
・県・市町村・防災関係機関における情報伝達					
・無線通信の冗長化					
・総合防災訓練の実施					
【電力の供給停止対策】					
・エネルギー供給事業者の災害対策					
・行政施設の非常用電源の整備	◎				
・警察本部等の非常用電源の整備					
【住民等への情報伝達の強化】					
・住民等への情報伝達手段の多様化					
【登山者等の安全対策】					
・登山者等の安全対策					

農林水産部	県土整備部	危機管理局	観光国際戦略局	エネルギー総合対策局	病院局	教育庁	警察本部	国	市町村	民間事業者等
							◎			
							◎			
							◎			
		◎								◎
		◎							◎	
							◎			
		◎					○		◎	
		◎								○
									◎	
							◎			
		◎							◎	
		◎								

◎印は主体となって取り組む部局等
○印は連携して取り組む部局等

リスクシナリオ／対応方策	総務部	企画政策部	環境生活部	健康福祉部	商工労働部
4-1　サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞					
【企業における業務継続体制の強化】					
・企業の業務継続計画作成の促進					◎
【農林水産物の移出・流通対策】					
・農林水産物の移出・流通対策					
【物流機能の維持・確保】					
・災害発生時の物流機能の確保		◎			
・輸送ルートの代替性の確保		◎			
【被災企業の金融支援】					
・被災企業への金融支援等					◎
【道路施設の防災対策】					
・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策					
・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策					
・市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策					
・道路における障害物の除去					
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】					
・鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備		◎			
・青い森鉄道の耐災害性の確保・体制の整備		◎			
【港湾・漁港の防災対策】					
・港湾・漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の対策					
【空港の防災対策】					
・空港の業務継続体制の維持・確保等					

農林水産部	県土整備部	危機管理局	観光国際戦略局	エネルギー総合対策局	病院局	教育庁	警察本部	国	市町村	民間事業者等
◎										
		◎								
									◎	
	◎							◎	◎	
◎	◎								◎	
◎									◎	
	◎							◎		
										◎
◎	◎									
	◎									

◎印は主体となって取り組む部局等
○印は連携して取り組む部局等

リスクシナリオ／対応方策	総務部	企画政策部	環境生活部	健康福祉部	商工労働部
4-2　社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止					
【エネルギー供給体制の強化】					
・エネルギー供給事業者の災害対策					
・石油元売会社からの供給確保					◎
・石油燃料供給の確保					◎
【石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実】					
・石油コンビナート等防災計画に基づく特別防災区域の防災対策					
【企業における業務継続体制の強化】					
・企業の業務継続計画作成の促進					◎
【道路施設の防災対策】					
・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策					
・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策					
・市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策					
・道路における障害物の除去					
4-3　石油コンビナート等の損壊、火災、爆発等					
【石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実】					
・石油コンビナート等防災計画に基づく特別防災区域の防災対策					

農林水産部	県土整備部	危機管理局	観光国際戦略局	エネルギー総合対策局	病院局	教育庁	警察本部	国	市町村	民間事業者等
		◎								◎
		◎								○
	◎							◎	◎	
◎	◎								◎	
◎									◎	
	◎							◎		
		◎								○

◎印は主体となって取り組む部局等
○印は連携して取り組む部局等

リスクシナリオ／対応方策	総務部	企画政策部	環境生活部	健康福祉部	商工労働部
4-4　基幹的交通ネットワーク（陸上・海上・航空）の機能停止					
【道路施設の防災対策】					
・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策					
・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策					
・市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策					
・幹線街路の整備					
・道路における障害物の除去					
【基幹的道路交通ネットワークの形成】					
・基幹的道路交通ネットワークの形成					
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】					
・鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備		◎			
・青い森鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備		◎			
【港湾・漁港の防災対策】					
・港湾・漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の対策					
・航路啓開等の協定に基づく連携体制					
【空港の防災対策】					
・空港の業務継続体制の維持・確保等					
・空港施設の機能維持・老朽化対策					

農林水産部	県土整備部	危機管理局	観光国際戦略局	エネルギー総合対策局	病院局	教育庁	警察本部	国	市町村	民間事業者等
	◎							◎	◎	
◎	◎								◎	
◎									◎	
	◎								◎	
	◎							◎		
	◎							◎		
										◎
◎	◎									
	◎									
	◎									
	◎									

◎印は主体となって取り組む部局等
○印は連携して取り組む部局等

リスクシナリオ／対応方策	総務部	企画政策部	環境生活部	健康福祉部	商工労働部
4-5　食料等の安定供給の停滞					
【被災農林漁業者の金融支援】					
・被災農林漁業者への金融支援					
【食料流通機能の維持・確保】					
・災害発生時における適正価格の維持			◎		
・卸売市場の防災・減災対策					
【県産食料品の生産・供給体制の強化】					
・食料生産体制の強化					
・多様なニーズに対応した県産品づくり					
・県産食料品の供給を支える人づくり					
・流域治水対策（農業水利施設の整備）					
・園芸産地事業継続対策					
・農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策					

農林水産部	県土整備部	危機管理局	観光国際戦略局	エネルギー総合対策局	病院局	教育庁	警察本部	国	市町村	民間事業者等
◎										
◎									◎	
◎									◎	
◎										
◎										
◎										
◎								◎		
◎								◎		
◎								◎	◎	
◎								◎	◎	

◎印は主体となって取り組む部局等
○印は連携して取り組む部局等

リスクシナリオ／対応方策	総務部	企画政策部	環境生活部	健康福祉部	商工労働部
5-1　電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止					
【エネルギー供給体制の強化】					
・エネルギー供給事業者の災害対策					
・ガス供給施設の老朽化対策					◎
・避難所等への燃料等供給の確保					◎
・企業の業務継続計画作成の促進					◎
・石油燃料供給の確保					◎
【石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実】					
・石油コンビナート等防災計画に基づく特別防災区域の防災対策					
【再生可能エネルギーの導入促進】					
・再生可能エネルギーの導入					
・電力系統の接続制約等の改善					
【道路施設の防災対策】					
・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策					
・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策					
・市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策					
・道路における障害物の除去					
5-2　上水道等の長期間にわたる機能停止					
【水道施設の防災対策】					
・水道施設の耐震化・老朽化対策				◎	
・水道施設の応急対策				◎	
・水道事業者の業務継続計画の策定				◎	
【工業用水道施設の防災対策】					
・工業用水施設の耐震化・老朽化対策					

農林水産部	県土整備部	危機管理局	観光国際戦略局	エネルギー総合対策局	病院局	教育庁	警察本部	国	市町村	民間事業者等
		◎								◎
		○								◎
		◎								
		◎								○
				◎					◎	
				◎						
	◎							◎	◎	
◎	◎								◎	
◎									◎	
	◎							◎		
									◎	
									◎	
									◎	
	◎									

◎印は主体となって取り組む部局等
○印は連携して取り組む部局等

リスクシナリオ／対応方策	総務部	企画政策部	環境生活部	健康福祉部	商工労働部
5-3　汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止					
【下水道施設の機能確保】					
・下水道事業の業務継続計画の策定					
・農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策					
・農業集落排水施設等の耐災害性の確保					
・避難所等におけるトイレ機能の確保					
・下水道施設の地震対策					
・下水道施設の老朽化対策					
【合併処理浄化槽への転換の促進】					
・合併処理浄化槽への転換の促進			◎		
5-4　鉄道・幹線道路等の基幹インフラや地域交通ネットワークが分断する事態					
【道路施設の防災対策】					
・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策					
・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策					
・市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策					
・道路における障害物の除去					
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】					
・鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備		◎			
・青い森鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備		◎			
【路線バスの運行体制・離島航路の運航体制の維持】					
・路線バスの運行体制の維持		◎			
・むつ湾内航路の運航体制の維持		◎			
【鉄道の運行確保】					
・鉄道事業者との連携による早期復旧		◎			
・青い森鉄道の災害対策		◎			
【基幹的道路交通ネットワークの形成】					
・基幹的道路交通ネットワークの形成					
【代替交通・輸送手段の確保】					
・代替交通手段の確保		◎			
・代替輸送手段の確保					
・輸送ルートの代替性の確保		◎			

農林水産部	県土整備部	危機管理局	観光国際戦略局	エネルギー総合対策局	病院局	教育庁	警察本部	国	市町村	民間事業者等
	◎								◎	
◎									◎	
◎									◎	
		◎							○	
	◎								◎	
	◎								◎	
									◎	
	◎							◎	◎	
◎	◎								◎	
◎									◎	
	◎							◎		
										◎
									◎	
	◎							◎		
									◎	
◎	◎									
									◎	

◎印は主体となって取り組む部局等
○印は連携して取り組む部局等

リスクシナリオ／対応方策	総務部	企画政策部	環境生活部	健康福祉部	商工労働部
5-5　防災インフラの長期間にわたる機能不全					
【防災インフラの耐震化・老朽化対策】					
・病院施設の耐震化・老朽化対策				◎	
・公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策	◎				
・県・市町村庁舎、消防本部庁舎等の耐震化・老朽化対策	◎				
・警察施設の耐震化・老朽化対策					
・港湾・漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の対策					
・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策					
・市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策					
・海岸保全施設の老朽化対策					
・海岸陸閘の管理体制の強化					
・農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策					
・砂防関係施設の老朽化対策					
・水道施設の耐震化・老朽化対策				◎	
・下水道施設の地震対策					
・下水道施設の老朽化対策					
・ダム施設の老朽化対策					

農林水産部	県土整備部	危機管理局	観光国際戦略局	エネルギー総合対策局	病院局	教育庁	警察本部	国	市町村	民間事業者等
					◎				◎	
		◎							◎	
							◎			
◎	◎									
	◎							◎	◎	
◎									◎	
◎	◎								○	
◎	◎									
◎								◎	◎	
	◎									
									◎	
	◎								◎	
	◎								◎	
	◎							◎		

◎印は主体となって取り組む部局等
○印は連携して取り組む部局等

リスクシナリオ／対応方策	総務部	企画政策部	環境生活部	健康福祉部	商工労働部
6-1　ため池、ダム、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生					
【ため池、ダム等の防災対策】					
・ダム施設の老朽化対策					
・ダム施設等の非常用電源の整備					
・山地災害危険地区等における治山対策					
・防災重点農業用ため池の防災・減災対策					
【防災施設の機能維持】					
・砂防関係施設の整備					
・砂防関係施設の老朽化対策					
・農山村地域における防災対策					
・河道閉塞等による住民避難のための情報提供					
・流域治水対策（農業水利施設の整備）					
・農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策					
6-2　有害物質の大規模流出・拡散					
【有害物質の流出・拡散防止対策】					
・有害物質の流出・拡散防止対策				◎	
・公共用水域等への有害物質の流出・拡散防止対策			◎		
・毒性ガスの大規模漏えいに係る保安対策					
・有害な産業廃棄物の流出等防止対策			◎		
・大気中への有害物質の飛散防止対策			◎		
・PCB廃棄物の流出・紛失等防止対策			◎		
【鉱廃水関係施設の稼働の継続】					
・坑廃水処理関係施設の稼働の継続					◎
【有害物質流出時の処理体制の構築】					
・有害物質流出時の処理体制の構築			◎		
・有害物質の大規模流出・拡散対応					

農林水産部	県土整備部	危機管理局	観光国際戦略局	エネルギー総合対策局	病院局	教育庁	警察本部	国	市町村	民間事業者等
	◎							◎		
◎	◎							◎		
◎									◎	
◎									◎	
	◎									
	◎									
◎									◎	
	◎							◎	◎	
◎								◎		
◎								◎	◎	
◎		◎							◎	○
		◎								○
		◎							◎	

◎印は主体となって取り組む部局等
○印は連携して取り組む部局等

リスクシナリオ／対応方策	総務部	企画政策部	環境生活部	健康福祉部	商工労働部
6-3　原子力施設からの放射性物質の放出					
・原子力施設の安全対策					
・原子力施設に係る環境放射線モニタリング					
・原子力災害時の防災対策				○	
・原子力施設の安全性検証					
・放射線監視体制の機能維持に関する強化対策					
6-4　農地・森林等の荒廃による被害の拡大					
【荒廃農地の発生防止・利用促進】					
・農地利用の最適化支援					
・農地の生産基盤の整備推進					
【森林資源の適切な保全管理】					
・森林の計画的な保全管理					
・森林整備事業等の森林所有者への普及啓発					
・自然公園施設の整備・老朽化対策					
【農山村地域における防災対策】					
・農山村地域における防災対策					
【農林水産業の生産基盤の防災対策】					
・流域治水対策（農業水利施設の整備）					

農林水産部	県土整備部	危機管理局	観光国際戦略局	エネルギー総合対策局	病院局	教育庁	警察本部	国	市町村	民間事業者等
		◎							◎	
		◎								
		◎							◎	
		◎								
		◎								
◎									◎	
◎										
◎										◎
◎										○
			◎							
◎									◎	
◎								◎		

◎印は主体となって取り組む部局等
○印は連携して取り組む部局等

リスクシナリオ／対応方策	総務部	企画政策部	環境生活部	健康福祉部	商工労働部
7-1　大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態					
【災害廃棄物の処理体制の構築】					
・災害廃棄物処理計画の策定			◎		
・災害廃棄物等の処理に関する連携の強化			◎		
・大気中への有害物質の飛散防止対策			◎		
7-2　道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態					
【防災ボランティア受入体制の構築】					
・防災ボランティア受入体制の構築			◎		
・防災ボランティアの育成					
【技術職員等の確保】					
・復旧作業等に係る技術者等の確保					
・被災地応援の受入体制の構築	◎				
【建設業の担い手の育成・確保】					
・建設業の担い手の育成・確保					
・農林水産業の担い手育成・確保					
・農業の担い手育成・確保					
・林業の担い手育成・確保					
・水産業の担い手育成・確保					
【キャリア教育の推進】					
・キャリア教育等の推進					
【防災人材育成】					
・災害医療・救急救護・福祉支援に携わる人材の育成				◎	
・自主防災組織の設立・活性化支援					
・消防力の強化					
・消防団の充実					
・被害認定調査等の体制確保	○			○	

農林水産部	県土整備部	危機管理局	観光国際戦略局	エネルギー総合対策局	病院局	教育庁	警察本部	国	市町村	民間事業者等
		◎							◎	
		◎				◎			◎	
	◎									
		◎							◎	
○	◎									
◎										
◎										
◎										
◎										
						◎				
		○								
		◎							◎	
		◎							◎	
		◎							◎	
	○	◎								

◎印は主体となって取り組む部局等
○印は連携して取り組む部局等

リスクシナリオ／対応方策	総務部	企画政策部	環境生活部	健康福祉部	商工労働部
7-3　地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態					
【地域コミュニティ力の強化】					
・地域防災力の向上・コミュニティ再生					
・地域コミュニティ力の強化		◎			
・農山漁村の活性化					
・地域コミュニティを牽引する人材の育成					
・地域を支えるリーダーの育成		◎			
・消防団の充実					
【被災地域の治安維持】					
・被災地の社会秩序の維持					
【応急仮設住宅の確保等】					
・応急仮設住宅の迅速な供給					
7-4　風評被害等による地域経済等への甚大な影響					
【風評被害の発生防止】					
・正確な情報発信による県産農林水産品の風評被害防止					
・物流関係者との信頼関係の構築					
【風評被害の軽減対策】					
・県産農林水産品の風評被害軽減対策					

農林水産部	県土整備部	危機管理局	観光国際戦略局	エネルギー総合対策局	病院局	教育庁	警察本部	国	市町村	民間事業者等
		◎							◎	
									◎	
◎									◎	
						◎				
		◎							◎	
							◎			
	◎								◎	
◎			◎							
◎										
◎										

◎印は主体となって取り組む部局等
○印は連携して取り組む部局等

青森県国土強靱化地域計画

（資料２）青森県国土強靱化地域計画に関連する主な事業

事業名	箇所	数量	期間
浄化槽整備費補助	未定	未定	H24～R7
園芸産地における事業継続強化対策事業	事業継続計画を推進すべき園芸用施設設置面積（施設園芸取組農家戸数）	178ha（1,800戸）	Ｒ３（Ｒ７まで継続予定）
林道事業（森林環境保全整備事業）	五所川原市ほか３町	４路線	R4年度～8年度
林道事業（農山漁村地域整備交付金）	深浦町ほか１市	２路線	R4年度～8年度
治山事業（補助）	青森市ほか１５市町村	２７地区	R4年度～8年度
治山事業（農山漁村地域整備交付金）	黒石市ほか８市町村	１２地区	R4年度～8年度
一般造林事業	県内一円	東青地域森林計画区ほか３計画区 13,000ha	R4年度～8年度
森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業	県内一円	300ha	R4年度～8年度
原子力施設環境放射線等監視事業	―		R4～
原子力施設に係る環境放射線監視体制整備事業	―		
モニタリング等広報事業	―		
緊急時連絡網整備事業	―		
防災活動資機材等整備事業	―		

総事業費（百万円）	５か年加速化対策事業	現況	新計画における対応方策名
未定	該当	3,856基（R2年度末現在）	合併処理浄化槽への転換の促進
3	該当	講習会の開催１回、マニュアルの配布１回（３年度現在）	食料生産体制の強化
898		整備の遅れている森林がある	緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策、緊急輸送道路以外の機能強化・老朽化対策、林道の整備
885		整備の遅れている森林がある	緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策、緊急輸送道路以外の機能強化・老朽化対策、林道の整備
3,074	該当	森林等の荒廃による山地災害の発生が懸念	農山村地域における防災対策、津波防災施設の整備 治山・地すべり防止施設の整備
2,465	該当	森林等の荒廃による山地災害の発生が懸念	農山村地域における防災対策 治山施設の整備
4,055	該当	整備の遅れている森林がある	森林資源の適切な保全管理
45		整備の遅れている森林（里山林）がある	森林資源の適切な保全管理
457※			原子力施設に係る環境放射線モニタリング
445※	該当		原子力施設に係る環境放射線モニタリング
21※			原子力施設に係る環境放射線モニタリング
45※			原子力災害時の防災対策
75※			原子力災害時の防災対策

※　毎年度国との調整により決定

事業名	箇所	数量	期間
緊急時対策調査・普及等事業	―		R4（当該事業は毎年度国との調整により決定）
原子力災害避難対策事業	―		
県立盲学校・青森聾学校改築事業	青森聾学校	校舎４棟 屋内運動場１棟 寄宿舎１棟	R6～R8
黒石養護学校移転改修事業	黒石養護学校（旧黒石商業高等学校）	校舎等５棟 屋内運動場１棟	R6～R7
青森第二養護学校改修事業	青森第二養護学校	校舎４棟	R1～R4
水産流通基盤整備事業	付表「漁港１」のとおり（7ページ）		
水産物供給基盤機能保全事業	付表「漁港２」のとおり（7ページ）		
漁港施設機能強化事業	付表「漁港３」のとおり（８ページ）		
水産生産基盤整備事業	付表「漁港４」のとおり（８ページ）		
漁港機能増進事業	付表「漁港５」のとおり（９ページ）		
海岸保全施設整備事業	付表「漁港６」のとおり（１０ページ）		
農山漁村地域整備交付金（漁港水産基盤整備事業）	付表「漁港７」のとおり（１０ページ）		
農山漁村地域整備交付金（漁港海岸保全施設整備事業）	付表「漁港８」のとおり（１１ページ）		
地方創生港整備交付金事業	付表「漁港９」のとおり（１１ページ）		
農業水路等長寿命化・防災減災事業	付表「農整１」のとおり（１２ページ）		
経営体育成基盤整備事業	付表「農整２」のとおり（１２～１３ページ）		
機構関連農地整備事業	付表「農整３」のとおり（１３ページ）		
基幹水利施設ストックマネジメント事業	付表「農整４」のとおり（１３ページ）		

総事業費（百万円）	５か年加速化対策事業	現況	青森県国土強靱化地域計画における対応方策名
67			原子力災害時の防災対策
18			原子力災害時の防災対策
3,577		0%（令和3年度現在）	住宅・病院・学校等の耐震化
2,142		0%（令和3年度現在）	住宅・病院・学校等の耐震化
805		36%（令和3年度現在）	住宅・病院・学校等の耐震化
付表「漁港１」のとおり（7ページ）			
付表「漁港2」のとおり（7ページ）			
付表「漁港３」のとおり（８ページ）			
付表「漁港４」のとおり（８ページ）			
付表「漁港５」のとおり（９ページ）			
付表「漁港６」のとおり（１０ページ）			
付表「漁港７」のとおり（１０ページ）			
付表「漁港８」のとおり（１１ページ）			
付表「漁港９」のとおり（１１ページ）			
付表「農整１」のとおり（１２ページ）			
付表「農整２」のとおり（１２～１３ページ）			
付表「農整３」のとおり（１３ページ）			
付表「農整４」のとおり（１３ページ）			

事業名	箇所	数量	期間
農業水利施設保全合理化事業	付表「農整５」のとおり（１４ページ）		
基幹水利施設管理事業	付表「農整６」のとおり（１４～１５ページ）		
基幹施設管理体制整備事業	付表「農整７」のとおり（１５ページ）		
防災ダム事業	付表「農整８」のとおり（１５～１６ページ）		
ため池等整備事業	付表「農整９」のとおり（１６～１７ページ）		
農業用河川工作物応急対策事業	付表「農整１０」のとおり（１７ページ）		
海岸保全施設整備事業	付表「農整１１」のとおり（１７ページ）		
通作条件整備事業	付表「農整１２」のとおり（１７～１８ページ）		
中山間地域総合整備事業	付表「農整１３」のとおり（１８～１９ページ）		
集落基盤整備事業	付表「農整１４」のとおり（１９ページ）		
農業集落排水事業	付表「農整１５」のとおり（１９ページ）		
道路事業	付表「道路１」～「道路12」のとおり（２０～36ページ）		
河川事業	付表「河川1」～「河川2」のとおり（３７～３８ページ）		
河川事業【ダム】	付表「河川3」～「河川4」のとおり（３８ページ）		
海岸事業	付表「河川5」のとおり（３９ページ）		
砂防事業	付表「河川6」～「河川8」のとおり（３９～４３ページ）		
港湾事業、港湾（海岸）事業	付表「港湾１」～「港湾９」のとおり（４４～４６ページ）		
街路事業	付表「都計１」～「都計３」のとおり（４７ページ）		
公園事業	付表「都計４」のとおり（４７ページ）		
下水道事業	付表「都計５」のとおり（４７～４８ページ）		
公営住宅事業	付表「建住1」及び「建住2」中「戸山団地」「昭和団地」のとおり（４９ページ）		
建築・住宅（その他）事業	付表「建住2」のとおり（４９～５０ページ）		
国定公園等整備事業	付表「観光１」のとおり（５１ページ）		
国立公園整備事業	付表「観光２」のとおり（５１ページ）		

総事業費（百万円）	５か年加速化対策事業	現況	青森県国土強靭化地域計画における対応方策名
付表「農整５」のとおり（１３ページ）			
付表「農整６」のとおり（１４～１５ページ）			
付表「農整７」のとおり（１５ページ）			
付表「農整８」のとおり（１５～１６ページ）			
付表「農整９」のとおり（１６～１７ページ）			
付表「農整１０」のとおり（１７ページ）			
付表「農整１１」のとおり（１７ページ）			
付表「農整１２」のとおり（１７～１８ページ）			
付表「農整１３」のとおり（１８～１９ページ）			
付表「農整１４」のとおり（１９ページ）			
付表「農整１５」のとおり（１９ページ）			
付表「道路１」～付表「道路12」のとおり（２０～36ページ）			
付表「河川1」～付表「河川2」のとおり（３７～３８ページ）			
付表「河川3」～付表「河川4」のとおり（３８ページ）			
付表「河川5」のとおり（３９ページ）			
付表「河川6」～「河川8」のとおり（３９～４３ページ）			
付表「港湾１」～付表「港湾９」のとおり（４４～４６ページ）			
付表「都計１」～付表「都計３」のとおり（４７ページ）			
付表「都計４」のとおり（４７ページ）			
付表「都計５」のとおり（４７～４８ページ）			
付表「建住1」及び付表「建住2」中「戸山団地」「昭和団地」のとおり（４９ページ）			
付表「建住2」のとおり（４９～５０ページ）			
付表「観光１」のとおり（５１ページ）			
付表「観光２」のとおり（５１ページ）			

（資料２）青森県国土強靱化地域計画に関連する主な事業　付表「漁港１」～「漁港２」

事業費の単位：百万円

詳細番号	事業計画の詳細								
漁港1	事業名	水産流通基盤整備事業				計画の期間	R4 ～ R8	現況	-
	国土強靱化地域計画の対応方策名	公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策、港湾・漁港の防災対策、代替交通・輸送手段の確保、防災インフラの耐震化・老朽化対策							
	漁港名	事業内容	市町村名	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化
	北金ヶ沢	新設、改良、補修	深浦町	1	漁港	990	R4 ～ R7		該当
	小泊	新設、改良、補修	中泊町	1	漁港	2,970	R4 ～ R6		該当
	大畑	新設、改良、補修	むつ市	1	漁港	700	R7 ～ R8		該当
	白糠	新設、改良、補修	東通村・六ヶ所村	1	漁港	4,700	R5 ～ R8		該当
	三沢	新設、改良、補修	三沢市	1	漁港	2,100	R4 ～ R8		該当
	八戸	新設、改良、補修	八戸市	1	漁港	1,750	R5 ～ R8		該当
	計			6	漁港	13,210			

詳細番号	事業計画の詳細								
漁港2	事業名	水産物供給基盤機能保全事業				計画の期間	R4 ～ R8	現況	-
	国土強靱化地域計画の対応方策名	公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策、道路施設の防災対策、港湾・漁港の防災対策、代替交通・輸送手段の確保、防災インフラの耐震化・老朽化対策							
	漁港名	事業内容	市町村名	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化
	岩崎	改良、補修	深浦町	1	漁港	200	R4 ～ R8		該当
	北金ヶ沢	改良、補修	深浦町	1	漁港	100	R7 ～ R8		該当
	鰺ヶ沢	改良、補修	鰺ヶ沢町	1	漁港	150	R4 ～ R7		該当
	十三	改良、補修	五所川原市	1	漁港	400	R4 ～ R8		該当
	小泊	改良、補修	中泊町	1	漁港	100	R7 ～ R8		該当
	龍飛	改良、補修	外ヶ浜町	1	漁港	100	R7 ～ R8		該当
	三厩	改良、補修	外ヶ浜町	1	漁港	70	R4 ～ R5		該当
	今別	改良、補修	今別町	1	漁港	80	R4 ～ R5		該当
	一本木	改良、補修	今別町	1	漁港	366	R4 ～ R8		該当
	平舘	改良、補修	外ヶ浜町	1	漁港	145	R4 ～ R5		該当
	蟹田	改良、補修	外ヶ浜町	1	漁港	150	R4 ～ R7		該当
	蓬田	改良、補修	蓬田村	1	漁港	200	R5 ～ R8		該当
	後潟	改良、補修	青森市	1	漁港	100	R7 ～ R8		該当
	奥内	改良、補修	青森市	1	漁港	50	R8 ～ R8		該当
	茂浦	改良、補修	平内町	1	漁港	430	R4 ～ R8		該当
	稲生	改良、補修	平内町	1	漁港	100	R7 ～ R8		該当
	東田沢	改良、補修	平内町	1	漁港	100	R7 ～ R8		該当
	小湊	改良、補修	平内町	1	漁港	213	R4 ～ R7		該当
	清水川	改良、補修	平内町	1	漁港	100	R7 ～ R8		該当
	野辺地	改良、補修	野辺地町	1	漁港	100	R7 ～ R8		該当
	横浜	改良、補修	横浜町	1	漁港	40	R4		該当
	檜川	改良、補修	むつ市	1	漁港	100	R7 ～ R8		該当
	脇野沢	改良、補修	むつ市	1	漁港	160	R4		該当
	牛滝	改良、補修	佐井村	1	漁港	60	R4 ～ R7		該当
	磯谷	改良、補修	佐井村	1	漁港	50	R5		該当
	佐井	改良、補修	佐井村	1	漁港	100	R7 ～ R8		該当
	奥戸	改良、補修	大間町	1	漁港	70	R4 ～ R5		該当
	下手浜	改良、補修	大間町	1	漁港	135	R4 ～ R6		該当
	易国間	改良、補修	風間浦村	1	漁港	40	R4		該当
	下風呂	改良、補修	風間浦村	1	漁港	100	R6 ～ R7		該当
	大畑	改良、補修	むつ市	1	漁港	500	R4 ～ R8		該当
	正津川	改良、補修	むつ市	1	漁港	120	R4 ～ R6		該当
	野牛	改良、補修	東通村	1	漁港	50	R7		該当
	尻屋	改良、補修	東通村	1	漁港	174	R4 ～ R6		該当
	白糠	改良、補修	東通村・六ヶ所村	1	漁港	250	R4 ～ R8		該当
	三沢	改良、補修	三沢市	1	漁港	250	R4 ～ R8		該当
	百石	改良、補修	おいらせ町	1	漁港	250	R4 ～ R8		該当
	八戸	改良、補修	八戸市	1	漁港	1,230	R4 ～ R8		該当
	小舟渡	改良、補修	階上町	1	漁港	110	R4 ～ R5		該当
	計			39	漁港	7,043			

事業費の単位：百万円

詳細番号	事業計画の詳細								
漁港３	事業名	漁港施設機能強化事業			計画の期間	R4 ～ R8		現況	-
	国土強靱化地域計画の対応方策名	公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策、港湾・漁港の防災対策、代替交通・輸送手段の確保、防災インフラの耐震化・老朽化対策							
	漁港名	事業内容	市町村名	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化
	平舘	新設、改良	外ヶ浜町	1	漁港	600	R5 ～ R8		該当
	蓬田	新設、改良	蓬田村	1	漁港	500	R4 ～ R8		該当
	後潟	新設、改良	青森市	1	漁港	450	R5 ～ R8		該当
	奥内	新設、改良	青森市	1	漁港	20	R4		該当
	茂浦	新設、改良	平内町	1	漁港	50	R8		該当
	稲生	新設、改良	平内町	1	漁港	210	R4 ～ R6		該当
	東田沢	新設、改良	平内町	1	漁港	700	R5 ～ R8		該当
	小湊	新設、改良	平内町	1	漁港	50	R5 ～ R5		該当
	清水川	新設、改良	平内町	1	漁港	510	R6 ～ R8		該当
	横浜	新設、改良	横浜町	1	漁港	490	R4 ～ R8		該当
	檜川	新設、改良	むつ市	1	漁港	320	R4 ～ R6		該当
	脇野沢	新設、改良	むつ市	1	漁港	205	R4		該当
	牛滝	新設、改良	佐井村	1	漁港	390	R6 ～ R8		該当
	奥戸	新設、改良	大間町	1	漁港	375	R4 ～ R7		該当
	易国間	新設、改良	風間浦村	1	漁港	250	R4 ～ R5		該当
	下風呂	新設、改良	風間浦村	1	漁港	200	R5 ～ R7		該当
	大畑	新設、改良	むつ市	1	漁港	390	R4 ～ R8		該当
	尻屋	新設、改良	東通村	1	漁港	200	R5 ～ R6		該当
	白糠	新設、改良	東通村・六ヶ所村	1	漁港	50	R4		該当
	百石	新設、改良	おいらせ町	1	漁港	700	R5 ～ R8		該当
	小舟渡	新設、改良	階上町	1	漁港	250	R4 ～ R5		該当
	計			21	漁港	6,910			

詳細番号	事業計画の詳細								
漁港４	事業名	水産生産基盤整備事業			計画の期間	R4 ～ R8		現況	-
	国土強靱化地域計画の対応方策名	公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策、港湾・漁港の防災対策、代替交通・輸送手段の確保、防災インフラの耐震化・老朽化対策							
	漁港名	事業内容	市町村名	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化
	岩崎	新設、改良、補修	深浦町	1	漁港	460	R4 ～ R5		該当
	鰺ヶ沢	新設、改良、補修	鰺ヶ沢町	1	漁港	300	R6 ～ R8		該当
	龍飛	新設、改良、補修	外ヶ浜町	1	漁港	450	R7 ～ R8		該当
	三厩	新設、改良、補修	外ヶ浜町	1	漁港	800	R5 ～ R8		該当
	今別	新設、改良、補修	今別町	1	漁港	300	R6 ～ R8		該当
	蟹田	新設、改良、補修	外ヶ浜町	1	漁港	200	R8		該当
	野辺地	新設、改良、補修	野辺地町	1	漁港	1,600	R4 ～ R6		該当
	佐井	新設、改良、補修	佐井村	1	漁港	3,830	R4 ～ R7		該当
	下手浜	新設、改良、補修	大間町	1	漁港	200	R5 ～ R8		該当
	下風呂	新設、改良、補修	風間浦村	1	漁港	300	R6 ～ R8		該当
	野牛	新設、改良、補修	東通村	1	漁港	1,150	R4 ～ R7		該当
	尻屋	新設、改良、補修	東通村	1	漁港	640	R4		該当
	小舟渡	新設、改良、補修	階上町	1	漁港	150	R8		該当
	計			13	漁港	10,380			

（資料２）青森県国土強靱化地域計画に関連する主な事業　付表「漁港５」

事業費の単位：百万円

詳細番号	事業計画の詳細								
漁港5	事業名	漁港機能増進事業				計画の期間	R4 ～ R8	現況	-
	国土強靱化地域計画の対応方策名	公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策、港湾・漁港の防災対策、代替交通・輸送手段の確保、防災インフラの耐震化・老朽化対策							
	漁港名	事業内容	市町村名	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化
	岩崎	新設、改良、補修	深浦町	1	漁港	10	R5		該当
	北金ヶ沢	新設、改良、補修	深浦町	1	漁港	10	R5		該当
	鰺ヶ沢	新設、改良、補修	鰺ヶ沢町	1	漁港	10	R5		該当
	十三	新設、改良、補修	五所川原市	1	漁港	10	R5		該当
	小泊	新設、改良、補修	中泊町	1	漁港	10	R5		該当
	龍飛	新設、改良、補修	外ヶ浜町	1	漁港	10	R5		該当
	三厩	新設、改良、補修	外ヶ浜町	1	漁港	10	R5		該当
	今別	新設、改良、補修	今別町	1	漁港	10	R5		該当
	一本木	新設、改良、補修	今別町	1	漁港	10	R5		該当
	平舘	新設、改良、補修	外ヶ浜町	1	漁港	10	R5		該当
	蟹田	新設、改良、補修	外ヶ浜町	1	漁港	10	R6		該当
	蓬田	新設、改良、補修	蓬田村	1	漁港	10	R6		該当
	後潟	新設、改良、補修	青森市	1	漁港	10	R6		該当
	奥内	新設、改良、補修	青森市	1	漁港	10	R6		該当
	青森	新設、改良、補修	青森市	1	漁港	10	R6		該当
	久栗坂	新設、改良、補修	青森市	1	漁港	12	R4		該当
	茂浦	新設、改良、補修	平内町	1	漁港	10	R6		該当
	稲生	新設、改良、補修	平内町	1	漁港	10	R6		該当
	東田沢	新設、改良、補修	平内町	1	漁港	10	R6		該当
	小湊	新設、改良、補修	平内町	1	漁港	10	R6		該当
	清水川	新設、改良、補修	平内町	1	漁港	10	R6		該当
	野辺地	新設、改良、補修	野辺地町	1	漁港	10	R7		該当
	横浜	新設、改良、補修	横浜町	1	漁港	10	R7		該当
	檜川	新設、改良、補修	むつ市	1	漁港	10	R7		該当
	脇野沢	新設、改良、補修	むつ市	1	漁港	10	R7		該当
	牛滝	新設、改良、補修	佐井村	1	漁港	10	R7		該当
	磯谷	新設、改良、補修	佐井村	1	漁港	10	R7		該当
	佐井	新設、改良、補修	佐井村	1	漁港	10	R7		該当
	奥戸	新設、改良、補修	大間町	1	漁港	10	R7		該当
	下手浜	新設、改良、補修	大間町	1	漁港	10	R7		該当
	下風呂	新設、改良、補修	風間浦村	1	漁港	10	R7		該当
	大畑	新設、改良、補修	むつ市	1	漁港	30	R4		該当
	正津川	新設、改良、補修	むつ市	1	漁港	10	R8		該当
	野牛	新設、改良、補修	東通村	1	漁港	10	R8		該当
	尻屋	新設、改良、補修	東通村	1	漁港	10	R8		該当
	白糠	新設、改良、補修	東通村・六ヶ所村	1	漁港	10	R8		該当
	三沢	新設、改良、補修	三沢市	1	漁港	10	R8		該当
	百石	新設、改良、補修	おいらせ町	1	漁港	10	R8		該当
	八戸	新設、改良、補修	八戸市	1	漁港	40	R4		該当
	小舟渡	新設、改良、補修	階上町	1	漁港	10	R8		該当
	計			40	漁港	452			

事業費の単位：百万円

詳細番号	事業計画の詳細								
漁港6	事業名	海岸保全施設整備事業				計画の期間	R4 ～ R8	現況	-
	国土強靱化地域計画の対応方策名	津波防災施設の整備、河川改修等の治水対策、河川・ダム施設等の防災対策							
	漁港名	事業内容	市町村名	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化
	小泊	新設、改良、補修	中泊町	1	漁港	100	R8		該当
	一本木	新設、改良、補修	今別町	1	漁港	1,000	R4 ～ R8		該当
	横浜	新設、改良、補修	横浜町	1	漁港	50	R8		該当
	計			3	漁港	1,150			

詳細番号	事業計画の詳細								
漁港7	事業名	農山漁村地域整備交付金（漁港水産基盤整備事業）				計画の期間	R4 ～ R8	現況	-
	国土強靱化地域計画の対応方策名	公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策、港湾・漁港の防災対策、代替交通・輸送手段の確保、防災インフラの耐震化・老朽化対策							
	漁港名	事業内容	市町村名	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化
	十三	新設、改良、補修	五所川原市	1	漁港	300	R7 ～ R8		該当
	横浜	新設、改良、補修	横浜町	1	漁港	100	R7 ～ R8		該当
	脇野沢	新設、改良、補修	むつ市	1	漁港	50	R8		該当
	牛滝	新設、改良、補修	佐井村	1	漁港	450	R4 ～ R8		該当
	磯谷	新設、改良、補修	佐井村	1	漁港	350	R5 ～ R8		該当
	百石	新設、改良、補修	おいらせ町	1	漁港	100	R8		該当
	小舟渡	新設、改良、補修	階上町	1	漁港	50	R8		該当
	計			7	漁港	1,400			

（資料２）青森県国土強靱化地域計画に関連する主な事業　付表「漁港８」～「漁港９」

事業費の単位：百万円

詳細番号	事業計画の詳細								
漁港8	事業名	農山漁村地域整備交付金（漁港海岸保全施設整備事業）			計画の期間	R4 ～ R8		現況	-
	国土強靱化地域計画の対応方策名	津波防災施設の整備、河川改修等の治水対策、河川・ダム施設等の防災対策、防災インフラの耐震化・老朽化対策							
	漁港名	事業内容	市町村名	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化
	岩崎	新設、改良、補修	深浦町	1	漁港	208	R4 ～ R8		該当
	北金ヶ沢	新設、改良、補修	深浦町	1	漁港	80	R5 ～ R8		該当
	鰺ヶ沢	新設、改良、補修	鰺ヶ沢町	1	漁港	80	R5 ～ R8		該当
	十三	新設、改良、補修	五所川原市	1	漁港	80	R5 ～ R8		該当
	小泊	新設、改良、補修	中泊町	1	漁港	80	R5 ～ R8		該当
	龍飛	新設、改良、補修	外ヶ浜町	1	漁港	80	R5 ～ R8		該当
	三厩	新設、改良、補修	外ヶ浜町	1	漁港	250	R4 ～ R8		該当
	今別	新設、改良、補修	今別町	1	漁港	80	R5 ～ R8		該当
	一本木	新設、改良、補修	今別町	1	漁港	190	R4 ～ R8		該当
	平舘	新設、改良、補修	外ヶ浜町	1	漁港	80	R5 ～ R8		該当
	蟹田	新設、改良、補修	外ヶ浜町	1	漁港	80	R5 ～ R8		該当
	蓬田	新設、改良、補修	蓬田村	1	漁港	80	R5 ～ R8		該当
	後潟	新設、改良、補修	青森市	1	漁港	80	R5 ～ R8		該当
	奥内	新設、改良、補修	青森市	1	漁港	80	R5 ～ R8		該当
	青森	新設、改良、補修	青森市	1	漁港	80	R5 ～ R8		該当
	茂浦	新設、改良、補修	平内町	1	漁港	80	R5 ～ R8		該当
	稲生	新設、改良、補修	平内町	1	漁港	80	R5 ～ R8		該当
	東田沢	新設、改良、補修	平内町	1	漁港	80	R5 ～ R8		該当
	小湊	新設、改良、補修	平内町	1	漁港	80	R5 ～ R8		該当
	清水川	新設、改良、補修	平内町	1	漁港	80	R5 ～ R8		該当
	野辺地	新設、改良、補修	野辺地町	1	漁港	80	R5 ～ R8		該当
	横浜	新設、改良、補修	横浜町	1	漁港	180	R4 ～ R8		該当
	檜川	新設、改良、補修	むつ市	1	漁港	80	R5 ～ R8		該当
	脇野沢	新設、改良、補修	むつ市	1	漁港	107	R4 ～ R8		該当
	磯谷	新設、改良、補修	佐井村	1	漁港	80	R5 ～ R8		該当
	佐井	新設、改良、補修	佐井村	1	漁港	80	R5 ～ R8		該当
	奥戸	新設、改良、補修	大間町	1	漁港	380	R4 ～ R8		該当
	下手浜	新設、改良、補修	大間町	1	漁港	80	R5 ～ R8		該当
	下風呂	新設、改良、補修	風間浦村	1	漁港	80	R5 ～ R8		該当
	大畑	新設、改良、補修	むつ市	1	漁港	80	R5 ～ R8		該当
	正津川	新設、改良、補修	むつ市	1	漁港	80	R5 ～ R8		該当
	野牛	新設、改良、補修	東通村	1	漁港	80	R5 ～ R8		該当
	尻屋	新設、改良、補修	東通村	1	漁港	80	R5 ～ R8		該当
	白糠	新設、改良、補修	東通村・六ヶ所村	1	漁港	80	R5 ～ R8		該当
	三沢	新設、改良、補修	三沢市	1	漁港	80	R5 ～ R8		該当
	八戸	新設、改良、補修	八戸市	1	漁港	80	R5 ～ R8		該当
	小舟渡	新設、改良、補修	階上町	1	漁港	80	R5 ～ R8		該当
	計			37	漁港	3,795			

詳細番号	事業計画の詳細								
漁港9	事業名	地方創生港整備交付金事業			計画の期間	R4 ～ R8		現況	-
	国土強靱化地域計画の対応方策名	公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策、港湾・漁港の防災対策、代替交通・輸送手段の確保、防災インフラの耐震化・老朽化対策							
	漁港名	事業内容	市町村名	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化
	十三	新設、改良、補修	五所川原市	1	漁港	20	R4		該当
	奥内	新設、改良、補修	青森市	1	漁港	590	R4 ～ R7		該当
	青森	新設、改良、補修	青森市	1	漁港	200	R7 ～ R8		該当
	東田沢	新設、改良、補修	平内町	1	漁港	7	R4		該当
	横浜	新設、改良、補修	横浜町	1	漁港	13	R4		該当
	下手浜	新設、改良、補修	大間町	1	漁港	20	R4		該当
	計			6	漁港	850			

総事業費の単位：百万円

詳細番号	対応方策名		河川・ダム施設等の防災対策、農山村地域における防災対策、食料生産体制の強化、県産食料品の生産・供給体制の強化、防災インフラの耐震化・老朽化対策、防災施設の機能維持					
	事業名		農業水路等長寿命化・防災減災事業					
	箇所（地区名）	市町村名	期　間	総事業費	事業概要	数　量	現況	5か年加速化
農整1	相馬川	弘前市	R3 ～ R6	500	用水路改修	2.2km	7%（R3）	
	砂沢放水路	弘前市、鶴田町	R2 ～ R5	260	排水路改修	0.9km	40%（R3）	
	田光用水路	つがる市	R2 ～ R4	135	用水路改修	1.2km	96%（R3）	
	車力排水機場1期	つがる市、五所川原市	R2 ～ R5	515	排水機場改修	1箇所	42%（R3）	
	東俣４号幹線用水路	つがる市	R2 ～ R5	170	用水路改修	1.3km	64%（R3）	
	屏風山１期	つがる市	R3 ～ R6	510	ゲート改修他	2.0門	15%（R3）	
	赤石川第二頭首工	鰺ヶ沢町	R2 ～ R4	263	頭首工改修	1箇所	51%（R3）	
	南浮田頭首工	鰺ヶ沢町	R2 ～ R4	214	頭首工改修	1箇所	35%（R3）	
	水元排水路	鶴田町	R3 ～ R6	295	排水路改修	2.1km	12%（R3）	
	青女子堰	弘前市	R4 ～ R5	96	用水路改修	0.3km	－	
	川林排水機場機械設備	つがる市	R4 ～ R7	348	機械設備改修	1箇所	－	
	廻堰３期	鶴田町	R4 ～ R6	368	ため池管理橋改修	0.3km	－	
	高屋敷排水路	六戸町	R4 ～ R6	541	排水路工	1.5km	－	

詳細番号	対応方策名		河川・ダム施設等の防災対策、農山村地域における防災対策、食料生産体制の強化、県産食料品の生産・供給体制の強化、防災インフラの耐震化・老朽化対策、防災施設の機能維持、荒廃農地の発生防止・利用促進					
	事業名		経営体育成基盤整備事業					
	箇所（地区名）	市町村名	期　間	総事業費	事業概要	数　量	現況	5か年加速化
農整2	幸畑	青森市	H26 ～ R5	1,197	区画整理工	38.0ha	95%（R3）	該当
	十三湖１期	中泊町	H27 ～ R5	7,170	区画整理工	417.2ha	96%（R3）	該当
	土場川	七戸町、東北町	H27 ～ R7	14,199	区画整理工	484.0ha	59%（R3）	該当
	山本	外ヶ浜町	H28 ～ R4	495	区画整理工	24.0ha	95%（R3）	該当
	福島	黒石市、藤崎町	H28 ～ R4	1,468	用水路工他	33.9km	80%（R3）	該当
	三省	弘前市	H29 ～ R4	488	区画整理工	31.3ha	93%（R3）	該当
	二股	今別町	H29 ～ R4	554	区画整理工	22.6ha	87%（R3）	該当
	粒ケ谷地	五戸町	H29 ～ R5	602	区画整理工	31.0ha	95%（R3）	該当
	十三湖２期	中泊町	H29 ～ R5	5,274	区画整理工	289.2ha	76%（R3）	該当
	名川第二工区	南部町	H30 ～ R5	995	区画整理工	40.4ha	89%（R3）	該当
	赤川	東北町	H30 ～ R5	801	区画整理工	26.2ha	95%（R3）	該当
	十三湖３期	中泊町、五所川原市	R1 ～ R7	6,946	区画整理工	434.2ha	33%（R3）	該当
	大川平	今別町	R2 ～ R7	907	区画整理工	54.2ha	54%（R3）	該当

総事業費の単位：百万円

詳細番号	対応方策名		河川・ダム施設等の防災対策、農山村地域における防災対策、食料生産体制の強化、県産食料品の生産・供給体制の強化、防災インフラの耐震化・老朽化対策、防災施設の機能維持、荒廃農地の発生防止・利用促進					
	事業名		経営体育成基盤整備事業					
	箇所（地区名）	市町村名	期　間	総事業費	事業概要	数　量	現況	5か年加速化
農整2	深味長野	板柳町	R2　～　R7	1,501	区画整理工	74.9ha	40%（R3）	該当
	赤石	十和田市	R2　～　R7	812	区画整理工	36.2ha	39%（R3）	該当
	名川第一工区	南部町	R3　～　R8	1,765	区画整理工	67.8ha	9%（R3）	該当
	風合瀬	深浦町	R3　～　R8	2,065	区画整理工	76.9ha	6%（R3）	該当
	狄ヶ館	つがる市	R3　～　R8	1,295	区画整理工	41.2ha	6%（R3）	該当

詳細番号	対応方策名		河川・ダム施設等の防災対策、農山村地域における防災対策、防災施設の機能維持、荒廃農地の発生防止・利用促進					
	事業名		機構関連農地整備事業					
	箇所（地区名）	市町村名	期　間	総事業費	事業概要	数　量	現況	5か年加速化
農整3	下平谷地	五戸町	R1　～　R5	431	区画整理工	8.2ha	86%（R3）	該当
	三本木・滝沢	青森市	R2　～　R7	508	区画整理工	20.3ha	17%（R3）	該当
	高田	田舎館村	R3　～　R8	970	区画整理工	47.2ha	8%（R3）	該当
	宮野沢浦島	中泊町	R3　～　R8	1,433	区画整理工	57.4ha	7%（R3）	該当
	薄市飛石	中泊町	R3　～　R8	1,416	区画整理工	56.5ha	5%（R3）	該当
	今泉神山	中泊町	R3　～　R8	856	区画整理工	29.7ha	5%（R3）	該当
	猿沢	弘前市	R4　～　R9	525	区画整理工	12.1ha	－	該当

詳細番号	対応方策名		河川・ダム施設等の防災対策、食料生産体制の強化、県産食料品の生産・供給体制の強化、防災インフラの耐震化・老朽化対策、防災施設の機能維持					
	事業名		基幹水利施設ストックマネジメント事業					
	箇所（地区名）	市町村名	期　間	総事業費	事業概要	数　量	現況	5か年加速化
農整4	引座川	平川市、田舎館村	H30　～　R4	374	頭首工改修	1箇所	58%（R3）	該当
	久井名	青森市、藤崎町、板柳町	R1　～　R4	389	排水機場改修	1箇所	77%（R3）	該当
	下長２期	八戸市	R3　～　R7	376	用水路工	1.0km	7%（R3）	該当
	車力排水路	つがる市	R3　～　R6	313	排水路工	0.9km	6%（R3）	該当
	後潟川頭首工	青森市	R4　～　R6	20	頭首工改修	1式	－	該当

総事業費の単位：百万円

詳細番号	対応方策名		河川・ダム施設等の防災対策、食料生産体制の強化、県産食料品の生産・供給体制の強化、防災インフラの耐震化・老朽化対策、防災施設の機能維持、農林水産業の生産基盤の防災対策					
	事業名		農業水利施設保全合理化事業					
	箇所（地区名）	市町村名	期　間	総事業費	事業概要	数　量	現況	5か年加速化
農整5	小田川南部	五所川原市	H27 ～ R6	4,004	頭首工改修他	1式	68%（R3）	該当
	天間ダム	七戸町、東北町	H29 ～ R4	341	機械設備他	1式	51%（R3）	該当
	庄司川下堰	平川市、弘前市	H30 ～ R4	383	用水路工	2.1km	83%（R3）	該当
	名川第一工区揚水機場	南部町	R3 ～ R7	388	揚水機場	1箇所	8%（R3）	該当
	早川	弘前市	R4 ～ R7	280	排水路工	0.5km	－	該当
	松崎	弘前市、平川市	R4 ～ R9	530	用水路工	2.2km	－	該当
	杭止堰・相馬	弘前市	R4 ～ R5	47	用水管理システム更新	1式	－	

詳細番号	対応方策名		河川・ダム施設等の防災対策、食料生産体制の強化、県産食料品の生産・供給体制の強化、防災インフラの耐震化・老朽化対策、防災施設の機能維持					
	事業名		基幹水利施設管理事業					
	箇所（地区名）	市町村名	期　間	総事業費	事業概要	数　量	現況	5か年加速化
農整6	小田川ダム	五所川原市、中泊町	H8 ～	-	基幹水利施設管理	1式	－	
	早瀬野ダム	平川市ほか6市町村	H8 ～	-	基幹水利施設管理	1式	－	
	二庄内ダム	黒石市ほか7市町村	H8 ～	-	基幹水利施設管理	1式	－	
	相原頭首工	五所川原市、中泊町	H8 ～	-	基幹水利施設管理	1式	－	
	尻無頭首工	五所川原市	H8 ～	-	基幹水利施設管理	1式	－	
	金木川頭首工	五所川原市、中泊町	H8 ～	-	基幹水利施設管理	1式	－	
	五所川原頭首工	五所川原市ほか2町	H8 ～	-	基幹水利施設管理	1式	－	
	芦野頭首工	中泊町ほか2市	H8 ～	-	基幹水利施設管理	1式	－	
	夕顔関頭首工	五所川原市、青森市	H8 ～	-	基幹水利施設管理	1式	－	
	相原排水機場	鶴田町ほか4市町村	H8 ～	-	基幹水利施設管理	1式	－	
	中泉排水機場	板柳町ほか3市町	H8 ～	-	基幹水利施設管理	1式	－	
	鳥谷川制水門	中泊町、五所川原市	H8 ～	-	基幹水利施設管理	1式	－	
	蒔田用水機場	中泊町、五所川原市	H8 ～	-	基幹水利施設管理	1式	－	
	尻無用水機場	五所川原市	H8 ～	-	基幹水利施設管理	1式	－	
	松島用水機場	五所川原市	H8 ～	-	基幹水利施設管理	1式	－	
	温湯頭首工	黒石市ほか2市村	H8 ～	-	基幹水利施設管理	1式	－	
	下車力排水機場	つがる市、五所川原	H10 ～	-	基幹水利施設管理	1式	－	
	砂山排水機場	つがる市、五所川原	H10 ～	-	基幹水利施設管理	1式	－	

総事業費の単位：百万円

詳細番号	対応方策名		河川・ダム施設等の防災対策、食料生産体制の強化、県産食料品の生産・供給体制の強化、防災インフラの耐震化・老朽化対策、防災施設の機能維持					
	事業名		基幹水利施設管理事業					
	箇所（地区名）	市町村名	期　間	総事業費	事業概要	数　量	現況	5か年加速化
農整6	芦野用水機場	中泊町、五所川原市	H10 ～	-	基幹水利施設管理	1式	－	
	若宮用水機場	中泊町、五所川原市	H10 ～	-	基幹水利施設管理	1式	－	
	十三湖用水機場	中泊町、五所川原市	H10 ～	-	基幹水利施設管理	1式	－	
	浪岡ダム	青森市ほか3市町	H10 ～	-	基幹水利施設管理	1式	－	
	世増ダム	八戸市、階上町	H16 ～	-	基幹水利施設管理	1式	－	
	稲垣揚排水機場	つがる市ほか2市町	H18 ～	-	基幹水利施設管理	1式	－	
	生田揚排水機場	つがる市	H18 ～	-	基幹水利施設管理	1式	－	
	平野揚排水機場	つがる市	H18 ～	-	基幹水利施設管理	1式	－	
	相坂川左岸	十和田市ほか5市町	H19 ～	-	基幹水利施設管理	1式	－	
	岩木川左岸	弘前市ほか3市町	H26 ～	-	基幹水利施設管理	1式	－	

詳細番号	対応方策名		河川・ダム施設等の防災対策、食料生産体制の強化、県産食料品の生産・供給体制の強化、防災インフラの耐震化・老朽化対策、防災施設の機能維持					
	事業名		基幹施設管理体制整備事業					
	箇所（地区名）	市町村名	期　間	総事業費	事業概要	数　量	現況	5か年加速化
農整7	南津軽	青森市ほか10市町村	H22 ～	-	農業水利施設管理体制整備・強化	1式	－	
	北津軽	五所川原市ほか5町	H22 ～	-	農業水利施設管理体制整備・強化	1式	－	
	西津軽	つがる市ほか2市町	H22 ～	-	農業水利施設管理体制整備・強化	1式	－	
	上北	十和田市ほか7市町	H22 ～	-	農業水利施設管理体制整備・強化	1式	－	
	三戸	八戸市、階上町	H22 ～	-	農業水利施設管理体制整備・強化	1式	－	

詳細番号	対応方策名		河川・ダム施設等の防災対策、農山村地域における防災対策、食料生産体制の強化、県産食料品の生産・供給体制の強化、防災インフラの耐震化・老朽化対策、ため池、ダム等の防災対策、防災施設の機能維持、農林水産業の生産基盤の防災対策					
	事業名		防災ダム事業					
	箇所（地区名）	市町村名	期　間	総事業費	事業概要	数　量	現況	5か年加速化
農整8	相馬ダム	弘前市	H25 ～ R4	1,130	機器設備工 管理用道路	1式	74%（R3）	該当
	天間ダム	七戸町、東北町	H29 ～ R4	1,050	機械設備工 電気設備工 建築工	1式	78%（R3）	該当
	作田ダム	七戸町、東北町	H30 ～ R4	762	機械設備工 電気設備工 建築工	1式	54%（R3）	該当
	清水目ダム	東北町、野辺地町	R1 ～ R4	452	電気設備工 建築工	1式	62%（R3）	該当

総事業費の単位：百万円

詳細番号	対応方策名		河川・ダム施設等の防災対策、農山村地域における防災対策、食料生産体制の強化、県産食料品の生産・供給体制の強化、防災インフラの耐震化・老朽化対策、ため池、ダム等の防災対策、防災施設の機能維持、農林水産業の生産基盤の防災対策					
	事業名		防災ダム事業					
	箇所（地区名）	市町村名	期　間	総事業費	事業概要	数　量	現況	5か年加速化
農整8	四和ダム	十和田市、六戸町、五戸町	R2　～　R6	780	機械設備工 電気設備工 建築設備工	1式	18%（R3）	該当
	夏坂ダム	田子町、八戸市、三戸町、南部町	R3　～　R8	1,300	機械設備工 電気設備工 建築工	1式	2%（R3）	該当
	花木ダム	田子町、八戸市 三戸町、南部町	R4　～　R8	180	電気設備工 建築工	1式	－	該当

詳細番号	対応方策名		公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策、河川・ダム施設等の防災対策、食料生産体制の強化、県産食料品の生産・供給体制の強化、防災インフラの耐震化・老朽化対策、ため池、ダム等の防災対策、防災施設の機能維持、農林水産業の生産基盤の防災対策					
	事業名		ため池等整備事業					
	箇所（地区名）	市町村名	期　間	総事業費	事業概要	数　量	現況	5か年加速化
農整9	長科上	蓬田村	H29　～　R5	350	ため池工、ため池浚渫	1式	66%（R3）	該当
	大堤	青森市	R1　～　R4	209	ため池工	1式	93%（R3）	該当
	沼頭	西目屋村、弘前市	R1　～　R4	216	ため池工	1式	93%（R3）	該当
	小杉沢１号	弘前市	R2　～　R5	330	ため池工	1式	60%（R3）	該当
	上谷地中堤	おいらせ町	R3　～　R7	180	ため池工	1式	7%（R3）	該当
	早掛沼	むつ市、東通村	R3　～　R7	250	ため池工	1式	13%（R3）	該当
	唐皮	五所川原市	R3　～　R7	230	ため池工	1式	10%（R3）	該当
	第２西津軽	つがる市	H30　～　R5	1,146	排水路工	12.0km	71%（R3）	該当
	同心町	三戸町	R1　～　R4	191	用水路工	1.0km	74%（R3）	該当
	第３西津軽	つがる市、五所川原市	R2　～　R6	751	排水路工	5.5km	35%（R3）	該当
	金沢水管橋	七戸町	R2　～　R4	120	水管橋耐震改修工	1式	83%（R3）	
	沢田	十和田市	R3　～　R6	473	水路トンネル工	1式	8%（R3）	該当
	奈良寛溜池	弘前市	R4　～　R7	176	ため池工	1式	－	該当
	高舘新溜池	黒石市	R4　～　R6	161	ため池工	1式	－	該当
	あしげ堤	平川市	R4　～　R7	237	ため池工	1式	－	該当
	長橋	五所川原市	R4　～　R9	666	ため池工	1式	－	該当
	二ノ沢	五所川原市	R4　～　R8	237	ため池工	1式	－	該当
	藤枝	五所川原市	R4　～　R7	257	ため池工	1式	－	該当
	山道	五所川原市	R4　～　R8	384	ため池工	1式	－	該当
	小三郎	つがる市	R4　～　R7	268	ため池工	1式	－	該当

総事業費の単位：百万円

詳細番号	対応方策名		河川・ダム施設等の防災対策、食料生産体制の強化、県産食料品の生産・供給体制の強化、防災インフラの耐震化・老朽化対策、ため池、ダム等の防災対策、防災施設の機能維持、農林水産業の生産基盤の防災対策					
	事業名		ため池等整備事業					
	箇所（地区名）	市町村名	期　間	総事業費	事業概要	数　量	現況	5か年加速化
農整9	切明沼	深浦町	R4 ～ R7	307	ため池工	1式	－	該当
	田ノ沢	中泊町	R4 ～ R7	262	ため池工	1式	－	該当
	森山	大鰐町	R4 ～ R7	210	排水路工	1.3km	－	該当
	妙端	十和田市	R4 ～ R8	300	水路トンネル工	1式	－	該当

詳細番号	対応方策名		河川・ダム施設等の防災対策、食料生産体制の強化、県産食料品の生産・供給体制の強化、防災インフラの耐震化・老朽化対策、防災施設の機能維持、農林水産業の生産基盤の防災対策					
	事業名		農業用河川工作物応急対策事業					
	箇所（地区名）	市町村名	期　間	総事業費	事業概要	数　量	現況	5か年加速化
農整10	津刈２期	平川市、大鰐町、弘前市	R1 ～ R4	724	河川復旧工	1式	84%（R3）	該当
	沖原堰第二	中泊町	R2 ～ R4	95	頭首工撤去工	1式	46%（R3）	該当
	中島揚水機場	つがる市	R2 ～ R4	99	揚水機場撤去工	1式	25%（R3）	該当
	沢田	三戸町	R4 ～ R6	80	頭首工改修	1式	－	該当
	嘉沢	田子町	R4 ～ R6	99	頭首工改修	1式	－	該当
	西越	新郷村	R4 ～ R6	122	頭首工改修	1式	－	該当

詳細番号	対応方策名		津波防災施設の整備、河川・ダム施設等の防災対策、防災インフラの耐震化・老朽化対策					
	事業名		海岸保全施設整備事業					
	箇所（地区名）	市町村名	期　間	総事業費	事業概要	数　量	現況	5か年加速化
農整11	大間越	深浦町	H24 ～ R4	1,441	護岸工 離岸堤工	0.7km 5基	94%（R3）	該当

詳細番号	対応方策名		道路施設の防災対策、河川・ダム施設等の防災対策、食料生産体制の強化、県産食料品の生産・供給体制の強化、防災インフラの耐震化・老朽化対策、防災施設の機能維持					
	事業名		通作条件整備事業					
	箇所（地区名）	市町村名	期　間	総事業費	事業概要	数　量	現況	5か年加速化
農整12	下田子	田子町	H27 ～ R4	221	道路工	1.6km	67%（R3）	該当
	小栗山	弘前市	H28 ～ R4	1,850	路面改良	2.5km	87%（R3）	
	小栗山2期	弘前市	R2 ～ R5	1,600	路面改良 他	0.6km	25%（R3）	
	下湯口・原ヶ平	弘前市	H28 ～ R4	1,800	路面改良	6.0km	89%（R3）	
	髙杉・貝沢	弘前市	H28 ～ R4	1,452	路面改良	11.4km	85%（R3）	
	五所川原第二	五所川原市	H29 ～ R6	750	路面改良	6.1km	59%（R3）	

総事業費の単位：百万円

詳細番号	対応方策名		道路施設の防災対策、河川・ダム施設等の防災対策、食料生産体制の強化、県産食料品の生産・供給体制の強化、防災インフラの耐震化・老朽化対策、防災施設の機能維持					
	事業名		通作条件整備事業					
	箇所（地区名）	市町村名	期　間	総事業費	事業概要	数　量	現況	5か年加速化
農整12	沖浦第２	黒石市	H30 ～ R5	250	路面改良 他	2.1km	78%（R3）	該当
	五所川原	五所川原市	R1 ～ R5	625	路面改良 他	4.1km	88%（R3）	
	階上道仏	階上町	R3 ～ R7	360	路面改良	2.9km	25%（R3）	
	館	八戸市	R3 ～ R6	420	路面改良	4.0km	34%（R3）	
	下車力	つがる市	R3 ～ R8	213	路面改良	2.6km	15%（R3）	該当
	五林平	板柳町	R3 ～ R5	132	路面改良	1.2km	17%（R3）	該当
	十和田南部	十和田市	R3 ～ R6	216	路面改良	2.1km	15%（R3）	
	中部上北	東北町	R3 ～ R6	409	路面改良	3.0km	30%（R3）	
	鬼沢	弘前市	R4 ～ R8	373	農道工	2.1km	－	
	牡丹平	黒石市	R4 ～ R8	485	路面補修	4.7km	－	
	清水頭長坂	田子町	R4 ～ R8	264	路面改良	2.7km	－	
	福田・名久井	南部町	R4 ～ R9	451	路面改良	4.3km	－	
	樺ノ木	新郷村	R4 ～ R8	217	路面改良	2.5km	－	
	川代	新郷村	R4 ～ R8	217	路面改良	2.3km	－	
	有戸	野辺地町	R4 ～ R8	329	路面改良	3.4km	－	
	上谷地	六戸町、おいらせ町	R4 ～ R7	233	路面改良	1.9km	－	
	新津軽大橋	五所川原市、つがる市	R4 ～ R8	1,278	農道橋耐震補強工事	1式	－	該当

詳細番号	対応方策名		河川・ダム施設等の防災対策、農山村地域における防災対策、食料生産体制の強化、県産食料品の生産・供給体制の強化、防災インフラの耐震化・老朽化対策、防災施設の機能維持					
	事業名		中山間地域総合整備事業					
	箇所（地区名）	市町村名	期　間	総事業費	事業概要	数　量	現況	5か年加速化
農整13	下北北部	大間町、風間浦村、佐井村	H25 ～ R9	2,231	農用排、農道、集落道 他	1式	73%（R3）	
	三戸	三戸町	H26 ～ R5	1,916	農用排、農道、集落道 他	1式	85%（R3）	該当
	七戸	七戸町	H26 ～ R5	1,250	農用排、農道、集落道 他	1式	97%（R3）	
	ふるさと新郷	新郷村	H27 ～ R6	2,430	農用排、農道、集落道 他	1式	67%（R3）	該当
	北東北	東北町	H27 ～ R6	2,350	農用排、農道、集落道 他	1式	64%（R3）	該当
	白神2期	西目屋村	H28 ～ R5	1,426	農用排、農道、集防 他	1式	72%（R3）	該当
	五戸東	五戸町	H30 ～ R9	1,374	農用排、農道、集落道 他	1式	47%（R3）	該当
	アグリタプコピア	田子町	H30 ～ R9	1,190	農用排、農道、集落道 他	1式	43%（R3）	該当

総事業費の単位：百万円

詳細番号	対応方策名		河川・ダム施設等の防災対策、農山村地域における防災対策、食料生産体制の強化、県産食料品の生産・供給体制の強化、防災インフラの耐震化・老朽化対策、防災施設の機能維持					
	事業名		中山間地域総合整備事業					
	箇所（地区名）	市町村名	期　間	総事業費	事業概要	数　量	現況	5か年加速化
農整13	大鰐	大鰐町	R4　～　R9	644	農用排施設、農道他	1式	－	該当

詳細番号	対応方策名		農山村地域における防災対策、防災施設の機能維持					
	事業名		集落基盤整備事業					
	箇所（地区名）	市町村名	期　間	総事業費	事業概要	数　量	現況	5か年加速化
農整14	みさわ	三沢市	H26　～　R4	788	農道、集防	1式	92%（R3）	
	弘前中央	弘前市	H29　～　R4	771	農用排、農道、集道	1式	92%（R3）	

詳細番号	対応方策名		下水道施設の機能確保					
	事業名		農業集落排水事業					
	箇所（地区名）	市町村名	期　間	総事業費	事業概要	数　量	現況	5か年加速化
農整15	水元２期	鶴田町	H27　～　R5	864	管路・ポンプ施設 他	1式	73%（R3）	該当
	平川市総合１期	平川市	R1　～　R4	124	処理・管路・ポンプ施設 他	1式	81%（R3）	該当
	おいらせ町北部	おいらせ町	R3　～　R5	174	処理・管路	1式	2%（R3）	該当

事業費の単位：百万円

詳細番号	事業計画の詳細								
道路1	事業計画名等	地域高規格道路　下北半島縦貫道路整備事業				計画の期間	H15　～	現況	-
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【基幹的道路交通ネットワークの形成】外							
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化
	国道279号（むつ南バイパス）	地域高規格道路	むつ市	8.7	km	21,100	H15　～	90%（R3）	該当
	国道279号（横浜北バイパス）	地域高規格道路	むつ市～横浜町	10.4	km	19,600	H28　～	30%（R3）	該当
	国道279号（横浜南バイパス）	地域高規格道路	横浜町	7.0	km	13,732	H25　～	79%（R3）	該当
	国道279号（奥内バイパス）	地域高規格道路	むつ市	11.0	km	24900	R4　～	0%（R3）	該当

詳細番号	事業計画の詳細								
道路2	事業計画名等	高規格インターチェンジアクセス整備(補助)				計画の期間	H21　～	現況	-
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【基幹的道路交通ネットワークの形成】外							
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化
	国道394号(榎林バイパス)	高規格インターチェンジアクセス整備（補助）	七戸町	3.4	km	5,121	H21　～	87%（R3）	該当
	後平青森線(後平バイパス)	高規格インターチェンジアクセス整備（補助）	七戸町	1.6	km	3,800	R4　～	0%（R3）	該当

詳細番号	事業計画の詳細								
道路3	事業計画名等	道路メンテナンス（補助）				計画の期間		現況	-
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【道路施設の防災対策】外							
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化
	橋梁長寿命化修繕計画	道路メンテナンス事業（補助）	青森市ほか	1.0	式	-		-	該当
	トンネル長寿命化修繕計画	道路メンテナンス事業（補助）	青森市ほか	1.0	式	-		-	該当
	道路附属物（門型標識）長寿命化計画	道路メンテナンス事業（補助）	青森市ほか	1.0	式	-		-	該当

詳細番号	事業計画の詳細								
道路4	事業計画名等	無電柱化事業（補助）				計画の期間		現況	-
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【市街地の防災対策】外							
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化
	青森県無電柱化推進計画	無電柱化事業（補助）	青森市ほか	1.0	式	-		-	該当

詳細番号	事業計画の詳細								
道路5	事業計画名等	土砂災害対策道路事業（補助）				計画の期間		現況	-
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【道路施設の防災対策】外							
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化
	むつ恐山公園大畑線（むつ市小目名）	土砂災害対策道路事業（補助）	むつ市	0.15	km	329	R2　～　R4	53%（R3）	該当
	国道279号（下風呂）	土砂災害対策道路事業（補助）	風間浦村	0.30	km	300	R2　～　R5	91%（R3）	該当
	国道339号（三厩藤嶋）	土砂災害対策道路事業（補助）	外ヶ浜町	0.10	km	136	R2　～　R4	76%（R3）	該当
	国道101号（深浦）	土砂災害対策道路事業（補助）	深浦町	0.06	km	70	R2　～　R3	100%（R3）	該当
	西目屋二ツ井線（湯ノ沢国有林）	土砂災害対策道路事業（補助）	西目屋村	1.30	km	842	R2　～　R2	100%（R3）	該当
	国道279号（易国間３）	土砂災害対策道路事業（補助）	風間浦村	1.10	km	721	R2　～　R5	78%（R3）	該当

事業費の単位：百万円

詳細番号	事業計画の詳細									
道路5	事業計画名等	土砂災害対策道路事業（補助）				計画の期間		現況	-	
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【道路施設の防災対策】外								
	田子十和田湖線（菖蒲谷地）	土砂災害対策道路事業（補助）	田子町	0.23	km	294	R2 ～ R4	64%（R3）	該当	
	国道454号（宇樽部１）	土砂災害対策道路事業（補助）	十和田市	0.32	km	652	R2 ～ R6	88%（R3）	該当	
	国道454号（戸来２）	土砂災害対策道路事業（補助）	新郷村	0.05	km	148	R2 ～ R4	86%（R3）	該当	
	十二湖公園線（松神山国有林）	土砂災害対策道路事業（補助）	深浦町	0.29	km	110	R2 ～ R6	18%（R3）	該当	
	国道102号（板留～葛川）	土砂災害対策道路事業（補助）	黒石市	0.83	km	1,031	R2 ～ R4	96%（R3）	該当	
	国道102号（奥瀬）	土砂災害対策道路事業（補助）	十和田市	5.52	km	894	R3 ～ R4	91%（R3）	該当	
	国道101号（大間越）	土砂災害対策道路事業（補助）	深浦町	0.09	km	170	R4 ～	0%（R3）	該当	
	国道101号（北金ヶ沢）	土砂災害対策道路事業（補助）	深浦町	0.09	km	150	R4 ～	0%（R3）	該当	
	国道102号（切明）	土砂災害対策道路事業（補助）	平川市	0.03	km	300	R4 ～	0%（R3）	該当	
	国道338号（牛滝）	土砂災害対策道路事業（補助）	佐井村	0.23	km	236	R4 ～	0%（R3）	該当	
	国道338号（喜平治山国有林）	土砂災害対策道路事業（補助）	佐井村	0.20	km	245	R4 ～	0%（R3）	該当	
	国道339号（三厩梨ノ木間）	土砂災害対策道路事業（補助）	外ヶ浜町	0.07	km	60	R4 ～	0%（R3）	該当	

詳細番号	事業計画の詳細								
道路6	事業計画名等	交通安全対策（地区内連携）事業（補助）				計画の期間	H24 ～ R7	現況	-
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【道路施設の防災対策】外							
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化
	西上川原地区（国道394号）	交通安全対策（地区内連携）事業（補助）	七戸町	0.33	km	440	H25 ～ R6	67%（R3）	
	吹上金屋黒石線（町居地区）	交通安全対策（地区内連携）事業（補助）	平川市	0.79	km	760	H26 ～ R5	84%（R3）	
	弘前鯵ヶ沢線（大森地区）	交通安全対策（地区内連携）事業（補助）	弘前市	1.8	km	730	H24 ～ R7	49%（R3）	

詳細番号	事業計画の詳細								
道路7	事業計画名等	交通・物流拠点へのアクセス性の向上を図り、地域経済の活性化を推進する道づくり				計画の期間	H30 ～ R4	現況	45%
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【道路施設の防災対策】外							
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化
	青森環状野内線(宮田)	現道拡幅	青森市	0.6	km	25	H30	-	
	水喰上北町(停)線(甲地)	バイパス	東北町	2.2	km	480	H30 ～ R1	-	
	東北横浜線(戸鎖)	バイパス	六ヶ所村	2.2	km	750	H30 ～	-	該当
	国道280号(蓬田～蟹田)	バイパス	蓬田村～外ヶ浜町	6.8	km	1,014	H30 ～ R4	-	該当
	五所川原車力線(福浦～車力)	バイパス	中泊町～つがる市	6.1	km	740	H30 ～ R1	-	
	常盤新山線(前田屋敷～畑中)	バイパス	田舎館村	1.2	km	420	H30 ～	-	
	橋向五戸線(石仏)	バイパス	五戸町	0.7	km	0		-	
	櫛引上名久井三戸線(坪渡)	バイパス	南部町	1.0	km	600	R1 ～	-	

事業費の単位：百万円

詳細番号	事業計画の詳細								
道路7	事業計画名等	交通・物流拠点へのアクセス性の向上を図り、地域経済の活性化を推進する道づくり				計画の期間	H30 ～ R4	現況	45%
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【道路施設の防災対策】外							
	国道101号(赤石町)	現道拡幅	鰺ヶ沢町	0.3	km	0		-	
	国道101号(岩崎BP)	バイパス	深浦町	4.5	km	0		-	
	鰺ヶ沢蟹田線(牛潟)	バイパス	つがる市	4.0	km	1,000	R1 ～	-	該当
	国道394号(乙供)	バイパス	東北町	3.3	km	0		-	
	横浜六ヶ所線(明神平)	バイパス	横浜町	0.8	km	0		-	
	横浜六ヶ所線(二又)	バイパス	六ヶ所村	1.0	km	0		-	
	三沢七戸線(笊田)	バイパス	七戸町	0.6	km	0		-	
	神原中里線(宮川)	バイパス	中泊町	1.2	km	340	H30 ～ R1	-	
	再賀木造線(千年～善積)	バイパス	つがる市	4.5	km	700	H30 ～	-	該当
	前坂藤崎線(白子)	バイパス	藤崎町	0.9	km	300	H30 ～ R2	-	
	国道339号(今泉～太田)	バイパス	中泊町～五所川原市	1.9	km	1,110	H30 ～	-	該当
	青森五所川原線(飯詰)	バイパス	五所川原市	1.8	km	500	H30 ～	-	該当
	畑中竹鼻線(小屋敷～二双子)	バイパス	黒石市	1.0	km	200	H30 ～ R2	-	
	弘前柏線(中崎)	バイパス	弘前市	1.2	km	1,000	H30 ～	-	
	国道101号(追良瀬Ⅱ期)	バイパス	深浦町	3.6	km	2,254	H30 ～	-	該当
	常海橋銀線(福舘～女鹿沢)	バイパス	青森市	5.1	km	1,700	H30 ～	-	
	国道338号(白糠)	バイパス	東通村	6.7	km	1,608	H30 ～	-	該当
	五所川原岩木線(高増)	バイパス	板柳町	2.8	km	650	H30 ～	-	
	栃棚手倉橋線(釜坂)	バイパス	新郷村	1.0	km	350	R1 ～ R2	-	
	青森東インター線(馬屋尻)	バイパス	青森市	0.3	km	240	R1 ～ R2	-	
	稲盛千代町山田線(下相野)	バイパス	つがる市	1.5	km	800	R1 ～	-	
	八戸環状線(天久岱)	無電柱化	八戸市	2.5	km	60	R1 ～	-	
	国道279号(木野部)	バイパス	むつ市	2.2	km	520	R2 ～	-	該当
	三沢七戸線(春日台～犬落瀬)	バイパス	三沢市～六戸町	0.9	km	320	R2 ～	-	
	清水川滝沢野内線(三本木)	現道拡幅	青森市	0.7	km	240	R2 ～ R3	-	該当
	後平馬屋尻線(滝沢)	現道拡幅	青森市	1.4	km	270	R2 ～	-	該当
	国道338号(大湊Ⅱ期)	バイパス	むつ市	3.7	km	345	R2 ～	-	該当
	後平青森線(下志多)	現道拡幅	七戸町	1.5	km	680	R2 ～	-	該当
	五所川原黒石線(梅田)	バイパス	五所川原市	2.0	km	850	R3 ～	-	該当

（資料２）青森県国土強靱化地域計画に関連する主な事業　付表「道路８」

事業費の単位：百万円

詳細番号	事業計画の詳細								
道路8	事業計画名等	安全で安心な暮らしを守るあおもりの道づくり（防災・安全）				計画の期間	R1 ～ R5	現況	28%
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【道路施設の防災対策】外							
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化
	古野・大川目線(易国間)	新設	風間浦村	0.9	km	1,278	R1 ～ R4	-	
	赤石渓流線(一ツ森町)	バイパス	鰺ヶ沢町	0.7	km	38	R1	-	
	名久井岳公園線(法光寺)	バイパス	南部町	2.4	km	160	R1 ～ R4	-	
	松代町陸奥赤石(停)線(深谷町Ⅰ)	現道拡幅	鰺ヶ沢町	1.9	km	387	R1 ～ R5	-	
	むつ恐山公園大畑線(葉色沢)	現道拡幅	むつ市	0.9	km	27	R1	-	
	名川階上線(剣吉踏切)	現道拡幅	南部町	0.6	km	340	R1	-	
	相馬常盤野線(大秋)	現道拡幅	西目屋村	1.2	km	130	R1	-	
	国道280号(砂ヶ森拡幅)	現道拡幅	今別町	0.9	km	300	R1 ～ R4	-	
	増田浅虫線(増田～浅虫)	現道拡幅	平内町～青森市	1.9	km	340	R1 ～ R4	-	
	岩崎西目屋弘前線(暗門～大川)	現道拡幅	西目屋村	3.2	km		R5	-	
	弘前柏線(大川)	バイパス	弘前市	1.5	km		R5	-	
	大鰐浪岡線(吹上)	現道拡幅	平川市	1.2	km	160	R5 ～	-	
	五所川原黒石線(梅田)	現道拡幅	五所川原市	0.6	km	150	R1 ～ R5	-	
	前坂藤崎線(中崎)	現道拡幅	弘前市	1.0	km	30	R5	-	
	相馬常盤野線(大秋Ⅱ期)	現道拡幅	西目屋村	0.1	km	35	R5	-	
	十和田三戸線(小坂)	バイパス	新郷村	1.5	km	30	R5	-	
	国道339号(脇元)	現道拡幅	五所川原市	0.6	km	50	R5	-	
	七戸十和田湖線(見町)	現道拡幅	七戸町	0.5	km	110	R5	-	
	八戸野辺地線(内蛯沢)	バイパス	東北町	6.0	km	10	R5 ～	-	
	泊陸奥横浜(停)線(泊)	現道拡幅	六ヶ所村	10.0	km	10	R5 ～	-	
	碇ヶ関大鰐(停)線(早瀬野～島田)	現道拡幅	大鰐町	1.5	km	80	R5	-	
	清水川滝沢野内線(三本木)	現道拡幅	青森市	0.7	km	70	R1	-	
	後平馬屋尻線(滝沢)	現道拡幅	青森市	1.4	km	40	R1	-	
	国道102号(法量)	現道拡幅	十和田市	0.5	km	80	R4 ～ R5	-	
	国道102号(奥瀬)	点検・調査	十和田市	1.0	式	400	R1 ～ R5	-	
	弘前岳鰺ヶ沢線(土手町～元長町)	電線共同溝	弘前市	0.3	km	300	R1 ～ R5	-	
	町居平賀停車場線(柏木町)	電線共同溝	平川市	0.4	km	270	R1 ～ R3	-	
	苫米地兎内線　(苫米地(2))	現道拡幅	南部町	0.8	km	50	R1	-	
	国道338号(田野沢)	歩道整備	むつ市	0.8	km	500	R1 ～ R5	-	
	夏泊公園線　(久慈ノ浜)	歩道整備	平内町	1.1	km	615	R1 ～ R5	-	
	国道102号(野崎)	歩道整備	十和田市	0.9	km	145	R1 ～ R4	-	
	岩崎西目屋弘前線(暗門沢)	視距改良	西目屋村	0.4	km	134	R1 ～ R5	-	
	菰槌木造線(木造永田)	視距改良	つがる市	0.2	km	100	R1 ～ R4	-	
	国道338号(宿野部)	視距改良	むつ市	0.3	km	161	R1 ～ R4	-	

事業費の単位：百万円

詳細番号	事業計画の詳細								
道路8	事業計画名等	安全で安心な暮らしを守るあおもりの道づくり（防災・安全）				計画の期間	R1 ～ R5	現況	28%
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【道路施設の防災対策】外							
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化
	国道101号(木造越水)	歩道整備	つがる市	0.2	km	115	R1 ～ R3	-	
	国道394号(中志)	視距改良	六ヶ所村	0.3	km	133	R1 ～ R4	-	
	青森浪岡線(大谷)	交差点改良	青森市	0.7	km	85	R1 ～ R2	-	
	鰺ヶ沢蟹田線(蟹田小国ほか)	舗装補修	外ヶ浜町	4.5	km	500	R1 ～ R5	-	
	青森田代十和田線(駒込ほか)	舗装補修	青森市	3.0	km	175	R1 ～ R3	-	
	国道102号(奥瀬～法量)	舗装補修	十和田市	3.4	km	140	R1 ～ R2	-	
	国道338号(原田～野平)	舗装補修	佐井村	9.0	km	200	R1 ～ R3	-	
	弘前柏線(種市ほか)	舗装補修	弘前市	5.9	km	590	R1 ～ R4	-	
	水喰上北町停車場線(上野ほか)	舗装補修	東北町	1.7	km	160	R1 ～ R4	-	
	三沢七戸線(大沢田～新舘)	舗装補修	十和田市	1.9	km	162	R1 ～ R3	-	
	柳町下田停車場線(上吉田ほか)	舗装補修	六戸町	1.4	km	140	R1 ～ R3	-	
	国道104号(夏坂ほか)	舗装補修	田子町	2.5	km	250	R1 ～ R5	-	
	国道104号(白萩平ほか)	舗装補修	田子町	2.3	km	500	R1 ～ R5	-	
	名川階上線(森越ほか)	舗装補修	南部町	2.0	km	200	R1 ～ R5	-	
	十和田三戸線(川守田ほか)	舗装補修	三戸町	0.9	km	45	R1 ～ R2	-	
	五戸下田停車場線(切谷内ほか)	舗装補修	五戸町	0.5	km	30	R1 ～ R2	-	
	櫛引上名久井三戸線(櫛引ほか)	舗装補修	八戸市	0.9	km	60	R1	-	
	櫛引上名久井三戸線(法師岡ほか)	舗装補修	南部町	0.6	km	90	R1 ～ R3	-	
	戸来十和田線(金ヶ沢ほか)	舗装補修	新郷村	0.3	km	20	R1	-	
	野々上斗内線(斗内ほか)	舗装補修	三戸町	1.5	km	120	R1 ～ R5	-	
	むつ恐山公園大畑線(薬研～明神平)	舗装補修	むつ市	1.9	km	60	R1 ～ R3	-	
	国道394号(駒込ほか)	舗装補修	青森市	1.0	km	500	R1 ～ R5	-	
	橋向五戸線(石仏ほか)	舗装補修	五戸町	1.2	km	120	R1 ～ R4	-	
	青森環状野内線(野木ほか)	舗装補修	青森市	2.0	km	200	R1 ～ R5	-	
	国道339号(磯松ほか)	舗装補修	五所川原市	2.0	km	300	R1 ～ R5	-	
	水喰野辺地線(萠出)	舗装補修	東北町	0.2	km	10	R1	-	
	国道104号(荒巻)	舗装補修	三戸町	0.5	km	55	R2	-	
	浪岡北中野黒石線(青山)	舗装補修	黒石市	0.4	km	45	R1	-	
	桔梗野富田線(桔梗野５丁目)	舗装補修	弘前市	0.5	km	50	R1	-	
	八戸野辺地線(内山)	舗装補修	六戸町	0.1	km	20	R1	-	
	畑中竹鼻線(小屋敷)	舗装補修	黒石市	0.3	km	50	R1	-	
	三沢十和田線(犬落瀬)	舗装補修	六戸町	0.5	km	45	R1	-	
	夏泊公園線(小湊)	舗装補修	平内町	0.5	km	40	R1	-	

事業費の単位：百万円

詳細番号	事業計画の詳細								
道路8	事業計画名等	安全で安心な暮らしを守るあおもりの道づくり（防災・安全）				計画の期間	R1 ～ R5	現況	28%
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【道路施設の防災対策】外							
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化
	石川土手町線(富田町)	舗装補修	弘前市	0.5	km	50	R1	-	
	八戸百石線(長苗代三丁目)	舗装補修	八戸市	0.3	km	45	R1 ～ R2	-	
	軽米名川線(下名久井)	舗装補修	南部町	0.3	km	30	R1	-	
	櫛引上名久井三戸線(八幡)	舗装補修	南部町	0.3	km	30	R1	-	
	櫛引上名久井三戸線(福田～森越)	舗装補修	南部町	0.5	km	20	R1	-	
	櫛引上名久井三戸線(赤石)	舗装補修	南部町	0.3	km	35	R1	-	
	南部田子線(門前)	舗装補修	南部町	0.5	km	55	R1	-	
	三戸停車場線(大向)	舗装補修	南部町	0.5	km	40	R2	-	
	剣吉停車場線(斗賀)	舗装補修	南部町	0.5	km	45	R2	-	
	赤石沖田面線(沖田面)	舗装補修	南部町	0.3	km	35	R2	-	
	高瀬諏訪平停車場線(高瀬)	舗装補修	南部町	0.3	km	25	R2	-	
	妙売市線(花生)	舗装補修	八戸市	0.2	km	35	R2	-	
	三戸南部線(勘吉)	舗装補修	南部町	0.3	km	30	R2	-	
	三戸南部線(船場平)	舗装補修	南部町	0.5	km	50	R2	-	
	国道103号(焼山)	舗装補修	十和田市	0.1	km	10	R1	-	
	八戸野辺地線(李沢道ノ下)	舗装補修	七戸町	0.1	km	20	R1	-	
	五所川原岩木線(五幾形ほか)	舗装補修	板柳町	1.2	km	120	R1 R3	-	
	国道340号(大森ほか)	舗装補修	八戸市	0.6	km	60	R1 ～ R2	-	
	名川階上線(平内ほか)	舗装補修	階上町	1.4	km	140	R1 ～ R5	-	
	国道394号(水喰～中村道ノ下)	舗装補修	東北町	2.2	km	200	R1 ～ R5	-	
	市川下田停車場線(下境ほか)	舗装補修	おいらせ町	0.3	km	25	R1	-	
	七戸上北町停車場線(新館～上北北)	舗装補修	東北町	1.0	km	100	R1 R3	-	
	折茂上北町停車場線(犬落瀬ほか)	舗装補修	六戸町	0.2	km	25	R1	-	
	三沢十和田線(鶉久保ほか)	舗装補修	おいらせ町	0.7	km	120	R1 ～ R2	-	
	国道102号(奥瀬２)	災害防除	十和田市	1000	m	832	R1 ～ R5	-	
	国道103号(奥瀬１)	災害防除	十和田市	200	m	1,512	R1 ～	-	
	夏泊公園線(東田沢～稲生)	災害防除	平内町	2357	m	1,113	R1 ～ R2	-	
	西目屋二ツ井線(湯ノ沢国有林)	災害防除	西目屋村	1300	m	842	R1 ～ R2	-	
	国道102号(板留～葛川)	災害防除	黒石市ほか	830	m	990	R1 ～ R2	-	
	田子十和田湖線(菖蒲谷地)	災害防除	田子町	230	m	289	R1 ～ R2	-	
	国道339号(中小泊山)	災害防除	中泊町	100	m	306	R1 ～ R4	-	
	岩崎西目屋弘前線(西岩崎山４)	災害防除	深浦町	365	m	482	R1 ～ R3	-	
	国道454号(宇樽部１)	災害防除	十和田市	320	m	570	R1 ～ R2	-	
	国道338号(長後)	災害防除	佐井村	240	m	1,000	R1 ～	-	

事業費の単位：百万円

詳細番号	事業計画の詳細								
道路8	事業計画名等	安全で安心な暮らしを守るあおもりの道づくり（防災・安全）				計画の期間	R1 ～ R5	現況	28%
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【道路施設の防災対策】外							
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化
	五所川原車力線(木造出野里)	災害防除	つがる市	500	m	118	R1 ～ R4	-	
	酸ヶ湯高田線(野沢小牧野)	災害防除	青森市	400	m	265	R1 ～ R3	-	
	岩木山環状線(芦萢町)	災害防除	鰺ヶ沢町	345	m	354	R1 ～ R3	-	
	国道280号(蟹田石浜)	災害防除	外ヶ浜町	126	m	81	R1	-	
	国道279号(下風呂)	災害防除	風間浦村	300	m	332	R1 ～ R2	-	
	国道338号(板家戸国有林)	災害防除	むつ市	280	m	293	R1 ～ R4	-	
	国道104号(石亀)	災害防除	田子町	200	m	476	R1 ～ R3	-	
	国道454号(戸来)	災害防除	新郷村	36	m	81	R1 ～ R1	-	
	国道339号(南小泊山)	災害防除	中泊町	185	m	139	R1 ～ R4	-	
	権現崎線(長坂)	災害防除	中泊町	60	m	45	R1 ～ R2	-	
	青森五所川原線(東嘉瀬山)	災害防除	五所川原市	80	m	158	R1 ～	-	
	国道279号(易国間３)	災害防除	風間浦村	1100	m	500	R1 ～ R2	-	
	国道338号(板家戸２)	災害防除	むつ市	40	m	160	R1 ～ R5	-	
	夏泊公園線(稲生)	災害防除	平内町	46	m	80	R1 ～ R2	-	
	国道279号(松ノ木平)	災害防除	野辺地町	260	m	300	R1 ～ R2	-	
	むつ恐山公園大畑線(小目名)	災害防除	むつ市	150	m	329	R1 ～ R2	-	
	三厩小泊線(南小泊山国有林)	災害防除	中泊町	225	m	120	R2 ～ R5	-	
	国道454号(戸来２)	斜面対策	新郷村	50	m	158	R1 ～ R2	-	
	屏風山内真部線(小田川山)	擁壁工	五所川原市	20	m	30	R1 ～ R1	-	
	東北横浜線(室ノ久保)	落石対策	六ヶ所村	160	m	20	R1 ～ R1	-	
	国道338号(牛滝)	斜面対策	佐井村	63	m	78	R1 ～ R1	-	
	岩崎西目屋弘前線(川原平)	斜面対策	西目屋村	114	m	153	R2 ～	-	
	青森五所川原線(東嘉瀬山２)	排水工	五所川原市	33	m	35	R1 ～ R4	-	
	高山稲荷神社線(牛潟町)	排水工	つがる市	14	m	20	R1 ～ R2	-	
	横浜六ヶ所線(尾駮ほか)	斜面対策	六ヶ所村ほか	60	m	25	R2 ～ R2	-	
	大町三沢線(日の出)	排水施設対策（排水路）	三沢市	530	m	50	R1 ～ R1	-	
	東北横浜線(戸鎖)	排水施設対策（排水路）	六ヶ所村	75	m	32	R3	-	
	国道103号ほか(横内ほか)	道路土工構造物点検	青森市ほか	833	箇所	183	R1 ～	-	
	青森田代十和田線ほか(南駒込山国有林ほか)	道路土工構造物点検	青森市ほか	421	箇所	92	R1 ～	-	
	国道103号ほか	道路附属物修繕	青森市ほか			60	R1 ～ R2	-	
	国道102号ほか	道路附属物修繕	黒石市ほか			46	R1 ～ R2	-	
	国道454号ほか	道路附属物修繕	新郷村ほか			59	R1 ～ R2	-	
	鰺ヶ沢蟹田線ほか	道路附属物修繕	中泊町ほか			67	R1 ～ R2	-	

（資料２）青森県国土強靱化地域計画に関連する主な事業　付表「道路８」

事業費の単位：百万円

詳細番号	事業計画の詳細								
道路８	事業計画名等	安全で安心な暮らしを守るあおもりの道づくり（防災・安全）				計画の期間	R1 ～ R5	現況	28%
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【道路施設の防災対策】外							
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化
	弘前岳鰺ヶ沢線ほか	道路附属物修繕	鰺ヶ沢町ほか			24	R1	-	
	国道103号ほか	道路附属物修繕	十和田市ほか			80	R1 ～ R2	-	
	国道279号ほか	道路附属物修繕	むつ市ほか			80	R1 ～ R2	-	
	国道279号ほか(奥内ほか)	道路施設対策（CCTVカメラ停電対策工）	横浜町ほか			230	R1 ～ R2	-	
	青森田代十和田線ほか(田代平ほか)	道路施設対策（CCTVカメラ停電対策工）	青森市ほか			70	R1 ～ R2	-	
	八戸百石線(長苗代３丁目)	アンダーパス部対策（排水施設（ポンプ）停電対策工）	八戸市			50	R2	-	
	橋向五戸線(轟木前)	アンダーパス部対策（排水施設（ポンプ）停電対策工）	八戸市			50	R2	-	
	国道103号ほか	標識改善	青森市ほか			30	R1	-	
	国道103号ほか	小規模附属物点検	青森市ほか			150	R1 ～ R3	-	
	青森停車場線ほか	青森停車場線ほか 路面性状調査	青森市ほか			59	R1	-	
	青森環状野内線ほか	青森環状野内線ほか 路面下空洞調査	青森市ほか			89	R1	-	
	屏風山内真部線ほか(内真部ほか)	道路情報板停電対策工	青森市ほか	31	箇所	310	R2	-	
	国道103号ほか(妙見ほか)	道路情報板停電対策工	青森市ほか	79	箇所	790	R1	-	
	妙売市線ほか42路線	道路照明灯ＬＥＤ化	八戸市ほか			93	R2	-	
	八戸百石線ほか19路線	道路照明灯ＬＥＤ化	八戸市ほか			55	R1	-	
	八戸環状線ほか33路線	道路照明灯ＬＥＤ化	八戸市ほか			317	R1 ～ R2	-	
	国道394号ほか9路線	道路照明灯ＬＥＤ化	十和田市ほか			178	R1 ～ R2	-	
	十二湖公園線(松神山国有林)	災害防除	深浦町	200	m	100	R1 ～ R2	-	
	国道101号(深浦町)	災害防除	深浦町	60	m	70	R1 ～ R2	-	
	岩崎西目屋弘前線(東赤石山)	災害防除	鰺ヶ沢町	70	m	45	R1 ～ R2	-	
	国道338号(仏ヶ浦)	災害防除	佐井村	548	m	200	R2 ～	-	
	川内佐井線(田野沢山国有林ほか)	災害防除	むつ市	115	m	230	R1 ～ R4	-	
	屏風山内真部線(喜良市山)	災害防除	五所川原市	100	m	40	R2 ～ R4	-	
	横浜六ヶ所線ほか	道路照明灯ＬＥＤ化	十和田市ほか			50	R1	-	
	国道339号ほか	道路照明灯ＬＥＤ化	五所川原市ほか			55	R1	-	
	海老川新町線外(緑町外)	路肩改良ほか	むつ市	3.4	km	93	R1 ～ R2	-	
	三沢七戸線(犬落瀬ほか)	舗装補修	六戸町	1.2	km	120	R1 ～ R3	-	
	鰺ヶ沢蟹田線(木造館岡)	路肩改良	つがる市	0.2	km	60	R2 ～ R3	-	
	五戸六戸線(天満ほか)	舗装補修	五戸町	0.9	km	70	R2	-	
	国道394号(乙部ほか)	舗装補修	東北町	2.3	km	230	R2 ～ R4	-	
	鰺ヶ沢蟹田線(車力町ほか)	舗装補修	つがる市	2.3	km	270	R2 ～ R5	-	
	折茂上北町停車場線(大浦ほか)	舗装補修	東北町	1.1	km	100	R2 ～ R4	-	

事業費の単位：百万円

詳細番号	事業計画の詳細								
道路8	事業計画名等	安全で安心な暮らしを守るあおもりの道づくり（防災・安全）				計画の期間	R1 ～ R5	現況	28%
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【道路施設の防災対策】外							
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化
	国道394号(寒水ほか)	舗装補修	七戸町	2.7	km	270	R2 ～ R5	-	
	戸来岳貝守線(戸来３)	斜面対策	新郷村	20	m	42	R2 ～ R4	-	
	夏泊公園線(久慈ノ浜海岸)	災害防除	平内町	1700	m	300	R2 ～	-	
	青森停車場線ほか	青森停車場線ほか 路面性状調査	青森市ほか			140	R2 ～	-	
	青森環状野内線ほか	青森環状野内線ほか 路面下空洞調査	青森市ほか			140	R2 ～	-	
	国道101号(緊急１次)	道路照明灯ＬＥＤ化	五所川原市			30	R2	-	
	国道102号(緊急１次)	道路照明灯ＬＥＤ化	十和田市			45	R2	-	
	蒔田五所川原線(蒔田橋)	橋梁架替	五所川原市	400	m	630	R3 ～	-	該当
	五所川原浪岡線(下石川)	現道拡幅	青森市	1.7	km	1,200	R3 ～	-	
	橋向五戸線切谷内ほか	舗装補修	五戸町	0.5	km	50	R2 ～ R3	-	
	国道454号（ニノ倉ほか）	舗装補修	新郷村	0.5	km	50	R2 ～ R3	-	
	八戸百石線（河原木ほか）	舗装補修	八戸市	0.3	km	30	R2 ～ R3	-	
	川内佐井線（佐井ほか）	舗装補修	佐井村	0.9	km	90	R2 ～ R3	-	
	国道339号（中小泊山2）	災害防除	中泊町	100	m	100	R3 ～ R5	-	
	国道339号（中小泊山3）	災害防除	中泊町	150	m	60	R2 ～ R4	-	
	岩崎西目屋弘前線（西岩崎山6）	災害防除	深浦町	500	m	210	R3 ～	-	
	川内佐井線（田野沢国有林2）	災害防除	むつ市	80	m	130	R3 ～ R4	-	
	国道339(三厩藤嶋2)	災害防除	外ヶ浜町	293	m	300	R3 ～	-	
	屏風山内真部線（内真部）	災害防除	青森市	280	m	100	R3 ～	-	
	岩崎西目屋弘前線（国吉）	災害防除	弘前市	90	m	40	R3 ～ R4	-	
	国道102号(切明)	災害防除	平川市	31	m	30	R3 ～ R4	-	
	八戸環状線（白銀）	災害防除	八戸市	109	m	77	R3 ～ R3	-	
	国道104号(相米)	災害防除	田子町	71	m	52	R3 ～ R3	-	
	国道101号（大間越）	災害防除	深浦町	90	m	170	R3 ～	-	
	国道279号（桑畑）	災害防除	風間浦村	80	m	100	R3 ～ R4	-	
	国道338号（矢越）	災害防除	佐井村	20	m	20	R3 ～ R3	-	
	国道338号（牛滝）	災害防除	佐井村	80	m	41	R3 ～	-	
	国道338号（喜平治山国有林）	災害防除	佐井村	100	m	180	R3 ～	-	
	国道339号（中小泊山）	災害防除	中泊町	70	m	40	R2 ～ R3	-	
	青森五所川原線（飯詰）	災害防除	五所川原市	140	m	15	R2 ～ R3	-	
	屏風山内真部線（喜良市山２）	災害防除	五所川原市	14	m	10	R2 ～ R3	-	
	国道394号（七戸深山国有林）	災害防除	七戸町	65	m	90	R3 ～ R4	-	
	国道338号（仏ヶ浦2）	災害防除	佐井村	200	m	60	R2 ～ R4	-	

事業費の単位：百万円

詳細番号	事業計画の詳細								
道路8	事業計画名等	安全で安心な暮らしを守るあおもりの道づくり（防災・安全）				計画の期間	R1 ～ R5	現況	28%
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【道路施設の防災対策】外							
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化
	国道338号（奥戸）	災害防除	大間町	300	m	100	R3 ～	-	
	鰺ヶ沢蟹田線（十三）	災害防除	五所川原市	30	m	80	R3 ～ R3	-	
	国道103号ほか	道路附属物修繕	青森市ほか			150	R2 ～ R5	-	
	国道103号ほか	道路照明灯LED化	青森市ほか			900	R2 ～ R5	-	
	国道103号ほか	道路情報提供装置	青森市ほか			225	R3 ～ R5	-	
	国道338号（奥戸）	視距改良	大間町	0.3	km	250	R3 ～ R5	-	
	鰺ヶ沢蟹田線（十三ほか）	舗装補修	つがる市	0.3	km	500	R1 ～ R5	-	
	鰺ヶ沢蟹田線（車力町ほか）	舗装補修	つがる市	0.5	km	500	R1 ～ R5	-	
	国道102号（奥瀬）	舗装補修	十和田市	0.7	km	550	R1 ～ R5	-	
	折茂上北町停車場線（上北南）	舗装補修	東北町	0.5	km	500	R3 ～ R5	-	
	国道394号（倉内ほか）	舗装補修	六ヶ所村	1	km	500	R3 ～ R5	-	
	国道338号（原田ほか）	舗装補修	佐井村	0.8	km	880	R1 ～ R5	-	
	青森五所川原線（新城）	災害防除	青森市	80	m	50	R2 ～ R4	-	
	夏泊公園線（稲生）	災害防除	平内町	100	m	100	R4 ～	-	
	夏泊公園線（稲生２）	災害防除	平内町	30	m	100	R4 ～	-	
	国道103号(南荒川山)	災害防除	青森市	185	m	200	R4 ～	-	
	国道280号（平舘石崎）	災害防除	外ヶ浜町	135	m	100	R4 ～	-	
	国道103号（荒川寒水沢）	災害防除	青森市	60	m	40	R4 ～	-	
	清水川滝沢野内線（外童子）	災害防除	平内町	45	m	100	R4 ～	-	
	清水川滝沢野内線（滝の沢）	災害防除	平内町	180	m	100	R4 ～	-	
	国道280号（村元道添）	災害防除	今別町	12	m	30	R4 ～	-	
	国道339号（三厩梨ノ木間）	災害防除	外ヶ浜町	69	m	60	R4 ～ R5	-	
	後平青森線（北天間館国有林）	災害防除	七戸町	140	m	90	R4 ～	-	
	国道338号（福浦）	災害防除	佐井村	40	m	100	R4 ～	-	
	国道338号（福浦２）	災害防除	佐井村	50	m	100	R4 ～	-	
	国道338号（喜平治山国有林２）	災害防除	佐井村	100	m	100	R4 ～	-	
	国道338号（牛滝２）	災害防除	佐井村	45	m	100	R4 ～	-	
	国道338号（牛滝３）	災害防除	佐井村	55	m	100	R4 ～	-	
	国道338号（牛滝４）	災害防除	佐井村	50	m	100	R4 ～	-	
	櫛引上名久井三戸線（赤石）	災害防除	南部町	20	m	40	R4 ～ R5	-	
	軽米名川線（泉清水）	災害防除	八戸市	100	m	100	R4 ～	-	
	島守八戸線（是川）	災害防除	八戸市	50	m	100	R4 ～	-	
	苫米地兎内線（苫米地）	災害防除	南部町	30	m	50	R4 ～ R5	-	
	国道280号（奥平部砥石）	災害防除	今別町	50	m	50	R3 ～ R4	-	

事業費の単位：百万円

詳細番号	事業計画の詳細									
道路8	事業計画名等	安全で安心な暮らしを守るあおもりの道づくり（防災・安全）				計画の期間	R1 ～ R5	現況	28%	
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【道路施設の防災対策】外								
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間		現況	加速化
	国道339号（北小泊山）	災害防除	中泊町	40	m	40	R4 ～		-	
	青森五所川原線（東嘉瀬山３）	災害防除	五所川原市	125	m	100	R4 ～		-	
	権現崎線(長坂)	災害防除	中泊町	40	m	50	R4 ～	R5	-	

詳細番号	事業計画の詳細									
道路9	事業計画名等	雪国あおもりの暮らしを支える道づくり（防災・安全）				計画の期間	R1 ～ R5	現況	29%	
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【道路交通の確保】								
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間		現況	加速化
	国道280号(瀬辺地～広瀬)	融雪溝設置	蓬田村	5.1	km	393	R1 ～	R3	-	
	弘前岳鯵ヶ沢線(中村町)	堆雪幅確保	鯵ヶ沢町	0.9	km	150	R1 ～	R5	-	
	弘前鯵ヶ沢線(大森)	融雪溝設置	弘前市	3.6	km	70	R1 ～	R3	-	
	戸来十和田線(横倉)	堆雪幅確保	十和田市	1.3	km	500	R1 ～	R4	-	
	国道101号(横磯)	堆雪幅設置	深浦町	2.0	km	140	R1 ～	R5	-	
	国道338号(川内町桧川)	融雪溝設置	むつ市	2.4	km	175	R1 ～	R5	-	
	富泡薄市線(田茂木)	防雪柵	中泊町	0.4	km	70	R1		-	
	国道102号(奥瀬)	防雪施設設置	十和田市	5.5	km	830	R1 ～	R3	-	
	国道338号(田野沢)	融雪溝設置	むつ市	1.0	km	180	R1 ～	R5	-	
	国道339号(四枚橋～藤島)	融雪溝設置	外ヶ浜町	1.6	km	203	R1 ～	R5	-	
	五所川原岩木線(高杉Ⅰ)	防雪柵	弘前市	1.2	km	120	R1 ～	R2	-	
	蒔田五所川原線(藻川)	防雪柵	五所川原市	1.0	km	100	R1 ～	R5	-	
	菰槌木造線(木造林)	防雪柵	つがる市	0.2	km	30	R1		-	
	国道280号(平舘舟岡ほか)	融雪溝施設修繕	外ヶ浜町	2	箇所	80	R1 ～	R2	-	
	弘前鯵ヶ沢線(鬼沢)	融雪溝設置	弘前市	2.0	km	170	R1 ～	R5	-	
	五所川原黒石線(東光寺)	防雪柵	田舎館村	0.4	km	30	R1		-	
	浪岡藤崎線(矢沢)	融雪溝設置	藤崎町	2.1	km	225	R1 ～	R4	-	
	国道338号(五川目)	防雪柵	三沢市	1.8	km	270	R1 ～	R2	-	
	今別蟹田線(大川平Ⅱ)	消雪施設修繕	今別町	10	箇所	140	R2 ～	R5	-	
	弘前鯵ヶ沢線(百石町～元寺町)	融雪施設設置	弘前市	0.6	km	400	R2 ～	R5	-	
	国道339号(姥袋)	融雪施設修繕	五所川原市	1	箇所	110	R2 ～	R5	-	
	持子沢鶴田線(鶴翔)	融雪施設修繕	鶴田町	1	箇所	130	R1 ～	R2	-	
	屏風山内真部線ほか(内真部ほか)	雪観測施設修繕	青森市ほか	50	箇所	90	R1 ～	R3	-	
	弘前柏線(柏桑野木田)	防雪柵	つがる市	0.1	km	120	R1 ～	R3	-	
	国道338号(斗南岡)	防雪柵	むつ市			80	R2 ～	R5	-	
	むつ尻屋崎線(蒲野沢)	防雪柵	東通村			80	R2 ～	R5	-	

事業費の単位：百万円

詳細番号	事業計画の詳細								
道路9	事業計画名等	雪国あおもりの暮らしを支える道づくり（防災・安全）			計画の期間	R1 ～ R5	現況	29%	
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【道路交通の確保】							
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化
	国道101号(湊地区)	融雪施設改修	五所川原市	1	箇所	300	R1 ～ R2	-	
	国道280号(内真部～蓬田BP)	交通安全施設整備	青森市			50	R1	-	
	青森浪岡線(大谷地区)	融雪施設設置	青森市			100	R1	-	
	国道102号(弘南大橋)	凍結防止剤自動散布機	弘前市			8	R1	-	
	国道338号(高野川地区)	路面凍結防止対策	むつ市			50	R1	-	
	八戸大野線(田代)	凍結抑制舗装	階上町	0.2	km	80	R1	-	
	国道280号(蟹田地区)	融雪施設改修	青森市			70	R1	-	
	国道101号(大釈迦地区)	融雪施設整備、凍結抑制舗装	青森市			100	R1	-	
	八戸野辺地線(大浦地区)	凍結防止剤散布装置設置	東北町			3	R1	-	
	八戸三沢線(犬落瀬地区)	堆雪・退避幅拡幅	六戸町			8	R1	-	
	国道279号(木野部地区)	路面凍結防止対策	むつ市			250	R1 ～ R4	-	
	吹上金屋黒石線(長崎工区)	融雪施設設置	黒石市			200	R3 ～ R5	-	
	五所川原車力線(車力町地区)	融雪施設改修	つがる市			90	R3 ～ R5	-	
	青森停車場線(新町地区)	融雪施設改修	青森市			50	R3 ～ R5	-	
	常海橋銀線(浪岡樽沢地区)	交通安全施設整備	青森市			50	R3 ～ R5	-	
	八戸野辺地線(青葉五丁目地区)	堆雪・退避幅拡幅	おいらせ町			50	R3 ～ R5	-	
	国道394号(乙供地区)	縦断改良	東北町			70	R3 ～ R5	-	
	国道339号(強巻地区)	防雪事業	鶴田町			10	R3 ～ R5	-	
	青森浪岡線(スカイブリッジ)	融雪施設改修	青森市			250	R3 ～ R5	-	
	青森浪岡線(王余魚沢地区)	融雪施設改修	青森市			600	R3 ～ R5	-	
	国道104号(原地区)	堆雪幅確保	田子町			100	R3 ～ R5	-	
	柳町下田停車場線(明土地区)	堆雪・退避幅拡幅	おいらせ町			15	R3 ～ R5	-	
	青森田代十和田線(中筒井地区)	歩道拡幅	青森市			500	R3 ～ R5	-	
	青森田代十和田線(火箱沢地区)	路肩拡幅	青森市			250	R3 ～ R5	-	
	櫛引上名久井三戸線(平地区)	堆雪幅確保	南部町			60	R3 ～ R5	-	
	八戸環状線(新井田地区)	融雪施設改修	八戸市			260	R3 ～ R5	-	
	八戸三沢線(下吉田地区)	縦断改良	六戸町			85	R3 ～ R5	-	
	国道338号(宿野部)	線形改良	むつ市			90	R3 ～ R5	-	
	国道279号(関根)	堆雪幅確保	むつ市			70	R3 ～ R5	-	
	八戸大野線(金山沢地区)	防雪柵	階上町			30	R3 ～ R5	-	
	八戸大野線(田代地区)	防雪柵	階上町			50	R3 ～ R5	-	
	名川階上線(平内地区)	防雪柵	階上町			30	R3 ～ R5	-	
	南部田子線(袴田)	道路改良	三戸町			60	R3 ～ R5	-	

事業費の単位：百万円

詳細番号	事業計画の詳細								
道路9	事業計画名等	雪国あおもりの暮らしを支える道づくり（防災・安全）				計画の期間	R1 ～ R5	現況	29%
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【道路交通の確保】							
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化
	青森浪岡線(大谷地区(旧道))	防雪施設整備	青森市			350	R1 ～ R2	-	
	国道102号(赤岩大橋)	凍結防止剤自動散布機	黒石市			4	R1	-	
	弘前平賀線(豊田跨線橋)	凍結防止剤自動散布機	弘前市			8	R1	-	
	むつ尻屋崎線(野牛地区)	路面凍結防止対策	東通村	1.8	km	50	R1	-	
	国道338号(砂子又地区)	路面凍結防止対策	東通村			50	R2 ～ R5	-	
	八戸大野線(十日市)	凍結防止剤自動散布機	八戸市	1	基	16	R1	-	
	国道340号(是川)	凍結抑制舗装	八戸市	0.3	km	40	R1	-	
	国道340号(南郷島守)	凍結抑制舗装	八戸市			50	R2 ～ R5	-	
	国道340号(沢里)	凍結抑制舗装	八戸市			70	R2 ～ R5	-	
	八戸大野線(十日市)	凍結防止剤自動散布機	八戸市			8	R2 ～ R5	-	
	国道102号(沢田地区)	凍結防止剤散布装置設置	十和田市			3	R1	-	
	国道279号(女舘～椛山地区)	路面凍結防止対策	むつ市			150	R2 ～ R5	-	
	国道338号(城ヶ沢地区)	路面凍結防止対策	むつ市			100	R2 ～ R5	-	
	国道279号(近川地区)	路面凍結防止対策	むつ市			100	R2 ～ R5	-	
	五所川原黒石線(梅田地区)	防雪事業	五所川原市			20	R2 ～ R5	-	
	七ツ館板柳線(境地区)	防雪事業	鶴田町			20	R2 ～ R5	-	
	五所川原黒石線(柏木地区)	防雪事業	板柳町			7	R2 ～ R5	-	
	国道339号(姥袋地区)	防雪事業	五所川原市			10	R2 ～ R5	-	
	富菟薄市線(高根地区)	防雪事業	中泊町			18	R2 ～ R5	-	
	蒔田五所川原線(金木町蒔田地区)	防雪事業	五所川原市			10	R2 ～ R5	-	
	荒川青森停車場線(旭町)	凍結防止剤散布装置設置	青森市			260	R1 ～ R3	-	
	弘前岳鰺ヶ沢線(土手町～元長町)	融雪施設設置	弘前市	0.2	km	90	R2 ～ R3	-	
	川内佐井線(田野沢国有林)	雪崩予防柵	佐井村	153	基	183	R1 ～ R3	-	
	七戸十和田湖線(向田)	防雪柵	七戸町	0.2	km	41	R3 ～ R4	-	
	酸ヶ湯高田線(野沢)	防雪柵	青森市	0.3	km	48	R2 ～ R3	-	
	弘前田舎館黒石線(袋井町)	融雪施設改修	黒石市	1	箇所	200	R2 ～ R3	-	
	五所川原岩木線(石野)	防雪柵	板柳町	0.4	km	145	R3 ～ R4	-	
	国道339号（中里）	防雪柵	中泊町	0.1	km	50	R3 ～ R4	-	
	胡桃舘鶴田線（山道）	防雪柵	鶴田町	0.1	km	50	R3 ～ R4	-	
	増田浅虫線（浅虫）	防雪柵	青森市	0.2	km	70	R3 ～ R4	-	
	道前浄法寺線（遠線）	防雪柵	田子町	0.1	km	50	R2 ～ R4	-	
	国道338号（宿野部）	融雪溝施設修繕	むつ市	1	箇所	35	R3	-	
	戸来十和田線(中渡～松屋敷)	融雪溝施設修繕	十和田市	1.3	km	700	R3 ～	-	

事業費の単位：百万円

詳細番号	事業計画の詳細									
道路9	事業計画名等	雪国あおもりの暮らしを支える道づくり（防災・安全）				計画の期間	R1 ～ R5	現況	29%	
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【道路交通の確保】								
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化	
	弘前柏線（種市）	防雪柵	弘前市	0.1	km	40	R4 ～	-		
	弘前岳鰺ヶ沢線（田中町～七ツ石町）	融雪溝設置	鰺ヶ沢町	0.4	km	100	R4 ～	-		
	国道394号(榎林)	防雪柵	七戸町	0.1	km	50	R4 ～	-		
	弘前停車場線(駅前3丁目)	融雪施設修繕	弘前市	1	箇所	210	R4 ～	-		
	中ノ渡十和田線(沢田)	防雪柵	十和田市	0.6	km	100	R4 ～	-		
	中ノ渡十和田線(赤沼)	防雪柵	十和田市	0.3	km	70	R4 ～	-		
	中ノ渡十和田線(吾郷)	防雪柵	十和田市	0.9	km	150	R4 ～	-		
	畑中竹鼻線(堂野前)	防雪柵	田舎館村	0.1	km	30	R4 ～ R5	-		
	鬼沢種市線(種市)	防雪柵	弘前市	0.1	km	30	R4 ～ R5	-		

詳細番号	事業計画の詳細									
道路10	事業計画名等	通学路交通安全プログラムに基づく通学路の安全を確保するあおもりの道づくり（防災・安全）				計画の期間	H30 ～ R4	現況	61%	
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【道路施設の防災対策】外								
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化	
	上野十和田線(上野)	歩道整備	東北町	1.3	km	549	H30 ～	-		
	弘前鰺ヶ沢線(高杉Ⅱ)	歩道整備	弘前市	1.0	km	213	H30 ～ R4	-		
	石川百田線(百田)	歩道整備	弘前市	0.3	km	18	H30 ～ H30	-		
	国道101号(浅井)	歩道整備	五所川原市	0.9	km	6	H30 ～ H30	-		
	清水川滝沢野内線(野内)	歩道整備	青森市	1.1	km	96	H30 ～ R3	-		
	弘前鰺ヶ沢線(大森)	歩道整備	弘前市	1.8	km	190	H30 ～ R3	-		
	平賀門外線(館田)	歩道整備	平川市	1.9	km	150	H30 ～ R3	-		
	国道339号(毘沙門)	歩道整備	五所川原市	0.7	km	26	H30 ～ H31	-		
	弘前鰺ヶ沢線(鬼沢)	歩道整備	弘前市	1.0	km	270	H30 ～ R4	-		
	五所川原黒石線(大俵)	歩道整備	板柳町	0.5	km	182	H30 ～ R3	-		
	櫛引上名久井三戸線(梅内)	歩道整備	三戸町	0.8	km	269	H30 ～ R4	-		
	国道454号(金ヶ沢)	歩道整備	新郷村	0.7	km	382	H30 ～ R4	-		
	田子十和田湖線(野々上～池振)	歩道整備	田子町	1.1	km	210	H30 ～	-		
	五所川原岩木線(宮舘)	歩道整備	弘前市	0.9	km	245	H30 ～ R4	-		
	石川土手町線(住吉町)	交差点改良	弘前市	0.1	km	74	H30 ～ R3	-		
	苫米地兎内線(苫米地(1))	歩道整備	南部町	0.3	km	260	H30 ～ R4	-		
	大鰐浪岡線(浪岡)	交差点改良	青森市	0.4	km	107	H30 ～ R3	-		
	国道394号(西上川原)	歩道整備	七戸町	0.4	km	380	H30 ～	-		
	津軽新城停車場油川線(新城)	歩道整備	青森市	1.0	km	384	H30 ～	-		
	石無坂鹿田線(鹿田)	現道拡幅	新郷村	0.2	km	102	H30 ～ H31	-		

事業費の単位：百万円

詳細番号	事業計画の詳細								
道路10	事業計画名等	通学路交通安全プログラムに基づく通学路の安全を確保するあおもりの道づくり（防災・安全）				計画の期間	H30 ～ R4	現況	61%
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【道路施設の防災対策】外							
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化
	吹上金屋黒石線(町居)	歩道整備	平川市	0.8	km	553	H30 ～ R3	-	
	八戸野辺地線(上笹橋)	歩道整備	東北町	0.5	km	293	H30 ～ R4	-	
	石川百田線(百田Ⅱ)	歩道整備	弘前市	0.9	km	308	H30 ～ R4	-	
	中ノ渡十和田線(沢田)	歩道整備	十和田市	0.9	km	201	H30 ～ R3	-	
	久栗坂造道線(東造道二丁目)	交差点改良	青森市	0.6	km	211	H30 ～ R3	-	
	十腰内陸奥森田停車場線(森田)	歩道整備	つがる市	0.4	km	108	H30 ～ R4	-	
	弘前環状線(撫牛子)	歩道整備	弘前市	0.4	km	315	H30 ～ R4	-	
	三沢十和田線(高清水)	交差点改良	十和田市	0.6	km	300	H30 ～ R3	-	
	青森五所川原線(羽白)	歩道整備	青森市	0.2	km	330	H30 ～	-	
	前坂藤崎線(葛野)	歩道整備	藤崎町	0.4	km	128	H30 ～ R3	-	
	三沢十和田線(一本木沢)	自歩道整備	十和田市	1.6	km	682	H30 ～	-	
	石川百田線(撫牛子)	歩道整備	弘前市	0.4	km	260	H30 ～ R4	-	
	吹上金屋黒石線(長崎)	歩道整備	黒石市	0.4	km	219	H30 ～ R4	-	
	弘前鯵ヶ沢線(十面沢)	視距改良	弘前市	0.3	km	240	H30 ～ R3	-	
	野辺地野辺地停車場線(前田Ⅱ)	歩道整備	野辺地町	0.3	km	110	H30 ～ R3	-	
	常海橋銀線(樽沢)	視距改良	青森市	0.4	km	175	H30 ～ R3	-	
	持子沢鶴田線(横蒭（歩道）)	歩道整備	鶴田町	0.4	km	100	H30 ～ R4	-	
	八戸階上線(鮫町（中道踏切）)	歩道整備	八戸市	0.4	km	342	H30 ～ R4	-	
	国道454号(尻内)	交差点改良	八戸市	0.4	km	102	H30 ～ H30	-	
	八戸野辺地線(浜道)	歩道整備	おいらせ町	0.5	km	160	H30 ～ R4	-	
	国道279号(近川)	歩道整備	むつ市	0.1	km	67	H30 ～ H31	-	
	国道101号(柏稲盛)	歩道整備	つがる市	0.4	km	140	H30 ～ R3	-	
	金屋尾上線(南田中)	歩道整備	平川市	0.2	km	260	H30 ～ R4	-	
	国道280号(沖館橋側道橋)	歩道整備	青森市	0.1	km	368	H30 ～	-	
	三沢十和田線(本町)	歩道整備	三沢市	0.3	km	70	R1	-	
	三沢十和田線(三本木)	歩道整備	十和田市	0.3	km	98	R1 ～ R3	-	
	弘前鯵ヶ沢線外(元寺町外)	歩道補修ほか	弘前市外	0.7	km	6	R1	-	
	石川土手町線(富田３丁目)	交差点改良	弘前市	0.1	km	170	R2 ～ R3	-	
	弘前平賀線(本町)	歩道整備	平川市	0.5	km	67	R2 ～	-	
	名川階上線(茨島)	歩道整備	階上町	1.0	km	80	R2 ～	-	
	櫛引上名久井三戸線(平)	視距改良	南部町	0.3	km	50	R2	-	
	松木姥蒭線(稲実)	歩道整備	五所川原市	0.2	km	56	R2 ～	-	
	八戸三沢線(米沢)	視距改良	六戸町	0.3	km	118	R2 ～ R4	-	

事業費の単位：百万円

詳細番号	事業計画の詳細									
道路10	事業計画名等	通学路交通安全プログラムに基づく通学路の安全を確保するあおもりの道づくり（防災・安全）				計画の期間	H30 ～ R4	現況	61%	
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【道路施設の防災対策】外								
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間		現況	加速化
	国道338号(三川目)	現道拡幅	三沢市	0.8	km	100	R2 ～		-	
	海老川新町線(緑町)	歩道整備	むつ市	0.8	km	24	R2 ～ R2		-	
	妙売市線（吹上）	歩道整備	八戸市	0.1	km	20	R2 ～ R3		-	

詳細番号	事業計画の詳細									
道路11	事業計画名等	雪国の生活を支えるあおもりの道づくり				計画の期間	R3 ～ R7	現況	-	
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【道路交通の確保】								
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間		現況	加速化
	国道101号外	除雪	青森市外	1	式	6,075	R3 ～ R7		-	
	八戸階上線外	除雪	八戸市外	1	式	6,184	R3 ～ R7		-	
	金木（停）線外	除雪	五所川原市外	1	式	6,225	R3 ～ R7		-	
	国道101号外	除雪機械購入	青森市外	1	式	1,400	R3 ～ R7		-	
	八戸階上線外	除雪機械購入	八戸市外	1	式	830	R3 ～ R7		-	
	金木（停）線外	除雪機械購入	五所川原市外	1	式	620	R3 ～ R7		-	

詳細番号	事業計画の詳細									
道路12	事業計画名等	国土強靱化の推進による、災害に強い青森の道づくり（仮称）				計画の期間	R4 ～ R8	現況	0%	
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【道路施設の防災対策】外								
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間		現況	加速化
	国道280号（砂ヶ森）	現道拡幅	今別町	0.9	km	1,640	R4		-	該当
	五所川原黒石線（梅田）	バイパス	五所川原市	2.0	km	1,587	R4 ～ R6		-	該当
	国道101号(追良瀬Ⅱ期)	バイパス	深浦町	3.6	km	5,046	R4 ～ R7		-	該当
	櫛引上名久井三戸線(坪渡)	バイパス	南部町	1.2	km	600	R4 ～ R5		-	該当
	後平青森線(下志多)	現道拡幅	七戸町	1.5	km	680	R4 ～ R6		-	該当
	国道279号(木野部)	バイパス	むつ市	2.2	km	10,600	R4 ～		-	該当
	蒔田五所川原線(蒔田橋)	橋梁架替	五所川原市	400	m	630	R4 ～ R6		-	該当
	戸来十和田線(横倉)	堆雪幅確保	十和田市	1.3	km	500	R4		-	該当
	戸来十和田線(中渡～松屋敷)	融雪溝施設修繕	十和田市	1.3	km	700	R4 ～ R6		-	該当
	国道103号(奥瀬１)	災害防除	十和田市	200	m	799	R4 ～ R6		-	該当
	国道338号(長後)	災害防除	佐井村	240	m	1,000	R4 ～ R6		-	該当
	国道102号(奥瀬２)	災害防除	十和田市	1000	m	565	R4 ～ R5		-	該当
	国道103号ほか	道路照明灯LED化	青森市ほか			900	R4 ～ R5		-	該当
	鰺ヶ沢蟹田線(蟹田小国ほか)	舗装補修	外ヶ浜町	4.5	km	500	R4 ～ R5		-	該当
	国道394号(駒込ほか)	舗装補修	青森市	1.0	km	500	R4 ～ R5		-	該当

事業費の単位：百万円

詳細番号	事業計画の詳細								
道路12	事業計画名等	国土強靱化の推進による、災害に強い青森の道づくり（仮称）				計画の期間	R4 ～ R8	現況	0%
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【道路施設の防災対策】外							
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化
	弘前柏線(種市ほか)	舗装補修	弘前市	5.9	km	590	R4 ～ R5	-	該当
	国道104号(白萩平ほか)	舗装補修	田子町	2.3	km	500	R4 ～ R5	-	該当
	鰺ヶ沢蟹田線（十三ほか）	舗装補修	つがる市	0.3	km	500	R4 ～ R5	-	該当
	鰺ヶ沢蟹田線（車力町ほか）	舗装補修	つがる市	0.5	km	500	R4 ～ R5	-	該当
	国道102号（奥瀬）	舗装補修	十和田市	0.7	km	550	R4 ～ R5	-	該当
	折茂上北町停車場線（上北南）	舗装補修	東北町	0.5	km	500	R4 ～ R5	-	該当
	国道394号（倉内ほか）	舗装補修	六ヶ所村	1	km	500	R4 ～ R5	-	該当
	国道338号（原田ほか）	舗装補修	佐井村	0.8	km	880	R4 ～ R5	-	該当
	国道338号(田野沢)	歩道整備	むつ市	0.8	km	500	R4 ～ R5	-	該当
	夏泊公園線（久慈ノ浜）	歩道整備	平内町	1.1	km	615	R4 ～ R5	-	該当

事業費の単位：百万円

詳細番号	事業計画の詳細									
河川1	事業計画名等	特定洪水対策等推進事業				計画の期間		現況	26%	
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【河川改修等の治水対策】外								
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間		現況	加速化
	金木川	大規模特定河川事業	五所川原市	1.0	km	1,000	R1 ～ R4			
	七戸川	大規模特定河川事業	七戸町	1.4	km	2,240	R2 ～ R11			
	十川	大規模特定河川事業	五所川原市	1.5	km	500	R2 ～ R6			該当
	貴船川	大規模特定河川事業	青森市	0.2	km	4,500	R4 ～ R13			
	新田名部川	大規模更新河川事業	むつ市	1.0	式	1,000	R2 ～ R7			該当

詳細番号	事業計画の詳細									
河川2	事業計画名等	青森県における総合的な浸水被害対策の推進（防災・安全）				計画の期間	R2 ～ R6	現況	46%	
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【河川改修等の治水対策】外								
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間		現況	加速化
	平川	広域河川改修	弘前市、平川市	1.5	km	950	R2 ～ R6		-	
	十川	広域河川改修	五所川原市	0.7	km	984	R2 ～ R6		-	
	旧十川	広域河川改修	五所川原市	0.8	km	800	R2 ～ R6		-	
	七戸川	広域河川改修	七戸町	0.2	km	180	R2 ～ R6		-	
	浅水川	広域河川改修	五戸町	0.8	km	700	R2 ～ R6		-	
	馬淵川	広域河川改修	三戸町・南部町	2.0	km	1,700	R2 ～ R6		-	
	中村川	広域河川改修	鰺ヶ沢町	0.4	km	900	R2 ～ R6		-	
	貴船川	都市基盤河川改修	青森市	0.4	km	387	R2 ～ R6		-	
	平川	広域河川改修（5か年加速化対策）	弘前市ほか	1.0	式	80	R2 ～ R6		-	該当
	十川	広域河川改修（5か年加速化対策）	五所川原市ほか	1.0	式	230	R2 ～ R6		-	該当
	浅水川	広域河川改修（5か年加速化対策）	五戸町ほか	1.0	式	50	R2 ～ R6		-	該当
	中村川	広域河川改修（5か年加速化対策）	鰺ヶ沢町	1.0	式	30	R2 ～ R6		-	該当
	田名部川	施設機能向上（5か年加速化対策）	むつ市	1.0	式	200	R2 ～ R6		-	該当
	戸鎖川	施設機能向上（5か年加速化対策）	六ケ所村	1.0	式	82	R2 ～ R6		-	該当
	高瀬川放水路	施設機能向上（5か年加速化対策）	三沢市	1.0	式	52	R2 ～ R6		-	該当
	明神川	施設機能向上（5か年加速化対策）	おいらせ町	1.0	式	52	R2 ～ R6		-	該当
	岩木川圏域	総合流域防災（情報基盤）	五所川原市ほか	1.0	式	40	R2 ～ R6		-	
	青森・むつ圏域（天田内川）	総合流域防災	青森市	1.6	km	350	R2 ～ R6		-	
	青森・むつ圏域（奥戸川）	総合流域防災	大間町	1.6	km	402	R2 ～ R6		-	
	青森・むつ圏域	総合流域防災	青森市ほか	1.0	式	230	R2 ～ R6		-	
	高瀬川圏域（明神川）	総合流域防災	おいらせ町	2.4	km	364	R2 ～ R6		-	
	高瀬川圏域	総合流域防災（情報基盤）	おいらせ町ほか	1.0	式	30	R2 ～ R6		-	
	馬淵川圏域	総合流域防災（情報基盤）	八戸市ほか	1.0	式	50	R2 ～ R6		-	

事業費の単位：百万円

詳細番号	事業計画の詳細									
河川2	事業計画名等	青森県における総合的な浸水被害対策の推進（防災・安全）				計画の期間	R2 ～ R6	現況	46%	
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【河川改修等の治水対策】外								
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化	
	青森・むつ圏域（天田内川）	総合流域防災（5か年加速化対策）	青森市	1.0	式	30	R2 ～ R6	-	該当	
	高瀬川圏域（明神川）	総合流域防災（5か年加速化対策）	おいらせ町	1.0	式	50	R2 ～ R6	-	該当	
	青森・むつ圏域（奥戸川）	総合流域防災（5か年加速化対策）	大間町	1.0	式	50	R2 ～ R6	-	該当	
	岩木川圏域（後長根川外）	総合流域防災（5か年加速化対策）	弘前市ほか	1.0	式	1,150	R2 ～ R6	-	該当	
	青森・むつ圏域（新城川外）	総合流域防災（5か年加速化対策）	青森市ほか	1.0	式	170	R2 ～ R6	-	該当	
	高瀬川圏域（奥入瀬川外）	総合流域防災（5か年加速化対策）	おいらせ町ほか	1.0	式	160	R2 ～ R6	-	該当	
	馬淵川圏域（浅水川外）	総合流域防災（5か年加速化対策）	五戸町ほか	1.0	式	140	R2 ～ R6	-	該当	
	岩木川圏域	総合流域防災（情報基盤）（5か年加速化対策）	弘前市ほか	1.0	式	30	R2 ～ R6	-	該当	
	青森・むつ圏域	総合流域防災（情報基盤）（5か年加速化対策）	青森市ほか	1.0	式	100	R2 ～ R6	-	該当	
	馬淵川圏域	総合流域防災（情報基盤）（5か年加速化対策）	八戸市ほか	1.0	式	41	R2 ～ R6	-	該当	

詳細番号	事業計画の詳細								
河川3	事業計画名等	駒込ダム建設事業				計画の期間	S57 ～ R13	現況	32%
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【河川改修等の治水対策】外							
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化
	駒込ダム	建設	青森市	1	基	45,000	S57 ～ R13	-	

詳細番号	事業計画の詳細								
河川4	事業計画名等	青森県における総合的な浸水被害対策の推進（防災・安全）緊急対策				計画の期間	R2 ～ R6	現況	48%
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【河川改修等の治水対策】外							
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化
	下湯ダム	堰堤改良	青森市	1	式	1,290	R2 ～ R6	-	
	久吉ダム	堰堤改良	平川市	1	式	1,242	R2 ～ R6	-	
	飯詰ダム	堰堤改良	五所川原市	1	式	150	R5 ～ R6	-	
	世増ダム	堰堤改良	八戸市	1	式	50	R6	-	
	青森県ダム再生計画の作成	ダム流入量予測ｼｽﾃﾑ運用の高度化	青森市ほか	1	式	272	R2 ～ R4	-	
	ダム下流河川における浸水想定図の作成	効果促進事業	青森市、平川市	1	式	40	R2	-	

事業費の単位：百万円

詳細番号	事業計画の詳細								
河川5	事業計画名等	青森県における海岸整備の推進（防災・安全）				計画の期間	R2 ～ R6	現況	48%
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【河川・海岸施設の耐震化・老朽化対策】外							
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化
	烏沢海岸	侵食対策	むつ市	650	m	1,590	R2 ～ R6	-	該当
	石崎海岸	老朽化対策緊急	外ヶ浜町	192	m	240	R2 ～ R5	-	
	稲崎・入口海岸	老朽化対策緊急	東通村	240	m	568	R2 ～ R6	-	該当
	木明海岸	老朽化対策緊急	野辺地町	130	m	230	R2 ～ R6	-	該当
	馬屋尻海岸	老朽化対策緊急	平内町	223	m	130	R3 ～ R6	-	該当
	算用師海岸	老朽化対策緊急	外ヶ浜町	1	式	20	R6	-	
	大和田海岸	老朽化対策緊急	鰺ヶ沢町	330	m	130	R3 ～ R6	-	該当
	泊海岸	老朽化対策緊急	六ヶ所村	1	基	90	R5	-	
	百石海岸	老朽化対策緊急	おいらせ町	1	基	90	R6	-	
	大間海岸	老朽化対策緊急	大間町	200	m	60	R5 ～ R6	-	
	川内海岸	老朽化対策緊急	むつ市	385	m	60	R4 ～ R6	-	該当
	平内海岸	老朽化対策緊急	平内町	1	式	20	R6	-	
	青森県沿岸海岸	老朽化対策緊急	おいらせ町ほか	1	式	240	R2 ～ R6	-	
	百石海岸	津波・高潮危機管理対策緊急	おいらせ町	700	m	320	R2 ～ R6	-	該当
	烏沢海岸	侵食対策（緊急対策）	むつ市	50	m	500	R2	-	
	ハザードマップ作成	津波ハザードマップ作成	階上町	1	式	7	R3	-	
	ハザードマップ作成	津波ハザードマップ作成	八戸市	1	式	35	R3	-	
	ハザードマップ作成	津波ハザードマップ作成	おいらせ町	1	式	6	R3 ～ R4	-	
	ハザードマップ作成	津波ハザードマップ作成	三沢市	1	式	19	R3	-	
	ハザードマップ作成	津波ハザードマップ作成	むつ市	1	式	8	R3	-	
	ハザードマップ作成	津波ハザードマップ作成	佐井村	1	式	3	R3	-	

詳細番号	事業計画の詳細								
河川6	事業計画名等	特定土砂災害対策推進事業				計画の期間		現況	-
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【土砂災害対策施設の整備・老朽化対策】外							
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化
	蔵館沢	事業間連携砂防等	大鰐町	1.0	基	279	H24 ～ R3	100%(R3)	該当
	小国沢	大規模特定砂防等	平川市	3.0	基	531	H26 ～ R5	37%(R3)	該当
	白沢	事業間連携砂防等	平川市	1.0	基	320	H27 ～ R4	67%(R3)	該当
	小湯ノ沢川	事業間連携砂防等	外ヶ浜町	2.0	基	665	H24 ～ R8	48%(R3)	
	中白糠沢	事業間連携砂防等	東通村	1.0	基	283	H26 ～ R3	100%(R3)	該当
	目倉石沢	大規模特定砂防等	青森市	3.0	基	894	H22 ～ R6	92%(R3)	該当
	南浮田町区域	事業間連携砂防等	鰺ヶ沢町	1485.0	m	850	H26 ～ R5	42%(R3)	
	内丸一丁目区域	大規模更新砂防等	八戸市	210.0	m	400	R1 ～ R9	23%(R3)	

事業費の単位：百万円

詳細番号	事業計画の詳細									
河川6	事業計画名等	特定土砂災害対策推進事業				計画の期間		現況	-	
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【土砂災害対策施設の整備・老朽化対策】外								
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間		現況	加速化
	奥村元区域	大規模更新砂防等	今別町	294.0	m	220	R2 ～ R6		18%(R3)	
	後長根川	大規模更新砂防等	弘前市	1.0	式	200	R3 ～ R7		5%(R3)	
	小松野川外	大規模更新砂防等	むつ市	1.0	式	385	R3 ～ R7		3%(R3)	
	オモ沢外	大規模更新砂防等	十和田市	1.0	式	210	R3 ～ R7		5%(R3)	該当
	関沢外	大規模更新砂防等	田子町	1.0	式	210	R3 ～ R7		5%(R3)	該当

詳細番号	事業計画の詳細									
河川7	事業計画名等	総合的な土砂災害対策の推進（防災・安全）				計画の期間	R1 ～ R5	現況	66%	
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【土砂災害対策施設の整備・老朽化対策】外								
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間		現況	加速化
	蔵館沢	通常砂防	大鰐町	1	基	180	R1 ～ R3		-	該当
	小国沢	通常砂防	平川市	1	基	222	R1 ～ R5		-	該当
	藤川	通常砂防	西目屋村	1	基	150	R1 ～ R5		-	
	北久渡寺南沢	通常砂防	弘前市	1	基	140	R1 ～ R5		-	
	北羽黒沢	通常砂防	弘前市	1	基	210	R1 ～ R5		-	
	中大秋沢	通常砂防	西目屋村	1	基	280	R1 ～ R5		-	
	上七崎沢	通常砂防	八戸市	1	基	200	R1 ～ R5		-	
	菖蒲沢外	通常砂防	三戸町	1	基	170	R1 ～ R5		-	
	蒼前沢	通常砂防	南部町	1	基	210	R1 ～ R5		-	
	平沢	通常砂防	八戸市	1	基	230	R1 ～ R5		-	
	内童子渡沢外	通常砂防	平内町	1	基	270	R1 ～ R5		-	
	勇沢	通常砂防	今別町	1	基	160	R1 ～ R5		-	
	枯木平沢	通常砂防	弘前市	1	基	210	R1 ～ R5		-	該当
	郷沢川	通常砂防	深浦町	1	基	170	R1 ～ R2		-	
	小湯ノ沢川	通常砂防	外ヶ浜町	2	基	220	R1 ～ R3		-	
	蛇浦川	通常砂防	風間浦村	3	基	88	R1 ～ R4		-	
	中白糠沢	通常砂防	東通村	1	基	140	R1 ～ R2		-	該当
	地蔵堂沢	通常砂防	むつ市	2	基	220	R1 ～ R5		-	
	白倉沢	通常砂防	中泊町	2	基	210	R1 ～ R5		-	
	脇野沢	通常砂防	むつ市	1	基	260	R1 ～ R5		-	
	トモエ沢	通常砂防	深浦町	3	基	230	R1 ～ R5		-	該当
	六條間沢	通常砂防	外ヶ浜町	3	基	200	R1 ～ R5		-	
	嗽沢	通常砂防	中泊町	2	基	150	R2 ～ R5		-	
	後長根沢２号	火山砂防	弘前市	2	基	10	R1 ～ R3		-	
	目倉石沢	火山砂防	青森市	2	基	555	R1 ～ R5		-	該当

事業費の単位：百万円

詳細番号	事業計画の詳細								
河川7	事業計画名等	総合的な土砂災害対策の推進（防災・安全）				計画の期間	R1 ～ R5	現況	66%
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【土砂災害対策施設の整備・老朽化対策】外							
	東湖北沢	火山砂防	十和田市	2	基	220	R1 ～ R5	-	該当
	中村沢	火山砂防	十和田市	1	基	240	R1 ～ R5	-	該当
	中宇樽部沢	火山砂防	十和田市	1	基	266	R1 ～ R5	-	該当
	北畑沢	火山砂防	むつ市	2	基	230	R1 ～ R5	-	
	岩木山・八甲田山・十和田	火山噴火緊急減災対策	青森市 外	1	式	570	R1 ～ R5	-	
	貴船沢	通常砂防	大鰐町	1	基	130	R3 ～ R5	-	該当
	南大湊上町沢	通常砂防	むつ市	1	基	70	R3 ～ R5	-	該当
	北大泊沢	通常砂防	今別町	1	基	60	R3 ～ R5	-	該当
	温湯区域	地すべり対策	黒石市	1	箇所	80	R1	-	
	富田区域	地すべり対策	弘前市	3	基	130	R2 ～ R5	-	該当
	笹内川区域	地すべり対策	深浦町	2	基	120	R3 ～ R5	-	該当
	川部区域	急傾斜地崩壊対策	青森市	607	m	770	R1 ～ R3	-	該当
	虹貝新田区域	急傾斜地崩壊対策	大鰐町	442	m	330	R1 ～ R3	-	該当
	山下３号区域	急傾斜地崩壊対策	平川市	140	m	128	R1 ～ R2	-	
	鬢田区域	急傾斜地崩壊対策	三戸町	245	m	360	R1 ～ R4	-	
	遠瀬１号区域	急傾斜地崩壊対策	田子町	242	m	20	R1	-	
	南浮田町区域	急傾斜地崩壊対策	鰺ヶ沢町	1485	m	200	R1 ～ R5	-	
	甲平ノ下区域	急傾斜地崩壊対策	風間浦村	290	m	500	R1 ～ R5	-	
	大佐井川目１号区域	急傾斜地崩壊対策	佐井村	170	m	260	R2 ～ R5	-	
	岩木川圏域（砂防・中村沢）	総合流域防災	鰺ヶ沢町	1	基	60	R1	-	
	岩木川圏域（急傾斜・山田２号区域）	総合流域防災	弘前市	480	m	270	R1 ～ R3	-	
	岩木川圏域（急傾斜・北浮田町区域）	総合流域防災	鰺ヶ沢町	247	m	200	R1 ～ R5	-	
	岩木川圏域（急傾斜・岡崎２号区域）	総合流域防災	深浦町	160	m	117	R2 ～ R5	-	
	青森・むつ圏域（地すべり・石浜３号区域）	総合流域防災	外ヶ浜町	1	基	410	R1 ～ R5	-	該当
	青森・むつ圏域（急傾斜・浦島区域）	総合流域防災	青森市	132	m	60	R1 ～ R2	-	
	青森・むつ圏域（急傾斜・浦島区域）	総合流域防災	青森市	220	m	90	R3 ～ R5	-	
	青森・むつ圏域（急傾斜・白糠４号区域）	総合流域防災	東通村	170	m	165	R1 ～ R5	-	
	青森・むつ圏域（急傾斜・桧川区域）	総合流域防災	むつ市	200	m	135	R3 ～ R5	-	
	高瀬川圏域（急傾斜・瓢２号区域）	総合流域防災	おいらせ町	220	m	100	R1 ～ R5	-	
	馬淵川圏域（急傾斜・幸神区域）	総合流域防災	五戸町	130	m	82	R1 ～ R3	-	
	馬淵川圏域（急傾斜・塚ノ上区域）	総合流域防災	田子町	447	m	355	R1 ～ R5	-	
	馬淵川圏域（急傾斜・道地区域）	総合流域防災	田子町	167	m	140	R1 ～ R5	-	

事業費の単位：百万円

詳細番号	事業計画の詳細									
河川7	事業計画名等	総合的な土砂災害対策の推進（防災・安全）				計画の期間	R1 ～ R5	現況	66%	
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【土砂災害対策施設の整備・老朽化対策】外								
	馬淵川圏域（急傾斜・八太郎区域）	総合流域防災	八戸市	83	m	87	R3 ～ R5	-		
	岩木川圏域（砂防・中碇ヶ関沢外）	総合流域防災	平川市外	5	基	1,143	R1 ～ R2	-	該当	
	青森・むつ圏域（砂防・北大川平沢外）	総合流域防災	今別町外	5	基	861	R1 ～ R2	-	該当	
	高瀬川圏域（砂防・中六ヶ所沢外）	総合流域防災	六ヶ所村外	5	基	298	R1 ～ R2	-	該当	
	馬淵川圏域（砂防・第1寺牛沢外）	総合流域防災	三戸町外	5	基	303	R1 ～ R2	-	該当	
	岩木川圏域（情報基盤）	総合流域防災	岩木川圏域	1	式	75	R1 ～ R2	-		
	青森・むつ圏域（情報基盤）	総合流域防災	青森・むつ圏域	1	式	150	R1 ～ R5	-	該当	
	青森・むつ圏域（情報基盤）	総合流域防災	青森・むつ圏域	1	式	120	R2	-	該当	
	岩木川圏域（情報基盤）	総合流域防災	岩木川圏域	1	式	20	R2 ～ R3	-	該当	
	青森・むつ圏域（情報基盤）	総合流域防災	青森・むつ圏域	1	式	10	R2	-	該当	
	岩木川圏域（基礎調査）	総合流域防災	岩木川圏域	340	箇所	343	R2 ～ R5	-	該当	
	青森・むつ圏域（基礎調査）	総合流域防災	青森・むつ圏域	619	箇所	576	R2 ～ R5	-	該当	
	高瀬川圏域（基礎調査）	総合流域防災	高瀬川圏域	408	箇所	227	R2 ～ R5	-	該当	
	馬淵川圏域（基礎調査）	総合流域防災	馬淵川圏域	538	箇所	270	R2 ～ R5	-	該当	
	土砂災害警戒区域等現地標識設置		岩木川圏域	1	式	80	R1	-	該当	
	土砂災害警戒区域等現地標識設置		青森・むつ圏域	1	式	63	R1	-	該当	
	土砂災害警戒区域等現地標識設置		高瀬川圏域	1	式	31	R1	-	該当	
	土砂災害警戒区域等現地標識設置		馬淵川圏域	1	式	58	R1	-	該当	
	土砂災害ハザードマップ作成		八戸市	1	式	2	R2	-		
	火山砂防ハザードマップ作成		鰺ヶ沢町	1	式	2	R2	-		
	土砂災害ハザードマップ作成		深浦町	1	式	6	R4	-		

詳細番号	事業計画の詳細									
河川8	事業計画名等	総合的な土砂災害対策の推進（防災・安全）（重点）				計画の期間	R1 ～ R5	現況	69%	
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【土砂災害対策施設の整備・老朽化対策】外								
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化	
	白沢	通常砂防	平川市	1	基	300	R1 ～ R5	-	該当	
	泉山沢	通常砂防	三戸町	2	基	330	R1 ～ R4	-	該当	
	大山下沢	通常砂防	深浦町	1	基	65	R1	-		
	館前沢	通常砂防	八戸市	1	基	450	R1 ～ R5	-	該当	
	下森合沢	火山砂防	黒石市	1	基	75	R1 ～ R2	-	該当	
	内山沢	火山砂防	五戸町	1	基	195	R1 ～ R4	-	該当	
	大荒川	火山砂防	むつ市	1	基	360	R1 ～ R5	-	該当	

事業費の単位：百万円

詳細番号	事業計画の詳細									
河川8	事業計画名等	総合的な土砂災害対策の推進（防災・安全）（重点）				計画の期間	R1 ～ R5	現況	69%	
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【土砂災害対策施設の整備・老朽化対策】外								
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間		現況	加速化
	岩木川圏域（砂防・南大鰐沢）	総合流域防災	大鰐町	1	基	25	R1		-	
	岩木川圏域（急傾斜・万年坂区域）	総合流域防災	深浦町	121	m	40	R1		-	
	岩木川圏域（砂防・北南中村沢）	総合流域防災	鰺ヶ沢町	2	基	150	R1 ～	R2	-	
	岩木川圏域（緊急改築・石切沢外）	総合流域防災	弘前市外	7	基	360	R1 ～	R4	-	該当
	岩木川圏域（緊急改築・砂山沢外）	総合流域防災	中泊町外	5	基	310	R1 ～	R4	-	該当
	岩木川圏域（地すべり・村市区域）	総合流域防災	西目屋村	52	本	110	R1 ～	R4	-	該当
	岩木川圏域（急傾斜・長﨑区域）	総合流域防災	黒石市	34	m	80	R3 ～	R4	-	
	青森・むつ圏域（砂防・中大川平沢）	総合流域防災	今別町	3	基	70	R1 ～	R2	-	
	青森・むつ圏域（急傾斜・九艘泊区域）	総合流域防災	むつ市	140	m	150	R1 ～	R3	-	該当
	青森・むつ圏域（急傾斜・釣屋浜１号区域）	総合流域防災	むつ市	143	m	200	R1 ～	R5	-	
	青森・むつ圏域（急傾斜・奥村元区域）	総合流域防災	今別町	293.9	m	160	R2 ～	R5	-	
	青森・むつ圏域（緊急改築・ねずみ沢外）	総合流域防災	青森市外	5	基	217	R1 ～	R4	-	該当
	青森・むつ圏域（緊急改築・新湯川外）	総合流域防災	風間浦村外	3	基	340	R1 ～	R2	-	該当
	馬淵川圏域（急傾斜・内丸一丁目区域）	総合流域防災	八戸市	82	m	160	R1 ～	R5	-	
	岩木川圏域（緊急改築・ゾベコ沢外）	総合流域防災	大鰐町外	5	基	120	R5 ～		-	該当
	馬淵川圏域（緊急改築・関沢外）	総合流域防災	田子町外	7	基	290	R1 ～	R5	-	該当
	高瀬川圏域（緊急改築・オモ沢外）	総合流域防災	十和田市外	3	基	125	R1 ～	R5	-	該当
	岩木川圏域（緊急改築・長寿命化計画）	総合流域防災	岩木川圏域	1	式	98	R1 ～	R3	-	該当
	青森・むつ圏域（緊急改築・長寿命化計画）	総合流域防災	青森・むつ圏域	1	式	131	R1 ～	R3	-	該当
	高瀬川圏域（緊急改築・長寿命化計画）	総合流域防災	高瀬川圏域	1	式	140	R1 ～	R3	-	該当
	馬淵川圏域（緊急改築・長寿命化計画）	総合流域防災	馬淵川圏域	1	式	140	R1 ～	R3	-	該当

事業費の単位：百万円

詳細番号	事業計画の詳細									
港湾1	事業計画名等	青森県改修（港湾施設改良費補助）事業				計画の期間	R2 ～ R6	現況		
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【港湾・漁港の防災対策】								
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間		現況	加速化
	青森港・本港地区	青森ベイブリッジ改良	青森市			465	R2 ～ R6		79%(R3)	該当
	青森港・沖館地区	フェリー大橋・柳川橋・臨港道路2号線改良	青森市			423	R2 ～ R6		71%(R3)	該当
	青森港・沖館地区	埠頭大橋・交差点・臨港道路1号線改良	青森市			897	R2 ～ R6		45%(R3)	該当

詳細番号	事業計画の詳細									
港湾2	事業計画名等	青森県の安全で快適な暮らしを支える港湾づくり（地域活性化）（港湾重点）				計画の期間	R2 ～ R3	現況		
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【港湾・漁港の防災対策】								
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間		現況	加速化
	青森港・本港地区	海浜・水質浄化施設の整備	青森市			128	R2 ～ R3		100%(R3)	
	青森港・本港地区	附帯施設の整備（海浜の効果促進事業）	青森市			40	R2 ～ R3		100%(R3)	

詳細番号	事業計画の詳細									
港湾3	事業計画名等	青森県の安全で快適な暮らしを支える港湾づくり（地域活性化）（港湾重点）				計画の期間	R4 ～ R5	現況		
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【港湾・漁港の防災対策】外								
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間		現況	加速化
	大間港・根田内地区外	根田内1号岸壁・西防波堤改良	大間町			132	R4 ～ R5		0%	

詳細番号	事業計画の詳細									
港湾4	事業計画名等	青森県の安全で快適な暮らしを支える港湾づくり（防災・安全）				計画の期間	R2 ～ R6	現況		
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【港湾・漁港の防災対策】外								
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間		現況	加速化
	青森港・本港地区外	係留施設改良	青森市			291	R6		0%(R3)	
	青森港・本港地区	物揚場改良	青森市			18	R6		0%(R3)	
	青森港・沖舘地区	沖館西船溜防波堤改良	青森市			60	R3 ～ R4		25%(R3)	
	青森港・本港地区	堤埠頭防波堤改良	青森市			60	R3 ～ R4		25%(R3)	
	青森港・本港地区外	臨港道路改良	青森市			126	R5 ～ R6		0%(R3)	
	むつ小川原港・外港地区	内-Ⅱ防波堤改良	六ヶ所村			83	R3 ～ R5		11%(R3)	
	むつ小川原港・外港地区	東防波堤改良	六ヶ所村	1	式	150	R4 ～ R5		0%(R3)	
	むつ小川原港・新納屋地区	岸壁改良	六ヶ所村			18	R6		0%(R3)	
	大間港・根田内地区外	係留施設改良	大間町			100	R6		0%(R3)	
	尻屋岬港・第一ふ頭地区	物揚場改良	東通村			23	R5		0%(R3)	
	野辺地港海岸・馬門地区	馬門離岸堤改良	野辺地町			619	R2 ～ R5		69%(R3)	該当
	県内12地区海岸	耐震性能照査	県内12地区海岸			103	R2 ～ R5		0%(R3)	
	野辺地港海岸・野辺地地区	耐震性能照査	野辺地町	1	式	29	R3 ～ R4		0%(R3)	
	小湊港海岸・浅所地区	耐震性能照査	平内町	1	式	12	R3 ～ R5		0%(R3)	

事業費の単位：百万円

詳細番号	事業計画の詳細									
港湾4	事業計画名等	青森県の安全で快適な暮らしを支える港湾づくり（防災・安全）				計画の期間	R2 ～ R6	現況		
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【港湾・漁港の防災対策】外								
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間		現況	加速化
	小湊港海岸・東滝地区	耐震性能照査	平内町	1	式	12	R3 ～ R5		0%(R3)	
	小湊港海岸・浜子地区	耐震性能照査	平内町	1	式	30	R3 ～ R5		0%(R3)	
	八戸港海岸・鮫町地区	耐震性能照査	八戸市	1	式	11	R3 ～ R5		0%(R3)	
	青森港海岸・油川地区	耐震性能照査	青森市	1	式	83	R3 ～ R5		0%(R3)	
	青森港海岸・原別地区	耐震性能照査	青森市	1	式	61	R3 ～ R5		44%(R3)	
	青森港海岸・造道地区	耐震性能照査	青森市	1	式	152	R3 ～ R5		18%(R3)	
	青森港海岸・野内地区	耐震性能照査	青森市	1	式	72	R3 ～ R5		0%(R3)	
	青森港	高潮情報基盤整備	青森市・蓬田村			33	R4 ～ R5		0%(R3)	

詳細番号	事業計画の詳細									
港湾5	事業計画名等	青森県の安全で快適な暮らしを支える港湾づくり（防災・安全）（港湾重点）				計画の期間	R2 ～ R6	現況		
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【港湾・漁港の防災対策】外								
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間		現況	加速化
	青森港・油川地区	新田橋改良	青森市			90	R2 ～ R4		100%(R3)	該当
	青森港・本港地区	臨港道路改良	青森市			90	R2 ～ R5		33%(R3)	該当
	八戸港・河原木地区	石油桟橋改良	八戸市	5	基	360	R3 ～ R6		8%(R3)	該当
	八戸港・八太郎地区外	係留施設（本体）改良	八戸市			189	R3 ～ R4		48%(R3)	該当
	大湊港・下北ふ頭地区	下北ふ頭1号岸壁改良	むつ市			132	R3 ～ R4		9%(R3)	該当
	八戸港・八太郎地区外	白銀北沼線改良	八戸市			339	R2 ～ R5		70%(R3)	該当
	むつ小川原港・鷹架地区外	南航路・航路泊地浚渫	六ヶ所村	1	式	300	R3 ～ R6		34%(R3)	

詳細番号	事業計画の詳細									
港湾6	事業計画名等	青森県の安全で快適な暮らしを支える港湾づくり（防災・安全）（海岸重点）				計画の期間	R1 ～ R5	現況		
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【河川・海岸施設の耐震化・老朽化対策】外								
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間		現況	加速化
	県内24地区海岸	老朽化対策	県内24地区海岸	15	施設	522	R1 ～ R5		0%(R3)	
	大間港・大間Ｂ地区	護岸等改良	大間町	8	施設	98	R1 ～ R3		43%(R3)	該当
	川内港・ 川内Ｂ地区	堤防等改良	むつ市	6	施設	174	R2 ～ R4		82%(R3)	該当
	青森港海岸・原別地区	陸閘改良	青森市	2	施設	32	R2 ～ R3		0%(R3)	
	青森港海岸・野内地区	陸閘改良	青森市	2	施設	42	R2 ～ R4		71%(R3)	
	八戸港海岸・八太郎地区	堤防改良	八戸市	1	施設	10	R3		0%(R3)	
	川内港海岸・川内Ａ地区	護岸改良	むつ市	2	施設	276	R2 ～ R5		12%(R3)	
	大湊港海岸・大湊地区	陸閘改良	むつ市	4	施設	96	R3 ～ R5		0%(R3)	
	大湊港海岸・田名部地区	堤防改良	むつ市	1	施設	10	R3		0%(R3)	

事業費の単位：百万円

詳細番号	事業計画の詳細									
港湾7	事業計画名等	陸奥湾ホタテの輸出促進による活力ある港づくり計画					計画の期間	R3 ～ R7	現況	
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【港湾・漁港の防災対策】								
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間		現況	加速化
	小湊港・間木地区	船揚場改良、離岸堤移設	平内町			300	R3 ～	R5	33%(R3)	
	野辺地港・馬門地区、野辺地地区	係留施設改良	野辺地町	1	式	273	R3 ～	R5	51%(R3)	
	野辺地港・野辺地地区	臨港道路改良	野辺地町	1	式	18	R3		100%(R3)	
	大湊港・船溜地区	係留施設改良	むつ市	1	式	300	R4 ～	R7	0%(R3)	

詳細番号	事業計画の詳細									
港湾8	事業計画名等	大間クロマグロによる魅力あふれる港づくり計画					計画の期間	R3 ～ R7	現況	
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【港湾・漁港の防災対策】								
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間		現況	加速化
	仏ヶ浦港・長後地区	防波堤整備	佐井村	28	m	690	R3 ～	R７	20%(R3)	
	仏ヶ浦港・長後地区	係留施設改良	佐井村	1	式	120	R4 ～	R７	0%(R3)	
	大間港・根田内地区	波除堤整備	大間町	40	m	120	R3 ～	R5	35%(R3)	

詳細番号	事業計画の詳細									
港湾9	事業計画名等	津軽地域の観光と産業を支える港づくり計画					計画の期間	R3 ～ R7	現況	
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【港湾・漁港の防災対策】								
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間		現況	加速化
	津軽港・鳴沢地区	航路泊地浚渫	鰺ヶ沢町	430,000	㎥	1,893	R3 ～	R7	33%(R3)	
	津軽港・鳴沢地区	臨港道路改良	鰺ヶ沢町	220	m	57	R3		100%(R3)	
	津軽港・鳴沢地区	橋梁改良	鰺ヶ沢町	1	式	102	R3 ～	R4	50%(R3)	

事業費の単位：百万円

詳細番号	事業計画の詳細								
都計1	事業計画名等	青森県無電柱化推進計画				計画の期間	H30 ～	現況	-
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【市街地の防災対策】外							
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化
	3・5・1号沼館三日町線	無電柱化	八戸市	0.7	km	4,100	H30 ～	80%(R3)	該当
	3・4・2号西滝新城線	無電柱化	青森市	0.6	km	2,050	R2 ～	11%(R3)	該当
	3・3・8号白銀市川環状線	無電柱化	八戸市	1.1	km	7,000	R1 ～	60%(R3)	該当

詳細番号	事業計画の詳細								
都計2	事業計画名等	インターチェンジや新幹線駅等へのアクセス性向上を図る街路整備				計画の期間	R1 ～ R4	現況	-
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【市街地の防災対策】外							
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化
	3・3・8号白銀市川環状線（尻内）	街路整備	八戸市	1.3	km	3,500	R1 ～	29%(R3)	該当

詳細番号	事業計画の詳細								
都計3	事業計画名等	通学路の安全を確保する街路整備（防災・安全）				計画の期間	R1 ～ R5	現況	-
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【市街地の防災対策】外							
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化
	3・5・4号堤町通り浜田線（奥野）	街路整備	青森市	0.5	km	639	R1 ～	93%(R3)	該当
	3・4・２０号紺屋町野田線	街路整備	弘前市	0.9	km	3,014	R1 ～	36%(R3)	該当

詳細番号	事業計画の詳細								
都計4	事業計画名等	都市公園の長寿命化と災害に強い安全・安心・快適なまちづくり				計画の期間	H31 ～ R５	現況	84%
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【市街地の防災対策】外							
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化
	新青森県総合運動公園ほか	公園施設長寿命化対策支援	青森市	1	式	400	H31 ～ R５	-	
	新青森県総合運動公園ほか	公園施設長寿命化対策支援（5か年老朽）	青森市	1	式	400	R2 ～ R５	-	該当

詳細番号	事業計画の詳細								
都計5	事業計画名等	青森県の下水道における防災・安全対策の実現				計画の期間	R3 ～ R7	現況	-
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【下水道施設の機能確保】							
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化
	岩木川流域下水道（岩木川浄化センターポンプ設備）	汚水ポンプ設備改築	弘前市	1	設備	11	R3	-	
	岩木川流域下水道（岩木川浄化センター汚泥処理設備）	コンポスト設備	弘前市	1	設備	1,900	R6 ～ R7	-	
	岩木川流域下水道（岩木川浄化センター電気計装設備（高率））	受変電設備改築外	弘前市	27	設備	778	R3 ～ R5	-	
	岩木川流域下水道（岩木川浄化センター電気計装設備（低率））	監視制御設備改築	弘前市	5	設備	527	R3 ～ R4	-	
	岩木川流域下水道（岩木川浄化センター管理棟）	空調・換気設備改築	弘前市	1	設備	26	R3	-	
	岩木川流域下水道(岩木川浄化センター汚泥処理施設)	汚泥脱水設備改築外	弘前市	5	設備	500	R4 ～ R6	-	
	岩木川流域下水道(岩木川浄化センター汚泥処理施設)	脱臭設備改築外	弘前市	5	設備	200	R4 ～ R6	-	

事業費の単位：百万円

詳細番号	事業計画の詳細								
都計5	事業計画名等	青森県の下水道における防災・安全対策の実現				計画の期間	R3 ～ R7	現況	-
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【下水道施設の機能確保】							
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化
	岩木川流域下水道(岩木川浄化センター水処理処理施設)	脱臭設備改築外	弘前市	5	設備	200	R4 ～ R6	-	
	岩木川流域下水道（岩木川浄化センター汚泥処理施設）	付帯設備改築	弘前市	2	設備	312	R6	-	
	岩木川流域下水道（田舎館ポンプ場）	自家発電設備改築外	田舎館村	8	設備	104	R3 ～ R4	-	
	岩木川流域下水道（平賀ポンプ場）	自家発電設備改築外	平川市	9	設備	110	R3 ～ R4	-	
	岩木川流域下水道（弘前ポンプ場）	自家発電設備改築	弘前市	6	設備	77	R5	-	
	岩木川流域下水道（浪岡ポンプ場）	自家発電設備改築	青森市	6	設備	100	R4 ～ R6	-	
	岩木川流域下水道（田舎館第２ポンプ場）	自家発電設備改築外	田舎館村	9	設備	79	R3 ～ R7	-	
	岩木川流域下水道（平賀第２ポンプ場）	自家発電設備改築外	平川市	12	設備	25	R3 ～ R5	-	
	岩木川流域下水道（大鰐ポンプ場）	計測設備改築外	大鰐町	10	設備	104	R3 ～ R7	-	
	岩木川流域下水道（管路施設（管渠））	管渠改築	弘前市外	2,400	m	840	R4 ～ R7	-	
	岩木川流域下水道（管路施設（マンホール））	マンホール改築	弘前市外	144	箇所	72	R4 ～ R7	-	
	岩木川流域下水道	調査・設計等（改築対策等）	弘前市外	1	式	466	R3 ～ R7	-	
	岩木川流域下水道	調査・設計等（耐水化計画策定等）	弘前市外	1	式	80	R3 ～ R6	-	
	馬淵川流域下水道（馬淵川浄化センター水処理設備）	最初沈澱池設備改築外	八戸市	31	設備	391	R4 ～ R6	-	
	馬淵川流域下水道（馬淵川浄化センター電気計装設備（高率））	受変電設備改築外	八戸市	39	設備	723	R3 ～ R6	-	
	馬淵川流域下水道（馬淵川浄化センター管理棟）	空調・換気設備改築外	八戸市	12	設備	169	R3 ～ R4	-	
	馬淵川流域下水道（百石ポンプ場）	受変電設備改築外	おいらせ町	24	設備	394	R4 ～ R5	-	
	馬淵川流域下水道（下田第４ポンプ場）	計測設備改築	おいらせ町	2	設備	3	R3	-	
	馬淵川流域下水道（管路施設（管渠））	管渠改築	八戸市外	1,240	m	435	R3 ～ R6	-	
	馬淵川流域下水道（管路施設（マンホール））	マンホール改築	八戸市外	302	箇所	244	R5 ～ R7	-	
	馬淵川流域下水道	調査・設計等（改築対策等）	八戸市外	1	式	190	R3 ～ R7	-	
	馬淵川流域下水道	調査・設計等（耐水化計画策定等）	八戸市外	1	式	40	R3 ～ R6	-	
	十和田湖特定環境保全公共下水道（十和田湖浄化センター汚泥処理設備）	汚泥脱水設備改築	十和田市	4	設備	200	R3 ～ R4	-	
	十和田湖特定環境保全公共下水道（十和田湖浄化センター電気計装設備（高率））	計測設備改築	十和田市	36	設備	160	R5 ～ R7	-	
	十和田湖特定環境保全公共下水道（休屋第１ポンプ場）	負荷設備改築外	十和田市	4	設備	30	R6 ～ R7	-	
	十和田湖特定環境保全公共下水道（休屋第２ポンプ場）	負荷設備改築外	十和田市	4	設備	60	R6 ～ R7	-	
	十和田湖特定環境保全公共下水道	調査・設計等（改築対策等）	十和田市	1	式	68	R3 ～ R7	-	
	岩木川流域下水道	調査・設計等（効率的な事業実施のための計画検討等）	弘前市外	1	式	53	R3 ～ R6	-	

事業費の単位：百万円

詳細番号	事業計画の詳細								
建住1	事業計画名等	青森地域住宅等整備計画（第三期）				計画の期間	R3 ～ R7	現況	-
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【住宅の耐震化】							
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化
	浜館団地	県営住宅建設事業（交付金）	青森市	1	式	109	R3	-	
	河原木団地	県営住宅建設事業（交付金）	八戸市	1	式	65	R3 ～ R7	-	
	広田団地	県営住宅建設事業（交付金）	五所川原市	1	式	32	R3 ～ R6	-	

詳細番号	事業計画の詳細								
建住2	事業計画名等	青森県における住宅・建築物の安全性の向上（第三期）				計画の期間	R3 ～ R7	現況	-
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【住宅の耐震化】							
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化
	戸山団地	県営住宅建設事業（交付金）	青森市	1	式	106	R3	-	
	昭和団地	県営住宅建設事業（交付金）	むつ市	1	式	67	R3 ～ R7	-	
	住宅・建築物安全ストック形成事業(青森市)	木造住宅耐震診断	青森市	1	式	0.2	R3	-	該当
	住宅・建築物安全ストック形成事業(弘前市)	木造住宅耐震診断	弘前市	1	式	0.2	R3	-	該当
	住宅・建築物安全ストック形成事業(八戸市)	木造住宅耐震診断	八戸市	1	式	0.3	R3	-	該当
	住宅・建築物安全ストック形成事業(黒石市)	木造住宅耐震診断	黒石市	1	式	0.2	R3	-	該当
	住宅・建築物安全ストック形成事業(五所川原市)	木造住宅耐震診断	五所川原市	1	式	0.2	R3	-	該当
	住宅・建築物安全ストック形成事業(十和田市)	木造住宅耐震診断	十和田市	1	式	0.1	R3	-	該当
	住宅・建築物安全ストック形成事業(三沢市)	木造住宅耐震診断	三沢市	1	式	0.3	R3	-	該当
	住宅・建築物安全ストック形成事業(むつ市)	木造住宅耐震診断	むつ市	1	式	0.1	R3	-	該当
	住宅・建築物安全ストック形成事業(つがる市)	木造住宅耐震診断	つがる市	1	式	0.1	R3	-	該当
	住宅・建築物安全ストック形成事業(平川市)	木造住宅耐震診断	平川市	1	式	0.2	R3	-	該当
	住宅・建築物安全ストック形成事業(平内町)	木造住宅耐震診断	平内町	1	式	0.1	R3	-	該当
	住宅・建築物安全ストック形成事業(今別町)	木造住宅耐震診断	今別町	1	式	0.1	R3	-	該当
	住宅・建築物安全ストック形成事業(外ヶ浜町)	木造住宅耐震診断	外ヶ浜町	1	式	0.2	R3	-	該当
	住宅・建築物安全ストック形成事業(深浦町)	木造住宅耐震診断	深浦町	1	式	0.1	R3	-	該当
	住宅・建築物安全ストック形成事業(田舎館村)	木造住宅耐震診断	田舎館村	1	式	0.1	R3	-	該当
	住宅・建築物安全ストック形成事業(板柳町)	木造住宅耐震診断	板柳町	1	式	0.1	R3	-	該当
	住宅・建築物安全ストック形成事業(中泊町)	木造住宅耐震診断	中泊町	1	式	0.1	R3	-	該当
	住宅・建築物安全ストック形成事業(野辺地町)	木造住宅耐震診断	野辺地町	1	式	0.1	R3	-	該当
	住宅・建築物安全ストック形成事業(横浜町)	木造住宅耐震診断	横浜町	1	式	0.1	R3	-	該当
	住宅・建築物安全ストック形成事業(東北町)	木造住宅耐震診断	東北町	1	式	0.1	R3	-	該当
	住宅・建築物安全ストック形成事業(六カ所村)	木造住宅耐震診断	六カ所村	1	式	0.2	R3	-	該当
	住宅・建築物安全ストック形成事業(佐井村)	木造住宅耐震診断	佐井村	1	式	0.1	R3	-	該当

※　100万円未満の総事業費は小数で表示している。

事業費の単位：百万円

詳細番号	事業計画の詳細								
建住2	事業計画名等	青森県における住宅・建築物の安全性の向上（第三期）				計画の期間	R3　～　R7	現況	-
	国土強靱化地域計画の対応方策名	【住宅の耐震化】							
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化
	住宅・建築物安全ストック形成事業(三戸町)	木造住宅耐震診断	三戸町	1	式	0.1	R3	-	該当
	住宅・建築物安全ストック形成事業(田子町)	木造住宅耐震診断	田子町	1	式	0.4	R3	-	該当
	住宅・建築物安全ストック形成事業(階上町)	木造住宅耐震診断	階上町	1	式	0.1	R3	-	該当
	住宅・建築物安全ストック形成事業(新郷村)	木造住宅耐震診断	新郷村	1	式	0.2	R3	-	該当
	住宅・建築物安全ストック形成事業(青森市)	木造住宅耐震改修	青森市	1	式	1	R3	-	該当
	住宅・建築物安全ストック形成事業(弘前市)	木造住宅耐震改修	弘前市	1	式	0.3	R3	-	該当
	住宅・建築物安全ストック形成事業(八戸市)	木造住宅耐震改修	八戸市	1	式	0.3	R3	-	該当
	住宅・建築物安全ストック形成事業(三沢市)	木造住宅耐震改修	三沢市	1	式	0.3	R3	-	該当
	住宅・建築物安全ストック形成事業(むつ市)	木造住宅耐震改修	むつ市	1	式	0.3	R3	-	該当
	住宅・建築物安全ストック形成事業(平川市)	木造住宅耐震改修	平川市	1	式	1	R3	-	該当
	住宅・建築物安全ストック形成事業(東北町)	木造住宅耐震改修	東北町	1	式	0.3	R3	-	該当
	住宅・建築物安全ストック形成事業(六ヶ所村)	木造住宅耐震改修	六ヶ所村	1	式	0.3	R3	-	該当
	住宅・建築物安全ストック形成事業(三戸町)	木造住宅耐震改修	三戸町	1	式	0.3	R3	-	該当
	住宅・建築物安全ストック形成事業(階上町)	木造住宅耐震改修	階上町	1	式	0.3	R3	-	該当
	住宅・建築物安全ストック形成事業(新郷村)	木造住宅耐震改修	新郷村	1	式	0.3	R3	-	該当
	住宅・建築物安全ストック形成事業(青森市)	ブロック塀等耐震改修	青森市	1	式	0.2	R3	-	該当
	住宅・建築物安全ストック形成事業(弘前市)	ブロック塀等耐震改修	弘前市	1	式	0.2	R3	-	該当
	住宅・建築物安全ストック形成事業(八戸市)	ブロック塀等耐震改修	八戸市	1	式	0.2	R3	-	該当
	住宅・建築物安全ストック形成事業(平川市)	ブロック塀等耐震改修	平川市	1	式	0.2	R3	-	該当
	住宅・建築物安全ストック形成事業(野辺地町)	ブロック塀等耐震改修	野辺地町	1	式	0.1	R3	-	該当
	住宅・建築物安全ストック形成事業(六カ所村)	ブロック塀等耐震改修	六カ所村	1	式	0.2	R3	-	該当
	住宅・建築物安全ストック形成事業(三戸町)	ブロック塀等耐震改修	三戸町	1	式	0.2	R3	-	該当

※　100万円未満の総事業費は小数で表示している。

（資料２）青森県国土強靱化地域計画に関連する主な事業　付表「観光１」～「観光２」

事業費の単位：百万円

詳細番号	事業計画の詳細								
観光1	事業計画名等	国定公園等整備事業				計画の期間	R4 ～ R8		
	国土強靱化地域計画の対応方策名	森林資源の適切な保全管理外							
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化
	東北自然歩道線（薬研温泉と渓流のみち）	歩道改修	むつ市	9.3	km	20	R4 ～ R8		該当
	東北自然歩道線（北限の二ホン猿とむつ湾展望のみち）	歩道改修	むつ市	13.7	km	20	R4 ～ R8		該当
	東北自然歩道線（霊場恐山参拝のみち）	歩道改修	むつ市	12.4	km	20	R4 ～ R8		該当
	東北自然歩道線（古碑群と千畳敷海岸のみち）	歩道改修	深浦町	8.3	km	20	R4 ～ R8		該当
	東北自然歩道線（北前船と日本海夕陽のみち）	歩道改修	深浦町	13.6	km	20	R4 ～ R8		該当
	東北自然歩道線（日本キャニオンと十二湖めぐりのみち）	歩道改修	深浦町	10.0	km	20	R4 ～ R8		該当
	東北自然歩道線（龍飛崎と青函トンネル体験のみち）	歩道改修	外ヶ浜町	1.6	km	43	R4 ～ R8		該当
	東北自然歩道線（ベンゼ湿原と縄文のみち）	歩道改修	つがる市	14.2	km	20	R4 ～ R8		該当
	東北自然歩道線（高山稲荷と七里長浜のみち）	歩道改修	つがる市	7.8	km	20	R4 ～ R8		該当
	東北自然歩道線（権現崎をめぐるみち）	歩道改修	中泊町	7.5	km	20	R4 ～ R8		該当

詳細番号	事業計画の詳細								
観光2	事業計画名等	国立公園整備事業				計画の期間	R4 ～ R8		
	国土強靱化地域計画の対応方策名	森林資源の適切な保全管理外							
	路線・河川・施設名等	事業名・事業概要等	市町村名等	数量	単位	事業費	事業期間	現況	加速化
	東北自然歩道線（焼山～滝の沢）	木橋改修	十和田市	1.0	橋	20	R4 ～ R8		該当
	石ヶ戸園地	休憩所改修	十和田市	1.0	式	15	R4 ～ R8		該当
	八甲田登山線（歩道）	歩道改修	青森市	1.0	式	20	R4 ～ R8		該当
	毛無岱線（歩道）	歩道改修	青森市	1.0	式	180	R4 ～ R8		該当
	東北太平洋自然歩道線（歩道）	歩道改修	八戸市	1.0	式	10	R4 ～ R8		該当
	大蛇園地	トイレ改修	階上町	1.0	式	40	R4 ～ R8		該当
	瞰湖台園地	休憩所改修	十和田市	1.0	式	60	R4 ～ R8		該当
	睡蓮沼園地	トイレ改修	十和田市	1.0	式	20	R4 ～ R8		該当
	萱野園地	トイレ改修	青森市	1.0	式	20	R4 ～ R8		該当
	休屋園地	トイレ改修	十和田市	1.0	式	20	R4 ～ R8		該当
	田代平園地	トイレ改修	青森市	1.0	式	20	R4 ～ R8		該当
	仙人岱避難小屋	避難小屋改修	十和田市	1.0	式	60	R4 ～ R8		該当
	宇樽部駐車場	トイレ改修	十和田市	1.0	式	20	R4 ～ R8		該当
	猿倉温泉園地	トイレ改修	十和田市	1.0	式	20	R4 ～ R8		該当
	御鼻部山園地	トイレ改修	十和田市	1.0	式	20	R4 ～ R8		該当

青森県国土強靱化地域計画

～　命と暮らしを守る青森県　～

令和４年３月変更

青森県危機管理局防災危機管理課
〒030-8570　青森市長島一丁目１番1号
TEL　017-734-9181
FAX　017-722-4867